# 「出雲国正税返却帳」を中心とした 平安時代中期財政と公文勘会の研究

17520429

# 平成 17 年度~平成 19 年度科学研究費補助金 (基盤研究 (C)) 研究成果報告書

2008年3月

研究代表者 大日方 克己 (島根大学法文学部教授)

# 目 次

はし	<sub>ン</sub> がき ・	3
研多	完成果 •	
I	出雲国	正税返却帳の現状と復原 ····· 5
П	10~11	世紀の出雲国司 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Ш	家司受领	項藤原行房と出雲国正税返却帳 ····· 90
IV	「東大寺	寺封戸文書書上」と公文勘済、受領功過 ······ 105
V	翻刻「占	出雲国正税返却帳」(1)
		(1) 延久 2 年帳 · · · · · · · · (2)
		(3) 延久 4 年帳 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		(4) 承保元年帳(25)
		(5) 某年帳 (35)
図え	長目録	
	表 I -1	延喜式巻 9 巻首諸本対照 24
	表 I -2	延喜式巻 10 巻首諸本対照
	表 I -3	勘出一覧
	表 I -4	位禄料人名 39
	表 I -5	延久2年帳 勘出数値の計算方法と検算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
	表Ⅲ-1	藤原行房年譜101
	表Ⅲ-2	東大寺封戸惣返抄と国司の関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
	図 I -1	九条家本延喜式巻 9 表裏関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
	図 I -2	九条家本延喜式巻 10 表裏関係 33
	図 I -3	正税返却帳各年度の復原 ・・・・・・・・・・・・・・・・34
	図 I -4	正税返却帳各年度印影 · · · · · · 35
	図Ⅱ-1	10~11 世紀の出雲国司 ・・・・・・・・・・・・・・・・86
	図Ⅲ-1	藤原行房関係系図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91

# はしがき

本報告書は、平成17年度~平成19年度における科学研究費補助金(基盤研究(C))による「「出雲国正税返却帳」を中心とした平安時代中期財政と公文勘会の研究」(課題番号17520429)の研究成果をまとめたものである。本研究テーマの中心となる「出雲国正税返却帳」の史料的性格の解明については一定の成果をあげることができたと思われる。この基盤的成果をもとに今後も研究を展開していきたいと考える。

#### 1. 研究組織

研究代表者 大日方 克己 (島根大学法文学部教授)

#### 2. 研究経費

平成 17 年度 600,000 円 (直接経費 600,000 円 間接経費 0 円) 平成 18 年度 600,000 円 (直接経費 600,000 円 間接経費 0 円) 平成 19 年度 780,000 円 (直接経費 600,000 円 間接経費 180,000 円) 合計 1,980,000 円 (直接経費 1,800,000 円 間接経費 180,000 円)

#### 3. 研究発表

#### (1)雑誌論文

大日方克己「家司受領藤原行房と出雲国正税返却帳」

(島根大学法文学部紀要社会文化学科編『社会文化論集』第4号、2007年12月)

#### (2)口頭発表

大日方克己「平安中期の出雲守をめぐって」 (島根史学会大会、2006 年 9 月 16 日)

# 研究成果

#### 1. 研究の目的

東京国立博物館所蔵九条家本『延喜式』裏文書のなかに、承暦2年(1078)12月末日付「主税寮解」、すなわち「出雲国正税返却帳」と称される文書断簡群が伝存している。正税返却帳は、平安時代の財政や地方支配制度、財政の実態をある程度示し、公文勘会や受領功過を考える上で重要な史料とされる。正税返却帳のまとまったほとんど唯一の残存例であるこの「出雲国正税返却帳」は、延久2年(1070)度~承保元年(1074)度の4~5年度分で、しかも同一内容で、勘出の最後が70年近くも前の長保5年(1003)となっている、など問題とされるべき内容が多い。なぜ承暦2年(1078)になってから、なぜ作成され、なぜ九条家本『延喜式』の裏文書として残ったのか、が必ずしも明確にされてこなかったこともあって、その内容を前述の研究に部分的に利用することはあっても、全面的にそれをふまえた論が展開されることはほとんどなかった。

本研究では、まず「出雲国正税返却帳」の史料的性格一記述内容が事実をふまえ、信頼するに足るものなのか、なぜ承暦2年(1078)にいかなる事情でそのような内容をもって作成され、なぜ九条家本延喜式の裏文書として残ったのか、を明らかにすることを目的とした。そのうえで「出雲国正税返却帳」の勘出内容を分析し、それをふまえて平安時代中期における税帳勘会、公文勘会の実態および財政の実態とその変化を考えようとしたものである。

#### 2. 研究の経緯

九条家本延喜式巻9、巻10の表裏関係、紙背文書の出雲国正税帳断簡を東京国立博物館から借用 した高解像度デジタル画像により精査した。欠失部分の原形と復原を考える前提として、近世に損 傷して補写された部分の紙背に存在していたはずの出雲国正税帳を推測するために、延喜式巻9、 10の主要写本を調査した。以上をふまえて5通の各年度帳の復原とテキストの確定を行った。

出雲国正税返却帳の記載内容の信憑性を検討するため、勘出内容を他史料とつきあわせつつ分析、検討を行った。正税返却帳は本来税帳勘会の結果として発行されるものであり、10世紀以降においては受領による公文勘済と功過定の前提となった。したがって出雲国正税返却帳に直接関係する国司(受領)を特定することが必須となる。そのために、10世紀~11世紀の出雲国司とその任期を特定する作業を行った。それは勘出内容との関係を検討するためにも必要である。続いて、受領と公文勘会の関係と変遷についての検討を進めた。その過程で未公刊史料の検討の必要もあり、『為房卿記』の写本調査のほか、10~12世紀の古記録類の写本調査と刊本類からの出雲国司(受領)関係史料を網羅的に収集した。また出雲守と受領功過との関係を検討する必要から東大寺封戸惣返抄の分析も行った。

#### 3. 研究の成果

出雲国正税返却帳の現状の観察、調査結果と、各年度の復原の経過については、本報告書Iに収録した。調査と復原の結果として、「出雲国正税返却帳」各年度帳の翻刻を、本報告書Vとして収録した。従来「出雲国正税返却帳」の翻刻テキストとしては、延久2年帳を他年度帳で補訂した『平安遺文』所収のものしかなかったので、各年度帳の出来うるかぎり正確な翻刻を収載する意味はあると考えた。また10~11世紀の出雲国司とその任期についても、史料的に可能な限り明らかにすることができた。本報告書II、および図II-1として収録し、あわせて勘出内容、それぞれの公文勘済と受領功過との関係も示した。「出雲国正税返却帳」は、摂関家家司で延久3年(1071)~承保元年(1074)か2年(1075)ころに出雲守となった藤原行房の公文勘済のなかで作成されたものであることを明らかにし、学術雑誌論文「家司受領藤原行房と出雲国正税返却帳」として公表した。本報告書には、IIの一部とIIIに分割、補訂して収録した。またその過程で検討した東大寺封戸惣返抄についても、当該文書に関する先行研究に対して新たな点を追加する成果を得ることができたと考え、それはまた本研究テーマである公文勘会と平安時代財政にもかかわるものでもあるため、本報告書IVとして収録した。

しかしながら勘出内容、とくに杵築社造営、東三条院の算賀・喪葬、内裏造営、あるいは公文勘会そのものについては、いくつかの知見や論点を見出しながら十分に展開できず、本報告書には収録できなかった。本研究で得られた基盤的成果をもとに今後さらに研究を展開していきたい。

# I 出雲国正税返却帳断簡の現状と復原

#### はじめに

出雲国正税返却帳は九条家本延喜式巻 9、巻 10の紙背文書として残存している。延久 2年(1070)、3年(1071)、4年(1072)、承保元年(1074)および年度不明の各年度の断簡の紙背を利用して、延喜式巻 9、巻 10 が書写されたと考えられる。断簡の分析と各年度帳のできうるかぎりの原形の復原のためには、表の延喜式巻 9、巻 10 の現状と書写状態も参考にする必要がある。本章では九条家本延喜式の裏表の現状を観察調査した結果と、出雲国正税返却帳の各年度原形の復原、および現状から考察される出雲国正税返却帳記載形式の特徴を提示する。

#### 1. 九条家本延喜式巻9、巻10の現状

#### (1)巻9の現状と表裏関係

巻9は合計35紙に巻首と宮中から山城国までの神名が書写されている。第1紙〜第6紙までは近世の補写部分である。第7紙は第8紙以降と比べると2行程度分ほど紙幅が短い。損傷のため、第7紙冒頭以前を切断し、他本から新たに書写した6紙を貼り継いだものと考えられる。補写の時期は不明だが、鹿内浩胤氏は近世初期、九条道房(慶長13年(1608)〜正保4年(1647))による補修時に補写されたと推測する(1)。

九条家本延喜式巻9の表裏関係は図I-1のとおりである。第6紙までの補写部分には紙背はない。第7紙以降のすべてに紙背が存在する。補修による裏打ちがなされているためモノクロ写真では紙背の判読が難しい。本研究では新たに東京国立博物館から借用した紙背文書のカラーデジタル画像②により検討した。

第7紙~第24紙の紙背は連続しており、第24紙紙背の冒頭に

主税寮解 申正税返却帳事

出雲国承保元年正税帳壹巻

とあることから、承保元年(1074)度の出雲国正税返却帳(以下、承保元年帳)であることがわかる。 承保元年帳は、冒頭から 18 紙分が連続して残っていることになる。

第25紙~第35紙(巻末)の紙背も連続しており、第26紙紙背末に

以前附件人所進延久参年正税帳依例勘畢但應

填納穀穎爲徵物勘出即付 返却以解

とあり、ひき続き第25紙紙背に承暦2年(1078)12月30日の日付と主税寮官人の署判があることから、承暦2年12月30日付で作成された延久3年度の出雲国正税返却帳(以下延久3年帳)であることがわかる。第25紙紙背は、署判の後に3行程度の余白があることから、延久3年帳の末尾だと判断される。延久3年帳は、途中から最後まで11紙分が連続して残っていることになる。

出雲国正税返却帳の連続する紙背をそのまま転用して延喜式が書写されたとみられる。したがって補写部分、つまり損傷して欠落した第6紙以前の部分の紙背にも出雲国正税返却帳が残っていた

蓋然性が高い。

延喜式巻9はこれらの紙背に書写されているわけだが、各行はおおむね紙背の正税返却帳の行に 重ね合わせて書写されている。正税返却帳の行間の広いところは、表の延喜式のもそれに合せて行 間が広くなり、正税返却帳の各行が斜めに傾いて記されている部分も、それに合わせて斜めになっ ている書写状態が観察できる。このことは、巻9および巻10の書写行数から、補写部分の紙背に損 傷以前に残存していたと推測される正税返却帳の欠落部分の分量を推計できることを示唆している。 そのため次に補写部分の検討を行う。

補写部分の第6紙までと、本来の第7紙以降では神名の記載形式が異なっている。 第7紙の冒頭は

大和国二百八十六座

大一百廿八座 並月次新嘗就中

小一百五十八座並官幣

添上郡卅七座 大九座

鳴雷神社<sub>新 嘗</sub> 率川坐大神御子神社三座 狭岡神社八座

となっており、以下第35紙の常陸国まで同様の形式で続いている。各国ごとに、最初に国内の神座数の総計、内訳として大座数、小座数の総計がそれぞれ1行で記される。ついで各郡の最初に郡内の神数の総計が記され、郡内の神名が列挙されるが、1行につき3段表記になっている。

第1紙から第6紙までは宮中と山城国の神名が記されているが、1行につき2段表記となっている。第1紙、つまり巻9の巻首は以下の通りである。

宮中神社三十六座

京中座神三座

畿内神六百五十八座

山城国 大和 河内 和泉 摂津 五ヶ国

東海道 十五ヶ国

三百四座。並預祈年月次新嘗等祭之案上三百四座官幣就中七十一座預相嘗祭

一百八十八座<sup>並預祈</sup>

小二千六百卌座

四百卅三座業下官幣

二千二百七座年国幣

宮中神卅六座

神祇官西院坐御巫等祭神廿三座次新嘗

御巫祭神八座 並大月次新嘗中宮東宮 御巫亦同

巻9に記される神名の総数が記される。宮中、京内、畿内の総数が記されるが、畿内総数の次に畿 内各国名が列挙される。ついで東海道と細字で注記される国数が記されるが、次の「三百四座」「一 八十八座」は東海道の神名の合計ではない。第17紙に東海道の神数合計として記される731座、大 52座、小679座と合致しない。

土御門本延喜式(以下、土御門本)巻9の巻首は、

延喜式卷第九神祇九

神名上五畿内 東海道

天神地祗惣三千一百卅二座

社二千八百六十一処

前二百七十一処

大四百九十二座

三百四座官幣就中七十一座預相嘗祭

一百八十八座<sup>並預祈</sup>

小二千六百卌座

四百卅三座案下官幣

二千二百七座華国幣

とあり(3)、これと対比させれば、九条家本補写部分の「三百四座」以下2行は、全国の神数総数の 大座の内訳部分以降であることがわかる。つまり九条家本補写部分は、全国神数総計部分の前半部 分を欠落させており、不整合な内容の書写になっているのである。これが補写の際に底本に使われ た写本に由来するものなのか、補写時の何らかの事情によるものかは不明である。

筆者が調査した代表的な写本、版本の体裁を表I-1に整理した。1行につき2段で記される神 名表記の形式は、土御門本、吉田家本⑷、内閣文庫本(慶長写本、紅葉山文庫旧蔵)ほか多くの近 世写本、享保板本(国史大系底本)ほか各種版本(慶安本・明暦本・雲州本)と共通する。

これに対して第7紙以降にみられるような、神名を1行3段に記す形式は、金剛寺本延喜式(以 下、金剛寺本) ⑤と類似している。金剛寺本は、巻 9、巻 12、巻 14、巻 16 が現存しており、巻 14 の奥書に、惟宗允亮の読み方を大治2年(1127)に秘本から書き写したとあり、大治2年以前の書写 と推測される(6)。九条家本に匹敵する古写本とみられるが、神名表記の形式が類似していることが 注目されるの。1行3段形式が平安時代以来の古い体裁で、1行2段は比較的新しい体裁ではない かと考えられる。

九条家本の宮中〜山城国の神名も当初は1行3段で書写されていたが、補写時には巻9の1行3 段体裁の写本が入手できず、1行2段体裁の写本しかなかったために、その体裁にしたがって1行 2段で神名を書写したのではないかと推測される。第7紙は第8紙にくらべ約2行程度短い。おそ らく1行の体裁の違いもあって、山城国神名の末尾がかかっていた第7紙冒頭を切断して、大和国 冒頭と補写部分を接合させたものと考えられる。

金剛寺本の巻9は巻首が欠落しているが、影印本によって現存部分の冒頭を示すと

Γ

大四百九十二座

三百□座<sub>上官幣就中七十一座預相嘗祭</sub>

一百八十八座<sup>並預祈</sup>

小二千六百卌座

四百卅三座<sub>案下官幣</sub> 近預折 「二千二百七座<sub>年国幣</sub>」

宮中神卅六座

神祇官西院坐御巫等祭神廿三座次新書

御巫祭神八座 宣東宮御巫亦同

神産日神 高御産日神 玉積産日神

生産日神 足産日神 [ ]

となっており、神名は1行3段記載であるが、冒頭を土御門本と比較すると、

延喜式巻第九神祗九

神名上五畿内 東海道

天神地祗惣三千一百卅二座

社二千八百六十一処

前二百七十一処

の巻首 5 行程度を欠落させているものと推測される。したがって金剛寺本では、巻首から山城国神名の最後まで 81 行と推測される。ただし総計の小の内訳「二千二百七座<sub>年国幣</sub>」の 1 行を書写し落としており、傍書で挿入された形になっているので、金剛寺本と同様の体裁では実質 82 行だった計算になる。

九条家本巻9の巻首から山城国神名末尾まで、つまり補写部分の原形が金剛寺本と同体裁だった と仮定すると、82 行分が存在していたことになる。

前述のように、九条家本は紙背の出雲国正税返却帳の行にほぼあわせる形で各行を書写している。 したがって、補写部分の原形の紙背にも正税返却帳が使用されていたとすれば、82 行(または 82 項目)分程度の分量だったことになる。現存第7紙の最終が承保元年帳 354 項(8)である。承保元年帳がそのまま連続していたと仮定すれば、最終の 415 項まで 62 項、415 項は2行にわたるので 63 行余程度、日付と署判が11 行程度となり、末尾まですべて収まる計算になる。他紙が1紙あたりほぼ 20~22 行程度なので、4紙分程度と推計される。

損傷、補写以前には承保元年帳がすべて巻9の紙背として残っていた可能性が考えられるのである。そうだとすると、承保元年帳すべてと延久3年帳の後半を貼り継いで、その紙背に巻9を書写していたことになる。

#### (2)巻10の現状と表裏関係

巻 10 は、近江国から対馬島までの神名が合計 49 紙にわたって書写されている。うち第1紙~第5紙が、巻9第1紙~第6紙と同様に近世の補写である。第6紙は9行で、第7紙以降と比べ紙幅は半分程度である。巻9と同様、損傷のため第5紙近江国末尾と美濃国冒頭の間で切断し、近江国神名等を5紙にわたって新たに書写して貼り継いだものと推測される。この補写部分には紙背は存在しない。

表裏関係は図I-2に示した通りである。

第6紙~第11紙の紙背には、出雲国正税返却帳の第15項~124項が連続して残存しているが、 何年度に属する断簡になるか不明である。某年帳と仮称する。本章2(5)において年度の推測を試 みたい。

第 12 紙~17 紙の紙背も、連続する出雲国正税返却帳の断簡であるが、第 12 紙紙背に最後の日付・ 署判部分が残っており、

以前附件人所進延久肆年正税帳依例勘畢但應

填納穀穎爲徵物勘出即付返却以解

とあることから、延久4年度のものであることがわかる。301 項~末尾までが連続して残されている。

第18紙~39紙の紙背も、連続する出雲国正税返却帳の断簡である。第39紙紙背冒頭が、

主税寮解 申正税返却帳事

出雲國延久貮年正税帳壹巻

従去延長元年至于延久貮年并佰捌拾柒箇年帳 とあり、第18紙紙背末尾に日付・署判の日付部分が、

以前附件人所進延久貮年正税帳依例勘畢但應

□□□穎爲徵物勘出即付返却以解

承暦「貮」年「拾貮」月「参拾」日

とあることから、延久2年度の出雲国正税返却帳であることがわかる。延久2年帳は巻首から署判まで連続して残っているが、本章2(2)で詳述するように、第12紙紙背延久4年帳の署判と比較すると、最後の3名分を欠いている。署判部分が2紙にわたっていて、最後の1紙分を欠落させて貼り継がれて利用されたものと推測される。

第40~巻末第49紙紙背も、正税返却帳の109項~300項が残存している。第17紙紙背が301項から始まること、第40紙紙背と第17紙紙背の筆跡が同一と判断されることから、延久4年帳の一部とみてよい。

補写部分には紙背は存在しない。

補写部分以外の全体の形状は巻9と同様に、出雲国正税返却帳の紙背を利用しており、各行は紙 背の行にほぼ合わせて書写されている。裏打ちされており紙背を判読しにくい状態も同様である。

このように巻9、巻10いずれも補写部分以外はすべて出雲国正税返却帳各年度の紙背を使用して書写されていることから、補写部分についても、損傷前には同様に出雲国正税帳紙背を使用して書写されていたとみるべきであろう。補写部分の損傷前の原形を復原することによって、紙背に残されていたであろう出雲国正税返却帳の状況を推測することも可能だと思われる。そのために次に補写部分の検討を行う。

神名は補写部分も含めてすべて1行3段記載を原則としている点は巻9、巻10に共通する。巻10についても他の主要写本、版本と比較すると(表I-2)、土御門本、内閣文庫本(慶長写本、紅葉山文庫旧蔵)、壬生本(宮内庁書陵部蔵)、藤波家本(宮内庁書陵部蔵)、慶安版本、明暦版本、享保版本(国史大系底本)、雲州版本は1行2段なのに対して、吉田家本のみが1行3段となっていて、九条家本と共通する。なお巻9が九条家本に近い体裁の金剛寺本には巻10は現存していない。

武田本(中院家本)は巻10のみ現存するが、1行2段~5段と不均等である(9)。また吉田家本の巻9は1行2段となっており、巻10と体裁を異にしている。

九条家本巻 10 と吉田家本巻 10 の体裁では類似する点が多いが、細部で異なる部分がある。例と して九条家本巻 10 第 6 紙に書写されている美濃国不破郡と池田郡の部分を抜粋すると、

不破郡三座小二座

仲山金山彦神社大 大領神社

伊富岐神社

池田郡一座小

養基神社

郡名を神名より一字下げて記し、1郡1座の場合は郡名と神名を同じ行に1行で記している。これ に対し吉田家本の当該部分は、

不破郡三座大一座小二座

仲山金山彦神社\* 大領神社

伊富岐神社

池田郡一座小

養基神社

神名を郡名より1字下げて記し、1郡1座の場合も郡名と神名を別の行に2行で記している。

九条家本の第5紙以前の補写部分は、神名を郡名より1字下げて3段記載しており吉田家本に類似する。1郡1座の場合については、補写部分には該当する郡がないので比較はできない。やはり巻10も補写部分は本来の部分と体裁を異にしており、補写の底本とした写本の体裁に由来するのではないかと思われる。

補写部分の体裁の特徴をもう少し検討してみる。

巻首は

延喜式巻第十神祗十

神名下山陽 南海 西海

東山道三百八十二座

大卌二座就中五座預月

小三百卌座

となっており、吉田家本、土御門本と同体裁である。続いて近江国神名が記載されるが、最初の滋賀郡の神名をすべて欠落させている。また伊香郡の玉作神社から補写部分最後の高島郡の神名まで、「神社」をすべて「〃〃」と略記しており、粗略な印象をうける。

さらに巻首の前に巻 10 に記載される東山道から西海道までの国島名を、各道ごとに合計 18 行に わたって列挙する記載が付加されている。他本にはみえない。ただ吉田家本のみ、東山道から西海 道までの道名と各道ごとの国名を8行にわたって記した1紙を、巻首の前に挿入している。

このように、九条家本の補写部分と吉田家本は類似性をもっているようにもみえるが、細部で異なる点が少なくない。すでに巻9の冒頭部分の比較から、宮地直一氏が九条家本と吉田家本の特色の共通性を指摘し(10)、田中卓氏は注記の共通性と差異を指摘し、両者を同じ系統本であるが親子関係にはないとした(11)。少なくとも、九条家本の補写部分については、吉田家本と同系統本から転写した可能性が高く、九条家本と類似性を持っていたので補写の底本として使用されたと推測される。

さて、補写部分は巻首から近江国高島郡まで67行であるが、欠落している滋賀郡の神名3行を加えた70行が損傷、補写以前の原形だったはずである。さらに巻首の前に道・国島名記載があった場合、吉田家本と同様なら8行、現補写部分と同様なら18行がつけ加えられる。

したがって補写以前の原形の分量としては、次の3通りの場合が考えられる。

- (a) 70 行  $+\alpha$  (道・国島名を含んでいなかった場合)
- (b) 78 行 + α (吉田家本と同様の道・国島名を含んでいた場合)
- (c)88 行+α (現補写部分と同様の道・国島名を含んでいた場合)

#### 2. 各年度帳の復原と記載の特徴

#### (1)延久2年帳

《『平安遺文』翻刻の特徴と問題》

延久2年帳は巻10第18紙~第39紙紙背に連続して残っている(図I-2)。なお本節では以下、 巻10第18紙紙背を10-18紙のように表記する。

冒頭から最後の主税寮官人の署判まで残っているため、『平安遺文』は 1161 号文書として延久 2 年帳を採録している(12)。しかし本報告書所収翻刻に示したように、デジタル画像では判読不明や欠損の箇所が少なからずあり、『平安遺文』では他年度帳の対応箇所から補っている部分があるようにみうけられる。また紙継目も記されているが、デジタル画像で観察する限りでは、裏打紙の継目と混同していると思われる箇所がいくつかみうけられる(13)。

最後の主税寮官人の署判は、10-18 紙が「正六位上権少允中原朝臣「盛□」」で切れている。『平 安遺文』はその後に紙継目を記し、続けて

従五位下行権少属文室朝臣[ ]

正六位上行権少属小野朝臣「盛口」

正六位上行権少属飯高朝臣

の3名を記している。この3名は延久4年帳の末尾から補ったものと思われる。しかし延久3年帳をみると、その3人の後にさらに

正六位上行権少属紀朝臣「□□」

が記され、その後に3行分程度の余白を残している。したがって延久3年帳断簡は最後まですべてを残していると判断できる。このことから、署判下段は「正六位上権少属息長宿禰「国経」」~「正六位上行権少属紀朝臣「□□」」まで合計11名が記されていたことになる。『平安遺文』は延久2年帳を採録し、欠けた署判を延久4年帳から補ったものの、結局最後の1人を欠いたままになっているのである。『平安遺文』は延久2年帳の正確な翻刻とはいえないようである。

『大日本史料』第1編補遺(別冊3)も「延長元年雑載」の補遺として出雲国正税返却帳を収録するが(14)、おなじく延久2年帳の冒頭3行と延長元年勘出から日付「承暦式年拾弐月参拾日」までを採録している。なお「延長元年勘出ノ記、九条家本延喜式巻十紙背所収延久四年正税返却帳断簡、同ジ」と注記するが、巻9の紙背延久3年帳断簡にも同様に延長元年勘出は現存している。

署判を除くと延久2年帳により正税返却帳のほぼ全貌が明らかになり、他年度帳も延久2年帳と 対比するとほぼ同内容であることがわかる。したがって『平安遺文』は内容を把握するためには依 然有用である。しかし各年度帳間で字句の異同や、誤記があるため数値や一字一句に踏み込んだ検討をするためには不十分といわざるをえない。各年度帳間の比較を容易にするために本報告書では、 冒頭の

主税寮解 申正税返却帳事

を1とし、日付・署判前の

以前附件人所進延久貮年正税帳依例勘畢但應□□□穎爲徴物勘出即付 返却以解 を 415 として各項ごとに番号を附した。行番号としなかったのは以下の理由による。

- 1) 1 項目が 1 行に収まらない場合、末尾の数文字分を折り返して 2 行分として記す場合があり、 各年度帳で 1 行か 2 行にわたるかが必ずしも統一されていないこと。
- 2) 2行にわたる場合は、2行目にかかる部分の間隔を詰めて下部に記していること。
- 3) 2行にわたっている場合、紙背の延喜式神名は原則として1行目のみにあわせて書写しており、表裏の書写状態の比較を容易にするため。

《延久2年帳の形状と特徴》

延久2年帳の形状とその特徴を検討する。

まず冒頭は以下のようになっている。

主税寮解 申正税返却帳事

出雲國延久貮年正税帳壹巻

従去延長元年至于延久貮年并佰柒拾柒筒年

正六位上行

右從今年 月 日至于十二月 日経計上日足参分之貮

合應填納穀穎

穀

不動

動用

穎

糒

主税寮解が正税返却帳を上申する書式になっており、出雲国延久2年度正税帳1巻、延長元年(923)から延久2年(1070)の間に対する正税返却帳であることが記される。

本来、太政官に送られた正税帳は主税寮に下されて勘会が行われる。勘会は延喜主税式上に次のように規定される。

凡勘\_税帳\_者。先拠\_去年帳\_。勘\_会今年帳\_。次計\_会出举。租地子。駅伝馬。池溝。救急。公廨。夷俘。在路飢病。及倉附等帳\_。次亦待\_神祗。兵部。主計。玄蕃。左右馬等官省寮移\_。然後返抄送\_省。若当年勘出物。大国満\_一萬束。上国八千束。中国六千束。下国四千束\_。即返帳。但造\_損益帳\_一通留\_寮。仍録\_返由\_申\_省。其未納并交替闕。及去年勘出物未填者。雖\_見\_束把\_。亦猶返帳。唯当季勘出。不\_満\_差数\_。即顕勘出。不\_須\_返帳\_。

提出された正税帳は、まず去年帳と勘会し、ついで出挙帳、租帳などの帳簿、各省寮などの移と計会された。不備や未填・未納・欠負がある場合、主税寮は正税帳を国に返却する旨を理由とともに

民部省に上申した。これが正税返却帳である。したがって主税寮解の書式で作成され、返却の理由 となる勘出とその内容が記されることになる。

なお「従去延長元年至于延久貮年并佰柒拾柒箇年」としているが、延長元年から延久2年までは147ヶ年であり、「佰柒拾柒箇年」は誤記である(15)。しかも「拾柒箇年」の「柒」字は「伍」字に上書きしている。誤記を訂正したものの、それでもなお誤っていたことになる。

次の「正六位上行」は位階のみで下が空白になっている。虎尾俊哉氏は記されるはずの税帳使名が空欄になっていると推測し、それは次の「右從今年 月 日至于十二月 日経計上日足参分之貮」の記述と関係するとしている(16)。これは次に掲げる大同5年(弘仁元年、810)3月28日太政官符の規定を念頭に置いている。

#### 太政官符

応 貶 諸国貢調税帳大帳等使考 事

右得\_民部省解\_偁。検\_案内\_。延暦九年十二月十日左大弁紀朝臣古佐美宣。諸国税帳大帳貢調等使上日。頃年之間。民部漏落。不\_為\_宛行\_。自今以後。宜\_依\_旧給\_\_之者。而今奉\_使之輩多非\_其人\_。或称\_病避\_事。或肆\_情徇\_私。曽不\_参\_省。徒煩\_雜掌\_。衆務闕怠従\_此而生。望請。勘\_公文\_間無\_故不\_上。計\_其上日\_不\_満\_三分之二\_。即奪\_公廨\_。兼不\_預\_考。仍每\_年上日移\_送式部省\_。審加\_貶降\_。又所\_奪公廨数令\_与\_税帳\_共申」。然則吏自公勤勘」帳無\_怠。謹請\_ 官裁\_者。右大臣宣。奉 \_ 勅。依」請。

大同五年三月廿八日(17)

諸国の税帳使・大帳使・貢調使等の上日が三分の二に満たない場合は公廨を奪い考に預からないこととされている。さらに斉衡2年(855)9月23日太政官符では解官されることになっている(18)。 虎尾俊哉氏は、これらに規定される税帳使の上日定数に足りていることが記されたのだと指摘した(19)。 従うべきだと思われるが、前掲大同5年3月28日太政官符では、上日定数に満たないため奪った公廨数を税帳とともに上申するとされている点にも注意すべきである。公廨は正税帳記載事項であるので、奪った公廨数を正税帳とともに上申するということは、正税帳の勘会にも参照されることである。正税返却帳に上日定数に満ちていることが記載されるのは、定数に満たないための奪われた公廨がない、つまりその点についての勘出はないことを示すためでもあると解することができる。しかし税帳使名や日付が空白になっているのは、延久2年(1070)または承暦2年(1078)段階では実質を伴わず形式化していることを示している。

続いて填納すべき穀穎類の項目がある。

合應填納穀穎

穀

不動

動用

穎

**非带** 

数値は空白になっている。本来、延喜主税式の規定どおりならば、填納されるべき数値が記載されるべきである。したがって形骸化し、形式的なものになっており、儀礼としての文書という評価がなされている(20)。しかし見方を変えれば、空白であることは、当任国司にとって填納すべき穀頴類

はないという理解もなりたちうる。11世紀における公文勘会と正税返却帳のあり方を考える上で重要な点であり、勘出の意味とあわせて後論する。

続いて、長保5年(1003)から延長□年までさかのぼって各年度ごとに勘出が記載される。最後の延長□年は□部分が欠損ため判読できないが、その前年度が延長2年であること、延久3年帳、延久4年帳の対応する箇所の記載から「延長元年」(923)であることは明らかである。

勘出年度とその内容は表I-3に示した。新しいものから過去にさかのぼる記載となっている。 断続的にのべ31年分の勘出が記載されているが、大きくみて康保4年(967)を最後に33年の空白が あり、長保年間に4年分だけの勘出がみられる。

末尾には、勘出部分(筆跡A)とは異筆(筆跡B)で次のように記される。

以前附件人所進延久貮年正税帳依例勘畢但應

□□□穎爲徴物勘出即付返却以解

承暦「貮」年「拾貮」月「参拾」日

□□□は欠損のため判読不能であるが、当該箇所は延久3年帳、延久4年帳と同文であるので、「填納穀」が入る。読み下すと次のようになる。

以前、件人に附して進む所の延久弍年の正税帳、例に依り勘じ畢りぬ。但し填納すべき穀・頴 は徴物と為して勘出し、即ち付して返却す。以て解す。

「付」と「返却」の間に3文字程度の空白がある。これは延久3年帳、延久4年帳ともに同じである。この空白部分には返却帳を付される人名、国衙の使者、冒頭部と対応させれば税帳使名が記されべき部分と思われる。冒頭の税帳氏名、上日数、日付ともに空白であることは、付されるべき税帳使が存在していなかったが、延喜正税帳式以来のこれまでの形式のみを踏襲して作成されていることを示していると考えられる。

日付部分は、年月日の数字部分はさらに別筆(筆跡C)で記入されている。最後の主税寮官人の 自署とともに最後に書き込まれたものと判断される。

自署部分の主税寮官人は、頭1名、助2名、権少允6名、権少属1名の合計10名であり、官位順に記すと以下の通りである。

- ①正四位下行頭兼典薬頭侍醫丹波権守丹波朝臣雅忠
- ②正五位下行権助兼算博士播磨権介三善朝臣為長
- ③従五位上行大外記兼助助教清原真人定俊
- ④従五位下権少允惟宗朝臣親隆
- ⑤正六位上行権少允紀朝臣
- ⑥正六位上行権少允紀朝臣惟口
- ⑦正六位上行権少允神服宿禰是□
- ⑧正六位上行権少允菅野朝臣政経
- ⑨正六位上行権少允中原朝臣盛□
- 4)正六位上行権少属息長宿禰国経
- ⑤以外はいずれも自署が認められる。おそらく整形による下部切断のための判読不能、および字形の判読不能が若干ある。延久3年帳と比較すると、正五位下行権少属文屋朝臣□□、正六位上行権少属小野朝臣盛□、正六位上行権少属飯高朝臣、正六位上行権少属紀朝臣□□の4名が欠落して

いる。

全紙にわたって上部に左右の罫線が9本引かれている。間隔はやや不均等であるが、各行頭と1字下げ、2字下げなどのインデントは罫線に合わせている。罫線が連続していない紙継目が多く、各紙ごとに罫線を附したあと貼り継いで、正税返却帳を作成したものと思われる。縦の界線は認められない。

また全体に印面判読不能の朱印がみられる。朱印の位置は図I-4に示した。10-39紙の冒頭の $1\sim2$ 項の「主税寮解」に2ヶ所、5項中央に1ヶ所が明確に認められ、1項下方に朱印の痕跡か汚れか判別しがたいものが1ヶ所程度認められる。38紙裏以降は、各紙の左方または右方に紙継ぎ目を挟む形でそれぞれ1ヶ所程度朱印が認められる。最終紙、巻10-18紙は最後の415項から日付、位署書部分に合計7ヶ所程度の朱印が認められる。

填納すべき穀頴欄、税帳使名などが空白になってはいるものの、主税寮官人の自署と朱印が全面 に捺されていることから、正文として発給されたものとみなすことができる。

#### (2)延久3年帳

延久 3 年帳は巻 9 第 25 紙 $\sim$  35 紙の紙背に連続して残っている(図 I-1)。 9 -35 紙は延喜式巻 9 の末尾であり、 5 行の余白を残して別の白紙 1 紙が貼り継がれている。したがって延久 3 年帳は 199 項と 200 項の間に紙継目があり、そこで切り離されて紙背が延喜式書写に使用されたとみられる。切り離された 199 項以前の部分は不明である。某年帳が相当するかどうかは後で検討してみる。

延久2年帳と比較すると、200 項から最後までとなる。しかし252 項が脱落しているほか、字句の異同が若干みられるが、基本的には筆写の際の誤字、脱字の類とみなすことができる。

最後の515項は、514項までとは異筆(筆跡B)で

以前附件人所進延久参年正税帳依例勘畢但應

填納穀穎爲徵物勘出即付返却以解

と記され、延久2年帳と同文言であるが、年度だけを「延久参年」と変えている。日付も

承暦「貮」年「拾貮」月「参拾」日

と、年、月、日の数字だけがさらに異筆(筆跡C)で記入されている点も延久2年帳と同である。 筆跡Bは延久2年帳の筆跡Bと同じにみえる。

主税寮官人の署判部分は合計 14 人が認められ、最後の正六位上行権少属紀朝臣「□□」の後に3 行程度の余白を残している。したがって延久3年帳がすべての主税寮官人の署判部分を残しているとみてよい。延久2年帳、延久4年帳は途中で欠落しているのである。主税寮官人は、頭1名、助2名、権少允6名、権少属5名の合計14名であり、官位順に記すと以下の通りである。

- ①正四位下行頭兼典薬頭侍醫丹波権守丹波朝臣雅忠
- ②正五位下行権助兼算博士播磨権介三善朝臣為長
- ③従五位上行大外記兼助助教清原真人定俊
- ④従五位下権少允惟宗朝臣親隆
- ⑤正六位上行権少允紀朝臣
- ⑥正六位上行権少允紀朝臣惟口
- ⑦正六位上行権少允神服宿禰是□

- ⑧正六位上行権少允菅野朝臣政経
- ⑨正六位上行権少允中原朝臣盛□
- ⑩正五位下行権少属文屋朝臣□□
- ⑪正六位上行権少属小野朝臣盛□
- 迎正六位上行権少属飯高朝臣
- ⑬正六位上行権少属紀朝臣□□
- 似正六位上行権少属息長宿禰国経

⑤⑫の2名以外はいずれも自署がある。延久2年帳の11人と比較しても自署の有無は同一である。 おそらく整形による下部切断のための判読不能、および字形の判読不能が若干ある。

全紙にわたって上部に左右の罫線が9本引かれ、各行頭がそれに合わせて記されている点、罫線 が連続していない紙継目が多い点も延久2年帳と同じである。

同様に全体に印面判読不能の朱印がみられる(図I-4)。朱印の位置は、9-35 紙 $\sim$ 26 紙の 414 項までは、各紙ごと右方中央、または左方中央の1ヶ所、9-35 紙は右方、9-34 紙は左方、9-33 紙は右方というように交互に捺されている。右方の場合、紙継目から左へおおむね $3\sim$ 5 行目あたり、左方の場合は紙継目から右へおおむね $5\sim$ 7 行目あたりに認められる。415 項は2 行にまたがって上下2ヶ所、署判部分は、自署にかかるよう上段に2ヶ所、下段に3ヶ所以上が認められる。下段署判の最後の4ヶ所めに相当する部分にわずかに朱の痕跡らしきものがみえるが、印か汚れかは判然としない。

記載内容、主税寮官人の自署、朱印いずれも、誤字、脱字および切り離されたことによる署判部 分末尾の欠落をのぞくと、延久3年帳の現存部分と延久2年帳とは年次部分以外まったく同じ体裁 と記載内容であるとみなすことができる。

#### (3)延久4年帳

延久 4 年帳は巻 10 の紙背に 2 つの断簡として残っている(図 I-2)。まず 10-17 紙 $\sim$  12 紙の断簡(C 断簡)は、10-12 紙に末尾と署判部分が残っている。

以前附件人所進延久肆年正税帳依例勘畢但應

填納穀穎爲徵物勘出即付返却以解

承暦「貮」年「拾貮」月「参拾」日

とあり、延久4年帳であることがわかる。延久2年帳・延久3年帳と比較しても、「延久肆年」以外はすべて同文言、同体裁、同筆跡である。自署部分は、延久3年帳と比較すると最後の権少属紀朝臣の一人を欠落させている。紙継目により紙背利用の際に脱落したものと推測される。自署している主税寮官人は延久3年帳と同一である。

この断簡は延久2年帳と比較すると、301 項から末尾までとなる。やはり各紙に1個ずつ印名不明の朱印が捺されている(図 I-4)。10-40 紙は右方、10-39 紙は左方、10-38 紙は右方、と、右方と左方が交互に捺されている点も延久2年帳、3年帳と同じである。415 項には3ヶ所、自署部分には上段に2ヶ所、下段に3ヶ所以上が認められる。

巻 10 紙背には、そのほか 10-49 紙〜40 紙(A断簡)、および 10-11 紙〜6 紙(D断簡)にそれぞれ連続する断簡が 2 つ残っている(図 I-2)。A断簡は延久 2 年帳と比較すると 109 項〜300 項と

なる。D断簡は15項~124項となり、年次を示す部分がないため、何年帳かはにわかには断定できない。しかし、A・D両断簡は109項~124項が重複しているので、別年度であることは明らかである。またA断簡は延久2年帳の不明な200項以前に相当するものでないことも明らかである。A断簡が300項で切れC断簡が301項から始まること、A断簡最後の10-40紙の朱印が紙の右方に捺され、C断簡最初の第17紙の朱印が左方に捺されており、紙の左右に交互に捺される各年度帳に共通する捺印の傾向に合致すること、10-40紙と10-17紙では筆跡が同一とみられること、以上の点からA断簡とC断簡は連続するとみてよい。

A断簡は109項からはじまっているが、合計14項しか記載されていない。紙幅も他紙に比べて3項目分(3行分)程度短くなっている。表は延喜式巻10の末尾であり、4行分(紙背正税返却帳の4項分)の余白を残している。このことは、ある段階で4行分の余白を残して、3行分程度が切断されたことを示している。この切断が、当初の延喜式書写時なのか、後世の整理または補修時のものかは不明である。したがって108項以前は不明であるが、切断により失われてしまった可能性が高い。

また全紙にわたって上部に左右の罫線が9本引かれ、各行頭がそれに合わせて記されている点、 罫線が連続していない紙継目が多い点も延久2年帳・延久3年帳と同じである。

以上、延久4年帳は109項から主税寮官人の最後の1人の自署を除いた末尾までが残っていることが確認できた。

#### (4)承保元年帳

承保元年帳は巻9の第24紙〜第7紙紙背に連続して残っている(図I-1)。冒頭から353項までが残っている。冒頭部分を示すと、

主税寮解 申正税返却帳事

出雲国承保元年正税帳壹巻

従去延長元年至于承保元年并佰捌拾柒箇年〈年別返却帳〉

正六位上行

右従今年 月 日至于十二月 日経計上日足参分之口

合應填納穀穎

穀

不動

動用

穎

糒

長保五年勘出穀貮拾柒萬肆仟捌拾参束貮把伍分壹毛

玖リ

とあり、年紀の入る「承保元年」および「承保元年并佰捌拾壱箇年」の部分をのぞいて、延久2年帳と同一である。しかし延長元年から承保元年までは151ヶ年であり、「佰捌拾壱箇年」は誤りである。延久2年帳も147ヶ年のところを「佰柒拾柒箇年」と誤っていたが、その誤記に延久2年(1070)から承保元年(1074)までの5ヶ年分を加えたためである。

延久 2 年帳と比較すると、91 項がない。91 項は某年帳にも存在しているので、承保元年帳作成時の記載漏れである。そのほか紙背として利用する時か延喜式の補修時に、整形するため下部が均一に切断されている。そのため全体的に最下部の  $1\sim 2$  字分が欠損している行が多い。欠損文字は他年度帳により補うことが可能である。

本章1(1)で指摘したように、延喜式巻9第1紙~第6紙は損傷による近世の補写部分である。 損傷以前は82行分程度が存在していたことを推測した。延久2年帳・延久3年帳・延久4年帳の現 状からすると、354項から最終の415項まで62項、415項は2行にわたるので63行余程度、日付と 署判が11行程度、合計74行余程度となる。承保元年帳が損傷前の紙背に残っていたとすると末尾 まですべて収まる計算になる。1紙あたりほぼ20~22行程度で記されているので、4紙分程度の分 量と推計される。承保元年帳すべての紙背を使って、延喜式巻9が巻首から書写されたとみられる。

他年度帳と同様、ほぼ全紙に印面不明の朱印の痕跡が認められる(図 I-4)。最初の 9-24 紙は、冒頭部に 5 ヶ所印影が認められる。冒頭右下は印影の視認が困難であり、捺されていなかったのか、印影が消えてしまったものなのかは判断できない。 9-23 紙も同様に印影が視認できない。 9-22 紙以降各紙 1 箇所ずつ、右寄りに押される場合と左寄りに押される場合が交互になっている。これも他年度帳と同様である。

また全紙にわたって上部に左右の罫線が9本引かれ、各行頭がそれに合わせて記されている点、 罫線が連続していない紙継目が多い点も延久2年帳・延久3年帳・延久4年帳と同じである。

#### (5)某年帳

本章 2 (3) で指摘したように、10-11 紙~7 紙に年度不明の断簡(D断簡)が残っている(図 I - 2)。15 項~124 項に相当する。某年帳と仮称する。

他年度帳と同様に前面に印面不明の朱印が押されているのが認められる。10-11 紙には印影が観察できない。10-10 紙は右寄りに1ヶ所認められ、以下各紙1ヶ所ずつ認められ、右寄りに押されている紙と左寄りに押されている紙が交互になっている状態は他年度帳と同じである。また全紙にわたって上部に左右の罫線が9本引かれ、各行頭がそれに合わせて記されている点、罫線が連続していない紙継目が多い点も他年度帳と同じである。

延久2年帳の冒頭1紙(10-39紙)は首部から16項までが記され、17項は紙継目上に記されている。承保元年帳の冒頭一紙は主部から18項までが記されている。それらと比較すると、某年帳の欠失している14項以前も、1紙分だったとみてよい。紙背を延喜式書写に利用する段階以前に1紙分が欠落したか、損傷等により1紙分を捨てて、延久4年帳と貼り継いで紙背利用したのであろう。

たびたび指摘してきたように延喜式巻 10の第 1 紙~第 5 紙は損傷による近世の補写部分である。巻 9 と同様に、損傷前には某年帳 125 項以降も巻 10 の紙背として残存していた可能性が高い。106 紙は 116 項~124 項の 9 項が残存している。表の延喜式も、正税返却帳の行にあわせて書写されて おり 9 行である。図 2 に示したように、延久 2 年帳 10-33 紙が 116 項~134 項の 18.5 項(紙継目上を 0.5 と計数)、承保元年帳 9-18 紙が 115 項~134 項の 19.5 項となっている。それと比較すると、某年帳 10-6 紙も本来 19 項(19 行)分程度あったものが、損傷のため 6 項(6 行)分を残して切断 されてしまったものと判断される。延喜式巻 10 の近江国と美濃国の間で切断したためである。

では、何項までが残っていたのだろうか。試みに推計してみたい。

本章1 (2) で、延喜式巻10冒頭の第1紙~第5紙補写部分の損傷前の原形は、

- (a) 70 行  $+\alpha$  (道・国島名を含んでいなかった場合)
- (b) 78 行 + α (吉田家本と同様の道・国島名を含んでいた場合)
- (c)88 行 + a (現補写部分と同様の道・国島名を含んでいた場合)

の3通りの可能性を指摘した。それ以前の部分と同様に、正税返却帳某年帳の紙背を利用し、正税返却帳の項に行をあわせて書写していたとすると、延喜式の行数と正税返却帳の項数が対応するので、延喜式の行数を正税返却帳の項数に置き換えることができる。それぞれ

- (a) 70 項分+α、194 項以後まで
- (b) 78 項分 $+\alpha$ 、202 項以後まで
- (c) 88 項分+ a、212 項以後まで

#### と推計される。

以下、(a)~(c)それぞれの場合で、某年帳の年度が推測できないか試みてみる。本報告書Ⅲで検討するように、出雲国正税返却帳の作成事情を考える際、某年帳の年度が問題になるので、ここで 史料の本体そのものから年度を特定できる可能性がないか試みてみることもあながち無駄な作業ではないと思われる。

#### (a) の場合-その1

延久2年帳は134項~201項を4紙に記し、承保元年帳は135項~213項を4紙に記している。この差は、134項~165項までの間を、字間を詰めて1項1行で記すか、最後の数文字分を折り返して1項2行(行間は項目間の半分以下に詰めている)をとって記すか、の違いによる(本報告書各年度帳翻刻を参照)。また某年帳の115項以前(10-7紙~11紙)と、それに対応する延久2年帳の17項~115項(10-38紙~34紙)の形状を比較すると、各紙ごとの項目数(行数)は1~2項(行)以内の差で似通っている。某年帳の欠損している125項以降も延久2年帳と同様の形状だとすると、10-6紙欠損部分+4紙で200項程度までが残存していたことになる。延喜式の行数に対応して推計した項数の194項と数行の違いになるが、延喜式巻10が冒頭部分に若干の余白をとって書写し始めたとすると、ほぼ合致するとみてよい。

もしそうだとすると、延久 3 年帳が 200 項以降を残し、199 項以前を欠失させていることに対応する。某年帳と延久 3 年帳では筆跡も類似している。某年帳が、延久 3 年帳の前半である可能性がでてくる。紙背利用を考えると(図  $I-1\cdot 2$  参照)、承保元年帳と延久 3 年帳を貼りついで、その紙背-承保元年帳末尾裏から延喜式巻 9 を書写し、巻末まで書写し終わったところで、延久 3 年帳の残りを紙継目から切り離し、延久 2 年帳と延久 4 年帳の断簡を後に張りついで、巻 10 を書写したと推測することはできる。

しかし印影の位置を検討すると、某年帳が延久3年帳現存部に連続する可能性が低くなる。図 I -4 に示したように、印は巻首と末尾の紙を除いて、1 紙あたり1  $\tau$  所が原則であり、右寄りに押印される紙と左寄りに押印される紙が交互になっている。某年帳 10 -6 紙が右寄りである。4 紙存在したとすると、左、右、左、右の順で、4 紙目は右寄りに押印されていた可能性が高い(図 I -4 某年帳推測部分参照)。一方、延久3年帳断簡冒頭紙(9 -35 紙)の印影は右寄りである。その前に接続する紙の印は左寄りだった可能性が高い。したがって推測されうる印の位置が合致せず、某

年帳が延久3年帳前半だった可能性は低くなる。

もっとも延久 2 年帳 10-20 紙は右と中央の  $2 \tau$ 所に印影が認められ、続く 10-19 紙は順番からすると右寄りなのに左寄りに印が捺されている(図 I-4)。これと同様な印の捺され方が欠落推測 4紙にもあった可能性が皆無とはいえない。

結局この場合、推計される項目数、印の位置の推測双方から、某年帳が延久3年帳前半部分である可能性、そうでなく別年度である可能性、いずれもありうるとするにとどめておく。

#### (a) の場合 - その 2

某年帳の125 項以後が、承保元年帳と同様な行とりで各項が記されていたとする場合、194 項までで3紙分になる。延久3年帳断簡冒頭が200項なので、1紙に9項分しか記されないということは、他年度帳の対応部分と比較しても考えられない。したがってこの場合は、某年帳が延久3年帳の前半であることはない。

#### (b)(c)の場合

- (b) の場合 202 項、(c) の場合 212 項まで残っていた推計になり、いずれの場合も延久 3 年帳断簡 冒頭の 200 項以降までかかることになり、延久 3 年帳前半であることはない。
- 1 (2)でも検討したように、(b) (c) の場合というのは、補写部分と同様に延喜式巻 10 冒頭に道・ 国名列挙部分が存在したという仮定のもとでの推計である。しかし現存写本中で類例は吉田家本だけであり、しかも吉田家本の当該部分は別紙で巻首の前に貼りこまれており、本文と別筆である。 後世の挿入であり、吉田家本の本来の姿ではないと考えられる。こうした点を考えると、九条家本の原形もそのような記載はなかった可能性が高い。つまり、(b) (c) の場合がありうる可能性自体が低いことになる。

以上、各場合についてそれぞれ可能性を検討してみたが、結局某年帳が延久3年帳前半にあたるか、他年度帳断簡であるか、いずれの可能性も否定できず、史料の本体そのものからの断定は困難である。

しかし、これら延久2年~承保元年までの出雲国正税返却帳の紙背が一括して延喜式巻9、巻10の書写の使用されている点からすれば、某年帳もそれに近接する年度であることは間違いない。なかでも延久3年帳前半か、延久5年帳断簡である可能性がもっとも高いと考えられる。正税返却帳は国司(受領)の税帳勘会の結果として発行されるものであり、国司の任期と密接に関係する。本報告書Ⅱ、Ⅲで検討する出雲国司の任期から改めて検討する。

#### (6) 小括

以上、九条家本延喜式巻9、巻10の表裏関係と、紙背の出雲国正税返却帳各年度帳の復原について検討した。図3に各年度帳の復原を図示し、本報告書の最後にその復原にもとづいて各年度帳の翻刻を収めた。

#### 3. 出雲国正税返却帳の記載状態

各年度帳の検討により以下の点が確認される。各年度帳は、それぞれの年度を示す記載をのぞくと同一内容である。字句の異同は誤字脱字と判断される。全面に朱印が捺され、末尾の署判には主税寮官人の自署が認められる。形式的には主税寮によって正式に作成され発行された文書とみなしてよいと考えられる。尾部が残存している各年度帳とも同じ承暦2年(1078)12月30日付であり、主税寮官人の自署とその有無も同一である。承保元年帳、某年帳も含めて同時に一括作成されたものとみなすことができる。

そこでほぼ全容が明らかな延久2年度帳で、欠字や誤字・脱字を他年度帳で補って勘出内容に関して整理したものが表 $I-3\sim5$ である。

表 I-3 は勘出内容を年度別に整理したものである。天慶年間を境に勘出内容に違いがみられる。 それ以降は、国衙諸経費の勘出がなくなり、位禄料と中央進上物が中心になることである。これは、 正税返却帳が税帳勘会の結果として作成されるものであり、勘出内容の変化は公文勘会の変化を反 映していると考えられる(21)。

表 I-4 は勘出内容のうちでも位禄料を整理したものである。これらの人名を検討してみると、安倍晴明をはじめよく知られた人物もみうけられるが、誤字も少なくない。たとえば長保3年(1001)にみえる従五位下「美那臣直節」は寛弘6 (1009)年2月8日に従五位上守大判事兼明法博士としてみえる美麻那直節(22)のことだと思われる。天徳2年(958)にみえる「従五位下藤原朝臣除茂元」、天慶5年(942)にみえる「平朝臣齊章志茂平奇」など、あきらかに人名としては不自然な記載、天徳元年(957)の「源朝臣」のように姓のみで名が欠けたものなどもみられる。またこうした位禄料は官符により支出されるのであるが、官符の日付も誤字と思われるものがみうけられる。

表 I - 5 は、勘出された穎稲の量を正税返却帳の記載にしたがって再計算してみたものである。 正税返却帳は各年度ごとに、勘出された穎稲の合計量を冒頭に、その内訳を次に記載している。そ れぞれの計算が合致しているかを検算したものである。結果、計算の合致しない部分の多いことが 明らかである。とくに「陸」と「柒」が区別しにくい字形で書かれており、混同されているケース があると考えられるが、それを考慮して再計算してみても合致しない場合が多い。誤字・脱字の結 果として計算が合致しなくなっている場合が多いようである。

これらの誤字・脱字は各年度帳間でも存在するが、各年度帳に共通して誤っている、あるいは不審な字句もある。これらのことは承暦2年(1078)段階では正税返却帳を作成する際に、もはや過去の勘出内容については厳密に検討していないことを示している。おそらく主税寮では税帳勘会を行い正税返却帳を作成する際に、過去の正税返却帳の勘出内容を転写して済ましており、それが何回も繰り返されるなかで誤字・脱字が累積し、とくに数値の記述でそれがはなはだしくなっていった結果だと考えられる。10世紀以降、前任者以前の未填を勘出して正税返却帳が発行されることにより、当任分のみの勘済が認められるようになったため(23)、前々任者以前の過去の勘出内容はほとんど問題にされなくなり、形式的に転写され続けるようになった結果だと考えられる。

#### おわりに

本章では、出雲国正税返却帳の現状を調査、検討した結果を提示するとともに、延久2年、延久3年帳、延久4年帳、承保元年帳の復原とその問題点を提示した。某年帳については、延久3年帳の前半部分であるか、他年度であるか決め手がなかったが、延久3年帳前半か、延久5年帳の可能性が高い。各年度帳については本報告書巻末の翻刻をあわせて参照いただきたい。

#### 注

- (1) 鹿内浩胤「九条家本延喜式小史」(『日本歴史』364、2001年)。
- (2) 約5000×4000 ピクセル、1677 万色、TIFF ファイル、1 枚平均約59MB。表面の延喜式については東京国立博物館所蔵写真を閲覧し、複製本(『九条家本延喜式 巻第九・巻第十』官幣大社稲荷神社、1925年)なども参照した。
- (3) 土御門本『延喜式』は、影印本『国立歴史民俗博物館蔵貴重典籍叢書 歴史編 13 延喜式2』 (臨川書店、2000年) に拠った。
- (4) 吉田家本『延喜式』は、影印本『天理図書館善本叢書 和書之部 第13巻 古代史籍続集』(八木書店、1975年) に拠った。
- (5) 金剛寺本『延喜式』は、影印本『金剛寺本延喜式神名帳上』(古典保存会、1939年)に拠った。
- (6) 田山信郎「金剛寺蔵古鈔本延喜式神名帳上解説」(『金剛寺本延喜式神名帳上』、古典保存会、1939年)。
- (7) 金剛寺本と九条家本の類似性については、はやく『大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告 第8 輯 金剛寺所蔵延喜式神名帳の調査』(大阪府、1938年)でも指摘されている。
- (8) 項番号は各年度帳の翻刻(本報告書所収)の各項目に附した番号。
- (9) 武田本 (中院家本) は、『中院家本 延喜式巻第十』(燃焼社、1999 年、神宮皇学館影印本〈1928〉の複製) に拠った。花山院通雅識語、建長3年(1251)付「如一見了」、弘長3年(1263)8月13日「重見了」があり、鎌倉前期以前にさかのぼる写本と推測されるが、上野国以降の神名しか残存しておらず、巻首の状態は不明である。
- (10) 宮地直一「九条家本延喜式解説」(『九条家本延喜式 巻第九・巻第十』官幣大社稲荷神社、1925 年、所収)。
- (11)田中卓「延喜式吉田家本解題」(前掲注(4)『天理図書館善本叢書 古代史籍続集』所収)。
- (12)竹内理三編『平安遺文』古文書編第3巻、1154頁~1174頁。
- (13) たとえば『平安遺文』古文書編第3巻、1172 頁下段最終行に紙継目とされている部分など。
- (14) 東京大学史料編纂所編『大日本史料』第1編補遺(別冊3)、193頁~194頁。
- (15) 高橋崇「出雲国正税返却帳の基礎的研究」(『東北大学教養部文科紀要』9、1962 年) において すでに指摘されている。
- (16) 虎尾俊哉「延喜主税式勘税帳条の研究」(『弘前大学国史研究』12、1958年)。
- (17) 『類聚三代格』巻 12 諸使并公文事 大同 5年(810) 3月 28 日太政官符「応<sub>レ</sub>貶\_諸国貢調税帳大帳等使考\_事」。なお同巻の別箇所にも同じ太政官符が、大同 5年 3月 28 日太政官符「応<sub>・</sub>大帳貢

調税帳等使上日数少奪\_公廨\_兼不」、預」考事」として収められている。前者は弘仁格式部下、後者は弘仁民部格に収められていたものである。

- (18) 『類聚三代格』巻 12 諸使并公文事 斉衡 2 年 (855) 9 月 23 日太政官符「応 $_{_{
  m F}}$ 大帳税帳使無 $_{_{
  m L}}$ 故不 \_ 上  $_{
  m L}$  上  $_{
  m E}$   $_{
  m L}$   $_{
  m E}$   $_{
  m L}$   $_{
  m E}$   $_{$
- (19) 虎尾俊哉前掲註(16) 論文。
- (20)田中稔「儀礼のために作られた文書」(『中世史料論考』吉川弘文館、1993 年、初出 1990 年)、 鹿内浩胤「九条家本『延喜式』覚書」(『書陵部紀要』52、2001 年)。
- (21) 寺内浩「大帳・正税帳制度の解体」(『受領制の研究』、塙書房、2004年、初出1994年)。
- (22) 『政事要略』巻 70 糺弾雑事、寛弘 6 年(1009) 2 月に発覚した皇后藤原彰子呪咀に対する「勘申 散位源朝臣為文。民部大輔同方理。伊予守佐伯朝臣公行妻。及方理妻。僧円能等罪名事」で明法 博士として美麻那直節が令宗允正とともに勘申している。
- (23) 寺内浩注(21) 論文、鈴木一見「勘出の申請と出雲国正税返却帳―北山抄の解釈からみる平安財 政史の一考察 その3―」(羽下徳彦編『中世の社会と史料』、吉川弘文館、2005年)。

# 表 I - 1 延喜式巻九巻首 諸本対照 (1)

		金剛寺本
	写真	影印本
	東京国立博物館	古典保存会、1936
	宮中神社〈三十六座〉 京中座神〈三座〉 畿内神〈六百五十八座〉 山城国 大和 河内 和泉 摂津〈五カ国〉 東海道〈十五カ国〉	
	三百四座〈並預祈年月次新嘗等祭之案上 官幣就中七十一座預相嘗祭〉 一百八十八座〈並預祈年国幣〉 小二千六百卌座 四百卅三座〈並預祈年案下官幣〉 二千二百七座〈並預祈年国幣〉	(前欠) 大四百九十二座 三百?座〈並預祈年月次新 [ ] 案 上官幣就中七十一座預相嘗祭〉 百八十八座〈並預祈年国幣〉 小二千六百卌座 四百卅三座〈並預祈年案下官幣〉 [二千二百七座〈並預祈年国幣〉] (欠落、行間に朱で補記)
神名書写形式	宮中神卅六座 以下 神名 2段表記	宮中神卅六座 以下 神名 2段表記
神名書写形式 世級国	(原 原 形)	神名 3段表記 (ただし、尾張国葉栗郡以降巻末まで欠失)
奥書識語	付仮名了	

吉田家本	土御門本
影印本	影印本
天理図書館善本叢書、1975	国立歴史民俗博物館蔵貴重書典籍、2000
宮中 京中 五畿内 東海道 五畿内 山城 大和 河内 和泉 摂津 東海道 伊賀 伊勢 志摩 尾張 参川 遠江 駿河 伊豆 甲斐 相模 武蔵 安房 上総 下総 常陸	延喜式卷第九神祗九
神名上〈宮中 京中 五畿内 東海道〉	神名上〈宮中 京中 五畿内 東海道〉
天神地祗惣三千一百卅二座	天神地祗惣三千一百卅二座
社二千八百六十一処	社二千八百六十一処
前二百七十一処	前二百七十一処
大四百九十二座	大四百九十二座
三百四座〈並預祈年月次新嘗等祭之案上	三百四座〈並預祈年月次新嘗等祭之案上
官幣就中七十一座預相嘗祭〉	官幣就中七十一座預相嘗祭〉
一百八十八座〈並預祈年国幣〉	一百八十八座〈並預祈年国幣〉
小二千六百卌座	小二千六百卌座
四百卅三座〈並預祈年案下官幣〉	四百卅三座〈並預祈年案下官幣〉
二千二百七座〈並預祈年国幣〉	二千二百七座〈並預祈年国幣〉
宮中神卅六座	宮中神卅六座
以下	以下
神名 2段表記	神名 2段表記
神名 2段表記	神名 3段表記
別紙貼継 奥書	此上下両巻蒙 勅命仰嫡孫兼満終書
文明十三年季冬仲旬	写之功致校合畢
加修補畢	文亀三年十二月廿六日
従二位侍従卜部兼倶	神道長従二位行神祗大副兼侍従下部朝臣兼俱

# 表 I-1 延喜式巻九巻首 諸本対照 (2)

	<b>壬生本</b> 宮内庁書陵部	<b>藤波家本</b> 宮内庁書陵部
	延喜式巻第九神祗九	参第九神祗九 一
	神名上〈宮中 京中 五畿内 東海道〉	神名上〈宮中 京中 五畿内 東海道〉
	天神地祗惣三千一百卅二座 社二千八百六十一処 前二百七十一処 大四百九十二座 三百四座〈並預祈年月次新嘗等祭之案上 官幣就中七十一座預相嘗祭〉 一百八十八座〈並預祈年国幣〉 小二千六百卌座 四百卅三座〈並預祈年案下官幣〉 二千二百七座〈並預祈年国幣〉	天神地祗惣三千一百卅二座 社二千八百六十一処 前二百七十一処 大四百九十二座 三百四座〈並預祈年月次新嘗等祭之案上 官幣就中七十一座預相嘗祭〉 一百八十八座〈並預祈年国幣〉 小二千六百卌座 四百卅三座〈並預祈年案下官幣〉 二千二百七座〈並預祈年国幣〉
神名書写形式	宮中神卅六座 以下 神名 2段表記	宮中神卅六座 以下 神名 2段表記
神名書写形式 世界国	神名 2段表記	神名 2段表記
奥書識語		

貞享本	明曆版本
宮内庁書陵部	
巻第九神祗九 	延喜式卷第九神祗九
神名上〈宮中 京中 五畿内 東海道〉	神名上〈宮中 京中 五畿内 東海道〉
天神地祗惣三千一百卅二座 社二千八百六十一処 前二百七十一処 大四百九十二座 三百四座〈並預祈年月次新嘗等祭之案上 官幣就中七十一座預相嘗祭〉 一百八十八座〈並預祈年国幣〉 小二千六百卌座 四百卅三座〈並預祈年案下官幣〉 二千二百七座〈並預祈年国幣〉	天神地祗惣三千一百卅二座 社二千八百六十一処 前二百七十一処 大四百九十二座 三百四座〈並預祈年月次新嘗等祭之案上 官幣就中七十一座預相嘗祭〉 一百八十八座 小二千六百卌座 四百卅三座 二千二百七座
宮中神卅六座 以下 神名 2段表記	宮中神卅六座 以下 神名 2段表記
神名 2段表記	神名 2段表記
貞享五年藤原俊万写	なし

# 表 I - 2 延喜式巻十巻首 諸本対照 (1)

	<b>九条家本</b> 写真 東京国立博物館	武田本(中院家本) 影印本、 神宮皇学館、1928、燃焼社、199復刻
	● 東山道 三 乗	
	延喜式巻第十神祗十 神名下〈東山 北陸 山陰 山陽 南海 西海〉 東山道神三百八十二座 大卌二座〈就中五座預月次新嘗祭案上〉 小三百卌座	欠失
神名書写形式 (補写部分)	1段目は郡名より1字下げる 滋賀郡 神名欠	欠失
神名書写形式 供別 (原形)	神名表記 3段 1段目は郡名より1字上げる 1郡1座の場合は郡名・神名を1行表記	(上野国末尾まで欠失) 神名表記 2段、3段、4段が混在、不統一 1段目は郡名より一字下げる 1郡1座の場合は郡名・神名を1行表記
奥書識語		弘長三年八月廿三日重見了 右近衛大将(花押) 校合了 建長三年六月十一日夜祭上卿卜合之間 神齋之中如一見了 権中納言藤原(花押)

吉田家本	土御門本
影印本 天理図書館善本叢書、1975	影印本 国立歴史民俗博物館蔵貴重書典籍、2000
(別紙貼紙) 東山 北陸 山陰 山陽 南海 西海東山道 近江 美濃 飛騨 信濃 上野 下野 陸奥 出羽北陸道 若狹 越前 加賀 能登 越中 越後 佐渡山陰道 丹波 丹後 但馬 因幡 伯耆 出雲 石見 隠岐山陽道 播磨 美作 備前 備中 備後 安芸 周防 長門南海道 紀伊 淡路 阿波 讃岐 伊予 土佐西海道 筑前 筑後 豊前 豊後 肥前 肥後 日向 大隅薩摩 壱岐 対馬	
延喜式巻第十〈神祗十〉	延喜式巻第十〈神祗十〉
神名下〈東山 北陸 山陰 山陽 南海 西海〉	神名下〈東山 北陸 山陰 山陽 南海 西海〉
東山道神三百八十二座 〈大卌二座〈就中五座預月次新嘗祭案上〉〉 〈小三百卌座〉	東山道神三百八十二座 大卌二座〈就中五座預月次新嘗祭案上〉 小三百卅座〉
神名表記 3段 1段目は郡名より1字下げる 滋賀郡 神名あり 「神社」字形略記せず	神名表記 2段 滋賀郡 神名あり
神名表記 3段 1段目は郡名より1字下げる 1郡1座の場合は郡名と神名を2行表記	神名表記 2段
別紙貼継 奥書 文明第十三暦季冬十八日 加修補畢 従二位侍従卜部兼俱	文亀三年十二月廿六日 神道長従二位行神祗大副兼侍従下部朝臣兼俱

# 表 I -2 延喜式巻十巻首 諸本対照 (2)

<b>壬生本</b> 宮内庁書陵部	<b>貞享本</b> 宮内庁書陵部
延喜式巻第十〈神祗十〉	延喜式巻第十〈神祗十〉
神名下〈東山 北陸 山陰 山陽 南海 西海〉	神名下〈東山 北陸 山陰 山陽 南海 西海〉
東山道神三百八十二座 大卌二座〈就中五座預月次新嘗祭案上〉 小三百卅座	東山道神三百八十二座 大卌二座〈就中五座預月次新嘗祭案上〉 小三百卌座
神名表記 2段	神名表記 2段
滋賀郡 神名あり	滋賀郡 神名あり
神名表記 2段	神名表記 2段
文亀三年十二月廿六日 神道長従二位行神祗大副兼侍従下部朝臣兼俱	文亀二年十二月廿六日 神道長従二位神祗大副兼侍従卜部朝臣兼俱

明曆版本
7.7 <del>                                     </del>
延喜式巻第十〈神祗十〉 神名下〈東山 北陸 山陰 山陽 南海 西海〉
東山道神三百八十二座 大卌二座〈就中五座預月次新嘗祭案上〉 小三百卌座
神名表記 2段
滋賀郡 神名あり
神名表記 2段
文亀二年十二月廿六日
神道長従二位神祗大副兼侍従卜部朝臣兼倶

## 図 I - 1 九条家本延喜式 巻 9 表裏関係

9	8	7	6	5	4	3	2	1	
(20)	(23)	(20)	(13)	(20)	(20. 5)	(20)	(19. 5)	(14)	巻首
(20.5) 290 310	(23) 311 333	(20) 334 353							
──承保元年帳 →					紙	背なし			

紙数		
(行数)	延 巻喜 九式	表
(項数) 項番号	巡垱	裏

Į	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10
	(20. 5)	(21. 5)	(19)	(19)	(20)	(20)	(19)	(20)	(20)	(19)	(20)
	(21. 5) 73 * 95	(19. 5) 96 115	!	(19. 5) 135 154	!	!	!	!	!	!	(19. 5) 271 290
i	73 * 95 96										

31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
(22)	(22. 5)	(22. 5)	(22. 5)	(22)	(23)	(18)	(19)	(19. 5)	(17. 5)	(18)
(22) 285 306	(22) 307 328	(22) 329 350	(24) 351 373	(22. 5) 374 396	!	日 署 付 判	(18) 1 18		(17. 5) 38 55	(17. 5) 56 73
							[	<ul><li>一 承保5</li></ul>	元年帳—	<b></b>

	35	34	33	32				
巻末	(13. 5)	(22. 5)	(20)	(23. 5)				
200	(19. 5) 219	(22) 219 241	(21) 241* 263	(21. 5) 263 284				
 ———— 延久3年帳 ———→								

図 I-2 九条家本延喜式 巻10 表裏関係

9	8	7		6		5		4		3		2	i	1	紙数	
(22)	(21)	(19)		(9)	(14	l. 5)	(18	8. 5)	(	20)		(19)		巻 (13)   巻	(行数)	延 巻喜 表 十式
(20. 5) 55 75		97 1	i						細	背な	L					出 雲 国 却 形 帳 税
i	18		17	İ	16	İ	15	i	14	-	13			12	11	10
	(18)	)	(21. 5	5) (2	22. 5)	(2	22. 5	) (2	22. 5	)	(21)	)	,	(21)	(20)	(20)
							3		3	89 39					II	(20. 5) 35 <u>5</u> 55 耳帳 <del>▶</del>
29	28	;	27	26	į	25	į	24	į	23	}	2	2	21	20	19
(18)	(20. 5	5) (19	9. 5)	(22)		(22. 5	5)	(21.	5)	(21	.)	(21	. 5)	(21.5)	(21.5)	(20. 5)
i	i	i	i		- i	62 2	282 2		303	304		i			(21. 5) 367 389	(20. 5) 389 409
40	39	<u> </u>	38 <b>i</b>	37	<u>.</u>	36		35	- i	34			3	32	31	30
(22)				(20. §	5)			(20)	)	(20			.9)		(15. 5)	
(22) 279 延久 4 <sup>4</sup>	300 1							76	96		115					(17. 5) 165 183
延八41	PIK								<i>/</i> /\	一十恢						
	(余白)	券	49 10)	48	5)	47	5)	(18)		(19.			8)	43 (21. 5)	(21)	(22)
								158	177		196			(21) 215 235	:	(22) 257 278

## 図 I-3 正税返却帳 各年度の復原

	10-18	10-19	10-20	10-21	10-22	10-23	10-24	10-25	10-26	10-27	10-28	10-29
署	(a)		ı	ı		324 304 (21)	ı	1		ı	I	201 183 (18)
判	付					<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>	
	(18)	(20.5)	(21.5)	(21.5)	(21.5)	(21)	(21.5)	(22.5)	(22)	(19. 5)	(20.5)	(18)

9-25	9-26	9-27	9-28	9-29	9-30	9-31	9-32	9-33	9-34	9-35
署 日 判 付	(19.5)	396 374 (22. 5)	i i	350 329 (22)	i i	306 285 (22)	284 263 (21.5)	i i	i	219 200 (19.5)
(18)	(23)	(22)	(22. 5)	(22. 5)	(22. 5)	(22)	(23. 5)	(20)	(22. 5)	(13. 5)

İ	10-12	10-13	10-14	10-15	10-16	10-17	10-40	10-41	10-42	10-43	10-44	10-45
	415 415 署 <sub>日</sub> (5) 判付	(21)	i	367 345 (22. 5)	344 322 (22. 5)	i	i	i	256 236 (22)	235 215 (21)	214 197 (18)	196 177 (19. 5)
	(21)	(21)	(22. 5)	(22. 5)	(22. 5)	(21.5)	(22)	(22)	(21)	(21. 5)	(18)	(19. 5)

	9-7	9-8	9-9	9-10	9-11	9-12	9-13	9-14
	(00)	333 311 (23)	310 290 (20. 5)	290 271 (19. 5)	270 252 (18. 5)	252 233 (19. 5)	232 213 (19. 5)	213 194 (19. 5)
◀(82)→ 補写部分の推測される原形	(20)	(23)	(20)	(20)	(19)	(20)	(20)	(19)

	: : : : : : : : : :
212 <b>←</b> :(18) <b>→</b> :	194
<b>←</b> (18) <b>→</b> (ċ)	<b>4</b>

10-30	10-31	10-32	10-33	10-34	10-35	10-36	10-37	10-38	10-39
			134 116 (18.5)	1			1		ı
(17. 5)	(15. 5)	(14)	(19)	(20)	(20)	(19)	(20. 5)	(19. 5)	(18)

巻-紙数	
項番号	
(項数)	
(行数)	
(1130)	

延久二年帳

巻-紙数 項番号 (項数)

(行数)

į	10-46	10-47	10-48	10-49
	177 158 (19)		140 123 (17. 5)	i
	(18)	(18. 5)	(17. 5)	(10)

巻-紙数
項番号 (項数)
(行粉)

延久四年帳

延久三年帳

i	9-15	9-16 9-17		9-18 9-19		9-20 9-21		9-22	9-23	9-24	
				134 115 (19. 5)	•						
	(20)	(20)	(19)	(19)	(21.5)	(20.5)	(18)	(17. 5)	(19. 5)	(19)	

巻-紙数	
項番号	
(項数)	
(行数)	

<b></b>	Ш	
号		承
数)		保一
	l	兀
数)		年帳

		10-6	10-7	10-8	10-9	10-10	10-11
(70):		124 116 (9)	115 97 (19)	96 76 (21)	75 55 (20. 5)	55 35 (20. 5)	34 15 (21)
(70): (a) 補写部分の推測:	<b>†</b>	(9)	(19)	(21)	(22)	(20)	(20)

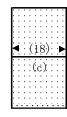
巻-紙数	
項番号 (項数)	某
(行数)	年帳

# 図 Ⅰ-4 正税返却帳 各年度印影

\*各紙内における印影の位置の、右方・中央・左方、または上方・中央・下方の別を示しているものであり、必ずしも正確な位置を表しているものではない。

\*印影の位置が示されていない紙は、印影が明確に視認できないものである。

	10-19 409 389 (20. 5)		367 346	346 325	324 304		282 262	261 241	241 221	221 201
E	9-26 415 396 (19. 5)	9-27 396 374 (22. 5)		9-29 350 329 (22)		306 285	9-32 284 263 (21. 5)		9-34 241 219 (22)	9-35 219 200 (19. 5)
!	410 390	10-14 389 367 (22. 5)	367 345	344 322	322 301	300 279	278 257	-	i	10-44 214 197 (18)
署 日			354	9-7 353 334 (20)	9-8 333 311 (23)	9-9 310 290 (20. 5)	290 271			9-13 232 213 (19.5)
<b>←</b> (20)		-(62):	<b></b>							



2	10-29 201 183 (18)	10-30 183 165 (17. 5)	10-31 165 150 (15. 5)	10-32 149 134 (15. 5)	10-33 134 116 (18. 5)	10-34 115 96 (19. 5)	10-35 96 76 (20. 5)	10-36 76 57 (19)	10-37 56 37 (20)	10-38 36 17 (19. 5)	10-39 17 1 (16. 5)	巻-紙数 項番号 (項数)	延久一
												印影の 位置	年帳
												<del>华</del>	

巻-紙数 項番号 (項数) 印影の 位置

196 177	177 158	10-47 158 140 (18. 5)	140 123	122 109

卷-紙数 項番号 (項数)	延久四
印影の 位置	年帳

9-14 9-15 213 194 193 173 (19. 5) (20. 5)	9-16 9-17 173 154 154 135 (19) (19.5)	9-18 9-19 134 115 115 96 (19.5) (19.5)	9-20 9-21 95 * 73 73 56 (21. 5) (17. 5)	9-22 9-23 55 38 38 19 (17. 5) (19. 5)	9-24 18 1 (18)	巻-紙数 項番号 (項数) 承 呆
						印影の日本

	; 10-6 ; 10-7	10-8	10-9	10-10	10-11
194 125	124 116 115 97	96 76 (21)	75 55 (20 5)	55 35 (20-5)	34 15 (21)
(a)		(21)	(20.0)	(20.0)	(21)
	; ⊔;⊔				

巻-紙数 項番号 (項数) 早年 に 取影の 位置

### 表 I - 3 勘出一覧

承平7年(937) 延長元年(923) 誤漏地子 誤漏納官料加充料加充封戸家租穀 誤加充国司巡行郡内単158合 誤加注酒 延長2年(924) 天慶元年(938) 誤過充轉讀般若経奉幣各神料 可収田29町 地子 誤漏延長2年検損田使勘発田地子稲 誤不収品田位田53町地子稲 延長3年(925) 天慶2年(939) 誤無符充用諸大夫位禄(4人) 誤割口分行権醫師公廨田6段租穀 可収位田34町 地子稲 天慶3年(940) 誤割田口分田加注権任国司公廨田6段租穀 誤無符注未納穎 誤過充高年賑給穎 誤注不舉論定穎 誤所注天慶元年用残加注寮勘返無符穀穎 誤過充主水司衣服料 誤加注祓使鈴負2人食料 誤未進正税交易赤絹237疋4丈4尺直 誤過驛使已下伝使已上単72人料 天慶4年(941) 誤漏田租帳地子稲 誤無符充用諸大夫位禄穀(5人) 誤不加納延長2年檢損田使勘発田地子 誤無符注當年未納穎 誤不進交易赤絹237疋4丈4尺直 延長4年(926) 誤過充四年寺修法僧供料稲 天慶5年(942) 誤可収混合正税闕郡司職田地子稲 位禄料(6人) 誤過充正税交易絹并路粮 誤不進納官交易赤絹237疋4丈4尺直 延長5年(927) 天慶6年(943) 誤不舉公廨雑稲 不舉正税 可収位田34町地子稲 誤無符充用諸大夫位禄 誤加注過分不堪佃206町6段311分 誤無符充用諸兵粮 除三分損田612町30歩租穀 誤不進納例交易赤絹237疋4丈4尺直 誤加注過分損田902町75歩租穀 天慶8年(945) 誤不注七分乗田111町7段110歩地子稲 穀穎糒総量のみ 誤割關郡司職田加口分6町 天暦3年(949) 除二分不堪佃田1町2段 穀穎総量のみ 定4町8段 地子稲 天暦 9年(955) 誤无符注未納 誤率数過分諸封租穀 誤加用買立駅馬6疋 内稲 天徳元年(957) 誤率見奉公廨雑稲不堪佃延喜18年延長元年4箇年未納 検田使食料 延長6年(928) 言上解文修造神社料稲 守従五位下浅井宿袮守行賑物料稲 誤上未納 誤所注交易无實不舉正税公廨稲 位禄料(11人) 誤注過分不堪佃田2,170町6段311歩 造熊野天神宮料稲 除二分損田612町30歩 天徳2年(958) 定1,144町6段318歩應輸租穀 位禄料(14) 誤不注七分品乗田121町6段52歩地子稲 康保元年(964) 誤割闕郡司職田加注口分田6町 位禄料(20人) 除二分不堪佃田1町2段 恩詔賑給料穀穎 定4町8段地子稲 康保2年(965) 延長7年(929) 位禄料(20人 誤所注交替无實 康保3年(966) 可収位田34町地子 位禄料(14人) 誤加注延長7年検損田使食料 康保4年(967) 誤以不用馬位死馬2疋直 位禄料(13人) 誤加注四王寺修法料稲 應和2年交替無實穀 安和2年交替見無實穀 延長8年(930) 誤過注四王寺修法料稲 長保2年(1000) 誤無符未納穎 位禄料(8人) 誤立用収養在路飢病百姓料 造伊勢大神宮料綿15屯料 誤加注過分損田1.691町8段127歩和穀 交易進上症30枚料 進上水精200丸行稲 可収位田36町 地子稲 承平元年(931) 交易進上東条院御賀料麻布200段料 造立出雲神殿玉垣料 誤過充国司公廨田3町地子稲 誤過損田1,624町2段87歩租穀 長保3年(1001) 誤漏乗田1段地子稲 位禄料(12人) 祭礼度勤行大封穎 誤漏采女田1町地子 可収品田36町地子 長保4年(1002) 誤漏租穀 位禄料(17人) 誤加給驛馬秣 交易東三条院御法会料麻布100段料 承平2年(932) 交易賀茂祭用途料手作布10段料 誤漏乗田1町1段地子稲 交易賀茂祭修理唐鞍用途料 造調豊受大神寶并御装束用途料交易進上麻布200段料 誤過充国司公廨田4段地子稲 誤加注符外不堪佃田1,238町210歩租穀 長保5年(1103) 承平3年(933) 位禄料(15人) 誤漏乗田1段地子稲 造内裏所用途米 誤加注符外不堪佃田1,184町3段200歩租穀 進上水精料 可収品田36町地子稲 進上麻布料 造進襲芳舎1字料

表 I - 4 位禄料人名

年	官符月日	位階	人名	1	"	"	源朝臣隆重
長保 5		従四位下	源朝臣顕定		"	"	藤原朝臣恒利
(1003)	"	従五位下	良峯朝臣英俊		5. 16	"	橘時春
(1000)	"	正四位下	源朝臣憲定		6. 16		国覓伊美吉
	"	従五位下	藤原朝臣永道		4. 5	従五位下	藤原朝臣楚姫子
	"	"	伴宿袮連正		4. 7	/C	出雲清明
	"	"	藤原朝臣弘道	康保 2	5. 11	従四位下	古王
	"	"	橘朝臣為信	(965)	"	"	正清王
	"	"	源朝臣高	(/	5. 28	従五位下	藤原是重
	"	"	平朝臣伊高		"	"	源満仲
	"	"	藤原朝臣實秀		"	"	藤原有述
	"	"	藤原朝臣友子		"	"	清方王
	"	"	伊勢朝臣有子		"	"	平朝臣忠明
	"	"	藤原朝臣清子		"	"	内蔵朝臣時合
	"	外従五位下	吉志宿袮成兼		"	"	内蔵朝臣有興
	"	従五位下	藤原朝臣美子		"	"	藤原惟實
長保4	4. 2	正五位下	源朝臣忠規		"	"	述職王
(1002)	4. 10	従四位下	安倍朝臣晴明		"	"	文室宿袮清平
	"	従五位下	平朝臣信忠		"	"	膳利茂
	"	"	内蔵朝臣為政		"	"	伴宿袮是子
	"	"	安倍朝臣吉平		"	"	源傅子
1	"	"	但波朝臣行衡		"	"	小野公子
	"	"	藤原朝臣有家		"	"	若湯坐若子
1	"	"	美那臣直節		"	"	粟田明子
1	"	"	藤原朝臣循政		"		伴宿袮師相
	"	"	藤原朝臣保昌		IJ		出雲清明
1	"	"	荒木田神主利方	康保元	4. 21	従四位下	橘朝臣用惟
	"	"	藤原朝臣番子	(964)	4. 19	"	清忠王
1	"	"	藤原朝臣幸子		4. 9	従五位下	藤原朝臣信凡
1	"	"	源朝臣貞子		4. 19	"	伴有時
	"	"	紀朝臣保子		"	"	藤原正信
	"	"	藤原朝臣厳子		"	"	蔵人有興
	IJ	"	當麻貞子		"	"	有清
長保3	4. 12	従五位下	源朝臣幸門子		"	"	藤原朝臣
(1001)	5. 21	従四位下	秀順		"	"	藤原清高
	"	従五位下	大江朝臣		"	"	藤原朝臣公宗
	"	"	源朝臣親平		"	"	尾張能頼
	"	"	橘朝臣為章		"	W-T-44-T	述職王
	"	"	紀朝臣平子		"	従五位下	平朝臣忠明
	"	"	紀朝臣国保		"	"	文宿袮清平
	JJ JJ	II II	和氣朝臣元倫 源朝臣閉		II II	II II	舩木利用 平楚子
	"	" "				"	= .
	"	" "	藤原朝臣元転 惟宗朝臣守邦		4. 23 7. 29	"	小野生子 橘奉胤
	7. 11	" 従四位下	大江朝臣貞雅		7.8	"	個年 鳴田公望
長保2	5. 13	徒四位下	安倍朝臣晴明		3. 26	"	伴師相
(1000)	5. 15 II	従五位下	荒木田神主利方	天徳 2	3. 40	従四位下	大江朝臣朝望
(1000)	"	正四位下	源朝臣賃遠	(958)		II II	懐古
	"	従五位下	伴宿袮連正	(300)		従五位下	内蔵朝臣玄茂
	"	<i>II</i>	平朝臣孝明			<i>II</i>	藤原清正
1	"	"	源朝臣為文			"	菅原朝臣行仁
1	5. 23	"	藤原朝臣弘道			"	水宿袮方盛
	"	"	伊勢朝臣有子			"	在原朝臣忠国
康保4	5. 13	従四位下	左頼王			"	藤原朝臣除茂元
(967)		従四位下	正依			"	十市宿袮有宗
I	11. 1	従五位下	橘朝臣			"	橘朝臣家子
	7. 23	,,	藤原朝臣佐時			"	伊勢朝臣内子
1	7. 19	"	仲明王			外従五位	池田舎人安子
1	1. 19	"				下	他出古八女丁
1	7. 19	"	源朝臣子兼			"	久知宿袮遠平
	8. 15	"	源朝臣連			従五位下	多治真人文正
1	4.3	"	安倍朝臣忠所	天徳元		従五位下	水宿袮方盛
1	"	従五位下?	平朝臣忠明	(957)		"	源朝臣奉時
1	4. 28	従五位下	平朝臣壹子			"	小野朝臣公望
	4.3	"	藤原田子			"	菅原朝臣魚倫
1	4. 13		文宿袮道元			"	源朝臣
	"	0/ == // = :	国覓忌公明			"	栗田
康保3	3. 28	従五位下	小野奉持			"	大和時用
(966)	"	"	藤原顕猷			"	藤原朝臣勲子
1	"	"	惟宗公方			<i>II</i>	家原朝臣保実
1	"	"	在原義行			外従五位	浅井宿袮守行
1						下 "	
1	"	"	藤原遠里			グロケア	小智宿袮延年
1	"	<i>))</i>	藤原元轉	天慶 5		従四位下	方古王
	II II	II II	平朝臣忠時	(942)		従五位下 "	依智秦宿祢有茂
ı	"	"	藤原朝臣清高	I		"	平朝臣齊章志茂平奇

	外従五位下 " 従五位下	神主春廣 鴨県主是則 有忠王
天慶4	従五位下	宮路高風
(941)	"	源朝臣公輔
	"	藤原朝臣
	従四位下	木景行王
	従五位下	伴宿袮典職
天慶 2	従四位下	橘朝臣国倒
(939)	"	源朝臣安幹
	従五位下	高向朝臣利主
	IJ	伴宿袮春行

表 1-5 延久2年帳 勘出数値の計算方法と検算

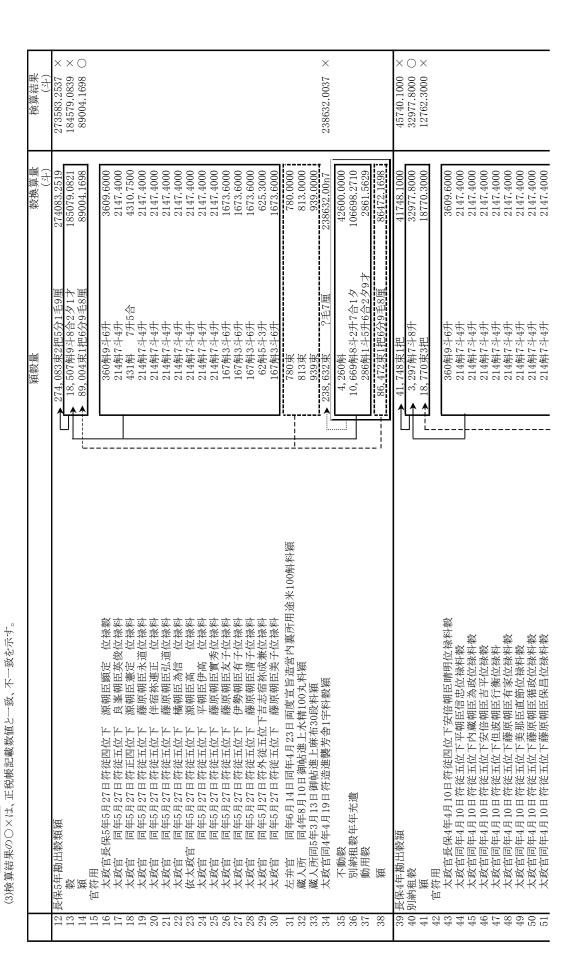
穎稲1束=穀1斗

(1) 穎稲と穀の換算

3

という計算方法を示す。

内の数値の合計=A



2147.4000 1673.6000 1673.6000 1673.6000 1673.6000 1673.6000 1673.6000 613.9000 613.9000 127.0000 6266.0000	28769.9056 28219.4000 56 28219.4000 550.0557 500 500 500 500 500 500 500	121202.9218
214解7半4升 167解3半6升 167解3半6升 167解3半6升 167解3半6升 167解3半6升 167解3斗6升 3,130束 613束9把 2,631束4把 127束	日	8.264 <u>条</u> 64—1合 8.264 <u>条</u> 64—1合 2,800条 2,800条 3,431 <u>条</u> 55 度 9把1分1毛8厘 1,000束 1,000束 360条9把1分1毛8厘 360条9把1分1毛8厘 214条724升 214条724升 214条724升 214条724升 214条724升 214条724升 214条724升 214条724升 214条724升 214条724升 813束3把 883束3把 813束
太政官同年4月10日符従五位下荒木田神主利方位禄榖 太政官同年4月10日符従五位下藤原朝臣番子位禄料榖 太政官同年4月10日符従五位下藤原朝臣番子位禄料榖 太政官同年4月10日符従五位下源朝臣員子位祿料穀 太政官同年4月10日符従五位下紀朝臣保子位祿料穀 太政官同年4月10日符従五位下離原朝臣厳子位禄料毅 太政官同年4月10日符従五位下離原朝臣厳子位禄料 太政官同年4月10日符従五位下當麻貞子位禄料穀 太政官同年4月10日符従五位下當麻貞子位禄料穀 太政官同年4月10日符従五位下當麻貞子位禄料報 蔵人所同4年12月20日御交易進賀茂祭用途料手作布10段料稲 蔵人所同年3月13日御帖交易進賀茂祭居建門竣料福 蔵人所同年3月13日御帖交易進賀茂祭修理唐鞍用途料 左弁官同年4月6日宣旨造調豊受大神寶井御装束用途料	長保3年勘出穀穎 別納租穀 育 育外用 大政官同年5月21日符従四位下大江朝臣貞雅位祿料 太政官同年5月21日符從四位下大江朝臣真雅位祿料 太政官同年5月21日符從五位下为順位祿料 太政官同年5月21日符從五位下海朝臣基保2年位祿料 太政官同年5月21日符從五位下海朝臣與常位祿料 太政官同年5月21日符從五位下海朝臣與保營年位祿將 太政官同年5月21日符從五位下海朝臣国保營年位祿將 太政官同年5月21日符從五位下源朝臣周保管年位禄 太政官同年5月21日符從五位下源朝臣周書年位祿 太政官局年5月21日符從五位下源朝臣所當年位祿 太政官長保3年4月12日符從五位下藤原朝臣元韓當年位禄 太政官長保3年4月12日符從五位下藤原朝臣守華任禄 太政官長保3年4月12日符從五位下藤原朝臣守華信禄 太政官長保3年4月12日符從五位下藤原朝臣守華任禄 太政官長保3年4月12日符從五位下藤原朝臣守華任禄	長保2年勘出穀穎 教 不動象 不動成敷稻 和和稲 本政官長保2年5月13日符従四位下安倍朝臣晴明當年位禄料 大政官長保2年5月13日符従五位下伴宿林連正當年 大政官長保2年5月13日符従五位下伴宿林連正當年 大政官長保2年5月13日符従五位下伴宿林連正當年 大政官長保2年5月13日符従五位下伴宿林連正當年 大政官長保2年5月13日符従五位下保衛林連正當年 大政官長保2年5月13日符従五位下保衛林連正當年 大政官長保2年5月13日符従五位下所賴司民。 大政官長保2年5月13日符従五位下孫朝日高之收稅 大政官長保2年5月11日宣旨造伊勢大神宮幹網15直稿 左,官長保2年5月1日宣旨造伊勢大神宮幹總15在稲 左,官長保2年5月7日宣旨交易進上遊30枚料稲 左,官長保2年2月7日宣旨交易進上遊30枚料稲 左,官長保2年2月7日宣旨交易進上旗条院相價料麻布200段料稲 左,自長保2年2月7日宣言交易進上東条院相價料麻石200段料稲

102	紫麗		62315.6000 30996.7118	$62315.0600 \times 30996.7118 \bigcirc$
104	不動穀穎	29,000束	29000.0000	_
	前前司源朝臣文雅任中参筋穀	2,800斛	28000.0000	
	類	1,000束	1000.0000	
105	動用穎穀		64312.3118	
106	刺	3,431斛5≯ 6合	34315.0600	34315.0600 ○
107	長徳2年	638斛 2升7合8夕	6380.2780	
108	回3年	40解5斗8升3合2夕	405.8320	
110	同4年長保元年	109年8十8月6日 109年8十8月7日 1 109年8十8月18日 1 109年8月18日 1 109年8月8日 1 109年8月18日 1 109年8月 1 109年8月8日 1 109年	26430.0900	
111	STATE OF THE PROPERTY OF THE P		29996.7118	
119	康促4年期川所注字/	6 518年5七十8年	65185 5800	65184 5850 ×
113	深水±于跨出汽压占投汽水 依太政官康保4年5月13日符従四位下左頼王當年位禄料穀	79 大6 英098	3609.6000	
114	依太政官康保4年官符21日符従四位下正依當年位禄料穀	360斛9斗6升	3609.6000	
115	佐政官同4年11月1日符従五位下橘朝臣料當年位禄料穀 比上站宣走出,左2日50日 郊公工化工港區超压化吐光存在結劃	214斛7斗4升	2147.4000	
110	次入项目原保4年1月22日存使五亿了滕厉期日在時昌年位依毅 佐大과宁库仅7年2月10日姓徐工位下佈阳工学在位每點	1.4年1·44 中小、1.4億1 - 1.40 - 1	2147.4000	
118	改众安白承宋**‡+1月19日41亿元四一1件91五届中巴陈教 依太政官同年7月19日符従五位下源朝臣子兼當年位禄赵縶	214件17年7	2147.4000	
119	依太政官同年8月15日符旨従五位下源朝臣連當年位禄料	214解7斗4升	2147.4000	
120	依太政官同年4月3日符従五位下安倍朝臣忠所當年位禄料	214年7744升	2147.4000	
121	仅入项目同年4年3日符半期已达男去應和元年/2/依朴 佐卡斯·哈同年7日98日姓徐王佐卡尔朝氏事之治在位每點	167年17年17日17日17日17日17日17日17日17日17日17日17日17日17日1	2147.4000	
123	仅太政自问中4月20日付近五元「十勒氏虽丁届于正称代 佐太政官同年4月3日符従五位下藤原田子當年位禄料	1045年201	1673.6000	
124	依太政官同年4月13符文宿袮道元當年位禄料	125斛6斗9升3合6夕	1256.0960	
125	依太政官同年4月13日符国覓忌公明當年位禄料 確和6左於特無審影	125年 6升9合6夕	1250.6960	
127	<i>帰れ</i> 2 牛文自無貞数 安和2年交替見無實穀	1,000/H5+3/15日42 2,027斛7斗 5合9夕	20276.0590	
128	同3年勘出穀穎	27,196束5把2分5毛	27196.5250	$27196.5910 \times$
129	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2,683斛8斗6升2合5タ	26838.6250	26842.6250 ×
130	類	357東9把6毛6厘	357.9660	
131	依太政官康保3年3月28日符従五位下小野奉持當年位禄料	214斛7斗4升1合	2147.4100	
132	依太政官同年3月28日符徒五位下藤原顕献富年位録料 4.五中同午5月28日符徒五位下滕康朝本等在位録料	214解7斗4升1合	2147.4100	
133	依太岐首同年9月28日待使五位下惟宗公万富年位徐科 佐士फ宁同年5日30日允公王佐下在西藩行帝在侍每站	214年7744716	2147.4100	
135	欧六g与同年5月28日行使五正二任所裁订留于正常行 依太政官同年5月28日符従五位下藤原元轉去天徳3年位禄	214件1744升10	2147.4100	
136	依太政官同年5月29日符従五位下藤原遠里當年位禄料	214斛7斗4升1合	2147.4100	
137	依太政官同年5月28日符従五位下平朝臣忠時當年位禄料	214解7半4升1合	2147.4100	
138	仅太岐目同年5月28日符促五位上滕原朝臣清局富年位徐科 佐士फ宁同年5日38日姓经王佐下酒胡马除看曾在佐莓凯	214年7744710	2147.4100	
140	仅太政自同年5月28日代佐五伍一條朝在僅重备年生條件 佐太政官同年5月28日符従五位下藤原朝臣恒利當年位禄料	214件7半47.10	2147.4100	
141	依太政官同年5月16日符従五位下橘時春當年位禄料	214斛7斗4升1合	2147.4100	
142	佐太政官同年6月16日符国筧伊美吉位禄料 依太政官同年4月5日猝従五位下藤頂朗臣整姫子位禄料	214牌7半4开1合 107억33-74 5夕	2147.4100 $1073.7050$	
144	吹吹吹口马!17.5 m. 13.6 cm. 15.6 c	357束9护	357.9000	
145			40646.3050	40646.3050
146	1.1   1.5		38356.8050	38356.8050
147	類		2289.5000	2289.5000
		<del>-</del> -		•

298 299			2304.0000 199.4670	
300	同2年	→ 20,690束4把2分9毛6厘 20	20690.4296 18822.7666	×
301	誤漏乗田1町1段地子稲	49束8把 6毛6厘	49.8066	
302 303	誤過充国司公解田4段-地子稻 誤加注符外不堪(田田1, 238hT210歩租穀	190束4把6分 138年2半5升 18	190.4600 18582.5000	
305	11: 12:	三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三	26867 5846	
306		<del>*</del> 9		
307	類於	2,463束		
308	報網	92束	11	
309		[十-1-2.436斛3斗3升1合 24	24363.3100	
311			8 0000	
312	緊艦米耳1次 置職外女田1	—————————————————————————————————————	00000	
313	可极品田36町		2304.0000	
314		- 1 - 1 4 4 1 4 2 4 7 合 4 夕 6 才	41.2746	
315			1.0000	
316	延長8年勘出穀穎	28,836束4把2分5毛 28	28836,4250 54332,2515	×
317		<u> </u>		
318			28966.6990 19470.9000	×
319	誤過注四王寺修法料稲		20.0000	
320		16,310束9把 16	16310.9000	
321	誤立用収養在路飢病百姓料		400.0000	
322	誤加注過分損田1,691町8段127歩租穀		25375.5250	
324	可収位田36町 地子稲		740.0000	
325	延長7年勘出籍	46,460束	46460,0000	
326	•		16640.0000	
327		21	21483.0000	
328	茶香	521束	521.0000	
929	出		Z10.0000	
000			030.000	
331	心 國	56,900束 56	56900.0000	
222	以 本 本 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、		71010.0000 57900 0000	
334	新 新 二		7060.0000	
335	恒	2,700束	2700.0000	
336	誤加注延長7年檢損田使		24.0000	
337		60束	60.0000	
338				
339	₹9晉頭		LC)	
340	<b>戏</b>	399斛6斗5升1合2夕3才		× >
341	一	.8tE1分	195042.8100	
247	144 T		0000.0000	
343	租穀	54	36613.0500	
344		6把1分	4215.6100	
345 346	· 法	21,483果 21	21483.0000	
347		4 押 9 分 3 順	20632.4230	
· •				-

(4) この19 (19 (19 (19 (19 (19 (19 (19 (19 (19 (		405811.3447 × 83428.0541 × 322383.3006 ○	5927.1554 〇	44069.1231 ○ 4368.1272 ○ 39824.9271 ×
### 100 000 東 110 000	100000.0000 61610.0000 78070.0000 18100.0000 21063.4200 646.2000		5927.1554 18.7414 380.0000 2400.0000 2.0000 3120.0000 6.4140	44069.1231 4368.1272 39700.9959 123.8330 54.6572 19334.7000 3.0000 5461.0002 7000.0000
海洋交易无實不舉正說公廨稍 李騎 全屬 全屬 全國 (全) 14年70與318步應輸租費 (定) 14年70與318步應輸租費 (定) 14年70與318步應輸租費 (定) 14年70與318步應輸租費 (定) 14年70與318步應輸租費 (定) 14年70與20第72時間 (全) 14年70與20第72時間 (全) 14年70與20第72時間 (本) 14年70 (全) 14年70	!⟨□;		→ 5,927束1把5分5毛4厘 18束7把4分1毛4厘 380束 2,400束 2束 3,120束 6束4把1分4毛	
延 延 延	開所注交易无實不舉正稅公廨稻      論定     公廨      推縮      標底      時は過分不堪伯田2,170町6段311歩      除二分損田612町30歩      定1,144町5段318歩應輸租製      農不注七分品乗田121町6段52歩地子稲      誤割開郡司職用加注口分田6町      除二分不堪伯田1町2段      定立外不堪伯田1町2段      定立町22年	延長5年勘出穀頴 類 類 推稿 推稿 組教 地子祖 未納 誤不舉公廨維稿 可収位田34町地子稲 副加注過分不堪佃206町6段311分 除三分損田612町30歩租穀 副和注過分不堪佃206町6段311分 除三分損田11町7段110歩地子稻 割割関郡司職田加11町7段110歩地子稻 割表に分み乗田111町7段110歩地子稲 副本注七分乗田111町7段10歩地子稲 副本注七分乗田111町7段10歩地子稲 副本注七分乗田111町7段10歩地子稲 副本注七分乗田111町7段10歩地子稲 副本注七分乗田111町7段10歩地子稲 副本注七分乗田111町7段10歩地子稲 副本注七分乗田111町7段10歩地子稲 副本注七分乗田111町7段10歩地子稲 副本注七分乗田11町72段 株二分不進田田1町72段 東二分不進田田1町2段 東二分不進田田1町2段 東二分不進田田1町20世子稲	延長4年勘出穎 正稅 地子稲 可収位田34町 地子 誤過充四年寺修法僧供料稲 誤可収混合正稅闕郡司職田地子稲 誤過充正稅交易絹并路粮	正長3年勘出穀類 数 数 数 五 五 五 名 本 章 合 か 所 当 世子希 販給料

権

# Ⅱ 10 世紀~11 世紀の出雲国司—出雲国正税返却帳との関係で—

#### はじめに

本章では、正税返却帳の勘出がはじまる延長元年(923)から、作成年である承暦2年(1078)までを中心に10世紀前半~11世紀末の出雲守(受領)とその任期を明らかにし、公文勘会および正税返却帳との関係を検討する。

#### 1. 藤原惟房

『政事要略』巻 27 年中行事の給春夏位禄に引用する勘解由使勘判抄に

出雲〈前司藤原惟房〉

又云。他\_\_用別納租穀\_。非 $_{\text{\tiny L}}$ 有\_官符\_。難 $_{\text{\tiny L}}$ 可\_輙用\_。誤充之怠前司何脱。然而物経\_公用\_。怠霑\_恩渙\_。須 $_{\text{\tiny L}}$ 從\_原免 $_{\text{\tiny L}}$ 。〈延長三年判。〉

とあり、延長3年(925)に勘解由使勘判により、出雲前司藤原惟房の別納租穀他用が免じられている。延長3年の国司交替の際に問題になったと考えられるので、藤原惟房の任期は延長3年以前である。 なお『宇佐八幡宮託宣集』には延喜19年(919)の豊前国司に(姓欠)惟房がみえる(1)。また『尊卑分脉』藤原氏京家浜成の子大継の曾孫に阿波守従五位下惟房がみえ、年代的には近い可能性がある。これらが同一人か否かは今後の検討を要する。

# 2. 内蔵時景

『外記補任』承平6年(936)条によると、内蔵時景が、正月29日に大外記から出雲守に遷任している。内蔵時景は承平2年(932)正月27日に右京大進から少外記に任じられ②、承平4年(934)閏正月29日に大外記に転じ、承平6年(936)正月7日に従五位下に叙爵されたばかりだった。

# 3. 十市有象

『系図纂要』によると延喜2年(902)生まれという。『地下家伝』によると、天暦2年(948)正月に遠江介から出雲守に任じられた。十市有象は、『本朝世紀』天慶元年(938)11月3日条に兵部少録で結政所史座に着いたことがみえ、『外記補任』によると天慶5年(942)12月13日に直講から権少外記に任じられ、翌天慶6年(943)に少外記に転じ、天慶8年(945)には十市部宿禰を賜姓された。天慶9年(946)2月7日に大外記に転じ、4月28日に従五位下に叙爵された後7月17日に遠江介として転出している。

天徳2年(958)に明経博士となり、以後明経博士として勘申をしたり(3)、日本紀講書の召人となったり(4)、明経学生藤原右賢の得業生に准じて課試することを申請した史料(5)がみえる。天禄2年(971)に中原、天延2年(974)に中原朝臣姓となり、子の中原致時以降外記を歴任し、とくに局務(外記の首座)を代々つとめていき、局務家中原氏の始祖となった。『中原系図』には「治部大輔、博士、算博士、少外記、従四位下、初而賜中原」と記す。

十市有象は天暦2年(948)に出雲守に任じられているので、正税返却帳の天暦3年(949)の勘出は

十市有象の任中のものとみられる。

## 4. 平某 5. 浅井守行 6. 多治文正

『朝野群載』巻 16 仏事上に所収する天暦 10 年(956) 4月 21 日付の出雲国牒は、国分寺僧明賢死去の替わりとするため、沙弥光延の登壇受戒を東大寺戒壇院に申請したものであるが、国司として守従五位下平朝臣(名欠)、掾正六位上滋野朝臣(名欠)、権掾和気朝臣(名欠)、大目(権大目か)高屋連(名欠)の位署書がみえる。介、大目、少目は欠員とされる⑥。一方正税返却帳の天徳元年(957)において、守外従五位下浅井宿袮守行の天慶 10 年(947)位禄稲 1177 東 2 把 5 分(225 項)および守従五位下浅井宿袮守行の賑物料稲 175 東(215 項)が勘出される。また天徳 2 年(958)に守従五位下多治真人文正の同年位禄料稲 2035 東 5 把が勘出されている(210 項)。

これらの記載の年代そのままに出雲守の変遷をたどれば、天慶 10 年(天暦元、947)に出雲守だった浅井守行は、一旦任を離れた後、平某の後をうけて天暦 10 年(956)後半か天徳元年(957)に出雲守に再任したが、すぐ丹比文正に出雲守を交替したことなる。しかし正税返却帳の記載には誤記ではないかと思われる部分が少なからずあり、検討を要する。

まず天徳2年(958)の勘出部分では、210項に守従五位下多治真人文正の同年位禄料が記載されている。206項に従五位下橘朝臣家子の天慶10年(947)位禄料穀107斛3斗6升5夕とあり、207項以下丹治文正まですべて「同年位禄料」とされている。この「同年」を天慶10年と解すれば、丹治文正の出雲守の時期が浅井守行と重なってしまう。『外記補任』天慶8年(945)条によると、同年3月28日に丹治文正は大外記から薩摩守に遷任している。そうすると天慶10年にはまだ薩摩守だった可能性がある。

一方、237 項は「天慶七年」を「延長七年」と誤記している。こうした例を考えると、「天慶十年」は「天暦十年」または「天徳元年」の誤記である可能性もある。そうすると、丹治文正は天暦 10 年 (956)または天徳元年(957)に出雲守だったことになり、それぞれ平某、浅井守行と重なってしまう。 あるいは  $207\sim210$  項の「同年」を「當年」の誤記だとすれば、丹治文正の任は天徳 2 年 (958)ということになる。同じように 225 項の「天慶十年」を「天暦十年」の誤記だとすると、浅井守行は天暦 10 年 (956)から出雲守だったことになり、平某と重なる。

そのほか、天徳元年(957)に「介外従五位下小智宿祢延年」(226 項)がみえるが、天徳2年(958)の「外従五位下久知宿祢遠平」(209 項)と同一人物ではないだろうか。209 項には介と記されていないが、守丹治文正の前行であり、しかも穎稲で記されている。位禄が穎稲で記されているのは国司(権守をのぞく)に共通している。同一人物の誤記だと考えられる。

こうした誤記の可能性を考え、この時期の出雲守の変遷として以下のような仮説を提示しておく。 天暦 10 年(956)まで平某、天暦 10 年後半に浅井守行が任じられ、任の途中天徳2年(958)に丹治文 正に交替した。しかし指摘したような矛盾、不審点が、単なる誤記ではなく本来の正税帳に由来す るとすれば、それが勘出の理由になったとも考えられ、今後の更なる検討を要するところである。

さて丹治文正は、『外記補任』によると、天慶4年(941)3月28日に蔵人所出納から権少外記に任じられ、同5年12月13日に少外記、同7年3月29日に大外記、同8年正月7日に従五位下に叙爵された後、前述のように大外記から薩摩守に遷任している。『本朝世紀』天慶5年(942)閏3月9日条には權少外記として聴政に参加していることがみえる(7)。丹治真人からはこの前後の時期に外記

に任命されている例が少なからずあり、いずれも同族と思われる。 浅井守行、平某については、関係する史料が見出せず不明である。

## 7. 橘泰胤

『日本紀略』応和2年(962)4月19日条に「今日。出雲守橘泰胤宅下男一人与」大通婬」とみえる。 新訂増補国史大系は頭註で「泰、原作奉、今従神本、按橘氏系図有従四位下播磨守公緒男泰胤蓋此」 と注記している。『尊卑分脉』にも同じく播磨守従四位下公緒の子に泰胤がみえる。

一方、『本朝世紀』天慶5年(942)閏3月9日条には長門守橘奉胤がみえる(8)。また『類聚符宣抄』巻8勘出所収の天慶8年(945)3月8日付宣旨は、長門守橘奉胤が前司物部本与任中の天慶元年(938)から4年(941)までの未勘の勘出を置いて公文勘済することを申請し、認可されたものであるが、それにより天慶5年(942)から8年(945)の長門守として橘奉胤の存在が知られる(9)。奉胤の「奉」について、新訂増補国史大系はとくに注を付していないが、『日本紀略』の諸本間で応和2年4月19日条の「泰」と「奉」に混同がみられること、時期が近接していることを考えると、出雲守橘泰胤と長門守橘奉胤は同一人物の可能性があるのではないだろうか。

それ以外に、橘泰胤または奉胤に関する史料は見出せず、出雲守としての任期はこれ以上は不明 とせざるをえない。

## 8. (姓欠) 則俊

『書写山円教寺旧記』「延照記」に次のような記述がみえる。

一、四間、板葺、湯屋一宇〈西庇一面〉、

貳斛納釜一口 湯船一隻

湯筍一 水船一口

右釜、上人差\_使僧義算\_、被\_聞出雲守則俊朝臣、忽激=励其命\_、集\_鉄令\_鋳整\_、人夫被\_運送 \_\_、之、(10)

円教寺の湯屋の釜は、出雲守則俊が鋳造して運びこませたものだという。

同「延照記縁起」は

先、之、寬和二年、花山法皇、忝托\_仙駕\_、仍可、為\_御願\_之由、上人奏聞、永延元年五月廿六日、静安阿闍梨奉\_院宣 、為\_御願 既訖、

と、永延元(987)年5月26日に書写山円教寺が花山法皇の御願寺になり、同年10月7日に講堂供養が行われたとし、寂空作の同日付の講堂供養願文を収載している。

また同「延照記」は円教寺伽藍の諸堂・仏像等を目録状に列挙し、それぞれの造立の由来を記している。列挙される諸堂は以下の順である。

法華堂、講堂、常行堂、如意輪堂、多宝塔、真言堂、往生院大仏殿、一切経蔵、不断経所堂、 本堂、鐘堂、湯屋、山王院宝殿

このうち法華堂については「寛和元年歳次乙酉、当国司季孝朝臣、為」建二立一院、以」持僧慶雲、、令」求」於縁」」とあり、寛和元年(985)に播磨介藤原季孝が建立したとする(11)。藤原季孝は同年正月20日に藤原保輔によって顔面を刃傷されているが、そのときは下総守であり(12)、3月27日には播磨介になっていることがみえる(13)。刃傷事件の直後、正月28日の除目(14)で下総守から播磨介に遷

任し、ほどなく円教寺法華堂の建立事業を始めたのであろう。

また鐘堂の項にも、「花山法皇希代臨幸之処也、当州刺史藤原季孝、殊感<sub>-</sub>霊験<sub>-</sub>、専加<sub>-</sub>興隆<sub>-</sub>、其不<sub>-</sub>具者唯鐘而已」とあり、円教寺に対する播磨介藤原季孝の貢献が花山法皇とならんで特筆されている。鐘銘も収載されているが、寛和3年3月(2月ヵ)18日に作られたとする。『扶桑略記』永延2年(988)条にも、

同年(永延二年)。聖空上人於\_書写山\_建」堂。号\_円教寺\_。造=立丈六釈迦仏像\_。供養講師延 曆寺実因。

とあり、寛和元年(985)  $\sim$ 永延2年(988) にかけて円教寺の伽藍の整備が進められたことがうかがえる。

以上のような点から『書写山円教寺旧記』にみえる出雲守則俊による湯屋釡寄進の記事も、同じ ころのこととみてよいと思われる。つまり、則俊が出雲守だったのは永延元年(987)前後であり、寛 和元年(985)以前にはさかのぼらないとみられる。

この則俊については、『尊卑分脉』『系図纂要』などにも該当しそうな人物はみあたらない。『平安人名辞典—長保2年—』(15)は、出雲守の可能性として寛弘7年(1010)ころもあげているが、後に検討するように寛弘7年ころの出雲守は紀忠道であり、その可能性は低い。他にこの人物に関する史料は見あたらず、現時点ではこれ以上は不明とせざるをえない。

#### 9. 藤原相如

『栄花物語』巻4には、長徳元年(995)4月末、病気(疱瘡)になった藤原道兼が陰陽師の勧めで転地療養のため出雲前司相如宅に移り、そこで関白藤原道隆死去により関白の宣旨をうけたという話がみえる(16)。『大鏡』にも「出雲守相如の主の御家にあからさまに渡り給へりし折、宣旨は下りしかば」とある。症状がさらに悪化したため道兼は5月6日に本第の二条殿に戻ったが5月8日に死去し、後を追うように相如も5月29日に死去したことを『栄花物語』は記している。

『栄花物語』に「かの時平の大臣の御子の敦忠の中納言の御孫なりければ」とあるように、藤原時平の子敦忠の子助信の子であり、『尊卑分脉』摂家相続孫には正五位下出雲守、母は和泉守藤原俊連女とし、「歌人」の女子がいることとも記している。

『相如集』には「出雲守にて後、司なし」と記されていることからも、出雲守が最後の官職だったようである。『今昔物語』巻 24-38 話には、左近中将藤原道信が、藤原相如が出雲守として任国に下ったときに「あかずして かく別るるを たよりあらば いかにとだにも 問ひにおこせよ」という歌を遣したとみえる。

『蔵人補任』は天延2年(974)11月25日に藤原相如が六位蔵人に任じられたとしている(17)。蔵人のときの歌として、『新勅撰和歌集』には

蔵人にてかうふり給ひて、いかが思ふと仰こと侍けれは、

としへぬる 雲井はなれて あしたつの いかなる沢に すまむとすらん 『相如集』には

出雲守にて後、司なし。蔵人にて春宮に候へし女に、

ねきことを さかぬものから ちはやふる 神てふかみは 君につきにき また 同じ蔵人のころ、御文あけてみたりとて、つみあるへしとさはかるるに、

雲のうへ たかくみゆれは 天川 ふみみぬせにて 身をやしつめん

とある。そのほか『相如集』に多くの歌を残しているが、官職と時期を特定できるものはほとんど みられない。

したがって藤原相如の出雲守任期は、天延3年(975)ころ~正暦5年(994)ころの間としか指摘できない。ただ後述の源文雅が正暦4年(990)~長徳2年(996)だとすれば、その前任で永祚元年(989)~正暦3年(992)ごろの可能性がある。それ以前となると、永延元年(987)ころの(姓欠)則俊と重なってしまう。一つの仮説として提示しておきたい。

#### 10. 源文雅

出雲国正税返却帳に前前司源文雅と記されている。

『尊卑分脉』『系図纂要』には、光孝源氏清平の子相規の子に文雅がみえる。『公卿補任』によると源清平は天慶8年(945)正月13日に死去している(18)。父相規は『尊卑分脉』では摂津守従五位上とする。年代からすれば該当する可能性があるが、出雲国正税返却帳の勘出部分の人名には誤記が多いこと、他に史料がみえないことにより断定はできない。『平安人名辞典—長保2年—』は別人かとしている。

### 11. 源忠規

長保3年(1001)9月6日に東三条院司が任命された。『権記』同日条には、

(前略) 晩景参院、先是左丞相・春宮大夫・右金吾被、候、大臣召\_修理大夫」、被、下、右衛門督・中宮権大夫并余如、元為」別当」、右近藤中将実成 □□ 為」別当」、又出雲守忠規朝臣如、元別当令旨、、即罷出、

とあり、新任の別当として右近衛中将藤原実成、再任された別当として右衛門督藤原公任、中宮権 大夫藤原斉信、参議・右大弁藤原行成、出雲守源忠規がみえる。正税返却帳には、長保4年(1002) に、同4年4月2日太政官符による正五位下源朝臣忠規の位禄料稲2631束4把が勘出されている。位禄 料は別納租穀が原則であるが穎稲で記載されている。これは守浅井守行、守多治文正の位禄料が穎稲で記 されていることと同じで、長保4年においても源忠規が出雲守だったことによるものとみてよい。

源忠規は『尊卑分脉』『系図纂要』によると光孝源氏で、光孝天皇の子是忠親王の曾孫輔視の子とされ、正四位下出雲守と記されている。

『権記』長徳3年(997)5月24日条に

則光又伝\_院御消息\_云、甲斐守忠規従者日者候\_獄所\_、忽有¸所¸煩云々、暫可\_免給\_¸仮。即奏。 仰云、早可\_免給\_

とあり、東三条院藤原詮子の奏請により甲斐守忠規従者の獄囚に仮が給われている。東三条院との 関係からするとこの甲斐守忠規も同一人物であろう。源忠規は甲斐守から出雲守に遷任したとみられる。

ではその遷任の時期はいつであろうか。源忠規が最初に東三条院司となった時期は不明であるが、 『小右記』長徳2年(996)正月6日条に将監忠規が院宮御給に奉仕したことがみえる(19)。これが同一人物か否かは不明である。 10世紀後半以降、公文勘会は任終年または得替後に一括して行われるようになり、前司任終1年と当任3年分以上がその対象となっていた(20)。勘出が4年連続していること、長保3年(1001)・4年に源忠規の見任史料のあることを考えると、忠規の任期は長保3年(1001)~寛弘元年(1004)で、勘出は長保2年が前任司の任終分、長保3年~5年が任中分とみてよいのではないだろうか。

源忠規は東三条院司として長保3年(1001)10月9日の東三条院四十賀に奉仕し、10月10日に院司賞として正五位下に昇叙している(『母后代々御賀記』)。正税返却帳では左弁官長保2年2月7日宣旨交易進上東条院御賀料麻布200段料稲が長保2年分として勘出されている。長保2年10月15日には御賀の屏風料として和泉・尾張から各五疋が召されている(21)ように、諸国に御賀料が宛られた。

東三条院詮子は、算賀の後まもない長保3年(1001)閏12月22日に死去する(22)。翌日には葬送料の諸国召物定が行われた(23)。出雲国正税返却帳に勘出されている左弁官長保3年閏12月29日宣旨交易東三条院御法會料麻布100段料稲は、この定によって諸国に宛てられたものの一部である。源忠規が東三条院司だったこととも関係すると考えられる。

源忠規について出雲守以後の動向は史料にみえず、不明である。

## 12. 紀忠道

『御堂関白記』寛弘6年(1009)9月2日条に、

入夜進内侍参\_中宫\_、夫道忠(忠道)之共、雲出(出雲)下\_向来五日\_云、為<sub>レ</sub>申\_此由\_也、女 装束加\_織褂\_賜\_之云々、依\_数年見物\_、受\_馬一疋\_、頗雄々事也

と、進内侍が夫紀忠道とともに9月5日に出雲へ下向することを中宮藤原彰子に報告し、女装束、 馬を餞せられたことがみえる。

進内侍は中宮付女房であると思われるが、他に史料がみえず詳細は不明である。『平安人名辞典-長保2年―』は、『左経記』長和5年(1016)6月20日条で「仰\_進内侍\_令」止\_請印」」とみえる「進内侍」、万寿3年(1026)12月15日条に章子内親王の五夜産養に奉仕し賜物された内女房のなかに「内侍五人〈進少将各織物褂―領、袴絹六疋、江侍従々々兵部各綾褂―疋、袴絹五疋〉」としてみえる「進」も同一人かと推測している。

紀忠道は『尊卑分脉』によると紀文利の子で「従五位下出羽守」とするが、『系図纂要』、『紀氏系図』では出雲守とする。『小右記』寛和元年(985) 5月 19 日条にみえる円融上皇競馬で標勅使をつとめたこと(24)、『小右記』永延元年(987) 3月 26 日条にみえる藤原兼家の春日詣の陪従をつとめること(25)などが、忠道に関して知られる早い時期の例である。長保3年(1001) 3月 9日に昇殿した(26)後、寛弘5年(1008) 4月 18 日の藤原道長の賀茂詣に陪従する(27)など、道長との結びつきを強めていた。出雲守任官も、道長との関係が大きく影響したものと思われる。

『小右記』長和2年(1013)8月15日条には、「前摂津守(藤原)方正、前出雲守(紀)忠道朝臣 〈以上四位〉、昨日左府北方出車遅進、仍可」令」籠\_侍所戸屋\_之由、召仰之」とあり、前日の法性寺 五壇法に向かう道長室源倫子の出車遅進の咎で、紀忠道と藤原方正を侍所へ禁固することが命じられている。ここでは紀忠道は前出雲守となっており、遅くとも長和2年7月以前には出雲守の任を離れていることになる。

寛弘6年(1009)9月に出雲守として下向したのが、出雲守任命後まもないときだとすると、寛弘

6年(1009)~長和元年(1012)が紀忠道の出雲守在任期間だと推測できる。

紀忠道が受領功過定にかけられるのは長和4年(1015)10 月になってからである。『小右記』長和4年10月27日条には「相府示\_受領功過事」、余召」弁仰」之、即進\_文書」、先定\_下野事」〈守忠〉、去春不\_定了」、仍今日定、無過、次和泉〈経頼〉、両国無過、次出雲〈忠通〉、公卿給成了、不」定三了出雲事」」とあり、この日の除目に先立って受領功過定が行われ、下野の多治比守忠、和泉の源経頼がともに無過とされたが、出雲の紀忠道については定ができなかった。翌長和5年正月6日の受領功過定において、改めて出雲の紀忠道について功過が定められた(28)。

その後寛仁元年(1017) 8月6日には七社奉幣の稲荷使となるが『小右記』同日条は「散位忠道」と記している(29)。紀忠道は寛仁3年(1019) 5月24日に死去した。『小右記』5月25日条によると、内膳奉膳高橋信通が忠道宅に同宿しており、節会の御器をその宅に置いていたことが問題とされている(30)。この御器は長和5年(1016)10月に内膳司から盗まれたもので(31)、その後発見され(32)、 念状を進めていた信通は寛仁元年(1017)3月には免じられている(33)。

いずれにせよ出雲守以降、忠道は受領に再任することなく一生を終わったようである。出羽守だったことは確認できず、『尊卑分脉』の記述は誤りであろう。

#### 13. 藤原頼経

『小右記』治安3年(1023)正月26日条には次のようにある。

章信朝臣持\_来国々司申文等\_、可\_定申\_也。仰\_可\_続\_文由\_下\_賜之\_。出雲国不与状無実国分 寺誤注\_新造\_。前司(藤原)賴経新司(藤原)成親加\_署言上申文、是賴経帳也。不」可」有\_事 疑\_、可\_注\_載無実条\_之由、可」宣=下勘解由使\_者。余令」申云、除目間召\_代々帳\_、以\_諸卿\_令\_比校\_、可」無\_事疑\_者、可」改=直帳\_歟。先召\_代々帳\_令」候」官、除目間可」随」召也。章信朝臣諾。

受領功過定に先立って、出雲国の不与解由状に無実国分寺を新造と誤記していることが右中弁藤原章信によって報告された。前司藤原頼経と新司藤原成親がともに加署していることから、「事疑いあるべからず」として、無実の条を注載すべきことを勘解由使に宣下し、除目に備えて代々の帳を召して比校し、疑いなければ訂正を命じている。

不与解由状は国司(受領)の交替時に作成されるもので、官物その他の無実・破損の項目を挙げ、それについて新任国司が勘発を行い、ついで前任国司が勘発に対する陳述を行うという形式をとっている。新旧国司の主張が同時に記載され、両者がともに加署した後に言上され、これを基本資料として勘解由使勘判において裁定が下されることになっている(34)。藤原頼経から藤原成親への交替に際して作成され、頼経の受領功過定のために審査されるものであった。

治安3年(1023)正月の除目は、22日の予定だったが、関白・左大臣藤原頼通の病により結局2月に延期になった(35)。藤原頼経の加階について、『小記目録』治安3年2月15日条に「前出雲守頼経加階、不」可」作\_位記\_事」とある。詳細は伝わらないが、この「誤記」の問題のためではないかと思われる。

藤原頼経は、『尊卑分脉』によると冬嗣六男良門流の従五位下陸奥守為長の男で、兄弟に従五位上・常陸介通経、従五位下・加賀権守公経、従五位下・越後守信経などがあり、子に二条関白勾当泰経、六位頼孝、従五位下・駿河守頼季、権僧正・法務頼信がみえ、「出雲甲斐守従五位下」と記される。

『小右記』長徳2年(996)正月10日条の雑色に任じられた記事(36)から史料に散見する。

『左経記』長元7年(1034)8月22日条(37)、8月25日条(38)に中宮大進で甲斐守を兼ねていたことがみえる。甲斐守だった源頼信(39)が長元5年(1032)2月8日に美濃守に遷任している(40)。藤原頼経は源頼信の後任として長元5年2月に甲斐守に任じられたとみてよい。『行親記』長暦元年(1037)12月18日条に藤原永職が甲斐守とみえる(41)ので、藤原頼経は一任4ヶ年の後長元9年(1036)初めに甲斐守の任を離れたとみてよいだろう。以後、藤原頼経に関する史料はみえない。

藤原頼経から藤原成親への出雲守交替の時期は、後述する藤原成親の経歴を検討することによって寛仁元年(1017)だと推測される。また前述のように紀忠道の出雲守在任期間が寛弘6年(1009)~長和元年(1012)と推測されるので、長和2年(1013)~長和5年(1016)の一任4ヶ年が藤原頼経の出雲守の任期とみてよい。

#### 14. 藤原成親

藤原成親は、『尊卑分脉』『系図纂要』によると、冬嗣六男良門流、従四位下若狹守・大膳大夫藤原遠理の男で、母は式部大輔橘敏通の女、兄弟に資経、子に従五位下・兵衛尉範経がみえ、「従五位下出雲守掃部頭」と記される。

『日本紀略』寛弘5年(1008) 4月 19 日条にみえる掃部頭で賀茂祭使の代官となったこと(42)が史料上の初見だと思われる。『御堂関白記』長和5年(1016) 7月 16 日条に侍従・掃部頭で新所旬に奉仕したことがみえる(43)。次に『御堂関白記』に成親がみえるのはその2年後の寛仁2年(1018) 11月1日条で、「出東河奉幣、例幣并金銀幣、使雲出成親」とあり、「出雲成親」が藤原道長の例幣・金銀幣の使となっている。この記事を『国司補任』は採っていないが、「出雲成親」を出雲守成親と解してよい。『御堂関白記全注釈 寛仁二年下』も、成親の出雲守見任史料とし、さらにこの史料や長和5年(1016) 10月4日、道長の子頼宗の女子誕生の際に、道長と頼宗との間を使として往復していること(44)などから、道長の家司かあるいは近習の者と推測している(45)。

藤原成親は前述のように治安3年(1023)正月において出雲守見任である。成親の後任だと考えられる橘孝親は後述するように、万寿2年(1025)に出雲守に任じられたとみられるので、万寿元年(1024)が成親の任終年となる。したがって、成親の出雲守任期は寛仁元年(1017)~万寿元年(1024)の重任8ヶ年とみてよいだろう(46)。そうすると、交替後7年もたってから前任者藤原頼経の不与解由状が作成されたことになる。

『小右記』長元4年(1031) 7月30日条に「故成親朝臣」とみえるので、出雲守離任後まもなく死したものと思われる。

## 15. 橘孝親

『小右記』万寿2年(1025)3月23日条に「出雲守孝親於\_門外\_令<sub>レ</sub>申\_赴任由\_」とあり、橘孝親が出雲守として赴任の由を告げている(47)。正月29日の除目(48)で出雲守に任じられたとみられる。

『小右記』長元2年(1029)閏2月25日条に「出雲守(橘)俊孝言、廿八日赴任」とあり、新任の 出雲守橘俊孝が罷申をしていることがみえる。したがって橘孝親の出雲守の任期は万寿2年(1025) ~長元元年(1028)までの一任4ヶ年となる。

その後『小右記』長元2年(1029)7月1日条に、

伊予守(藤原)章信持=来為」弁之時下給勘宣旨\_〈出雲国司孝親申、召物直料等〉。頭弁(源経頼)持¬来前讃岐守(源)頼国申\_造殿料物\_覆奏文」、示¬可\_奏下\_由」。□□前出雲守孝親申請召物料文、同示¬可\_奏下\_由」、

とみえ、前出雲守橘孝親の召物料申請文が奏下されている。橘孝親が公文勘済のために任中の召物 直料の処理を行ったものと思われる。

『左経記』長元4年正月22日条に

参\_結政\_、有政、上侍従中納言(藤原資平)、請印了着\_南所\_、被<sub>\</sub>下\_参河出雲不与状\_、食了参入、

## 翌23日条に

参\_結政\_、上侍従中納言、請印了着\_南所\_、被<sub>レ</sub>下\_隠岐不与状、豊前実録帳、参河・出雲等解 由、食了入内、

とあり、まず不与解由状、ついで解由状が下されていることがみえる。2月の除目(49)にあわせて受領功過定にかけられたのであろう。

橘孝親は、『橘氏系図』によれば橘内成の子で越中守、従四位下とされる。なお越中守とする史料は他にみえない。史料上の初見は『小右記』長和3年(1014)12月26日条で、外記として座主補任に奉仕した記事だと思われる。『外記補任』はこのとき権少外記とする。『小右記』長和5年(1016)正月11日条まで外記であることがみえ、その後は内記に転じたようで、『小右記』寛仁4年(1020)11月17日条には少内記とみえる。出雲守任中も大内記を兼任しており、この間の諸宣命、勅答、位記作成等に奉仕している。『春記』長久元年(1040)12月21日条によれば、この日大内記を辞す文を奉っている。

## 16. 橘俊孝

『小右記』長元2年(1029) 閏2月25日条に「出雲守(橘)俊孝言、廿八日赴任」とあり、新任の出雲守橘俊孝が罷申をしていることがみえる(50)。正月24日の除目で任命されたとみられる(51)。

担任後の橘俊孝は、まず長元2年7月に降雪のあったことを言上した。『小右記』長元2年8月2日条によると、7月11日付出雲国司解により、7月8日に飯石郡須佐郷枚田村に雪が降り、殖田3町と野山の草木がことごとく損亡したことが報告された。『小右記』同日条は出雲国司解を引用しており、守橘俊孝、介平某、掾信寧の署判がみえる(52)。『朝野群載』巻6所収の応徳2年(1085)9月11日文殿勘文にも出雲国解が引用されているが、「赤雪降」となっている(53)。なお長元2年7月8日はユリウス暦1029年8月20日である(54)。それをうけて8月2日、国史・日記から先例を調査することが大外記清原頼隆に命じられた(55)。8月4日、推古34年(626)6月と貞観17年(875)6月4日の例が勘申された(56)。8月6日、右中弁藤原頼任を通じて奏聞に付された。しかしそれらにはどのように対処されたかは記されていなかった。実資は、先例は6月の降雪で宮中の例であり、今回の秋の山陰道とは異なっている。仁王経七難には夏の雪について説いており、秋の雪の場合にあてはめてもそれほど怪しむべきことではない。出雲国に官符を下給して仁王経を転読させるとともに、宮中においても攘災法を修すのがよいという考えを記している。結局、勅により官符を出雲国に下給して仁王経を転読させることなった(57)。応徳2年(1085)9月11日付官文殿勘文では、国分寺に浄行僧を招いて3日間仁王般若経を転読させたとしている(58)。

翌長元4年(1031)~5年にかけては杵築大社の神託と神殿の顛倒・造営が太政官で大きな問題となり、出雲守橘俊孝がその渦中の人物として追及され配流されることになる。

杵築大社神殿が顛倒した日は史料により異なっている。『日本紀略』は8月 11 日とし(59)、『百錬抄』は8月 13 日とする(60)。『左経記』長元4年 10 月 17 日条には顛倒を報告する出雲国解を引用しているが、顛倒した日付を特に記してはいない(61)。日時の記録が一定していないことも問題になるだろう。

顛倒の報告は出雲国解で10月17日に太政官に伝えられた。『左経記』同日条は出雲国解を引用し出雲守俊孝の云として、顛倒の状況を詳しく伝えている。それによると以下のような状況だった。三度光があって、震動し顛倒した。材木はみな倒れたが、乾の角の柱一本だけが残った。七宝で宝殿を作り、七宝の筥を宝殿の中に安置し、これを御政体としていたが、その筥が顛倒した材木の上に露わになっていた。禰宜たちが沐浴潔斎して慎みを致しこれを取り、仮殿に移した。これに対して、以前にも顛倒したことがあったというので、前例を調査させるよう指示がだされている(62)。

この顛倒に対して、閏10月3日に神祗官と陰陽寮が軒廊で卜筮を行った。神祗官は兵革と疾疫のおそれがあると奏し、陰陽寮も同様に艮・巽方より兵革、天下の疾疫のおそれがあると奏した。出雲と艮・巽方諸国に対し疾疫・兵革の慎を指示する太政官符が下されることになった(63)。翌々閏10月5日には杵築大社に奉幣することになり(64)、閏10月15日に奉幣使が左衛門陣外で幣を請けて出立した。先例がみえないので、神祗官に命じて社の数と幣物を勘申させ侍従所で準備させ、杵築社ほか十八社への奉幣となったようである(65)。奉幣使は神祗少祐大中臣元範だった(66)。

これと同ころ杵築社の神託が守橘俊孝によって伝えられたらしい。内容の全貌は必ずしも明確ではないが、後述するように、天皇の身体の安穏にかかわること、改元のこと、陪膳者への叙位のこと、神殿造営のこと、の少なくとも4点が含まれていた。

『小右記』長元5年2月26日条によれば、託宣により3月11日が天皇の慎むべき日とされた(67)。 『左経記』3月11日条によれば、「風聞、明日依\_出雲杵築社託宣\_、可\_有\_御物忌\_」とあり、関白藤原頼通・近習・上達部らが籠り、内裏では北斗熾盛光法と不動等法が修され、大般若経が不断読経された(68)。

杵築社神託による改元については、正月23日に関白頼通の消息により、勅命をうけて改元と新年号の字の勘申が指示された(69)。7月28日には、藤原実資が8月改元の例として天平と延暦の例を頭弁藤原経任に申し送っている。その後、29日に改元すべきところ内裏の犬死穢が当日に及ぶため穢中の改元例を勘申させたがその例がなく、天平・延喜という8月改元の吉例があるので、8月1日に改元するのはいかがとという関白頼通の消息が伝えられ、実資は賛同の意を返報している(70)。しかし8月1日に状況が急転回し、改元は行われなかった。神託が虚偽であることが発覚したためである。それは政府による杵築社顛倒と造営に関する調査のなかで明らかになった。

それに先立つ6月3日、除目・叙位にあたって橘俊孝が、出雲守の重任および4ヶ年調庸租税免除と但馬・伯耆等国の工夫徴発による杵築社造営、前年神託による陪膳役への叙位を申請してきている。これに対して、先例になく裁許の定しがたいため、実検使を出雲へ派遣して社屋の規模や宝殿の有無を調査させることにし、また前々司忠親に顛倒造立の例を尋ねている。実検使には右大史(姓欠)広雅(71)が任じられ、木工寮官人も随行することになった(72)。6月17日に「杵築宮損色使官符」への請印が行われているので(73)、その直後に実検使広雅が出雲国へ向けて出発したものと思

われる。

実検使広雅が帰京したのが8月1日で、深夜に橘俊孝を伴って参上した(74)。広雅の報告により、 杵築社の社司や出雲国在庁官人らの問注文などから、託宣はなかったこと、陪膳者への叙位の件に ついても神人でないものに位記を給したことが明らかになり、その位記が返進された。8月7日に 関白頼通の指示で杵築社の問題が諸卿の議に附された(75)。杵築社の顛倒や託宣は出雲守橘俊孝の虚 偽の報告だったとして、8月20日に定にかけられ、俊孝の罪状について明法勘申がなされた(76)。 9月20日には杵築社顛倒と神託の虚偽の奏上をした罪により佐渡国への配流が決定し(77)、9月27日に配流された(78)。その後、俊孝は佐渡国への途中重病に陥り、10月5日より越前国敦賀郡に逗留 し配所へ向えないことが、俊孝領送使の左衛門府生光近から報告された(79)。俊孝はその後史料には みえない。まもなく敦賀で死去したとみられる。

『左経記』長元5年6月3日条にみえる橘俊孝の申請内容から判断すると、俊孝が虚偽の杵築社類倒・神託を奏上したのは、神威を背景にした神殿の大規模造営と、それを名目とした受領重任を図ったためではないかと推測される。出雲国正税返却帳では長保2年(1000)に、長徳4年(998)12月18日太政官符によって「造立出雲神殿玉垣料」穎稲換算で計93,312束3把1分1毛8厘の支出が勘出されており、この時期に大規模な杵築社の修造か造営がうかがえるが、太政官符による造営の指示がだされていることに注目したい。6月3日の橘俊孝の申請は、造営料として4ヶ年の調庸租税を宛てることと但馬・伯耆等国からの工夫の徴発であるが、それらは太政官符によって命じられるものである。政府による諸国宛の事業として神殿の大規模造営を実現させるため、神意の現れである顛倒が演出され、また神託が捏造されたのではないだろうか。それは杵築社側はもちろん、在庁官人らも当事者で、彼らの関与なくしてはできなかったはずだが、発覚した段階で守橘俊孝一人に責任が帰されてしまったのであろう。

10世紀末以降、政府の費用調達は太政官符により諸国に宛てられたが、その際に正税・不動穀以外からの支出を国司からの申請により裁可していく方針がとられた(80)。11世紀前半にはそうした諸国からの料物申請がたびたび記録されている。さらに寛弘2年(1005)の造内裏定において政府は「至「不」立三用料物」之国司」可」給」賞、立三用作料」之国司可」無「勧賞」」(81)とすることにより、国司の勧賞規定と関連させて国内臨時加徴を暗黙の内に承認する方針をとった(82)。これらは内裏等の造営など政府事業の臨時賦課を念頭においたものであるが、長元年間に美濃国や備後国が造円教寺料の料物申請をしている(83)ように、政府が命じる寺社造営にも適用されたものと考えられる。俊孝の杵築社造営の料物申請はこうした状況を反映したものでもあった。「調庸租税等」を造営料に宛てる申請は、寛弘2年の方針からすると勧賞対象にはならないが、神威を背景にした造営を自身の受領任中の事業と認められることで重任されようとしたのではないだろうか。

これらと出雲国正税返却帳との関係について、ここでふれておきたい。前述のように 10 世紀末以降、料物申請が原則になった結果、申請なく官物を立用した場合に正税返却帳の勘出対象となる。 長保2年(1000)~5年(1003)の勘出はそうした例であろう。寛弘2年以降、国司の勧賞規定と関連させて国内臨時加徴が暗黙の了解事項になってくると、当然これらは正税帳には立用されないことになる。こうした状況が恒常化していったために出雲国正税返却帳でも長保5年を最後に勘出がみられなくなるのである。

ところで杵築社造営のために但馬からの工夫徴発を申請していることに関連して、橘俊孝の前歴

で問題になる点がある。

橘俊孝は『橘氏系図』『尊卑分脉』などにはみえない。史料上の初見は『御堂関白記』寛弘元年(1004) 4月 17 日条にみえる斎院御禊に奉仕した木工允俊孝ではないかと思われる(84)。 寛弘8年(1011)には兵部丞俊孝とみえ(85)、長和2年(1013)には式部大丞正六位上橘俊孝とみえ(86)、万寿4年(1027)には兵部少輔俊孝とみえる(87)。その後、長元元年(1028)に事件を一つ引き起こしている。

『小右記』長元元年7月24日条によると、前夜、雑人10人ほどが関白頼通第西門外で雑事を訴えた。ついで堂門、南門と移動して大声をあげつづけたが、尋問しようとすると分散していなくなってしまった。但馬国百姓が国司の苛政を訴えたものだという。実資は、諸国の百姓が公門で国事を訴えることは古今の例ではあるが、夜間に放言して訴えたことなどない。但馬国司の苛政のことは耳にしたことはなく、敵するものが夜陰にまぎれてうってでた行為で、とりあう必要はないしとしている(88)。その後も但馬百姓が夜間に関白門外で同じように放言した。白昼だと殺されるかもしれないので、夜間に訴えたのだという(89)。

ところが放言したのが橘俊孝だったということが判明する。『小右記』同年7月26日条によると、 再び夜な夜な但馬百姓と称して放言したのは俊孝の仕業であり、但馬国司の在京中に俊孝が但馬に 下向し、「不善」を行い「濫吹」したのに対して、但馬国司が国にもどって関係者を譴責したので、 憤激した俊孝が今回の行為に及んだのだという(90)。

このときの但馬守は藤原能通である。藤原能通は万寿4年(1027)2月4日、長元2年(1029)閏2月25日に但馬守として見任であり(91)、少なくともその間は但馬守の任にあった。万寿4年(1027)9月26日には、但馬守藤原能通が私物をもって建礼門東西垣と一階部分の修造を申請している(92)。私物を充当するといっても、受領として国内に負担を転嫁することは考えられる。あくまでも推測の域を出ないが、但馬国内に関係をもつ俊孝が、建礼門修造の費用徴集をめぐって守藤原能通と対立した可能性はありうるし、そうした関係から杵築社造営にあたって但馬国に対する工夫の徴発を申請したものかもしれない(93)。

しかし実資によると、橘俊孝は家人であるが、「酒狂不善」の者であり、先年も乗車して家門を渡ろうとして、下人に面耳を殴打されたこともあるという(%)。

#### 16 附. 前々司忠親

『左経記』長元5年(1032)6月3日条に、杵築社顛倒・造立の前例を前々司忠親に尋ねるとみえる。すでに明らかにしてきているように、橘俊孝の前々司は藤原成親である。また紀忠道から橘俊孝までの守は連続して明らかになったが、忠親の名はみえない。源忠規と紀忠親の間、寛弘2年(1005)~5年(1008)ころの守が不明なので、ここにあたる可能性はある。その場合、『尊卑分脉』『系図纂要』に出雲守と記されている菅原忠親の可能性がありうる。そのほか菅原忠親については、長保2年(1000)に正六位上で文章生より勘解由判官に任じられたこと(『除目大成抄』)しかみえない。『平安人名辞典―長保2年―』はこの菅原忠親と「前々司忠親」が同一人物である可能性を示しているが、他に菅原忠親を出雲守とする史料はみえない。なお『菅原氏系図』では「従五位下、出家」とする。

前回の大規模修造が勘出が源忠規任中分であり、正税返却帳の記載が後司の勘出申請によったものであり、その後司が菅原忠親だったため前例を尋ねられたと推測することも可能ではあるが、30

年もたって前々司として前例を尋ねられるという点に問題がなくもない。

前々司成親の誤記である可能性は、前述のように藤原成親は長元4年(1031)にすでに故人として みえるので、否定される。前々司忠道の誤記である可能性も、寛仁3年(1019)に死去しているので、 否定される。しかし橘孝親、源忠規も一字違いであり、忠親に誤記された可能性は残る。

以上、菅原忠親および誤記の可能性をあげた。後考を待ちたい。

### 17. 藤原登任

『類聚符宣抄』巻8越勘に次のような太政官符が収録されている。

太政官符民部省

応,越=勘長元元二三四并四箇年公文\_事

右得\_出雲国去七月十三日解状\_偁。謹檢\_案内\_。前司守橘朝臣俊孝。去長元五年九月之比。坐\_事配流。仍未\_勘\_公文\_。爰新司守藤原朝臣登任。殊励\_忠節\_。欲\_勘\_済公文\_之処。所司勘発云。先勘\_前任帳\_。次可\_勘\_当任帳\_者。何依\_前吏之不勤\_。徒可\_失\_当任之勤\_哉。抑越勘之例。格条已存。前蹤不\_可\_勝計\_。望請官裁。因=准傍例\_。早被\_下\_宣旨於所司\_。越=勘件年年帳\_。弥励\_忠節\_者。右大臣(藤原実資)宣。奉 \_ 刺依\_請者。省宜\_承知依\_宣行\_」之。符到奉行。

右中弁兼和泉守源朝臣 (経長)

左大史菅乃

長元九年八月卅日

長元9年(1036)、出雲守藤原登任が自身の任中公文の勘済にあたって、前司橘俊孝の未勘公文(長元元年~4年分)の越勘を申請し認められたものである。

越勘とは、国司交替のさいに後司の申請により主計寮または主税寮が過去にさかのぼって前司以前の公文を勘査することであり、太政官符か官宣旨の下付が必要だった(%)。前任者の功過との比較で考課がなされるので、越勘が認められないと前任者の帳も後司が勘済しなければならないことになる。前述のように橘俊孝は長元5年(1032)に配流され任中公文が未勘のままに終わっている。当任国司の勘済すべき公文は前任任終1年と当任3年以上の4年分以上とされている(%)。したがって前任橘孝親任終年の長元元年(1028)分と橘俊孝任中の長元2年(1029)~4年(1031)がその内訳となる。越勘が認められたことにより、後司藤原登任は自身の分、つまり長元5(1032)年~8年(1035)分の勘済だけでよいことになったのである。

「杵築大社造営遷宮旧記注進」には、長治2年(1105)に出雲守藤原家保が杵築社などの破損による造進を申請し、嘉承元年(1106)2月7日宣旨により官使が派遣されて損色について注したなかに、当国大社・中社或顛倒、或朽損、毎<sub>2</sub>有\_破壊\_、宰吏造進預\_勧賞\_、前跡多存、近則藤原登任・同章俊等各賜\_延任官符、造\_進杵築社、(97)

と、藤原登任が延任官符をうけて杵築社を造進したことが記されている。「杵築大社造営遷宮旧記注 進」は宝治2年(1248)の杵築大社造営に際して、国衙の杵築大社造営記録を編纂したものとされて おり(98)、事実経過はある程度反映しているとみなされる。

これらのことから藤原登任は、長元5年(1032)に橘俊孝が配流された後をうけて出雲守に任じられ、「顛倒」した杵築社神殿の造営を進め、その完成まで延任したといえる。前掲長元9年(1036)の越勘申請は、任4年めにあたって延任官符を請けることとの関係でなされたものとみられる。

『尊卑分脉』によると、藤原登任は南家武智麻呂五男巨勢麻呂五男真作の子孫で、正四位下美作守師長の子、母は播磨守光孝女、出雲・陸奥・大和・能登等の守に任じ、従四位下主殿頭、康平2年(1059)3月19日に72歳で出家したとある。兄弟に図書助有任、従五位下越後権守実任、子に従四位上能登・越後守・主殿頭長宗、従五位下刑部丞・治部丞・大舎人頭長明などがある。『系図纂要』は能登守のかわりに美濃権守とする。『御堂関白記』寛弘8年(1011)2月10日条が史料上の初見で、東宮殿上を聴されたとある。その後蔵人となり(99)、式部丞になったことも確認できる(100)。『小右記』万寿元年(1024)正月26日条に治国により従五位上に叙されたとあるが、任国は不明である。このとき大和守は源政職なので(101)、『尊卑分脉』にみえるうち大和でないことは明らかである。『小右記』長元元年(1028)8月27日条に「登任朝臣」とみえてから出雲守に任じられるまでの動向は不明である。

出雲守離任後は陸奥守に任じられている。『陸奥話記』に永承年中に陸奥守に任じられていたことがみえ、永承6年(1051)に源頼義に陸奥守を替わっている(102)。その後、出家したものと思われる。

## 18. (姓欠) 憲清

『春記』長久2年(1041)2月7日条に

賀茂祭斎院童女装束事、経\_坊官蔵人\_之受領所宛仰也。越後守資良・出雲守憲清可\_宛仰\_之由、触\_関白\_可\_左右\_者、即参\_関白殿\_、令\_伝=申此由\_、自\_一日\_有\_犬穢死\_、仍令\_伝申\_也、命云、早可\_宛仰\_者、(中略)又帰参内、令\_奏\_童女装束事\_、各可\_宛仰\_者、即退出、

とあり、翌2月8日条に

御禊童女四人装束、以\_書状\_遣\_憲清\_〈出雲〉、即有\_請文\_、祭日童女四人装束仰\_資良\_〈無\_ 請文\_、只申\_承了\_也〉、

とある。賀茂祭における斎院の御禊童女4人の装束を出雲守憲清、祭日童女4人の装束を越後守藤 原資良の所宛とした記事である。

出雲守憲清については他にみえない。しかし『小記目録』長元4年(1031)4月13日条に「右兵衛尉憲清」、『左経記』類聚雑例長元9年(1036)5月19日条に「左兵衛尉源憲清」がみえ、『平安人名辞典―長保2年―』は同一人としている。もしそうだとすれば、左兵衛尉源憲清は長元9年以降に出雲守に任じられたことになる。『春記』は斎院童女装束を坊官蔵人を経た受領の所宛とすることを記している。兵衛尉を兼任する六位蔵人は多い(103)。あるいは憲清も兵衛尉と蔵人を経ていたのかもしれない。

『平安人名辞典-長保2年─』は、この源憲清を『尊卑分脉』『系図纂要』にみえる光孝源氏登平の子で、正五位下能登守とみえる憲清にあてている。

憲清の出雲守任期は、延任した藤原登任の後とみてよいのではないかと思われる。登任の離任時期は不明であるが、最長でも重任8年までであろうから、おそくとも長久2年(1041)までに憲清が出雲守に任じられていたとみられる。仮に長久2年の任命だとすれば、憲清の一任4年(長久2年(1041)~寛徳元年(1044))、その後一人一任4年(寛徳2年(1045)~永承3年(1048))をはさんで、永承4年(1049)ころに出雲守に任じられた藤原明衡にちょうどつながっていくことになる。あくまでも計算上のことであるが、一案として示しておく。

## 19. 藤原明衡(104)

藤原明衡は11世紀を代表する文人で、『本朝文粋』『本朝秀句』『雲州往来』『新猿楽記』などの編著者とされ、これまでにも多くの研究が積み重ねられてきている。しかし、『雲州往来』が藤原明衡の出雲守在任と関係するとされながら、その出雲守在任時期については明確ではなく、いくつかの説が提示されてきた(105)。はやく大曽根章介氏は長久末年(1043)~永承初年(1046)頃ではないかと提起し(106)、川口久雄氏は天喜5年(1057)に任じられたとした(107)。三保忠夫氏はこれらの説を批判し、藤原明衡の在任期間を永承4(1049)か5年ころから天喜元年(1053)以前の間とした。

三保氏は以下の点を根拠としてあげている。藤原明衡は寛徳2年(1045)から永承3 (1048)か4年ころまで勘解由次官にあったこと。一方『御産部類記 下』巻17は、天喜元年(1053)6月20日に誕生した貞仁親王(白河院)の浴殿読書役に任じられた藤原明衡を「前出雲守正五位下」としていること。また『中右記部類紙背漢詩集』巻7、天喜3年(1055)3月3日に勧学院において「花色映春酒」を詠じた15首の中に、「前出雲守明衡」の1首がみえること。後掲『本朝続文粋』巻6康和6年(1104)正月26日付藤原敦基奏状に、天喜4年(1056)に「出雲国公文未勘」のまま藤原明衡は式部大輔に任じられたとあること。

従うべきであるが、2点つけ加えておく。

『本朝続文粋』巻10和歌序

秋夜同詠\_華菊臨\_\_水応\_教和歌〈并序〉

東宮学士明衡

是夕也。雲客風人。乗、興杖、醉。會三遊于源納言之水閣、焉。初以、錦葉之残、林為」詩題。後見、金菊之臨、水凝、壽思。。蓋遇、四瀛之艾寧。賞、三秋之蕭索、也。明衡学、月牖、而齢傾。雖、継、 綺里季之雪鬢。任、雲州、而秩罷。未、慣、素盞烏之風儀。頗、魯庸、以動、意。詠、和言、而有、慙。 其詞曰。

この和歌序は、藤原明衡が東宮学士に任じられた天喜6年(康平元、1058)以後の作であるが、「任<sub>2</sub>雲州\_而秩罷」とあり、出雲守を秩満となったらしいことがわかる。また次項で指摘するように、天喜元年正月に大中臣頼宣が出雲守に任じられている。したがって一任4ヶ年を遡った永承4年(1049)正月ころに出雲守に任じられたとみてよい。

天喜元年(1053)に出雲守を離任後は、公文を勘済しないまま次の官職に任命されていった。 『本朝続文粋』巻6奏状に収録する康和6年(1104)正月26日付の前上野介正四位下藤原敦基奏状は、「請<sub>下</sub>殊蒙<sub>-</sub> 天恩\_因\_准傍例\_。依\_儒学并奉公労\_。被<sub>上</sub>拝\_任刑部卿・弾正大弼・式部権大輔等闕\_ 状」というものであるが、以下のような先例を列挙している。

一、大業非成業旧吏。未勘公文輩。任\_顕官・儒官・諸司長官等<sub>\_</sub>例。

## 源扶義卿

永延元年十一月任\_右少弁。〈河内国公文未勘間〉

#### 藤原国成朝臣

長元八年十月任\_右少弁。〈因幡国公文未勘間〉

# 菅原定義朝臣

天喜二年十月任\_文章博士。

康平五年十一月兼\_大学頭。〈已上和泉国公文未勘間〉

先父明衡朝臣

天喜四年二月任\_式部少輔。

康平五年十一月兼\_文章博士。

同六年十一月兼\_東宮学士。〈已上出雲国公文未勘間。〉

## 藤原正家朝臣

康平八年三月任\_文章博士。〈越中国公文未勘間〉

嘉保二年十二月転-任式部大輔。〈若狭国公文未勘間〉

#### 橘俊綱朝臣

承保三年正月任\_内蔵頭。〈播磨·讃岐等国公文未勘間〉

## 藤原実政卿

承暦元年十一月任\_右京大夫。〈近江国公文未勘間〉

#### 同家綱

承徳二年十二月任\_兵庫頭\_。〈信濃国公文未勘間〉

#### 高階業屋

康平二年十二月任\_大舎人頭\_。〈上野国公文未勘間〉

11世紀において任中の公文を勘済しないまま、ということはつまり功過定をうけないまま次の官職に任じられる受領の少なくないことがうかがえる史料である。そのなかに藤原明衡もまた出雲国公文未勘のまま天喜4年(1056)に式部少輔に任じられ、康平5年(1062)には文章博士、康平6年には東宮学士を兼任していることがみえる。奏状を記した藤原敦基は明衡の子であり、父らにならって上野介任中の公文未勘のまま刑部大輔等への任命を願ったものであろう。

このように藤原明衡は出雲守離任後も、少なくとも康平6年(1063)11月までは任中の公文を勘済 しないままになっていた。その後、勘済して受領功過定をうけたかどうかは不明である。

# 20. 大中臣頼宣

後に伊勢神宮祭主となる大中臣頼宣が出雲守に任じられたのは、『祭主補任集』によると天喜元年 (1053) 正月である。大中臣守孝の子(108)で、長徳4年(998) に生まれ、寛治5年(1091) 7月 27 日に 94歳で祭主のまま死去したとする。

出雲守任終年は不明だが、次に史料にみえる治暦4年(1068)2月から祭主に補任される前日の永保元年(1081)5月29日までは前出雲守としてみえる(109)。一任4ヶ年だったとすれば天喜4年(1056)末には任を離れたと推測され、前司史料とは矛盾はしない。

寛治元年(1087)11月18日の大嘗会叙位で大中臣頼宣は従五位上に叙されたが、「出雲国未勘公文」 と注記され(110)、藤原明衡と同様に任を離れた後も任中の公文を勘済しないままになっていた。

#### 20 附. 大中臣親長

『国司補任』は、『太神宮諸雑事記』延久元年(1069)9月条から前出雲守大中臣親長を採っている。 たしかに『群書類従』巻3所収『太神宮諸雑事記』は、

御祭使王正親正信清王。中臣前出雲守親長。頼宣朝臣等也。

とし、諸本とも異同はないようである(III)。同じ群書類従本『太神宮諸雑事記』治暦4年(1068)12 月条には、 其後(延久元年)二月廿一日。勅使参宮。使王俊清。中臣主殿少允大中臣親長等也。

とあり、延久元年2月段階で大中臣親長は主殿少允とされている。したがって大中臣親長が出雲守の任にあったとすると、延久元年(1069)2月以前になるはずである。しかし、そうすると延久元年9月条で直近の官職である主殿少允でなく「前出雲守」とするのは不審である。そもそも延喜式にもあるように祭使の王と中臣は各一人である(112)。

神道大系本の『太神宮諸雑事記』は、「親長」を衍字として当該部分を

御祭使王正親正信清王。中臣前出雲守頼宣朝臣等也。

と翻刻し、『三重県史』資料編2(113)も同じである。神道大系本に従いたい。

ほかに親長を出雲守または前出雲守とする史料は見あたらない。大中臣親長が出雲守であったことはなかったとみてよい。

# 21. 大中臣永清

『国司補任』は「(姓欠) 永清」とするが、『水左記』承暦元年(1077)11月11日条に後聞、此日有\_奉幣使伊勢斎宮帰京\_由云々。使中臣前出雲守永清云々。上左衛門督云々。とあることから、『祭主補任』『大中臣氏系図』『太神宮諸雑事記』などにみえる大中臣永清であることがわかる。

『祭主補任』では祭主大中臣親清について、

件卿者、祭主永頼朝臣二男、神祗権少副宣輔一男、祭主永輔朝臣二男、出羽守永清二男、神祗 大副輔清朝臣一男也、

としており、大中臣永清が親清の祖父で出羽守だったことになる。ただし永清が出羽守だったこと は他にみえない。

『大中臣氏系図』では永清について「天喜造内宮使」と記している。『太神宮諸雑事記』天喜5年(1057)2月3日条に、「散位従五位下大中臣永清」が神祗少祐大中臣公輔の代わりに造宮使に任じられたことを詳述している。『太神宮諸雑事記』康平2年(1059)3月19日条に「造宮使神祗少副元範朝臣」とみえるので、永清はそれ以前に造宮使の任を離れていることがわかる。大中臣元範は康平元年(1058)9月には祭使として下向している(114)ので、この時点ではまだ造宮使ではない。康平元年9月から2年3月の間に、造宮使が大中臣永清から大中臣元輔に交替したと考えられる。次に大中臣永清がみえるのは『太神宮雑事記』延久元年(1069)6月条で、「祭使散位大中臣永清参下」とある。

以上が管見の限りでの大中臣永清に関する史料である。大中臣永清が出雲守だったのは、造宮使に任じられていない時期で、かつ散位とされている史料のみえない時期になる。他の守の任期とあわせて考えると、可能性として、A(姓欠)憲清と藤原明衡の間―寛徳2年(1045)ころ~永承3年(1048)ころ、B大中臣頼宣と藤原章俊(後述)の間―天喜5年(1057)2月以降~康平3年(1060)ころ、があげられる。表にはとりあえず後者Bの可能性を掲げておいた。

## 22. 藤原章俊

「杵築大社造営遷宮旧記注進」は歴代の国司毎に記事が整理されている(115)。前欠のため冒頭の 国司名が欠けているが、次の藤原家保の項に「近則藤原登任・同章俊等各賜\_延任官符\_、造\_進杵築 社」とあり、藤原章俊のことであることがわかる。記事は康平5年(1062)4月13日・21日の立仮 殿以降が現存しており、康平8年(治暦元年、1065)正月に杵築大社造進の功により出雲守が延任 となり、治暦3年(1067)2月1日の正殿遷宮の直後に2月6日に得替が記されている。したがって ここまでが守藤原章俊の事績としての記載だと判断される。

この治暦度の杵築社造営は、康平4年(1061)11 月ころの顛倒からはじまる(116)。顛倒は不慮の事態ではなく、新たな正殿造営のために意図的に倒したものと考えられ、造営の計画と実施の中に位置づけられるべきものである(117)。

「杵築大社造営遷宮旧記注進」によればその後、守藤原顕頼による永久度、守藤原光隆による久安度が記録されている。永久度の造営は、前任守藤原家保の任中から準備が進められ、藤原顕頼が出雲守に任じられた(118)直後の天仁元年(1108)か2年に「顛倒」して造営作業が開始され、顕頼が参河守に遷任(119)した直後の永久3年(1115)6月18日に造営なった正殿に遷宮している。久安度の造営は、藤原光隆が出雲守に任じられた2、3年後(120)の保延7年(永治元年、1141)6月7日に「顛倒」して作業が開始され、久安元年(1145)11月23日に正殿に遷宮し(実際は火災のため11月25日)、久安2年12月29日に光隆が但馬守に遷任している。いずれも新司が任ぜられた直後、正殿の「顛倒」一つまり取り壊しから造営作業がはじまり、完成して遷宮するのと前後して離任している。この間、いずれも延任または重任されているので、受領一代の任中の事業として遂行されていることがわかる(121)。

このことからすると、藤原章俊は康平8年(治暦元年、1065)正月に出雲守を延任されているので、一任4ヶ年をさかのぼった康平4年(1061)初に出雲守に任じられたとみてよく、その直後に「顛倒」から造営作業を開始したと考えられる。すなわち、藤原章俊の出雲守在任期間は康平4年(1061)初~治暦3年(1067)2月6日となる。

『尊卑分脉』によると、藤原章俊は良世流藤原邦光の子で、良門流藤原為資の養子となっている。 実父邦光の兄邦恒、邦恒の子行房(後述)ともに摂関家家司である。『定家朝臣記』康平2年(1059)10月12日条によると、無量寿院・五大堂供養において掃治行事をつとめた人物に(姓欠)章俊がみえる。この供養は関白藤原頼通によるものであり、家司・家人が各行事をつとめている。藤原章俊の近親者に摂関家家司が多いことからも、『平安人名辞典―康平3年―上』(122)も推測するように、この(姓欠)章俊が藤原章俊のことで、藤原頼通家に奉仕し、その推挙で出雲守に任じられたのではないかと思われる。

#### 23. 藤原宗実

「杵築大社造営遷宮旧記注進」は、治暦3年(1067)2月6日藤原章俊得替の次に「新司藤原宗実」と記し、藤原章俊の次の出雲守は藤原宗実であることがわかる。

藤原宗実は『尊卑分脉』によると兼頼の子で、道長の曾孫にあたる。寛治4年(1090)に50歳で死去したとされ、逆算すると長久2年(1041)の生まれで、出雲守に任じられたのは27歳のときになる。

『水左記』には承暦元年(1077)10月から12月にかけて「前出雲守宗実」とみえ(123)、また同8月29日条に出雲守藤原清綱が任途中で死去していることがみえるので、それ以前には出雲守の任を離れていることになる。一任4ヶ年をつとめたとすれば、延久2年(1070)までが宗実の任期となる。

なお『栄花物語』巻39には、承暦2年(1078)12月の斎宮媞子御禊の従駕者として、「小野宮の中

納言 (兼頼) の御子の出雲守」がみえる。藤原宗実を指しているが、その時点の出雲守は源経仲であることが明らかなので、「前出雲守」とすべきところである。

## 24. 藤原行房

藤原行房は、『水左記』では承暦元年(1077)12月から閏12月にかけての5か所、および『法勝寺供養記』『諸寺塔供養記』承暦元年12月12日条のみに前出雲守としてみえる。出雲守見任史料は今のところ見出せていない。行房に関してそれ以前にみえる史料は『定家朝臣記』康平3年(1060)7月17日条で、藤原師実が内大臣に任ぜられた任大臣節会の前駈として、因幡守行房がみえる。したがって行房が出雲守だったのは因幡守見任時期以降、つまり康平4年ころから承暦元年11月の間である。前述のように康平4年(1061)~治暦3年(1067)2月までが藤原章俊、治暦3年2月以降は藤原宗実が出雲守であり、次項で検討するように承暦元年(1077)8月に出雲守藤原清綱が死去しているので、藤原行房の出雲守任期は藤原宗実と藤原清綱の間しかない。藤原宗実が一任4ヶ年(治暦3年(1067)~延久2年(1070)出雲守をつとめ、藤原清綱が承保元年~3年の間に出雲守に任じられたとすれば、延久3年(1071)~承保元年(1074)か2年までが行房の在任期間である可能性が高い。

これは出雲国正税返却帳の年度と重なる。出雲国正税返却帳は、藤原行房の受領功過定のために 作成され発行されたものとしてよい。藤原行房と正税返却帳については、本報告書「藤原行房と公 文勘会」で詳論する。

#### 25. 藤原清綱

承暦元年(1077) 8月 29 日に疱瘡で死去した出雲守藤原清綱は、権中納言藤原公成の養子であり、 実父は故美濃守大江定経である(124)。なお同時期の『水左記』には左衛門佐藤原清綱も頻見するが、 承暦元年8月 29 日以降にもみえるので、出雲守の清綱とは別人で、『尊卑分脉』によれば良門流藤 原頼成の子である。

藤原清綱の前任は安芸守だったと考えられるので、安芸守から出雲守へ遷任した時期を検討する。まず清綱が安芸守に任じられたのは、『魚魯愚抄』によると延久4年(1072)である。また延久4年9月10日付「安芸国符」に「大介藤原朝臣(花押)」の署判がみえる(125)。この国符は保延5年(1139)6月日「藤原成孝同範俊連署寄進状」に「相伝譲文」の一つとしてみえる「一枚 同頼方可\_執行\_三田郷国符〈延久四年九月十日守清綱判〉」(126)に相当する。したがって延久4年9月時点での安芸守在任が確認できる。

清綱の死去の5日前『水左記』承暦元年8月25日条は、安芸守(姓欠)雅房が疱瘡で死去したことを記している。この雅房が清綱後任の安芸守だと考えられる。延久元年(1069)2月17日に陽明門院判官代に補された因幡守源雅房(127)と同一だとすれば(128)、『為房卿記』延久5年(1073)正月30日条に(姓欠)忠孝が因幡守に任じられていることがみえるので、雅房は延久5年以前に因幡守を離れ、その後安芸守に任じられたことになる。

藤原清綱は延久4年(1072)に安芸守として見任なので、雅房が安芸守に任じられたのも、清綱が出雲守に任じられたのも、延久5年以降となる。藤原清綱が出雲守任期の途中で死去したとすると、出雲守に任命されたのはさかのぼっても承保元年(1074)以降となる。仮に安芸守を一任4ヶ年つとめたとすれば、承保3年に出雲守に遷任したことになる。したがって藤原清綱は承保元年~3年の

間に出雲守に任じられたとみられる。

#### 26. 源経仲

『水左記』承暦元年(1077)10月3日条によると、この日の除目で藤原清綱死欠の後任出雲守に任じられたのが源経仲である。『尊卑分脉』によると、源経仲は実頼流藤原経通と源高雅女の間に生まれたが、源高明の子孫である経房の養子になった。

承暦元年は疱瘡が流行し、『水左記』では残存する7月下旬から9月にかけて多くの死者名を記録している。受領としてはこれまで述べてきた出雲守藤原清綱、安芸守源雅房のほかに、8月23日には石見守藤原国房が出家し(まもなく死去したと思われる)、9月13日には但馬守源高房が死去している。記主の源俊房自身も7月25日ころから疱瘡の症状が出はじめて連日苦しむ様子を記しているが、8月12、13日ころから快方に向ったようである(以上『水左記』)(129)。

10月3日の除目を前に9月末ころから連日のように受領への推挙を求めて権大納言源俊房の許へも訪問者が相次いだ。10月2日には、伊賀守親房が欠国申文を持参し、興福寺塔・廻廊等造営の功により尾張国か出雲国への遷任を望んでいる(130)。源経仲も除目当日の10月3日に源俊房の許を訪れ、上野国得替に対してこの3年間その恩賞がないことを訴え受領の任を望んだ(131)。結果として源経仲が上野得替により出雲守に、左中弁藤原隆方が但馬守に、源致通が飛騨任中一により石見守に、散位源俊輔が安芸守に、それぞれ任ぜられた。希望がかなった経仲は、10月5日に俊房の許を慶賀に訪れている(以上『水左記』)。

経仲は早速出雲国への下向の準備に入ったらしく、11月9日には源俊房から栗毛馬一疋が贈られた(132)。しかし経仲は11月19日、閏12月8日と源俊房を訪問しているので(以上『水左記』)、出雲国への出立はその後と思われる。

『夫木抄』には承保3年(1076)11月のこととして「出雲守経仲名所歌合」の歌合計7首を所収している。承保3年はまだ経仲が出雲守に補任される前であり、『平安朝歌合大成』が指摘するように承暦元年11月の誤りだと思われる(133)。この歌合には、経仲の子経兼・俊兼ほか禖子内親王家中務など在京の女性らしき人物も参加し、出雲国の歌枕である出雲山、出雲川、出雲浦、焼島などのほか、伯耆国会見郡の長田までも詠まれていることから、身内で出雲守補任を祝い、まだ見ぬ出雲への出立を前に催されたものと推測される。

経仲の任終は4年後の永保元年(1081)である。『為房卿記』永保元年8月27日条では、五節舞姫を献上する受領として「出雲 経仲」とみえるが(134)、『帥記』12月29日条では、経仲の出雲の公文と大江匡房の美作の公文がともに勘済請印の政にかけられている。永保2年正月には次項に示すように、新司藤原兼平が任じられている。

源経仲が大江匡房らとともに受領功過定にかけられたのは2年後の永保3年(1083)正月29日である。『参議要抄』上には次のようにある。

経仲。出雲。

件帳不¸注\_新委不動¸。而件条注文続文者。依¸有\_相違\_不¸被¸定¸功云々。後日孝信宿禰。彼国本自称¸無\_新委不動¸云々。然者何可¸注=入続文\_敟。官頗懦弱敟。就中戸部被¸語云。彼国有\_新委不動。但又被¸停歟云々。

小槻孝信

税帳に新委不動が記されず、続文と相違あることが問題とされ、当日は功を定められないことになっている。後日小槻孝信が事情を調べ報告している。

# 27. 藤原兼平

源経仲の後任として出雲守に任じられたのは藤原兼平である。藤原兼平は、藤原実頼の子孫経季の子で、季仲の異母弟になる。承暦元年(1077)3月27日から承暦4年(1080)8月22日の間右近衛少将の任にあった。『公卿補任』永保2年(1082)条によると中納言藤原経季は正月21日に男従四位下兼平を以って出雲守に申任するため辞職したことを記している。

藤原兼平は早速5月1日には出雲国へ向けて出立した。『為房卿記』同日条は

亥剋出雲守出門。今夜々行日也。亥剋以後之祭問道言不<sub>□</sub>云。忌夜行\_著座例\_已多。則用\_丑剋\_ 者。又今日彼国司衰日也。而伺\_先例 者。経平大弐々々時并任\_播州 之日衰日下向者。

と、夜行の忌日でしかも衰日にもかかわらず亥剋に出立したと記している。

『水左記』応徳元年(1084)正月17日条によると、左大臣源俊房家の大臣大饗に、出雲守兼平が三献の勧盃をしていることが記されている。この時点で藤原兼平は出雲守見任で、俊房家に奉仕する立場にもあったことがうかがえる。

藤原兼平の任はいつまでだろうか。「杵築大社造営遷宮旧記注進」の藤原家保の項目によると、前司兼平は重任の官符を賜り、熊野・揖屋・水譯の三社を造進したという(135)。一任後の応徳3年(1086)に重任したことになるが、寛治2年(1088)正月11日には還昇となり(136)、翌寛治3年正月には出雲守から和泉守に転じた(137)。同7年には和泉守を得替となり、永長元年(1096)12月22日には、藤原兼平の和泉帳が審議されている(139)。

## おわりに

以上、本章では出雲国正税返却帳の勘出がはじまる 10 世紀前半延長元年から 11 世紀末までの出雲国司とその任期を明らかにし、勘出など記載内容との関係についてもあわせて示した。図 II-1 に整理したので参照されたい。各国司とその財政運用、および公文勘済と受領功過との関係をより深めて検討していくための基礎的成果となる。

そのなかで特に注目すべきは、藤原行房が出雲守だったと推定された期間が出雲国正税返却帳の 年度と重なることである。出雲国正税返却帳が、藤原行房と関わって作成されたものであることを 推測させる。次のIIIで検証する。

#### 注

(1) 「通八幡宇佐宮御託宣集」(第十巻)(史料拾遺『宇佐託宣集』下巻)に次のようにある。 醍醐天皇御宇。延喜十九年己卯。〈御出家後百三十三年〉。行秀聖人依\_神慮\_経\_奏聞\_之時。豊 前国司惟房為\_勅使\_被\_建立伽藍\_。今正覚寺是也。彼聖人非直人也。加賀国白山権現之御霊神 示天童飛\_来御許山 之時。此聖人眼前奉, 写\_留其影像 畢。行徳之所, 致実神妙而已。

なお返点、下線は引用者が付した。〈 〉内は細字または細字双行部分。以下同じ。

- (2) 井上幸治編『外記補任』(続群書類従完成会、2004) は、承平2年(932)の少外記が嶋田公鑒、 大蔵中貫とあわせ3人であり、この年を最後に記載がなくなる大蔵中貫が正月27日以降も在籍していたとすれば、内蔵時景は権少外記だった可能性があるとしている。
- (3) 『日本紀略』天徳4年(960)5月10日条。
- (4) 『類聚符宣抄』巻9講書 康保2年(965)8月5日宣旨。
- (5) 『類聚符宣抄』巻9明経准得業生試 安和2年(969)8月11日宣旨。
- (6) 『朝野群載』巻 16 仏事上

出雲国牒 東大寺戒壇院〈衙〉

欲 被\_登壇受戒\_沙弥光延之状

牒。件光延依\_治部省去二月七日符旨\_。国分寺僧明賢死去替。度補既畢。仍為<sub>\</sub>令\_受戒\_与\_ 度縁\_。牒送如<sub>\</sub>件。乞衙。早欲<sub>\</sub>被<sub>\</sub>預\_登壇列\_。今勒<sub>\</sub>状以牒。

天暦十年四月廿一日

国司

従五位下守平朝臣

正六位上行掾滋野朝臣

介欠

正六位上行権掾和気朝臣

正六位上行大目高屋連

大目 欠

少目 欠

(7) 『本朝世紀』天慶5年(942)閏3月8日条

八日辛卯。天晴。参議藤原忠文朝臣。伴保平宿袮着\_左衛門陣座\_。而上卿遅参。仍無\_政。于\_時中納言藤原顕忠卿参入。立\_左衛門陣外\_。称\_公家触穢事\_。未\_定之間。私第有\_犬死穢。罷出了。次大納言藤原師輔卿参入。着\_宜陽殿西廂座\_。召\_<u>権少外記多治文正</u>。仰云。為\_問\_定触穢事\_。宜\_召\_前出羽介源嘉生朝臣\_者。即差\_使部\_遣\_召。爰嘉生朝臣応\_召参入。仍執\_申其由\_。上卿仰云。昨自\_太政大臣第\_所\_被\_申送\_触穢之事者。今月六日。故左近少将源當季朝臣宅死童。裹\_莚投\_入宅中\_。而彼宅人罷\_致処々\_。致\_穢之内。嘉生朝臣為\_寄\_宿彼宅\_之人」。嘉生朝臣娶\_故當季朝臣妻\_也。乍\_知\_其穢」。以\_同日\_。罷\_到右大将家\_着座。随即其穢到\_公家\_云々。可」問\_其由\_者。文正承\_上宣\_。於\_左衛門陣前」。問\_嘉生朝臣\_。以\_其所」申之詞。執\_申上卿」。嘉生朝臣所」申之趣。前後有\_相違」。因、之為、決\_紕繆」。依\_上宣\_書\_日記\_奉」之。但未、究\_事迹\_之間。日暮入 夜。仍上卿仰,以\_明日\_可、令、召\_侯件嘉生朝臣\_之由。。罷出了。又且有\_触穢疑\_之由。立、札於諸陣」了。

## 『本朝世紀』天慶5年閏3月9日条

九日壬辰。天晴。中納言藤原忠文朝臣。伴保平宿祢聴、政。衙後。大納言藤原師輔卿参入。着\_宜陽殿西廂座」。爰<u>権少外記多治文正</u>且遣、召\_前出羽介源嘉生朝臣」。嘉生朝臣即参入。仍執』申其由」。上卿仰<u>文正</u>。令」問」嘉生朝臣所」申相違之由」。于」時嘉生朝臣所」申。重有\_相違。又上卿仰云。左衛門権佐平随時朝臣前日所、令」申」於太政大臣第\_之詞。与,後日所、令」奏」聞於殿上」之詞」相違之由。同以<u>文正</u>令」問」其由」。随時朝臣申云。所、令」申」於太政大臣第」之詞。中間有\_出来」。是專所、不」申也。然則随時所」申更不」相違」。以\_其由」執」申上卿」。即上卿奏」聞 両人所、申事」。然後召\_文正。仰云。随時朝臣所、申之事。雖、似」相違。。其事不、可」論。只可、誠

\_其由\_。但至\_于嘉生朝臣\_。度々所\_申頻以相違。可\_謂\_隠\_穢由\_着\_公卿家\_之者」。然則勘\_其由\_。早可\_責\_過状\_。非\_敢可\_避申」。况長門守橘奉胤朝臣。已与\_嘉生朝臣\_同宿之人也。〈泰胤。是故當季之聟也〉□奉胤朝臣以\_件穢由\_執\_申太政大臣第\_之日。嘉生以\_彼六日\_同見\_件穢」之後出去之由。已以申了。然則乍\_知\_穢由」。罷\_到公卿家」。其穢令\_致\_公家\_之者也云々。仍文正勘\_嘉生朝臣」。即令」進\_過状」。奉\_上卿」。即被\_奏聞\_之後。仰\_文正\_云。随\_後仰\_可\_参入\_之由。宜\_仰\_嘉生朝臣\_者。仰\_其事\_了。

- (8) 前掲注(7)
- (9) 『類聚符宣抄』巻8勘出 天慶8年(945)3月8日宣旨

応、置\_勘出\_勘。済前司任中未\_弁済\_税帳公文紕繆雑怠」事

天慶元年勘出無\_返抄 採銅鉛料穀穎萬柒仟佰参拾玖束参把四分六毛六厘

榖仟伍佰玖拾斛肆斗玖升壹合

穎仟佰肆拾肆束肆把三分六毛六厘

天慶貳年勘出無\_返抄 採銅鉛料穀穎萬柒仟佰参拾玖束参把四分六毛六厘

穀拾肆穀玖斗壹升参合伍勺柒撮

穎萬陸仟玖佰玖拾束壹分玖厘

### 天慶参年勘出

不\_举填 修理国分寺料伍佰束〈例減省八万束内〉

無\_返抄 採銅鉛料穀穎萬柒仟佰参拾玖束参把肆分陸毛陸厘

榖仟伍佰玖拾玖斛肆斗玖升壹合

穎仟佰肆拾束肆把参分陸毛陸厘

無 符立=用兵粮 不動穀穎肆萬肆佰参拾束貳把

穀参仟玖佰参拾捌斛貳斗

底敷穎仟伍拾束

## 天慶肆年勘出

不\_举填 修理国分寺料伍仟束〈例減省八万束内〉

不\_填納 過分不堪佃田三分之一租穀貳仟佰肆拾貳斛伍升伍合肆勺貳撮

無、符兵粮不動萬玖仟伍佰陸拾肆束捌把

穀仟捌佰拾参斛捌斗捌升

底敷穎柒佰貳拾陸束

無。符=立用\_兵粮糒参佰斛

無 符注載未納雑稲柒萬仟伍佰束

公廨稲伍萬貳仟束〈本四万束息利万二千束〉

救急料稲萬参仟束〈本万束息利三千束〉

国分寺料稲陸仟伍佰束〈本五千束息利千五百束〉

右得\_長門国天慶六年二月十六日解\_偁。謹檢\_案內\_。<u>守従五位上橘朝臣奉胤</u>。去年七月十一日到\_任。初行\_交替之政\_。爰前司任中天慶元年以後。至\_于同四年\_。未\_勘\_四度公文\_。其紕繆雜念。触\_事端多。爰前司守従五位下物部宿祢本与陳云。以\_去承平七年六月十三日\_着\_国。而前前司守源朝臣昭任終承平六年以来。国弊民衰。不\_勤\_農業\_。因\_之每年言=上不堪佃田并異

損」。或年不堪三千七八百町。或年異損一千八百町。徵納租税。随而不」幾。正税例用。不足常多。可」举填」正税。在,例省内。可」返負,且報。無」尋徵之民。然而存」公平。年料銅二千五百十六斤十両二分四銖。鉛千五百十六斤十両二分四銖。承平七年以往。殊廻」方略」。依,数究納。請」返抄,已了。至,于天慶元年以後年料」。僅廻,謀計」。擬,弁済,之間。従,同二年春初」。凶賊乱盛。往還不,輙。加,之官符頻下。只営,警固」。進,官調庸勘済公文。惣以抛弃不,勤済。又無,符立,用兵粮料不動穀糒。事依,機急」。且以充下。且以言上。待,候裁許之間」。得替解任。已成身怠,也。具,載不与解由状」。言上先了。方今勘,公文,道。非,無,其次第」。不,堪,前司任中公文」。何及,当任,哉。重検,傍国例」。雖,不,遭,賊害」。而為,済,往年公文。如,此雜怠。皆申,下宣旨,也。况乎当国遭,賊徒之侵害」。焼,亡官舎」。掠,奪官物」。其色目分明也。望請官裁。因,准諸国例。被,下,宣旨」。置,之勘出。勘,済往年公文」。将,省,負累,者。右少弁菅原朝臣在躬伝宣。中納言藤原朝臣元方宣。依,請者。

天慶八年三月八日

左大史御船斉江〈奉〉

- (10) 『書写山円教寺旧記』は『大日本史料』第1編24寛和元年(985) 是歳条および同第2編1永延元年(987)5月26日条所引文に拠った。
- (11)播磨国司季孝は、『日本紀略』寛和元年(985)4月5日条に

とみえる、大江匡衡とともに刃傷された播磨介藤原季孝のことである。この事件は『小右記』寛和元年正月21日条に、

伝聞、昨日左府大饗間、於\_中門内\_下総守季孝為」人刃=傷面\_云々、従\_今日\_限\_七箇日、以\_ 勝祚\_令」修\_不動調伏法\_、〈伴僧二口〉、惟成云、匡衡刃傷者可\_追捕\_之由、給\_官符於諸国\_、 若捕進輩殊可,加,賞者、

また『日本紀略』寛和2年(986)正月条にも

有,人傷\_前下総守藤原季孝面。有,疵。但去年事。可,尋,之

とあるように、寛和元年正月、藤原季孝が顔面を斬りつけられ、大江匡衡が指を切断する傷を負ったというものであり、とくに大江匡衡の刃傷が重大な問題とされ、不動調伏法を修すとともに追捕官符が発せられた。

『小右記』にはその後の次のように犯人追捕の状況が記されている。

右衛門尉忠良云、別当今朝有\_被\_奏事\_、是刃\_傷季孝朝臣\_者事也、仰云、其疑者左兵衛尉藤原斉明従者二人、忠良・久(文)安相俱罷\_向斉明所\_、可\_令\_進\_彼従者\_、若不\_召進\_、搦\_ 斉明\_可\_将\_参者、件斉明在\_摂津\_云々、 (『小右記』寛和元年3月22日条)

3月22日に、藤原季孝刃傷の容疑者として左兵衛尉藤原斉明・従者2人を逮捕するため、斉明のいる摂津へ右衛門尉忠良・左衛門志文安らが向った。

(前略)追捕左兵衛尉藤原斉明使右衛門尉源忠良·左衛門志錦文安等帰参、令\_奏云、斉明已乗船離岸、但捕\_郎等藤原末光\_、即奏\_其申詞記\_云々、斉明刃\_傷匡衡\_、弟保輔朝臣又刃\_傷播磨介季孝\_、已誠実也者、即召\_遣左衛門督\_、下\_給件日記等\_、被\_仰云、任\_法可\_糺行\_者、須\_召\_保輔\_問宣\_也、件保輔在\_父致忠朝臣宅\_、為\_之如何\_者、仰云、早捜検也、(中略)左衛門府生文安·右衛門府生安茂兼等参入、令\_申云、罷\_向致忠宅\_、先仰宣\_事由\_、他検非

違使等在\_彼宅\_、申云、保輔為\_果\_宿願\_、此曉参=入長谷寺\_、罷帰之期近々者、依有\_事疑\_、使官人等搜\_檢宅内\_、已無\_其身\_、抑随\_仰者、被\_仰云、以\_父致忠朝臣\_差\_期日\_可\_令\_進\_申文\_、官人等可\_罷帰\_者、深更檢非違使等参入、奏\_申文\_、其申文云、来月二日以前可\_令\_召進\_者、 (『小右記』寛和元年3月27日条)

とあり、藤原斉明はすでに摂津を船で離れていたため、郎等藤原末光を捕らえ追求したところ、藤原斉明が大江匡衡、斉明の弟保輔が藤原季孝を刃傷したことが明らかになったという。検非違使らが父致忠宅にいるという保輔の追捕に向ったが、すでに逃走した後であり、致忠に4月2日までに保輔を召進ませる申文を提出させた。

その後、『小右記』 寛和元年4月22日条によると、

或者云、惟文王於近江国射\_左兵衛尉藤原斉明\_、執\_其首\_云々、

とあり、藤原斉明は惟文王により近江国で射殺されたという。それを受けて藤原斉明と保輔の罪 科が定められ、斉明の首が獄門にさらされた。すなわち『日本紀略』寛和元年5月13日条に、

被 定\_犯人左兵衛尉藤原斉明。并舎弟散位保輔罪科事。

とあり、『日本紀略』寛和元年5月20日条に、

犯人左兵衛尉藤原斉明首令」懸\_獄門」。件人有\_犯過」。山陽南海西府等可\_追討進\_之由給\_官符\_。偷遁\_身於関東\_之間。於\_近江国高島郡\_。前播磨掾惟文王所」梟之首也。可」有\_勧賞\_ 之由。被\_宣下\_畢。

とある。

藤原保輔は、その後永延2年(988)6月に強盗として藤原顕光第に隠れているところを追捕され、 獄中で自害している(『日本紀略』永延2年6月13日条、同6月17日条)。小野道風、前越前守 藤原景斉、織部令史茜是茂等の宅に強盗に入ったという(『日本紀略』永延2年閏5月8日条、『小 右記』永延2年閏5月9日条)。

- (12) 『小右記』 寛和元年(985) 正月 21 日条、前掲注(11) 参照。
- (13) 『小右記』 寛和元年(985) 3月27日条、前掲注(11)参照。
- (14) 『小右記』 寛和元年(985) 正月 26 日条·28 日条、 『日本紀略』 寛和元年正月 28 日条。
- (15) 槙野廣造編『平安人名辞典—長保2年—』(高科書店、1993)
- (16) 『栄花物語』巻 4

(前略) 粟田殿夢見騒しうおはしまし、もののさとしなどすればにや、御心地も浮きたるさまにおぼされて、陰陽師などに物を問はせ給ふにも、「所を替へさせ給へ」と申すめれば、さるべき所などおぼし求めさせ給へど、又「御よろこび」など一つ口ならずさまざま占ひ申すを、怪しうおぼさる。

この殿の内にかやうのもののさとし・御慎みある事を、内大臣殿聞かせ給て、御祈いよいよいみじ。「かくたゆむ世なき御祈の験にや」と、物恐ろしげに申し思ひたれば、粟田殿四月つごものにほかへ渡らせ給ふ。それは<u>出雲の前司相如</u>といひける人の、年来かうののしらせ給ふ関白殿にも参らで、ただこの殿をいみじきものに頼みきこえさせつるものの家なり。中河に左大臣殿近き所なりけり。父の内蔵頭助信の朝臣といひける人の造りて住みける、池・遺水・山などありて、いとをかしう造りたてて、殿の御方違所といひ思ひたりける家なりけり。この相如も、かの時平の大臣の御子の敦忠の中納言の御孫なりければにや、「位なども浅

う、人人しからぬ有様にてあるにや」とぞ、世の人もいひ思ひける、さてその家に渡らせ給 て住ませ給ふに、さうじどもに手づから絵かきなどして、をかしき様になんしたりければ、 殿なども興ぜさせ給て、世の人も参りこむに、御心地は猶ここにても例ざまにもおはしまさ ざりけり。

かくおはします程に、五月二日関白の宣旨もて参りたり。折りしもここにてかうおはしますを、家主も世のめでたき事に思ひ、人人もいみじう申し思へり。世の中の馬車、外にはあらじかしと見えたり。 (松村博司『栄花物語全注釈』一、角川書店、1969、より)

(17) 市川久編『蔵人補任』(続群書類従完成会、1989) 天延2年(974)条。典拠は「天延二年記」(『続 群書類従』第29輯下(巻321)所収)11月25日条で、次のようにみえる。

今日被<sub>\_</sub>定\_昇殿侍中等\_。〈太政大臣於大盤所書<sub>\_</sub>之。伊陟朝臣綸(賜ヵ)<sub>\_</sub>之。可<sub>\_</sub>聞\_先例\_〉 蔵人智章<u>相如</u>職。

昇殿元章。遠光〈藤〉。

- (18) 『公卿補任』天慶8年(945)条には、参議正四位下源清平について以下のように記している。 同清平〈六十九〉〈大貳。正月十三日卒於任所。在官五年〉
- (19) 『小右記』長徳2年(996)正月6日条

- (20) 寺内浩「大帳・正税帳制度の解体」(『受領制の研究』塙書房、2004年、初出1994)
- (21) 『権記』長保2年(1000)10月15日条

(前略) 亦仰\_式部丞則隆\_可レ□ [奉力] = 仕院御賀雑物事\_、〈仰\_預内蔵属(宇治)良明・主殿属(酒人)春光等\_、可レ令 = 奉仕\_也、〉、又御屛風料□召 = 和泉・尾張各五疋 \_、〈令レ成 = 御牒〉、

(22) 『権記』長保3年(1001) 閏12月22日条

早朝参院、奉\_謁\_左府\_(中略)罷出、休息之間、未剋許孝義朝臣馳来、告\_甚重御坐之由\_、即参入、左府白地出給之間、春宮大夫(藤原道綱)·左衞門督(藤原公任)·宰相中将(源俊賢)被候、御悩甚重、中使徃反、申剋許左大殿被\_参、酉剋崩給、思歎無\_極、御筭四十、深更罷出、

『日本紀略』長保3年(1001)閏12月22日条

東三条院崩\_于行成卿第\_。〈年四十。〉諸卿参入。右大臣〈顕光〉召\_外記\_。令\_進\_崩後雑事勘文。

(23) 『権記』長保3年(1001) 閏12月23日条

暁更参入、自、内被、渡、東院絹百疋・本絹二百疋・布千端・米三百石、云々、御葬間可、然事内々有、其定、明日雖、凶会、不、可、忌、御葬事、云々、清明・光栄・泰平等召、蔵人所、、被、勘、申維事 云々、

『日本紀略』長保3年(1001)閏12月23日条 被,定\_明日東三条院御葬送間諸国召物\_。

(24) 『小右記』 寛和元年(985) 5月 19日条

参\_円融寺\_、御\_仁和寺法帝御室\_、左大臣・左右大将・藤宰相・右大弁等参侯、有\_御酒事等\_、出\_御馬場\_、有\_競馬事\_、〈五番〉、両大将別\_左右\_、各有\_念人、左丞相以下侍従皆念人也、勅使権左中弁到方朝臣、〈有皷〉、標勅<u>忠道朝臣</u>、此間右大臣・両三位中将参入、右勝、乗\_御車\_覧之、事了還\_御円融寺\_、右大臣随\_身破子\_、又有\_御膳儲等\_、左大臣早朝調\_檜破子等 持参云々、

(25) 『小右記』永延元年(987) 3月 26 日条

(前略)参\_摂政殿\_、来廿九日可\_被\_参\_春日\_、其試楽也、今日饗事右大臣所\_儲、晩景右府被\_参入\_、公卿四五人又被\_候也、舞人、〈右少将道頼・左少将俊賢・右少将相尹・侍従道信・右兵衛佐伊周・左兵衛佐経房・右馬助為任・右衛門尉兼隆・右衛門尉景理、以上二人蔵人〉、陪従、〈右衛門佐実正・良佐・<u>忠道</u>・公正・左馬助親重・長命・右衛門尉惟風・左兵衛尉兼遠・保命・忠方・遠理・信義〉、未及\_舞事\_以前罷出、伝聞於\_東対唐庇\_舞\_之云々、依\_雨也、

- (26)『権記』長保3年(1001)3月9日条に「<u>忠道朝臣</u>昇殿、〈阿波権守奉, 仰之〉」とある。
- (27)『御堂関白記』寛弘 5年(1008) 4月 18 日条 従\_小南\_詣\_賀茂\_、舞人頼宗・教通〈巳上四位〉・兼綱・兼貞・顕信・忠経・能信・資平〈巳 上五位〉・惟任・成順〈六位〉、陪従<u>忠道</u>・長能・公忠・行義・孝義・保名・忠隆・頼信・興 光・有光・遠理・惟忠等也、上達部十三人被<sub>、</sub>来、右大将・左衛門督留、権中納言・勘解由長 官・大蔵卿・三位中将・三位中将・権大夫・中宮権大夫等乗<sub>、</sub>馬、殿上人無<u></u>殊障<u>、</u>両頭皆来、
- (28) 『小右記』長和5(1016)年正月6日条

(前略) 大臣云、受領功課(過) 定申者、召\_尚書\_仰\_功過文事\_、小(少)選=進国々文書\_、 只旧年不\_読了\_出雲文〈<u>忠道</u>〉、読<sub>、</sub>之、秉燭不<sub>、</sub>幾之間、叙位儀了、功課(過)定文余取奉\_ 内府\_、令<sub>、</sub>伝\_左大臣\_、戌始事了、左兵衛督行\_入眼・請印事\_、仍大臣呼\_左兵衛督\_、給\_ 叙位書\_、諸卿退出、戌剋、今日執筆左大弁道方、参入公卿、内大臣、大納言道綱・余・斉信・ 頼通・公任、中納言俊賢・教通・頼宗・経房・実成、参議兼隆・道方・通任・朝経、々々読\_ 勘解由勘文、

(29) 『小右記』 寛仁元年(1017) 8月6日条

(前略)参内、〈午四〉、藤宰相事仰長国、今日欲」定<sub>=</sub>申行幸御幣使\_、(中略)以\_権左中弁重 尹\_令」書\_行幸奉幣使\_、七社・伊勢・賀茂、〈参議兼隆・大監物惟忠、松尾参議公信・玄蕃頭 恒規、平野参議朝経・散位清成、石清水散位成方、稲荷散位忠道、春日散位義忠〉(下略)

(30) 『小右記』 寛仁 3年(1019) 5月 25 日条

(前略)昨日<u>忠道朝臣</u>卒、奉膳信通同\_宿彼宅\_、而節会御器是置\_其宅\_、而依\_此事\_随\_身御器出居小人宅\_之由云々、件御器納\_内膳司\_、節会日出用、今置\_私宅\_、極\_不便事\_也、此由申\_摂政\_、々々云、件御器納\_内膳\_、而為\_窃盗\_被\_盗取\_、被\_尋之間置\_北陣\_、其後修=固

彼司戸屋\_可\_令\_納之由召仰了、而相\_語小舎人\_令\_納\_藏人所御蔵\_、仰\_不\_可\_然、仍令\_返請\_了者、余申云、若未\_修\_固司戸屋\_敷、先只被\_令\_納\_可\_然之所\_如何、進物所宜敷、即召\_蔵人頭経通\_被\_仰云、取\_遣御器\_可\_令\_納\_進物所\_、不\_令\_納\_司戸屋\_之事追可\_勘仰\_也、経通申云、進物所已無\_人、亦女一人也、猶可\_納\_蔵人所\_者、摂政云、進物所有\_他御器等\_、加納有\_何事\_乎者、

(31)『御堂関白記』長和5年(1016)10月11日条

経通来云、内膳司申云、納」司節会御器、去夜為\_盗人\_被\_盗取\_者、仰云、遣\_蔵人\_、并召=仰使官人\_令\_日記\_、蔵人頼宣・右衛門志宣明等帰来申云、召\_問預者\_、日記持来、件日記只申\_被\_盗由\_、仍返給、他官人相共申者、召\_内膳奉膳信通\_召問、御器納御殿内壁破壊、雖\_有\_人可\_出入\_所\_不」可\_修理\_、又不」置\_守護人\_由、無」所」申、仍令」進\_過状\_、又宣明参、以\_経通朝臣令,申\_日記、其文有,疑者進物所膳部二人者、仰\_件等者先可,召由、

(32)『御堂関白記』長和5年(1016)10月16日条

早朝経通朝臣来云、内膳所失御器出来、今朝朔平門陣屋上見付者示人々、仍遣\_出納\_令\_見、有\_其実\_、仍持来見\_合本日記\_、失物御四種一也、出来物廿七物、仰\_経通朝臣\_、賜\_作物\_令\_瑩可\_返納\_者、件御器見付女令\_候\_獄所\_、彼司仕丁姉也、仍以\_官人\_令\_問、不\_受云々、

- (33)『御堂関白記』寛仁元年3月15日条に「免\_奉膳信通」」とある。
- (34) 吉岡眞之「不与解由状と勘解由使」(『古代文献の基礎的考察』吉川弘文館、1994年、初出 1978年)。
- (35) 『小右記』 治安3年(1023) 正月22日条

(前略)関白使権左中弁経頼被\_消息\_云、明日可\_有\_除目\_由、先日以\_章信\_所\_聞、而是一両日風病発動、今日雖\_頗宜\_、不」可\_随\_事、明日除目、如」今不」可\_奏行\_、但随\_夜間状\_耳者、前帥隆家卿辞\_退納言\_事、数度有\_被」示事\_、亦以前少将経輔可\_被」□\_召書事\_、若事難者、可\_任\_中将\_事等如何、可\_申請\_乎否事等也、

『小右記』 治安3年(1023)年正月23日条

(前略)今日除目云々縦横、然而不\_被、示左右\_、爰知、不、可、被、行、乗昏大外記頼隆来云、除書延引、略可、及\_来月\_歟云々、

(36) 『小右記』長徳2年(996)正月10日条

参内、有\_女叙位〈十四人〉・男叙位\_、正五位下藤原朝臣兼隆〈故右大臣子□□〉・従五位上藤原成周〈花山院御給〉、其次被」定\_昇殿・侍中・雑色\_〈蔵人少内記源至光・大炊亮橘行資〈雑色〉〉文章生源〈雑色〉、昇殿藤原広業、雑色藤原周望・藤原頼経、右大臣参上、叙人薄(簿)復陣之後下\_給大内記斉名\_、仰\_可\_作\_位記\_由」、宮御給二通〈一通者当年御給、加封、書名一字、藤原明子、一通者寛和二年御即位御給、未給、惟宗義子、同下着、但不\_加封\_〉、大臣・内大臣・大納言二人・中納言二人〈懐・余〉・参議五人〈安・扶・公・誠・俊〉於\_仗座 定\_受領功過 、深更退出、

(37) 『左経記』 長元7年(1034) 8月22日条

有召、晚景参内、先参\_中宫\_、令\_啓\_鹿島御祈事\_、次参\_殿上\_、(中略)余参\_中宫\_、廿五日八日間有 $_{
m au}$ 一拉\_\_鹿島御祈使\_仰 $_{
m au}$ 、是密々書\_御祈願旨\_遣 $_{
m au}$ 里等·賴経朝臣許 $_{
m au}$ 人大進也〉、自 $_{
m au}$ 为 $_{
m au}$ 一之由可、遣、仰也云々、(後略)

- (38) 『左経記』長元7年(1034) 8月25日条
  - (前略)又瑠璃壺入\_白玉\_此度被\_奉\_鹿島\_、密々詣\_両社\_可\_祈申\_之由書\_副消息\_、送\_大 進甲斐守頼経朝臣許\_、是近曾見\_故九条御日記之次\_、安子后被\_祈\_男皇子\_之間、依\_貞信公 御教\_、九条大臣被\_祈\_鹿島\_、其後不\_経\_幾年\_頻男皇子誕生、仍所\_申行\_也、(後略)
- (39) たとえば『小右記』長元4年(1031) 7月 13 日条に「甲斐守頼信進」絹廿疋・細手作四段六丈」、同7月15日条に「甲斐守頼信進」紅花一壺・鴨頭草移二帖」などとみえる。
- (40) 『類聚符宣抄』巻8任符(不待本任放還賜任符)所収 長元5年(1032) 2月 20 日源頼信申文 従四位下行美濃守源朝臣頼信誠惶誠恐謹言

請<sub>下</sub>特蒙\_ 天恩\_因\_准先例\_不\_待\_本任放還\_給\_籤符\_赴<sub>中</sub>任国\_状 右頼信今月八日遷\_彼国守\_。謹檢\_先例\_。分憂之吏如¸此遷拝之輩。不\_待\_本任放還\_。早給\_ 任符\_赴\_任国\_之例。近則大江匡衡朝臣。従\_尾張\_遷\_丹波守\_。藤原公則朝臣。従\_同国\_遷\_ 河内守\_等是也。以往之例。不\_遑\_毛举\_。望請 天恩。被<sub>レ</sub>下\_ 宣旨\_。不<sub>し</sub>待\_本任放還\_。 給\_籤符 将赴\_任国 矣。頼信誠惶誠恐謹言。

長元五年二月廿日

従四位下行美乃守源朝臣

- (41) 『行親記』長暦元年(1037)12月18日条。
- (42) 『日本紀略』 寛弘 5 年(1008) 4 月 19 日条 賀茂祭。中宮依\_御懐孕\_不\_被\_立\_使。東宮依\_華山院事\_不\_被\_立\_使。左馬寮使頭相尹朝臣 忽申\_本病発由\_。奏聞之処。以\_図書頭藤原則孝\_為\_代官\_。長官依\_遭\_妻喪\_。<u>掃部頭藤原成</u> 親為\_代官 。如\_此之間。斎王出御及\_秉燭 。希代之事也。
- (43)『御堂関白記』長和5年(1016)7月16日条初御\_出旬」、日来間依\_御在所\_無\_便宜」、今日未時御出、開\_腋門」、闡司奏、勅答、大監物平惟忠奏、勅答、無\_庭立・番奏等」、撤\_御膳等」、自余如」常、但内竪立\_台盤」、上卿前立\_五脚」、出居前不」立、良久問\_案内」、不」候\_台盤\_云々、仍令」取\_下公卿前」、又右大臣示」献盃侍従掃部頭成親 可」飲後取、盃、(下略)
- (44)『御堂関白記』長和5年(1016)10月4日条 (前略)右衛門督妾有\_産気\_云々、仍問遣、返事云、雖\_重悩\_未\_事成\_者、又問遣、猶同者、 参院、帰出、成親来云、右衛門督産了者、子女云々、即又遣\_成親\_、
- (45) 山中裕編『御堂関白記全注釈 寛仁二年下』高科書店、1991年。
- (46) 寛仁元年(1017)正月24日の除目で出雲守に任じられたとみられる。『御堂関白記』同日条に「日来間受領功過定、六箇国」とあり、『日本紀略』同日条に「除目終也。今夜内舎人長輔補=任大舎人允」。良孝任\_修理進\_、依\_昨日賞\_也」、『公卿補任』寛仁元年条には参議藤原朝経が正月24日に備中守を兼任したとあり、『更級日記』には寛仁元年正月24日に菅原孝標が上総介に任じられたとある。
- (47) 『小右記』同日条によれば、同日に若狭守中原師光も罷申をしている。
- (48) 同年正月の『小右記』は欠けているが、『小記目録』年中行事・正月下・除目事 万寿2年(1025) 正月29日条に「除目入眼事、〈被撰任民部丞事、定受領功過事、検非違使宣旨事〉」とある。
- (49) 『小右記』長元4年(1031) 2月15日条·17日条。
- (50) 『小右記』には、この前後新任受領があいついで罷申をし、あるいは赴任している記事がみえ

ている。2月21日には遠江守藤原永信が罷申し、22日に重ねて任符の発給を求めている。同じく22日には上総介平維時が罷申し、23日に出立することを告げている(以上『小右記』2月22日条)。2月23日には正月24日に権中納言に任じられたばかりの藤原資平(実資養子、権中納言任命のことは『公卿補任』長元2年条)が受領任符請印を行った(『小右記』同日条)。閏2月22日には伊予守藤原章信が出立することを告げ、若狹守源惟頼が罷申している(『小右記』同日条)。

- (51) 『日本紀略』長元2年正月22日条「除目始」、同24日条「入眼。及明朝事畢」。『小記目録』年中行事 正月下 除目事「長元二年同(正)月廿二日、除目事」「同年同月廿四日、式部丞給官事」「同年同月廿七日、除目下名事」など。
- (52) 『小右記』長元2年(1029)8月2日条

右中弁(藤原)頼任持=来出雲国言上七月八日雪降〈二寸許〉解文」、即令<sub>-</sub>奏聞」、(中略)、出雲解文注\_暦裏」、(中略)、頼任伝\_勅命\_云、出雲国言上雪事可\_勘申\_者、仰\_官方\_可」尋□ 之由、又可」勘\_国史・日記\_之事可」仰\_大外記頼隆」、即召遣了、頼隆参来、仰」之了、(中略) 出雲国司解申言上事

雪降状〈但深二寸許者〉

右、得\_管飯石郡司今日解状\_偁、以\_去八日未時\_、当郡須佐郷枚田村忽雪降、殖田三町餘并 野山草木悉損亡了、至\_于他所無損\_者、言上如件、謹解、

長元二年七月十一日

従五位上□□橘朝臣俊孝

正六位上行掾□□□□信寧

従五位下行介平朝臣

(53) 『朝野群載』巻 6 太政官 官文殿勘文 応徳 2 年(1085) 9 月 11 日文殿勘文 文殿

勘\_大宰府言上阿蘇宮雪降 事

右官勘=申先例\_者。引=勘文簿\_之処。去長元二年七月出雲国言上云。管飯石郡須佐郷牧田村。 今月八日赤雪降。殖田三町餘并野山草木悉損亡畢者。同年八月七日。被<sub>レ</sub>下\_宣旨\_偁。仰\_彼 国\_。於\_国分寺\_。三个日啒\_浄行僧\_。転=読仁王般若経\_。令<sub>レ</sub>攘=除災殄\_。仍勘申。

応徳二年九月十一日

右史生伴有貞

左史生紀公国

清原友信

- (54) 内田正男編著『日本暦日原典』(雄山閣、1975年)。
- (55)前掲注(52)『小右記』長元2年(1029)8月2日条。
- (56) 『小右記』 長元2年(1029) 8月4日条

大外記頼隆進出雲国言上雪降勘文、注上曆裏、

勘申出雲国言上雪降例事

推古天皇卅四年六月、雪降者、

貞観十七年六月四日、未時黒雲蓋、庁、官庁南門□雪花散者、

右、件国史・日記等雖」注\_雪降之由\_、其後子細旨無\_所見\_、仍勘申、

長元二年八月二日 大炊頭兼大外記主税権助□□□□真人頼隆勘申

『日本書紀』推古天皇34年6月条「雪也」。『三代実録』貞観17年6月4日条「太政官曹司庁南

門。雪花散落」とある。

(57) 『小右記』長元2年(1029) 8月6日条

出雲国言上雪解文・外記勘申国史日記等付\_(藤原)賴任\_令\_奏聞\_、依\_推古天皇并貞観等雪怪\_、不\_見\_所\_被\_行之事\_、今廻\_愚案\_、彼両度六月雪降之、是宮中、今般雪入\_秋、於\_山陰道国\_有\_此異\_、仁王経七難中説\_夏雪\_、而入\_秋節\_有\_雪、不\_大怪\_敷、給\_官符于\_本国\_、令\_転=読仁王経\_、亦□宮中被\_修\_攘災法\_宜敷、是内々所\_懷、彼時無\_御占\_、抑又可\_随\_ 処分\_、猶是為\_彼怪所之異\_敷、賴任伝\_勅云、給\_官符於\_出雲国\_、可\_令\_転=読仁王経\_、

- (58) 前掲注(53) 『朝野群載』巻6応徳2年(1085) 9月11日文殿勘文。
- (59) 『日本紀略』長元4年(1031) 8月11日条

今日。出雲国杵築社神殿顛倒。

『日本紀略』長元4年(1031)閏10月3日条

軒廊御卜。去八月十一日出雲国杵築社神殿顛倒之事也。

『日本紀略』長元4年(1031)閏10月5日条

今日。奉=幣出雲国杵築社\_。被\_申\_去八月十一日神殿顛倒事\_。

(60) 『百錬鈔』長元4年(1031)8月13日条

出雲国杵築社顛倒。

『百錬抄』長元4年(1031)10月17日条

出雲国言:上去八月十三日子刻杵築社無」故顛倒之由。或記云。閏十月三日有\_御卜。兵革疾疫者。宝殿中奉,納\_御正躰\_筥。出=頗自\_宝殿\_。御=坐顛倒大殿上」。云々。

(61) 『左経記』 長元4年(1031) 10月17日条

(前略) 今朝頭弁於\_殿上\_被」示云、出雲国杵築社無風顛倒之由、奉\_国解」、守俊孝朝臣語云、兼両三度有光、次震動顛倒、材木一向自」中倒臥、唯乾角柱一本不」倒、此社中以」七宝\_作\_宝殿」、安宣置七宝筥於\_宝殿中」、是称\_御正体\_云、而其筥露呈居顛倒材木上」、仍禰宜等為」奉」移\_仮(殿カ)\_奉\_礼(取カ)件筥」、五寸許不」及、仍構路立雖」奉」取、常五寸許不」及、仍禰宜等度々忽沐浴禊斎、深致」慎奉」取、奉」移\_仮殿\_了云々、仰云、前年顛倒云々、可」令」問」彼例\_者、

- (62) 前掲注(61) 『左経記』長元4年(1031) 10月17日条。
- (63) 『左経記』 長元4年(1031) 閏10月3日条

中宮権大夫於\_左仗座\_、召\_神祗陰陽等\_、於\_軒廊\_被\_令\_卜=筮出雲国杵築社顛倒之由\_、神祗官申云、恠所非奏\_兵革\_、有\_疾疫事\_歟、陰陽寮申云、自\_艮巽方\_非奏\_兵革事\_、天下為\_疾疫\_事歟云々、仰云、出雲并艮巽方国々可\_慎\_疾疫兵革事\_之由、可\_賜\_官符\_云々、

- (64)前掲注(59)『日本紀略』長元4年(1031)閏10月5日条。
- (65) 『左経記』 長元4年(1031) 閏10月15日条

依\_出雲杵築社顛倒、於、陣被、立\_御祈使、、〈中臣権大夫被\_奉行、云々、先、是仰\_神祗官、、令、着\_可、使社一人、、卜部一人為、使云々〉、剋限召、使、於\_膝突\_給\_宣命、、使於\_左衛門陣外」、請\_御幣等」、進発云々、〈件御幣先例不、見、仍仰\_神祗官\_令、勘\_社数并幣物色目等」、任\_勘申、、於\_侍従所、被\_囊備\_云々、杵築社并具社十八社幣也〉

(66) 『日本紀略』長元4年(1031) 閏10月15日条

発=遣出雲国杵築社奉幣使\_。神祗少祐大中臣元範等也。

(67) 『小右記』長元5年(1032) 2月 26 日条

来月十一日主上御慎可」重之由、又有\_出雲杵築宮託宣\_云々、而専遊宴事□御□□女(如ヵ)、彼日有¬避\_宝位\_之驚」歟、能可\_慎給\_之由、在\_彼託宣\_云々、先日山座主(慶命)密語云、主上所,被,仰也、有¬令-歎息\_給之気」者、

(68) 『左経記』 長元5年(1032) 3月11日条

(前略)風聞、明日依\_出雲杵築社託宣\_、可\_有\_御物忌\_云々、仍関白并近習上達部被\_籠候云々、又日来於\_内裏\_、被\_修\_北斗熾盛光不動等法\_、并有\_大般若不断御読経\_、是皆主上御慎之故也云々、

(69) 『小右記』長元5年(1032)正月23日条

頭中将(源)隆国来、伝\_関白御消息\_云、三日行幸日、風病重発、強以相扶従事、其後参=入七日節会\_、弥以発動、非\_是風病\_、先年□□言(納言力)之時、所労如」此、彼時経煩及\_二十余日\_、如\_其心地\_、□□年出雲杵築明神託宣中、有、可\_改元\_(之事力)」、亦山座主(慶命)□□□、有草□□□被、行\_改元\_事、昨日有\_勅命」、可、令、勘=申年号字\_者、(後略)

(70) 『小右記』長元5年(1032) 7月28日条

早旦頭弁(藤原経任)示送云、八月改元例可\_注給\_、付」使遣」之、天平・延暦等例也、年々改元例相加送」之、中納言(藤原資平)小談、即参衙、成典僧都来、聊有\_所労\_、不\_相逢\_、同日頭弁伝\_関白御消息\_云、廿九日可」有\_改元\_、而内裏有\_犬死穢\_、及\_廿九日\_、令」勘\_穢中之改元例\_、既無\_其例\_、来月有\_改元例\_、天平・延暦等八月改元、是吉例也、来月朔比宜日被,行如何、報云、穢中被,行\_改元\_之事、可,無\_穏便」、何况無,例歟、来月被,行尤宜哉。

- (71) 右大史広雅は、『小右記』長元2年(1029) 9月28日条が初見で、『小右記』長元5年(1032) 8月2日条が終見である。『平安人名辞典―長保2年―』、『外記補任』いずれも氏姓不明とし、他に 史料がみえないとしている。
- (72) 『左経記』 長元5年(1032) 6月3日条

(前略)此次有\_除目叙位等\_、此間出雲守俊孝申示請、被\_定\_重任\_、并被\_免\_四箇年調庸租税等\_、兼給\_但馬国伯耆等工夫\_、造=立杵築社并其內宝殿\_事\_、又同社去年託宣云、古以\_王令\_勤\_陪膳役\_、令\_叙位\_、而近代無\_其事\_、如\_旧可\_改行\_云々、同(因ヵ)有\_此定\_、彼此共被\_申云、件社去年顛倒、為\_復旧基\_、可\_造立\_之由、所\_申請\_也、而所\_募申\_之事等、不\_似\_先例\_、可\_被\_裁許\_之旨、輙難\_定申\_、先遣\_使者\_、注\_社屋丈尺、并宝殿有無\_、兼日尋\_前々司忠親\_、任\_顛倒\_造立之例、追可\_被\_量行\_敷、(中略)又遣\_出雲\_之使可\_定申\_者、右府被\_示云、官吏可\_任\_其人\_、大弁定申者、左大丞共議举\_右大史広雅\_、仰依\_請、右府、加\_木工之官人等\_、可\_遣之由被\_仰\_左大弁\_、次令\_=頭中将\_奏。直物除目清書叙位等\_〈治国并一品宫未給、藤氏爵等也〈去春有論不叙也〉〉下給、

(73) 『左経記』 長元5年(1032) 6月17日条

参\_結政\_、侍従中納言被\_着\_厅、請印了着\_南、申文食了入内、以\_外記国任\_被\_申\_関白\_云、依\_前日仰\_、為\_請\_印諸任符、杵築宮損色使官符等\_、欲\_行\_内文\_、依\_御物忌\_不\_可\_内覧\_、随\_仰可\_進止\_者、返報云、早可\_被\_奏行\_也、仍行=覧内文\_退出、(後略)

(74) 『小右記』長元5年(1032) 8月2日条

知道申云、去夜<u>出雲守俊孝</u>参申云、只今〈丑時許〉参上、史広雅同参上者、依及\_深更\_不<sub></sub> 申\_事由\_者、差\_随身(身人部)信武\_、遣致旨所、即申\_返事\_、

(75) 『小右記』長元5年(1032) 8月7日条

左少弁(源)経長朝臣持ニ来出雲国杵築社文等\_、先日所\_下給\_文并問ニ注社司・在庁官人等\_文等也、国司解文与\_社司\_申¬無\_託宣\_之由」、亦以\_陪膳事\_、亦以¬非\_神人\_之者」、給\_位記\_者、仍件位記不」給、広雅返進、経長朝臣□来、伝\_関白御消息\_云、事已不」経、先可」令¬□上達部\_定申」歟、答云、諸卿僉議最可」然事也、下官触穢之後宜日可\_参入\_、其後可\_定申」數

(76) 『日本紀略』長元5年(1032)8月20日条

仰\_明法道\_。令」勘F申<u>出雲守橘俊孝</u>言上杵築社顛倒并託宣事无実之由。又以\_官位\_授」人罪科事」。

『小右記』長元5年(1032)8月20日条 今日定=申出雲事\_、事依、不、軽、

(77) 『百錬抄』長元5年(1032) 9月20日条

出雲守橘俊孝勘\_罪名\_。配=流佐渡国\_。是杵築社顛倒并有\_神託\_由奏聞。仍遣\_実検使\_之処。皆無実之故也。或記云。称\_託宣\_授\_官位於人\_。云々。

(78) 『日本紀略』長元5年(1032) 9月27日条

出雲守橘俊孝配=流佐渡国\_。依\_杵築宮无実\_也。

『扶桑略記』長元5年(1032)9月27日条

<u>出雲守橘俊孝配</u>-流佐渡国。可」造\_杵築宮宝殿\_虚誕託宣。奏∃聞公家\_。依\_事無実\_。勘\_罪名\_所,配也。

(79)『小右記』長元5年(1032)11月10日条

左少弁(源)経長持=来領送流人(橘)俊孝使左衛門府生光近申文\_、其状云、<u>俊孝</u>従\_去月五日\_受\_重病\_弥以辛苦、仍罷=留越前国敦賀郡\_、不,能□□途者、示\_可,奏之由\_了、

- (80) 詫間直樹「一国平均役の成立について」(坂本賞三編『王朝国家国政史の研究』吉川弘文館、1987年)。
- (81) 『小右記』 寛弘 2年(1005) 12月 21日条。
- (82) 前掲注(79)詫間直樹論文。
- (83) 『小右記』長元2年(1029) 9月27日条、『小記目録』長元4年(1031)閏10月14日条。
- (84) 『平安人名辞典—長保2年—』
- (85) 『小右記』 寛弘 8年(1011) 正月 7日条。
- (86) 『小右記』長和2年(1013)8月26日条。
- (87) 『小右記』 万寿4年(1027) 正月7日条。
- (88) 『小右記』長元元年(1028) 7月 24 日条に

又云、昨夜雑人十人許於\_関白西門外\_同\_音放\_呼言\_申\_雑事\_、不\_聞\_何事\_、次到\_堂門\_同\_音呼、次於\_南門\_太猛放\_呼言\_、被\_尋問\_晦跡分散、明尊僧都房人云、但馬国百姓不\_堪\_国司苛酷\_逃散之由同音叫呼、余云、諸国百姓立\_公門\_愁=申国事\_、古今為\_例、未」聞「冒」夜放\_呼言\_致」訴事」、不「可」為」実、若有□□諸国民庶好」夜愁歟、仮令雖」良吏\_為」敵□有\_致\_夜

愁\_歟、一切不,可,被,用者也、関白所,被,存也、此事猶足\_驚奇\_、苛酷之聞非,無云々、

(89) 『小右記』長元元年(1028) 7月 26 日条

又云、但馬百姓夜部於\_関白門外\_放\_呼声\_如\_一夜\_云々、其詞云、白昼愁申可\_被\_殺害\_、仍夜中所」申也、為」不」令」知\_其人愁申由」、(中略)、夜々称\_但馬百姓\_令」放\_呼言」、是<u>俊孝朝臣所為云々、諸人所」申、俊孝近曾有</u>\_事縁\_下=向但州」、行\_不善事」、為」国致\_濫吹\_、国司在京之間云々、帰国之後追=上<u>俊孝</u>」、譴=責因縁之者」、忽成\_忿怨\_俊孝所為云々、酒狂不善者也、家人也、而先年乗車渡」家門」、為\_下人\_被」打=破面耳」、

- (90) 前掲注(89) 『小右記』長元元年(1028) 7月 26 日条
- (91) 『小右記』万寿4年(1027) 2月4日条、『小右記』長元2年(1029)閏2月25日条。
- (92) 『小右記』 万寿4年(1027) 9月26日条。
- (93) ただし長元5年の但馬守は源則理である。源則理は『小右記』長元3年(1030) 4月30日条および『日本紀略』長元8年(1035)12月25日条に但馬守として見任である。
- (94) 前掲注(89) 『小右記』長元元年(1028) 7月 26 日条。
- (95)阿部猛編『北山抄註解巻十吏途指南』
- (96) 『西宮記』巻2「除目」、『北山抄』巻10「受領功過定」など。
- (97) 北島家文書、『大社町史』史料編古代・中世 235 号、『鎌倉遺文』7017 号。
- (98) 『大社町史』上巻第3章(執筆井上寛司)(島根県大社町、1991年)。
- (99)『小右記』長和2年(1013)正月20日条など。
- (100) 『小右記』長和5年(1016)正月29日条。
- (101) 源政職は『小右記』治安元年(1021) 3月27日条、万寿元年(1024)11月30日条にそれぞれ大和守として見任。
- (102) 『続本朝往生伝』、また『本朝続文粋』巻 6 「頼義朝臣 申伊予守重任状」には「仍去永承六年。忽以\_頼義\_。為。令\_征罰\_。被。任\_彼国\_」とある。
- (103) 市川久編『蔵人補任』(続群書類従完成会、1989年)参照。
- (104) 本項 19. 藤原明衡から 26. 源経仲までは、本科学研究費補助金研究の成果の一部として公表した大日方克己「家司受領藤原行房と出雲国正税返却帳」(島根大学法文学部紀要社会文化学科編『社会文化論集』 4、2007 年) の一部を補訂、再構成したものである。
- (105) 三保忠夫「藤原明衡」『藤原明衡と雲州往来』(笠間書院、2006 年、初出 1986 年)。以下、三 保忠夫氏は本論文による。
- (106) 大曽根章介「藤原明衡論」(『国語と国文学』35-3、1958 年)。「もしこの奏状の式部少輔の労十三年を十一年の誤字と解釈してこれを信用するならば、永承五年の頃彼が正五位下出雲守であつたことに決るであらうが、私は正家の家系と才能を重視し、更に遡つて長久末年から永承初年頃に明衡が出雲守であつたらうと憶測したいが、如何なものであらうか」(p26)としている。しかし大曾根章介氏死後、『王朝漢文学論攷』(岩波書店、1994 年)に「藤原明衡の生涯」として再録された同論文では当該部分が、「もしこの奏状の式部少輔の労十三年を十一年の誤字と解釈してこれを信用するならば、永承四、五年の頃彼が正五位下出雲守であったと推測されようか」(p28~p29)と改変されている。同書の久保田淳氏の「あとがき」によれば、諸論文の再録にあたっては、「大曽根氏御自身の手で初出誌に加えられた訂正その他の書入れはすべてそれに従うこととし

た」(p451)という。

- (107) 川口久雄校註『新猿楽記』(平凡社、1983年)、川口久雄『平安朝日本漢文学史の研究』下(明治書院、1961年)。
- (108) 『祭主補任集』は守孝の三男とするが、『二所太神宮例文』は守孝の五男とする。
- (109) 『太神宮諸雑事記』治暦4年(1068)2月条、『伊勢公卿勅使雑例』治暦5年(延久元年、1069)2月21日条、同9月条、『太神宮諸雑事記』治暦5年(延久元年、1069)9月条(大中臣親長の項を参照)、『帥記』永保元年(1081)5月29日条。
- (110) 『本朝世紀』 寛治元年(1087) 11 月 18 日条。
- (111) 『神道大系 神宮編1』(神道大系編纂会、1979年) 所収『太神宮諸雑事記』の校異による。
- (112) 『延喜式』巻 24 時祭下九月祭の伊勢太神宮神嘗祭条に 右当月十一日平旦天皇臨\_大極後殿\_奉」幣〈事見\_儀式\_〉。其使諸王已上。及神祗官中臣忌部 官各一人給\_当色\_。執幣五人。使従者三人。各給\_潔衣布一端\_。
- (113) 『三重県史 資料編』古代(下)(三重県、2007年)
- (114) 『太神宮諸雑事記』 康平元年(1058) 9月条。
- (115) 「杵築大社造営遷宮旧記注進」(北島家文書、『大社町史』史料編古代・中世 235 号、『鎌倉遺文』7017 号) の必要な部分を抜粋して、全体がわかるように示すと以下のとおりである。

(前欠)

四月十三日庚寅 時巳二點、□□、 廿一日戊戌 時辰二點、若□、

奉 遷 神躰於仮殿 日時

 十七日甲午
 時未二點、若戌、

 廿二日庚子
 時申二點、若亥、

採\_正殿材木 日時

同十七日甲午 時巳二點、若未、 六月五日庚戌 時午二點、若申、

始\_造作\_日時

世五日庚寅 時午二點、若申、 七月七日壬子 時巳二點、若午、

同七年十月廿四日被,下\_立柱上棟日時\_、同廿七日宣旨、可,用\_十二月廿四日\_者、

### 竪柱日時

十二月廿四日乙卯 時辰二點、 明年二月十日庚子 時辰二點、

上棟日時

十二月廿四日乙卯 時午二點、 明年二月十日庚子 時午二點、

康平八年正月延任、造\_進杵築社\_之功、治歴(曆)三年正月十□被<sub>\</sub>勘<sub>\(\bar\)</sub>下奉<sub>\(\bar\)</sub>渡\_御正躰於本神殿\_日時<sub>\(\bar\)</sub>、且任\_日時\_奉<sub>\(\bar\)</sub>□\_御躰\_、且令<sub>\(\bar\)</sub>=官使\_覆勘<sub>\(\bar\)</sub>者、

二月一日己酉 時寅二點、若戌、

十一日己未時戊二點、若丑、

使神祇少史津守得重 従三人

史生秦助方 従二人

同年二月六日得替、新司藤原宗実、

藤原家保任〈長治元年正月任、嘉承二年秩満〉

長治二年六月十七日造=進杵築社并豊山別宮・国内中社十一社破損\_之由申請之処、同三年〈改嘉承元年〉二月七日宣旨□遣\_官使\_、令\_注\_損色状\_云、当国大社・中社或顛倒、或朽損、毎\_有\_破壊\_、宰吏造進預\_勧賞\_、前跡多存、近則藤原登任・同章俊等各賜\_延任官符\_、造=進杵築社\_、前司兼平賜\_重任官符\_、造=進熊野・揖屋・水譯三箇社\_云々、

藤原顕頼任〈嘉承三年正月任、永久二年十二月選任参河国〉

天仁元年三月廿三日解状云、件社前々司藤原章俊任中造進之後、年記久積、破壞殊甚、仍去長治二年前司藤原家保注\_子細\_言上之処、嘉承元年遣\_官使\_被\_注\_損色\_畢、其後無\_指裁定\_、漸及\_三箇年\_、梁柱彌傾、已欲\_顛倒\_、然而当社不\_被\_勘=下日時\_之以前、無¸造=立仮殿\_、奉」渡\_御躰\_之例」、重被\_上奏\_者、相=副損色\_言上如\_件者、同年十月三日任\_日時\_、可,令\_勤行\_之由、被\_下\_宣旨\_矣、

立仮殿日時

(中略)

藤原朝臣光隆〈初任保延五年己未十二月任〉

保延七年六月七日卯時、神殿顛倒、以<sub>\_</sub>同十五日辛卯寅時\_、修\_造竈殿\_、奉<sub>\_</sub>遷御時神事次第、 (中略)

文治六年被 下\_覆勘宣旨 、改建久元年、

「国造北島」

- (116) 『百錬抄』康平4年(1061)11 月 29 日条に「出雲国杵築大社顛倒」、同5年(1062)2月 12 日条に「諸卿定<sub>-</sub>申出雲大社顛倒并吉備津宮焼亡事」とある。
- (117) 山岸常人「中世杵築大社本殿造営の実態と背景」(『仏教芸術』278、2005年)。
- (118) 『中右記』天仁元年(1108)正月24日条。
- (119) 『中右記』永久2年(1114)12月14日条。
- (120) 『公卿補任』永暦元年(1160)条藤原光隆尻付は出雲守任命を保延4年(1138)12月29日とし、「杵築大社造営遷宮旧記注進」は「保延五年己未十二月任」とする。
- (121) 佐古愛己「摂関・院政期における受領成功と貴族社会」(『立命館文学』594、2006 年) は、 これらの重任を受領成功と位置づけている。
- (122) 槙野廣造編『平安人名辞典―康平3年―上』(和泉書院、2007年)。
- (123) 『水左記』承暦元年(1077)10月15日条、11月9日条、12月10日条。
- (124) 『水左記』承暦元年(1077) 8月29日条。『尊卑分脉』清綱の項にも同趣旨の記述がある。
- (125) 厳島文書、『広島県史古代中世資料編Ⅲ』新出厳島文書5号、『平安遺文』1084号。
- (126) 厳島文書、『広島県史古代中世資料編Ⅲ』浅野忠充氏旧蔵厳島文書1号、『平安遺文』2410号。
- (127) 『院号部類』、『類聚符宣抄』巻4。

- (128) 雅房は、醍醐源氏源高雅の孫邦房のことである可能性が高い。新訂増補国史大系『尊卑分脉』では、藤原氏北家長良流の惟経女について「源雅房朝臣妻」と記載しているが、系譜上に相当する人物は記載されていない。ただ醍醐源氏源高雅の孫の邦房について、前田家所蔵脇坂本、前田家所蔵一本、内閣文庫本など写本によっては「雅房」とするものがある。「邦房」が「雅房」の誤りだとすれば、この人物に相当する可能性がある。
- (129) 『水左記』はほかにも以下のような人物の死去を記録している。7月22日故範永五男散位為綱、8月1日中納言藤原能季・右京大夫藤原通家・信濃前司藤原伊綱、8月17日式部卿敦賀親王、8月21日備前守憲輔室、8月22日故治部卿隆俊室、8月26日一品良子内親王(後朱雀第一皇女、陽明門院子)、9月4日参議源俊明室、9月17日前紀伊守藤原永綱、9月18日散位橘章綱。
- (130) 『水左記』承暦元年(1077)10月2日条は、「又伊賀守親房持\_来望今度闕国申文\_、是依\_造興福寺塔并廻廊等之功、所,申\_可,遷\_任尾張出雲等国 之由 也」と記している。
- (131) 『水左記』承暦元年(1077)10月3日条は、「相次前右衛門佐経仲来、同陳\_所望之事\_、為\_得替公文之第一、此三箇年無\_其恩賞\_云々」と記している。
- (132) 『水左記』承暦元年(1077)11 月9日条は、「晩頭栗毛馬一疋送\_出雲守経仲許\_、下向近々之 故也」と記している。
- (133) 萩谷朴『平安朝歌合大成』第4巻(同朋舎出版、1996年、初版1960年)。『夫木抄』には「承保三年十一月源朝臣、出雲国名所歌合」として以下のような歌が収められている。

源兼経(経兼)朝臣

出雲山 こよひの月の さやけさは 雪のあしたの 心ちこそすれ

親経

長田なる 千もとの稲を 数にして よむとも尽さじ 君が齢は

藤原通具

人知れぬ わが恋なれや 焼島の 蜑の藻塩の たえぬ煙は

祺子内親王家中務

出雲川 そこの水屑の 数さへに 見えこそわたれ 夜半の月かげ

読人しらず

いかにして 姥捨山の 月よりも 出雲の浦に 照りまさるらむ

源俊兼

数ふれば 数もしられず 君が代は 長田につくる 長彦の稲

祺子内親王家中務

君が代は 数へ尽くさむ かたぞなき 長田に千くら 千もとこの稲

- (134) 『為房卿記』は国立公文書館内閣文庫本所蔵『大御記』17 冊本に拠り、適宜、駒沢大学大学院史学会古代史部会「翻刻為房卿記」(『史聚』10、1979年)および『大日本史料』第3編所引文を参照した。
- (135) 「杵築大社造営遷宮旧記注進」は前掲22.藤原章俊注(1)。
- (136) 『中右記』 寛治 2年(1088) 正月 11 日条。
- (137) 「書陵部蔵壬生家文書」『平安遺文』補 71 号。
- (138) 『中右記』永長元年(1096)12月22日条。

# 図Ⅱ-1 10世紀~11世紀の出雲国司

- 1. 守(受領)のみ。権守は除外した。 2. 可能性として提示したものには?を付した。

勘出		守名	月日/補任・見任・遷任別/(出典)	前司(出典)
00000000000	923 延長元 924 2 925 3 926 4 927 5 928 6 929 7 930 8 931 承平元 932 2 933 3 934 4 935 5	<b>┃</b> 1. 藤原惟房 <b>┃</b>		藤原惟房(要略27)
00000000	935 5 936 6 937 7 938 天慶元 939 2 940 3 941 4 942 5 943 6 944 7 945 8 946 9 947 天暦元	♥ 2. 内蔵時景	1.19任(外記)	
0	948 2 949 3 950 4 951 5 952 6 953 7 954 8 955 9	<u>.</u>	1任(地下)	
0	956 10 957 天徳元 958 2 959 3 960 4 961 応和元	<ul><li>∮ 5. 浅井守行</li><li>∮ 6. 多治文正</li></ul>	4.21見(群載16) 見(正税) 見(正税)	
0000	962 963 964 東保元 965 966 3 967 4 968 969 2 970 天禄元 971 2 972 972 973 天延元 974 2 975 4 975 3 976 977 2 978 977 2 978 5 1 2 978 979 979 970 971 971 972 975 975 977 977 978 979 979 979 979 979	● 7. 橘泰胤	4. 19見(紀略)	

	981 4			
	982 5 983 永観元			
	984 2			
	985 寛和元	1		
	986 2		B (B #4)	
	987 水延元   988   2	▮8. 則俊?	見(円教)	
		9. 藤原相如?		
	990 正暦元			
	991 2			
	992 3 993 4	·   <b>i</b> 10. 源文雅?		
	995 4			
	995 長徳元			4藤原相如(栄花)
	996 2			
		10. 源文雅?		10 10海本班(工程)
	998 4 999 長保元			12.18源文雅(正税)
	1000 2			
0	1001 3	♥ 11. 源忠規	9.6見(権記)	
	1002 4			
	1003 5 1004 寛弘元	H		
	1005 2			
	1006 3			
	1007 4 1008 5			
	1008 5 1009 6		9.2見(御党)	
	1010 7		0. 271 (pr <del>2</del> .)	
	1011 8			
	1012 長和元 1013 2	<b> </b>   <sub>■</sub> 13. 藤原頼経		  8.15紀忠道(小右)
	1013 2			0.13兆心坦 (八石)
	1015 4	i i		10.27紀忠道(小右)
	1016 5			1.6紀忠道(小右)
	1017 寛仁元 1018 2	Ⅱ 14. 藤原成親	11.1見(御堂)	
	1019 3		11.1元(四至)	
	1020 4			
	1021 治安元			
	1022 2 1023 3		1.26見(小右)	  1.26藤原頼経(小右)
	1024 万寿元		1. 2006 (41 00)	
	1025 2	▼ 15. 橘孝親	3.23見(小右)	
	1026 3 1027 4			12.16藤原頼経(栄花)
	1027   4   1028 長元元			
	1029 2	₹ 16. 橘俊孝	②.25見(小右)/7.11見(小右)	7.1橘孝親(小右)
	1030 3		10.15日(1.15)	
	1031 4 1032 5		10.17見(小右) 6.3見(左経)/8.2見(小右)/	   6.3 (姓欠) 忠親(左経)
	1032 5		8. 20見(小右)/9. 20配流(百錬)/	[6.3 (姓久) 芯税(左栓)
		11	9.27配流(紀略·扶桑)	
	1000 -	17. 藤原登任	任カ(符宣)	
	1033 6 1034 7	H		
	1034 7	H		
	1036 9		8.30見(符宣)	8.30橘俊孝(符宣)
	1037 長暦元	[i	?延任(造営)	
	1038 2 1039 3	1.		
	1040 長久元			
	1041 2	: 18. (姓欠)憲清	青2.7見(春記) /2.8見(春記)	
1	1042 3	li .		l l

ı	1043 4	:		1
	1044 寛徳元			
	1045 2 1046 永承元			
	1047 2			
	1048 3 1049 4	▮ 19. 藤原明衡		
	1050 5	19. 旅小小		
	1051 6 1052 7			
	1052 7 1053 天喜元	20. 大中臣頼宣	☑ 1任(祭主)	
	1054 2			6. 20藤原明衡(御産)
	1055 3			3.3藤原明衡(中漢)
	1056 4 1 1057 5 ;	▮ : 21. 大中臣永清	<b>等?</b>	2藤原明衡(続文)
	1058 康平元		•	
	1059 2 1060 3			
	1061 4	22. 藤原章俊		11 蒸店明练(使去)
	1062 5 1063 6			11藤原明衡(続文)   11藤原明衡(続文)
	1064 7 1065 治暦元		1延任(造営)	
	1066 2			
	1067 3		2.1見(造営) 2.6得替(造営)	
		23. 藤原宗実	?任(造営)	
	1068 4 1069 延久元			2大中臣頼宣(神宮) 2.21大中臣頼宣(勅使)
				9大中臣頼宣(勅使・神宮)
	1070 2 1 1071 3 1	Ⅰ ■ 24. 藤原行房		
0	1072 4	I		
	1073	I		   7.2大中臣頼宣
	1075 2 1076 3	■ 25. 藤原清綱		
	1076 3		8.29卒(水左)	
		26. 源経仲	10.3任(水左) 11.5見,11.9見,11.19見(水左)	10.15,11.9,12.10藤原宗実(水左)/
			②. 8見(水左)	12.11藤原行房
	1078 2 1079 3			
	1080 4		2. 20見	
	1081 永保元		8.26見(水左)	5. 29大中臣頼宣(帥記)/ 12. 29源経仲(帥記)
	1082 2 1083 3	27. 藤原兼平	1.21任(公卿),5.9見(為房)	1.29源経仲(参議)
	1084 応徳元		1.17見(水左)	1. 23///// (罗成)
	1086 3		?重任(造営)	
	1087 寛治元 1088 2			11.18大中臣頼宣(世紀)
	1089 3			
	1090 4 1091 5	<b>┃</b> <b>■</b> 藤原季仲	5.9見(師通)	
	1092 6	■高階重仲	4. 28見(中右)	
	1093 7 1094 嘉保元		2.17,11.25見(中右)	
	1095 2 1096 永長元		4.11-11.20見(中右)	
		#	11.8見(師通)	
	1097 承徳元 1098 2	₹	1.29任(中右)	
•	-11	•		

1099 康和元		ı	
1100 泉和元 1100 2			
1100 2			
1102 4		11.20見(中右)/11.22見(殿暦)	
1102 4		8. 6見(為房)	
1103 5 1104 長治元		1. 28遷(為房)	
110年 太但万	藤原家保	1. 28任(為房) 1. 28任(為房)	
1105 2	冰까水木	1.40 压 (河)///	
1100		3.30-12.7見(中右)	
1106 嘉承元		10.19見(永昌)	
1100 新承儿		7. 24見(為房)/8. 23見(殿曆)/	
1107		9.1, 12. 25見(中右)	
1108 天仁元	藤原顕頼	1.24任(中右,造営)	
1100 )( -)	73年77八世界77只		
1110 天永元		⑦.1見(殿暦)	
1111 2		1.24見(中右)	
1112 3		1. 2 17 L ( T 7 L 7	
1112 3 11113 永久元			
1114 2	藤原隆頼	2.14遷(中右,造営)	
1115 3	// // // // // // // // // // // // //	1/2 \   /H , /E   H /	
1116 4			
1117 5			
1118 元永元			
1119 2			
1120 保安元			
1121 2	藤原憲方	12.5任(弁官)	
1122 3		12.17,12.19見(永昌)	
1123 4			
1124 天治元		5.21見(永昌)/5.28重任(永昌)	
1125 2			
1126 大治元			
1127 2		10.00/# / 1.11	
1128 3	# E 42 24	12. 29遷(中目)	
	藤原経隆	12. 29任(中目)	
1129 4		7.15-⑦.11見(永昌)/7.16-	
1100		⑦. 21見(中右)/8. 5見(長秋)	
1130 5		10.27遷(中右)	
1101 = 3 -	藤原光隆	10.27任(中右)	
1131 天承元		1.19見(朱器)	
1132 長承元 1133 2		11.23見(中右)	
1133 2 1 1 1 1 3 1		4.25見(百錬)	
1135 保延元		11.20見(中右)	
1136		11.40% (17/47	
1137 3			
1138 4	藤原光隆	12.29任(補任)	
1139 5	<b>ア バボルハノロ『生</b>	6.27見(台記)	
1140 6		/ L	
1141 永治元			
1142 康治元		12.13見(平2491)	
1143 2		4.3見(移徙)	
1144 天養元		9. 29見(平2536)	
1145 久安元			
1146 2		12.29遷(世紀)	
1	藤原経隆	12. 29任(世紀)	
11	· · · ·	• • • •	

### 出典略称一覧

為房:為房卿記、栄花:栄花物語、永昌:永昌記、円教:円教寺旧記、紀略:日本紀略、公卿:公卿補任、外記:外記補任、御産:御産部類記、権記:権記、祭主:祭主補任、左経:左経記、参議:参議要抄、師通:後二条師通記、移徙:諸院宮御移徙部類記、地下:地下家伝、朱器:朱器大饗雑事、春記:春記、小目:小記目録、小右:小右記、正税:出雲国正税返却帳、神宮:太神宮諸雑事記、水左:水左記、帥記:帥記、世紀:本朝世紀、造営:杵築大社造営遷宮旧記注進、続文:本朝続文粋、中漢:中右記部類紙背漢詩集、中目:中右記目録、中右:中右記、長秋:長秋記、朝野:朝野群載、勅使:伊勢公卿勅使雑例、殿曆:殿曆、百錬:百錬抄、符宣:類聚符宣抄、扶桑:扶桑略記、補任:公卿補任、平n:平安遺文n号、弁官:弁官補任、御堂:御堂関白記、文粋:本朝文粋、要略:政事要略

# Ⅲ 家司受領藤原行房と出雲国正税返却帳

### はじめに

本報告書の I で出雲国正税返却帳は正式の文書として作成されたものらしいこと、II で延久 2 年・3年・4年・承保元年の各年度は、藤原行房の出雲守の任期にかかわりがありそうであることを指摘した。また本科学研究費補助金研究の成果としてすでに公表した「家司受領藤原行房と出雲国正税返却帳」(1)において、藤原行房が受領功過定を受けるために公文勘済をすすめ発行されたものが、この出雲国正税返却帳であることを明らかにした。「家司受領藤原行房と出雲国正税返却帳」は以下の構成だった。

#### はじめに

- 一、11 世紀後半出雲国司の在任期間の検討
- 二、家司受領藤原行房とその周辺
- 三、出雲国正税返却帳の作成、発行と伝来

おわりに

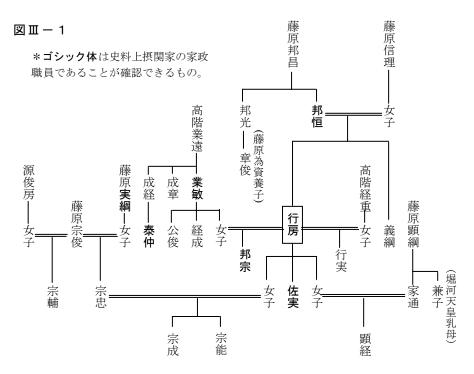
一の内容は再構成のうえ本報告書IIのなかに取り込んだ。二と三の内容を一部修正したものが本章である。また二の前提となる研究成果を本報告書IVに収録した。

出雲国正税返却帳は、律令制下以来の中央と地方の財政構造が崩壊し再構成されていく状況を検討するなかで、多くの論考でとりあげられてきた ②。しかし、いずれも主として『平安遺文』に依拠した記載の利用にとどまって、史料そのものの基礎的研究は高橋崇氏以来それほど深められてきているとはいえなかった。最近になって、筆者が出雲国正税返却帳の各年度の比較を試み③、鈴木一見氏が勘出の観点から出雲国正税返却帳を全面的にとりあげて分析し、公文勘会のあり方と正税返却帳の関係を明らかにされるなど④、ようやく基礎的な分析が進みはじめている。しかしなぜ正税返却帳が承暦 2 年 (1078) になってから承保元年 (1074) 以前の同内容のものとして一括して作成され、なぜ九条家本延喜式の裏文書として伝来したのかという、この史料の性格を規定する根本的な問題は明らかにされてきているとはいい難い。本報告書 I、IIに提示した成果をふまえ、とくに摂関家家司の藤原行房の出雲守だったと推定される期間が正税返却帳の年度に合致するという点に着目して、その問題の解決をめざすことが本章の目的である。

### 1. 藤原行房とその周辺

出雲国正税返却帳が作成され伝来した理由と背景を考えるために、まず藤原行房の経歴やその周辺の人間関係を探ってみる。

『尊卑分脉』によると、藤原行房は北家良世流藤原邦恒の子である。母は南家貞嗣流藤原信理の 女、同母兄に義綱がいる。康和3年(1101)に74歳で死去した⑤ことから逆算すると、長元元年(1028) の生まれとなる。子は、高階経重女との間に行実、高階業敏女との間に邦宗、母不明の佐実と女子 2人が確認できる。女子のうち1人は藤原宗忠の妻になり、宗能・宗成を生んでいる。宗能が生まれたのが応徳元年(1084)のことであるから、女が宗忠の妻となったのはそれ以前ということになる(6)。図1に関係を整理して示した。このうち邦恒、邦宗、佐実、高階業敏らが家司・職事などの摂関家家政職員だったことが明確での、とくに父邦恒は、藤原頼通の家司をつとめ、阿波・備中・讃岐・伊予などの受領を歴任し、その財力をもって造寺造仏を行った典型的な摂関家家司受領の一人だった(8)。



## (1) 摂関家家司

藤原行房が史料にみえるのは、20歳の永承2年(1947)12月1日に六位蔵人に任じられたとき(9)からである。同時に父邦恒と同様に藤原頼通に仕えはじめたらしい(10)。康平3年(1060)ころから、藤原師実の任内大臣の参内と慶賀の前駈(11)をはじめ、春日詣(12)、藤原頼通の任太政大臣大饗(13)、東北院供養(14)など摂関家の行事に奉仕している姿がみえはじめる。康平5年(1062)4月22日に藤原師実が左近衛大将に任ぜられた際に藤原行房は御随身所別当に任じられ(15)、8月29日の関白藤原頼通の木幡詣では職事としてみえる(16)など、正式に摂関家の家政職員になっていることが確認できる。

次に史料にみえるのが前出雲守とされる承暦元年(1077)以降である。『水左記』にたびたびの来訪が記録され、三男佐実が源俊房第で元服する(17)など、源俊房との親密な関係もうかがえるが、基本的には摂関家家司として、藤原師通の春日祭奉幣(18)や藤原師実の日吉詣(19)、石清水詣(20)や任太政大臣大饗(21)などへの奉仕を続けている。

また一方で陽明門院別当(22)、篤子内親王家別当にも任じられている(23)。後三条天皇四女の篤子内親王は陽明門院禎子内親王の養女でもあり(24)、陽明門院が居所として寛治4年(1090)7月に遷御した鴨院は(25)、もともと行房が所有し藤原師実が買得したものと推測されている(26)。藤原行房は摂関家と陽明門院をつなぐ位置にいたともいえる。

寛治年間以降は『中右記』に藤原行房が散見するようになる。記主藤原宗忠の舅でその動向に注意されたこともあるが、家司のなかにおける地位も上位に位置するようになったためでもあろう。 摂関家の元日拝礼、前駈などでは四位大夫の筆頭として多く記される(27)。正月臨時客ではほぼ毎年、家主師実一献の盃を行房が進めている(28)。寛治7年(1093)10月、藤原師実が関白辞表を上奏し勅答使を高陽院に迎えた際には、藤原行房が勅答使の招き入れや禄の取次ぎを行い、摂関家吉書を奉じている(29)。嘉保元年(1094)3月、藤原師実が関白を辞し、藤原師通が関白に任ぜられた(30)際の、朱器大盤渡の儀において行房は師実側の家司としてみえているが、同時に師通家の家司にも任じられた(31)。ひき続き藤原師通第の臨時客でも家主一献の盃を進めている(32)。

このように藤原行房は、ほぼ一貫して摂関家家司をつとめ、とくに寛治年間以降は藤原師実の家司を代表的するような一人として摂関家の儀礼や饗宴などに奉仕していた姿がみてとれる。同じ家司でも実務官僚として摂関家にかかわったような活動の史料は残されていないが、同時に受領を歴任し、父邦恒と同様に家司受領としても摂関家を支える立場にもあったといえる。

## (2) 受領

次に受領としての藤原行房の姿を追ってみる。

## ①阿波守

永承年間の『関白家蔵人所歌合』に阿波守としてみえる(33)。『公卿補任』天喜3年(1055)条によると、長久5年(9億元年、1044) 正月から永承3年(1048)11月まで、高階成章が阿波守の任にあった。高階成章は藤原行房の舅高階業敏の弟にあたり(図2)、摂関家とも深いつながりがあった。その後に任じられたとすれば、永承4年(1049)~7年(1053)ころが藤原行房の阿波守在任期間と思われる。

### ②因幡守

『定家朝臣記』康平3年(1060) 7月 17 日条に因幡守としてみえるが、康平5年(1062)正月 20 日 条では前因幡守とされるので、康平4年(1061)までには因幡守を離れている。天喜末年か康平初年 頃から康平3、4年頃が藤原行房の因幡守在任期間と思われる。

#### ③出重守

前章で示したように、出雲守の在任期間は延久 3年(1071) ~承保元年(1074) か 2年ころと考えられる。

## 4美濃守

『水左記』承暦4年(1080)9月8日条によると、その2日前に任国美濃から上洛した藤原行房が源俊房を訪問している。『為房卿記』承暦3年(1079)5月19日条にみえる「美濃守行[ ]鴨院」が行房のことだとすれば、承暦3年5月以前には美濃守となっていた。

前任の美濃守は、承保2年(1075)12月28日の官宣旨(34)に「当任司」とされる藤原定房である。 『尊卑分脉』によると藤原定房は藤原道兼の孫にあたり「三乃両度任」とあるように、2度美濃守をつとめた。最初は天喜年間で(35)、承保2年ころは2度目となる。承保2年12月28日の官宣旨は、東大寺領大井・茜部荘について官使・国司・東大寺使ともに四至を確認し「押取雑物等」を本荘に弁補することを美濃国に命じたもので、それを受けて発給されたのが承保3年(1076)2月14日付の美濃国司庁宣、3月26日付の美濃国符である。いずれにも「大介藤原朝臣〈在判〉」とあり(36)、 これらの大介が藤原定房をさすことは明らかである。

これに対し承暦2年(1078)12月22日「大宰大弐藤原経平宅解」(37)に書き加えられた12月29日付美濃国判にみえる「大介藤原朝臣(花押)」が、藤原定房か、藤原行房かは判然としない。一旦保留にして、次に任終の時期を検討したい。

『後二条師通記』永保3年(1083)2月1日条に美濃守とされるが、『大饗部類記』寛治3年(1089) 正月22日条に「前美濃守」とみえて以降は、康和3年(1101)6月4日に74歳で死去する(『中右記目録』)まで前美濃守とされる。嘉保3年(応徳元年、1096)5月12日官宣旨には、「前司公俊朝臣任中、去寛治元年八月十六日官符云」とあり(38)、寛治元年(1087)8月までには高階公俊が美濃守に任じられている。したがって藤原行房は遅くとも寛治元年8月以前には美濃守を離れていた。

ところで『為房卿記』 寛治元年(1087) 4月 16 日条には、賀茂祭の斎王渡御行列のなかに 典侍兼子〈御乳母、顕綱朝臣娘〉前駈六人〈加賀守家道、散位有佐、美乃守家隆、尾張権守敦 俊、越後権守為隆、蔵人典薬助隆忠〉

と、美濃守家隆がみえる。前駈六人のうち家道(家通)・有佐は典侍兼子と同じ藤原顕綱の子とされる(『尊卑分脉』)。顕綱の子、兼子の兄弟がともに前駈をつとめたとすれば、家隆もまた『尊卑分脉』に顕綱の子で家通・有佐・兼子の兄弟としてみえる道経(本名家隆)のことであり、応徳3年(1086)と寛治元年に参河権守としてみえる藤原家隆(39)と同一人物ではないだろうか。家隆を美濃守とする史料は他にみあたらない。『為房卿記』の「美乃守家隆」は「参河権守家隆」の誤記ではないかと思われる(40)。

高階公俊は美濃守を重任し(41)、寛治7年(1093)12月27日まで美濃守としてみえる(『中右記』同日条)。嘉保2年(1095)正月には新司源義綱が任じられた(『魚魯愚鈔』)。嘉保元年(1094)11月12日に藤原(名欠)が美濃守としてみえるが(『平安遺文』補287号)、同年2月22日に藤原家保が美濃権守に任じられているので(『除目大間書』)、権守と混同しているとみられる。したがって高階公俊の美濃守在任は寛治元年(1087)から嘉保元年(1094)の重任8ヶ年とみてよい。そうすると藤原行房の美濃守在任は承暦3年(1079)から応徳3年(1086)までの重任8ヶ年の可能性が高くなる。

以上、藤原行房の姿を摂関家家司、受領の両面から検討してみた。管見の限りでの史料を網羅して藤原行房の年譜を表Ⅲ-1に整理した。本文で省略した事項や典拠もあわせて示しているので、参照されたい。

### 2. 東大寺封戸惣返抄と受領の公文勘済

前節では藤原行房が美濃守だった期間が承暦3年(1079)~応徳3年(1086)ではないかとした。それを別の視点から検証してみる。本報告書IVで詳論する年月日未詳「東大寺封戸文書書上」(42)の分析から明らかになる受領と公文勘済との関係である。この文書は、東大寺が承保2年(1075)から嘉保元年(1094)までに発給した20ヶ国の封物返抄類をほぼ発給年月日順、目録状に記載する。それによるとまず封物の一部の納入に対して仮返抄が発給され、完済されると惣返抄が発給された。

このうち美濃国の惣返抄部分を抜粋すると次のようになっている。

### A 美濃国惣返抄成之了

## 承暦二年十二月廿四日成\_給行慶\_了

B 美濃国惣返抄成了〈去承暦二三四永保元二三応徳元二并八个年料成了〉

寬治五年八月廿九日 慶増都那師労

Bは承暦2年(1078)から応徳2年(1085)まで8年分が一括して寛治5年(1091)8月29日付で発給されている。Aの対象年度は不明であるが、Bに承暦2年度分が含まれているので、承暦元年以前のある年度分であろう。Bの対象年度に藤原行房の在任期間が含まれ、A・Bともに問題の承暦2年が関わっている。そこで一括発給される惣返抄の対象年度の意味を明らかにすることにより、受領の任期と公文勘済との関係を考えてみたい。

数年度分を一括した惣返抄が後年に発給されている状況はほぼすべての国に共通する。しかも 4 ヶ年ないし8 ヶ年分を一括している例が多い。大石直正氏は国司の任期を反映していると指摘したが(43)、具体的にどのように関係しているかは検討されていない。そこですべての国について惣返 抄の対象年度と国司の任期を検討してみたのが、表 $\mathbf{III}$  - 2 であり、本報告書 $\mathbf{IV}$  である。

注目すべきは、東大寺から発給された惣返抄は、前国司の任終年と後任国司の任中3年の計4年分、または前任者の任終年と後任者の任中7年の計8年分になっているケースが非常に多いことである。任終後だいぶたってから前任者の任終1年分を含んだ惣返抄が一括して発給されているのである。このことは何を意味しているのであろうか。

そもそも惣返抄は受領の任中に納官封家物を皆済したことを証するために必要であった。『北山抄』巻十「功過定」には、「先披\_見申文勘文并二寮功過申文\_、令\_注\_請調庸雑米惣返抄、勘税帳・封租抄帳之年限〈合格者注\_其由〉及年料新委不動種々別功等」」とあり、受領功過定の合格には、調庸雑米惣返抄、正税帳などとならんで封租抄帳の年限が条件となっていた。封租抄帳は封戸租返抄の写しである(44)。『西宮記』巻二除目には合格の定文の様式が示されており、税帳と封租抄帳については次のようにされている。

# 勘済税帳何ヶ年某年

前司任終一年某年

当任何年某年合格八年·四年注合格過件等年及不満任限者不注合格

## 封租抄帳何箇年

封租抄帳も税帳に準じて前司任終一年と当任三年以上の計四年以上の勘済が条件だったと考えられる。天永2年(1111)12月末に受領功過定にそなえて丹波前守源季房の「公文々書」が政にかけられる予定だったが、法勝寺御封未済のため政が停止されているように(45)、12世紀初頭においてもなお封物の返抄は受領功過定には必須だった。「東大寺封戸文書書上」にみえる諸国の惣返抄の発給状況は、前任任終年と当任分という受領功過定における税帳と封租抄帳をはじめとした公文勘済の条件に対応しているのである。

美濃国の惣返抄Bが発給された直後の寛治5年(1091)の9月24日、『為房卿記』には「今日、不堪奏〈権弁〉、美濃前司行房朝臣奏申」とあり、藤原行房の美濃不堪佃田が奏上されている。不堪佃田奏は租帳と税帳の勘会のために必要な申請であり、受領功過における公文勘済のために必要だった(46)。藤原行房が美濃守任中分として行ったものであろう。惣返抄Bと不堪佃田奏はともに、このとき藤原行房が公文勘済を進めていたことを示すものである。

以上から惣返抄Bの対象年度、承暦2年(1078)は前司藤原定房任終年分、承暦3年(1079)~応徳

2年分(1085)が藤原行房当任7ヶ年分と解することができる。そうすると、惣返抄Aは藤原定房が承暦2年の任終にあたって承暦元年以前の任中分として発給された可能性がある。また承暦2年12月29日付美濃国判の大介の署判も、藤原定房が任終にあたって最後に処理したものとみることができるだろう。

藤原行房は康和3年(1101)6月4日に74歳で死去するが(『中右記目録』)、受領としての経歴は 美濃守が最後となった(47)。

## 3. 出雲国正税返却帳の作成、発行と伝来

ここまで明らかにしてきた受領と公文との関係、および出雲守を経歴した藤原行房をめぐる問題をふまえて、出雲国正税返却帳がなぜ作成され、伝来したのかを公文勘済のあり方とかかわらせて提示したい。

藤原行房が承暦3年(1979)に美濃守に任じられたとすると、出雲国正税返却帳が承暦2年(1078)12月30日付で一括して作成された事情が説明できる。そのためには、まず正税返却帳と受領功過定の関係について論じておかなければならない。

前述のように受領功過定では前任任終1年と当任分の合計4年分以上の税帳勘済が合格に必要だった。出雲国正税返却帳の年度が前任者任終1年と藤原行房当任分にあたるとすれば、受領功過定の税帳勘済の年限に合致する。

本来、延喜主税式の規定では毎年国司から太政官に提出された正税帳が主税寮に下されて勘会が 行われる。不備や未填・未納・欠負がある場合、主税寮は正税帳を国に返却する旨を理由とともに 民部省に上申し、民部省はこの解に押署を加えて国に送った。これが正税返却帳である(48)。

9世紀末以降、未納・未進が増大し正税帳自体が進められなくなるなか、寛平6年(894)には、8年以上の正税帳を勘済すれば旧年欠未填のため返却帳を請け取ることになってもかまわないことになった(49)。承平7年(937)には、勘済すべき8年分のうちに前司任終年1年と当任3年分を含むこととされた(50)。そして10世紀後半以降は、税帳勘会は任終年または得替後に一括して行われるようになった(51)。

出雲国正税返却帳は延長元年(923)から延久2年(1070)までの147年間のうち、延長元年から長保5年(1003)まで断続的に31年分の勘出を記載する。鈴木一見氏によれば、税帳勘会にあたって勘出の申請をして認められれば、前任者の欠を保留し当任分だけの勘済でよいことになっていた。そのため出雲国正税返却帳は、未填のまま保留された勘出の記載が累積した状態になっている。しかし長保五年を最後に勘出の記載がなくなるのは、当該期の財政破綻と税帳勘会の弛緩、形骸化を示すものであり、形骸化した後も正税返却帳が作成され続けた結果であるとされる(52)。形骸化しても正税返却帳が作成され続けたのは、他の公文とともに受領の公文勘会と功過定に必要だったからである。百数十年も前からの勘出が累積して記載された正税返却帳ではあるが、そのことは逆に当任国司には補填すべき欠がなく勘済したことを示しているとされるのである。出雲国正税返却帳冒頭の補填すべき穀額の欄が空白になっているのはそのためであろう。

『西宮記』巻2除目によれば、受領功過定では税帳の勘済が審議されるが、対象年度は前任者の 任終年と当任の各年度とされる。つまり11世紀には、前任者の任終年と当任の各年度の税帳勘会を 一括して受け、正税返却帳を請け取ることが、受領功過定のために必要だったのである。

12世紀初頭でも受領任終時における公文勘済の請印を得るためには、調庸惣返抄と正税返却帳が含まれていなければならなかった。『中右記』元永2年(1119)12月29日条によると、この年因幡守の任終を迎えた藤原宗成(宗忠の子)の公文勘済において(53)、主計寮が調庸惣返抄を、主税寮が正税返却帳を発行するにあたって、八幡宮宝塔院と千手院の加挙稲返抄のないことが問題にされた。藤原宗忠が調べたところ、すでに返抄は放たれていて弁済使の手落ちだったとし、八幡宮宝塔院別当らの返状も得て、ようやく正税返却帳が発行されることになった。その際、翌年正月6日の叙位儀以前に正税返却帳が送られてくること、正税返却帳の奥には元永2年12月29日の日付を附すこと、などを主税寮との間でとりかわしており、「返却帳奥皆元永二年十二月廿九日之由各注入也」と記していることから、複数の正税返却帳に一括して同じ日付が附されたこともわかる。鈴木一見氏も指摘するように返抄の収得と照合が正税返却帳発行の条件となっていたのである(54)。

以上から考えれば、出雲国正税返却帳が複数年分を一括して作成されたのは、藤原行房の税帳勘会の結果であり、その内訳を前司任終一年と藤原行房当任分とみてよいことがわかるだろう。では次になぜ承暦2年(1078)12月30日付なのであろうか。

11 世紀後半から 12 世紀の受領の任期と受領功過定の関係を検討した寺内浩氏によると、遷任の場合受領功過定を行わないことが多いが、一旦受領を辞めたあとは再任する際には受領功過定が行われていることを指摘している(55)。承暦3年に藤原行房が美濃守に任じられたとすれば、その前に前任の出雲の受領功過定を受けなければならなかった。そのために公文を勘済する必要があり、承暦2年12月末日付けで正税返却帳が発行されたと考えることができる。

最後に出雲国正税返却帳がなぜ九条家本『延喜式』巻9、10の裏文書として残ったのかという問題である。九条家本『延喜式』の書写過程については、裏文書群との関係から鹿内浩胤氏によって分析され、10世紀末から14世紀ころにかけて8時期にわたって摂関家周辺で書写されたと指摘されている。なかでも過半を占める巻1・4・7(甲本)・8・12・13・15・16・20・21・29~32・36・38・39、および巻2は11世紀中葉から後半にかけて、藤原頼通の命で家司により一括書写されたのではないかと推測されている。それらの巻の裏文書には清胤王書状、上野国交替実録帳、永承3年(1048)紀伊国名草郡郡許院収納米帳・同進未勘文、天喜5年(1057)丹波国高津郷司解など受領関係文書を多数含み、それぞれ上野介藤原良任、紀伊守平定家、丹波権介中原師平など摂関家家司であったり頼通と結びつきの強かったりする人物と関係している。巻9、10については、一筆で書写されていること、筆跡が同一であることなどから両巻が同時期、おそらく11世紀末ころに書写されたと指摘するにとどまっている(56)。

ここまで論じてきたように、出雲国正税返却帳が藤原行房の出雲守受領功過にかかわるものであること、藤原行房が摂関家家司だったことから、反故にされた紙背を利用して巻9、10も摂関家周辺周辺で書写されたと推測できる。あるいは藤原師実か師通の命で書写された可能性もあるだろう。

## おわりに

以上、出雲国正税返却帳が摂関家司だった出雲守藤原行房の受領功過のために発行され通用した 文書であったことをほぼ明らかにしえたのではないかと思われる。前司任終年分(延久2年(1070)) と藤原行房当任分(延久3年~承保元年(1075))の5年分のうちであり、承暦2年(1078)年末の日付が附されたこの返却帳の発行により任中の税帳が勘済され、他の公文勘済とあわせて受領功過定を受け、承暦3年に美濃守として受領に再任されたと考えられる。単なる「儀礼のための文書」(57)ではなかったのである。

また藤原行房が摂関家家司だった関係で、反故となった出雲国正税返却帳の紙背が、当時摂関家で進められていた延喜式の書写料紙として再利用されたと推測される。九条家本『延喜式』は、他にも上野・紀伊・丹波国などの受領関係文書をはじめ多くの反故公文書の紙背を利用して書写されている。摂関家やその周辺における反故文書を集積し二次利用するシステムとあわせて検討されるべき課題として残されている。

## 注

- (1) 大日方克己「家司受領藤原行房と出雲国正税返却帳」(島根大学法文学部紀要社会文化学科編『社会文化論集』 4、2007 年)。
- (2) 代表的なものをあげると、虎尾俊哉「延喜主税式勘税帳条の研究」(『弘前大学国史研究』12、1958 年)、高橋崇「出雲国正税返却帳の基礎的研究」(『東北大学教養部文科紀要』9、1962 年)、村井康彦「平安中期の官衙財政」(『古代国家解体過程の研究』、岩波書店、1965 年)、佐々木宗雄「10~11 世紀の位禄制と不堪佃田制」(『日本王朝国家論』、名著出版、1994 年、初出は1989 年)、寺内浩「大帳・正税帳制度の解体」(『受領制の研究』、塙書房、2004 年、初出1994 年)、山下信一郎「平安時代の給与制と位禄」(『日本歴史』587、1997 年)、鈴木一見「勘出の申請と出雲国正税返却帳―北山抄の解釈からみる平安財政史の一考察 その3―」(羽下徳彦編『中世の社会と史料』、吉川弘文館、2005 年)など。
- (3) 大日方克己「「出雲国正税返却帳」覚書」(『社会システム論集』 6、2001 年)。本科学研究費補助金研究の出発点となった。
- (4) 鈴木一見前掲注(2)論文。
- (5) 『中右記目録』 康和3年(1102)6月4日条。
- (6) 戸田芳実『中右記―躍動する院政時代の群像』(そしえて、1979年)。
- (7) 柴田房子「家司受領」(『史窓』28、1970年)、寺内浩「院政期における家司受領と院司受領」(前 掲注(2)著書所収、初出1998年)、同「受領考課制度の変容」(前掲注(2)著書所収、初出1997年)。
- (8) たとえば長久元年(1040) 6月8日の除目では、非法により罷免された讃岐守の後任には良吏を選んで復興にあたるべきだとして、後朱雀天皇は源為善を任じようとしたところ、関白藤原頼通が強引に藤原邦恒を讃岐守にしてしまったと、『春記』同日条はその強引さを批判している。また右京西院の藤原邦恒居所に建立された「邦恒堂」の丈六阿弥陀如来像は定朝の作で「天下以」是為\_仏本様\_」と評される(『長秋記』長承3年(1134)6月10日条)一方、屋舎について『春記』天喜2年(1054)5月3日条では、「荘厳尤可」謂\_過差\_也」などと評されている。
- (9) 『朝野群載』巻5、永承2年(1047)12 月1日「蔵人所等第勘文」に「蔭子正六位上藤原朝臣行 房」とみえる。
- (10) 永承4年(1049)から7年の間の9月19日に藤原頼通によって催されたと推測される『関白家

蔵人所歌合』に、6番「山家紅葉」の歌題で次のような和歌2首が収められている。

右

阿波守藤行房

で変素を 故郷も 立田の山の ふもとかと 覚えこそわたれ 紅葉しぬれば 恋ひわびて ひとり伏屋の われならで 増の外面に 牡鹿なくなり 萩谷朴『平安朝歌合大成』第4巻(同朋舎出版、1996 年、初版 1960 年)。

- (11) 『定家朝臣記』 康平3年(1060) 7月17日条・19日条。このとき藤原行房は因幡守である。
- (12) 『定家朝臣記』 康平5年(1062) 正月13日条。 内大臣藤原師実の春日詣定において、藤原行房は2月5日夕・7日朝の饗の行事に定められた。
- (13) 『定家朝臣記』 康平5年(1062) 正月20日条。
- (14) 『定家朝臣記』 康平4年(1061) 7月21日条。 父藤原邦恒が堂荘厳をつとめ、藤原行房は掃除を つとめている。
- (15) 『定家朝臣記』 康平 5年(1062) 4月 25 日条。
- (16) 『定家朝臣記』 康平5年(1062)8月29日条。
- (17) 『水左記』承暦元年(1077)12 月 14 日条。「行房三男童」としか記していないが、『中右記』承徳元年(1097)正月14日条によりそれが佐実であることがわかる。理髪を皇后宮亮藤原定兼、加冠を参議藤原宗俊がつとめた。
- (18) 『後二条師通記』永保3年(1083)2月1日条。
- (19) 『後二条師通記』応徳3年(1086) 9月25日条。
- (20) 『後二条師通記』 寛治5年(1091)3月26日条。
- (21) 『後二条師通記』 寛治 2年(1088) 12月 14日条
- (22) 永保 2 年 (1082) 12 月 「陽明門院庁下文案」(東大寺文書 4 1、『大日本古文書 東大寺文書 10 』 7 号、『平安遺文』 1198 号)。
- (23) 『為房卿記』 寛治 5年(1091) 10月 9日条。
- (24) 『中右記』 寛治 5年(1091) 10月 25日条。
- (25) 『中右記』 寛治4年(1090) 7月3日条。
- (26) 『為房卿記』承暦 3年(1079) 5月 19日条、『平安時代史事典』「鴨院」の項。
- (27)元日の摂関家拝礼としては『中右記』寛治6年(1092)正月1日条、嘉保元年(1094)正月1日条 などにみえる。藤原忠実の任中納言慶賀の前駈としては『中右記』寛治6年(1092)正月26日条。
- (28) 『中右記』 嘉保元年(1094) 正月 2 日条、嘉保 2 年(1095) 正月 3 日条、永長元(1096) 年正月 3 日 条など。
- (29) 『中右記』 寛治7年(1093)10月10日条。
- (30) 『中右記』 嘉保元年(1094) 3月9日条。
- (31) 『中右記』 嘉保元年(1094) 3月11日条。 『朝野群載』巻7、嘉保3年(永長元年、1096) 10月 27日「関白内大臣家符」には別当前美濃守藤原朝臣として行房の署判があったことがみえる。
- (32) 『中右記』 嘉保 2年(1095) 正月 3日条、永長元年(1096) 正月 3日条。
- (33) 萩谷朴注(10) 著書参照。
- (34) 承保 2 年 (1075) 12 月 28 日「官宣旨案」(内閣文庫所蔵美濃国古文書、『大日本古文書 東大寺文書之 5 』 98 4 号、『平安遺文』 1122 号)。

- (35) 天喜 5 年(1057) 10 月 10 日「美濃国司解案」(内閣文庫所蔵美濃国古文書、『大日本古文書 東大寺文書之 5 』99-31 号、『平安遺文』865 号)、『平定家朝臣記』天喜 5 年 11 月 17 日条など。
- (36) 承保 3 年 (1076) 2 月 14 日 「美濃国国司庁宣案」(内閣文庫所蔵美濃国古文書、『大日本古文書東大寺文書 5 』 98 5 号、『平安遺文』1127 号)、承保 3 年 3 月 26 日 「美濃国符案」(内閣文庫所蔵美濃国古文書、『大日本古文書 東大寺文書 5 』 98 7 号、『平安遺文』1129 号)。
- (37) 石清水田中家文書、『大日本古文書 石清水文書1』149号、『平安遺文』1160号。
- (38) 嘉保3年(1096) 5月12日「官宣旨案」(内閣文庫所蔵美濃国古文書、『大日本古文書 家わけ第 18 東大寺文書之5』98-1号、『平安遺文』1353号)。
- (39) 応徳3年(1086)) 正月26日「参河権守藤原家隆申文」(御堂摂政別記裏文書、『平安遺文』4653号)。また『親王御元服部類記』寛治元年(1087)6月2日条に「顕綱子参川権守家隆」とみえる。
- (40) 槙野廣造編『平安人名辞典―康平3年―上』(和泉書院、2007年) は、『帥記』永保元年(1081)11 月2日条に新蔵人中宮少進、『後二条師通記』寛治5年(1091)3月23日条に中務少輔などとみえる家隆を美濃守家隆にあて、顕綱子の参河権守家隆とは別人とする。参河権守と美濃守の時期の重なることが根拠と思われるが、本文のように解し、また後論する東大寺美濃国封物惣返抄の発給状況、不堪佃田奏などとあわせて考えると、『為房卿記』の誤記で、藤原行房から高階公俊へ美濃守が交代したとみた方がよいと思われる。なお当該部分は現存写本間に異なるところはない。
- (41) 『中右記』承徳元年(1097)) 閏正月 16 日条に「今朝正四位下行中宮亮高階朝臣公俊卒去、・・・・経\_能登一任・美濃重任\_、依\_有\_当縁\_補\_当時中宮亮\_也」とある。
- (42) 東大寺文書 4 65・85、『平安遺文』 1334 号。この文書は、11 世紀後半から末期における納官 封家済物の納入状況を示す史料として、封戸制の実態や崩壊とかかわって多くの研究でとりあげられきた。たとえば大石直正「平安時代後期の徴税機構と荘園制」(『東北学院大学論集 人文科学』 1、1970年)、勝山清次「平安時代後期の封戸制」(『中世年貢制成立史の研究』 塙書房、1995年、初出 1978年)、守田逸人「院政期の有封寺社と国家」(『歴史学研究』 825、2007年)など。
- (43) 大石直正前掲注(42) 論文。
- (44)阿部猛編『北山抄註解 巻十吏途指南』(東京堂出版、1996年)。
- (45) 『殿暦』 天永 2年(1111)12月25日条。
- (46)鈴木一見「不堪佃田についての一考察―北山抄の解釈からみる平安財政史の一考察 その2―」 (『国史談話会雑誌』38、1999年)。
- (47) 『中右記』によると康和4年(1102) 6月4日に一周忌、天仁元年(1108) 6月4日に七周忌の小仏事が修されているが、いずれも「故前濃州」と記され、『本朝世紀』康和5年(1103) 8月14日条に、この日死去した藤原行実が「前美濃守正四位下藤原朝臣行房第一子」と記されるなど、一貫して前美濃守とされている。
- (48) 延喜主税式勘税帳条については、虎尾俊哉前掲註(1)論文、同「延喜主税式諸国出挙本稲条の研究」(『弘前大学国史研究』19・20、1959 年)、梅村喬「勘会制の変質と解由制の展開」(『日本古代財政組織の研究』吉川弘文館、1989 年、初出1974 年)、岡田利文「弘仁主税式勘税帳条の成立」(『関晃先生還暦記念 日本古代史研究』吉川弘文館、1980 年)、山里純一「税帳勘会制とその実態」(『律令地方財政史の研究』吉川弘文館、1991 年、初出1985 年)など。
- (49)『類聚三代格』巻 12 諸使并公文事、寛平 6 年 9 月 29 日太政官符。

- (50) 『政事要略』巻57 交替雑事、承平7年5月5日太政官符。
- (51)寺内浩「大帳・正税帳制度の解体」(前掲註(2)著書、初出1994年)。
- (52)鈴木一見前掲注(2)論文。
- (53)藤原宗成は、天永2年(1111)7月29日の小除目で、同年5月28日に急逝した藤原長隆の後を うけて、因幡守に任じられた(『中右記』天永2年5月28日条、7月29日条)。また『朝野群載』 巻26諸国公文には、後司藤原時通により発給された前司藤原宗成の元永3年(保安元年、1120) 11月19日付「不与解由」と同年11月22日付「已分解由」が収められている。
- (54)鈴木一見前掲注(1)論文。
- (55)寺内浩「受領功課制度の解体」(前掲註(2)著書、初出1997)。
- (56) 鹿内浩胤「九条家本『延喜式』覚書」(『書陵部紀要』52、2001年)。
- (57)田中稔「儀礼のために作られた文書」(『中世史料論考』吉川弘文館、1993 年、初出 1990 年)、 鹿内浩胤前掲注(56)論文。

# Ⅲ-1 藤原行房年譜

和暦 (西暦)年月	年齢	事項	出典
長元元(1028)	1	藤原邦恒を父、藤原信理女を母に、この年生まれる。ときに父邦	*
		恒は備中守。	
永承 2 (1047)12.1	20	六位蔵人に任じられる。	(1)
永承4 (1049)	22	このころ阿波守に任じられる。	*
永承年間		このころ、関白家蔵人所歌合に参加。六番右方で和歌二首を詠む。	歌合
		阿波守。	
永承 7 (1052)	25	このころ阿波守の任を離れる。	*
康平元(1058)	31	このころ因幡守に任じられるか。	*
康平3 (1060)7.17	33	藤原師実の任内大臣参内行列の前駆をつとめる。因幡守。	定家
7. 19		藤原師実の任内大臣慶賀行列の前駆をつとめる。因幡守。	定家
康平4 (1061) 7.21	34	摂関家による東北院供養に奉仕。掃除をつとめる。	定家
		このころには因幡守の任を離れる。	*
康平5 (1062)1.13	35	藤原師実の春日詣定。2・5 夕、2・7 朝の饗の行事に定められる。	定家
1. 20		   藤原頼通の任太政大臣大饗に奉仕。尊者の円座を敷く役をつとめ	定家
		る。前因幡守。	
4. 25		藤原師実家の御随身所別当に任じられる。前因幡守。	定家
8. 29		関白藤原頼通の木幡詣に職事として扈従する。	定家
9. 11		藤原師実に若君(師通)誕生。	定家
9. 17		一宮からの若君御衣献上の使をつとめる。前因幡守。	定家
延久 3 (1071)	44	この年の初め、出雲守に任じられるか。	*
承保元(1074)	47	   この年末か翌年、出雲守の任を離れるか。	*
承暦元(1077)12.11	50	   右大臣源俊房第を訪問。前出雲守。	水左
12. 14		行房の三男行実、源俊房第で元服する。理髪を皇后宮亮藤原定兼、	水左
1-11		加冠を参議藤原宗俊がつとめる。前出雲守。	
12. 18		摂関家による法勝寺供養に奉仕。佐堂童子をつとめる。	供養
12.7		源俊房第を訪問。前出雲守。	水左
②. 10		源俊房第を訪問。前出雲守。	水左
<b>②</b> . 19		   源俊房第を訪問。前出雲守。	水左
承暦 2 (1078) 12. 30	51	出雲国の正税返却帳が発行される。	*
承暦 3 (1079)	52	この年の初、美濃守に任じられるか。	*
5. 19	"-	関白藤原師実が、美濃守行房の鴨院宅へ移るか。	·   為房
承暦 4 (1080) 9.8	53	二日前、任国美濃から上洛し、この日夕、源俊房第を訪問。	水左
永保元(1081)1.2	54	関白藤原師実家の臨時客に奉仕。一献の御盞を持参する。美濃守。	かえ    帥記
3.26	04	関ロ際が叩え家の咄吁各に挙任。 献の呼盗と行参する。天儀寸。	
3. 20		守藤原清家ととも派遣される。美濃守。	帥記

永保 2 (1082)12.	55	伊賀国名張郡司・在地刀禰等に下した陽明門庁下文に、陽明門院 別当として、署判する。美濃守。	
永保 3 (1083) 2.1	56	内大臣藤原師通の春日奉幣の陪膳をつとめる。美濃守。	師通
応徳元(1084)	57	行房の女、藤原宗忠の子宗能を生む。	a
応徳 3 (1086) 9. 23	59		師通
9. 25		   関白藤原師実の日吉社参詣に扈従し、幣を取る。	師通
寛治元(1087)	60	この年までに行房が美濃守の任を離れ、高階公俊が美濃守に任じ	(3)
		られる。	
3. 16		行房の女、藤原宗忠の子宗成を生む。	忠右
寛治2 (1088)12.14	61	藤原師実の任太政大臣大饗に奉仕。左大臣源俊房の陪膳をつとめ	師通
		る。	
寛治3 (1089) 2.6	62	春日祭使が発遣されるが、祭使代官大江家資の陪膳をつとめる。	師通
寛治 5 (1091) 3.26	64	関白藤原師実の石清水参詣において、金銀幣を取る。	師通
8. 29		承暦2~応徳2の美濃国東大寺封戸惣返抄が発給される。前美濃 守行房に発給されたか。	(4)
9. 24		美濃前司行房の不堪佃田奏が奏上される。	為房
10.9		篤子内親王の入内定が行われ、篤子内親王家別当に任じられる。	為房
寛治6 (1092)1.1	65	藤原師実第の元日拝礼。列立した大夫の筆頭に行房があげられる。 る。美濃前司。	中右
1. 26		藤原忠実中納言叙任の慶賀行列の前駆をつとめ、四位大夫の筆頭 にあげられる。子の邦宗・佐実も前駆に加わる。前美濃守。	中右為房
1. 29		藤原忠実が中納言叙任後はじめて着陣し、吉書が奉られ、子の修 理亮佐実が忠実の職事に任じられる。	為房
3. 24		石清水臨時祭の舞人ら還立。舞人・陪従への勧盃をつとめる。美 濃前司。	中右
3. 25		関白藤原師実、賀茂・春日社へ奉幣。行房が賀茂使をつとめる。	中右
3. 29		石清水臨時祭。陪従への勧盃を行房がつとめる。美濃前司。	中右
7. 10		関白藤原師実、高陽院へ移る。その先導の火取童の前駆として行	中右
7.10		房が松明を持つ。	1 74
寛治7(1093) 10.10	66	関白師実が関白辞表を上奏。家司として行房らが勅答使への対応	中右
		の一端を担う。上奏は認められず、関白を続けることになり、行房	
		が摂関家吉書を奉じる。前美濃守。	
12. 27		源俊房、任大将饗。行房が、次将らに着座の仰せを伝える。前美	中右
		濃守。	
嘉保元(1094)1.1	67	関白師実第の参賀、拝礼。参列した諸大夫の筆頭として行房が記される。前美濃守。	中右
1.2		関白師実第臨時客。家主一献の盃を行房が進む。	中右
3.9		   師実が関白を辞し、師通が関白に任じられる。	中右
3. 11		師実から師通への氏長者継承儀礼、朱器台盤渡。行房が師通にと	中右
		りつぐ役をつとめる。行房は、師通家の家司も兼ねる。	
3. 23		藤原忠実が左近衛大将に任じられることになり、行房は伊予守高 階泰中ともに任大将饗の行事に定められる。前美濃守。	中右

3. 28		藤原忠実が左近衛大将に任じられる。東三条殿で行われた任大将	中右
		饗では、行房は諸卿に勧盃する師実に盃を進む。前美濃守。	
3. 29		藤原忠実の任左近衛大将慶賀の前駆を、子の邦宗・佐実とともに	中右
		つとめる。	
嘉保 2 (1095) 1. 3	68	東三条殿で関白師通臨時客。行房は一献家主の盃を進む。	中右
永長元(1096)1.3	69	二条殿で関白師通臨時客。行房は一献家主の盃を進む。引続き、	中右
		大殿師実第臨時客。ここでも行房は一献家主の盃を進む。	
10. 27		関白内大臣(師通)家符に別当として家司の筆頭で署判する。	(5)
承徳元(1097)1.1	70	摂関家の拝賀。まず関白師通第(二条殿)ついで大殿師実第(高	中右
		陽殿)をまわる。行房は諸大夫筆頭として列立する。	
1. 14		行房三男の佐実が六位蔵人に補される。	中右
康和 3 (1101) 5.22	74	出家。	中目
6. 4		死去。	中目
康和4(1102)6.4		行房一周忌の小仏事が東高倉亭で営まれる。藤原宗忠らが参列。	中右
天仁元(1108)6.4		行房遠忌の小仏事が営まれる。	中右

### 出典略称一覧

為房:為房卿記、歌合:関白家蔵人歌合、供養:法勝寺供養記、帥記:帥記、師通:後二条師通記、水左: 水左記、尊卑:尊卑分脉、中右:中右記、中目:中右記目録、朝野:朝野群載、定家:定家朝臣記、

## その他は以下のとおり

- (1)『朝野群載』巻5 朝儀下 永承2年12月1日蔵人所等第勘文
- (2) 永保 2 年 12 月 「陽明門院庁下文案」(『大日本古文書 東大寺文書 10 』 7 号 、『平安遺文』 1198 号)
- (3) 藤原宗能の生年を明示する史料はいまのところ見出せていない。『公卿補任』天承元年(1131)条は、この年の藤原宗能の年齢を48歳とする。逆算すると応徳元年の生まれとなる。
- (4)年月欠「東大寺封戸文書書上」(東大寺文書4-65・85、『平安遺文』1334号)
- (5) 『朝野群載』巻7摂籙家 嘉保3年(永長元年)10月27日関白内大臣家符
- \* 本文を参照。

表皿-2 東大寺封戸惣返抄と国司の関係 (「東大寺封戸文書書上」『平安遺文』1334より)

			C) C 13 .	
国名	惣返抄の日付	惣返抄の対象年度		対象年度に対応する国司(前司・当任の別)
伊賀	寛治 2(1088) 3.6	承暦 3(1079)~応徳 3(1086)	8年	某(前司任終年)/藤原清家(当任)
" " "	嘉保 1(1094)11.12	寛治 1(1087)~嘉保 1(1094)		藤原清家(前司任終年)/小槻祐俊(当任)
駿河	応徳 3(1086) 6.20	永保 2(1082)~応徳 2(1085)		不明
	寛治 3(1089)12.26	応徳 3(1086)~寛治 3(1089)		藤原経忠(当任)か
	嘉保 1(1094) 9. 2	寛治 4(1090)~寛治 7(1093)		藤原経忠(前司任終年)/源師隆(当任)
上総	永保 1(1081) 8.29	承保 3(1076)・承暦 1(1077)		橘宗孝(当任)か
近江	寛治 2(1088)12.27	承暦 1(1077)・承暦 2(1078)		橘俊綱(当任)
~ 1	嘉保 1(1094)11.26	寛治 2(1088)~寛治 5(1091)		藤原敦家(前司任終年)/高階為家(当任)
美濃	承暦 2(1078)12.24	9	?	藤原定房(当任)か
X11X	寛治 5(1091) 8.29	· 承暦 2(1078)~応徳 2(1085)		藤原定房(前司任終年)/藤原行房(当任)
上野	承保 3(1075)4.9	承保 2(1075)		藤原定俊(当任)か
上四	承保 3(1076)10.11	承保 3(1076)		藤原定俊(任終年)か
	応徳 2(1085) 8. 5	承暦 1(1077)~応徳 1(1084)		源頼盛(前司任終年)/源家宗(当任)
	嘉保 1(1094)11.6	寛治 3(1089)~寛治 6(1092)		某(前司任終年)/高階業房(当任)
下野	承暦 3(1079)11.23	承保 1(1074)~承暦 1(1077)		源義綱(当任)か
	承暦 4(1080)11.16	承保 3(1074)~承暦 1(1077) 承保 3(1076)~承暦 3(1079)か		某(前司任終年)/源政長(当任)
白状	/孙/首· 4(1UðU/11.1b			
越中	承暦 1(1077)⑫.20	∫延久 5(1073) → 飛程 2(1075)。 承程 2(1076)	3年	藤原資清(当任)か
	永保 1(1081) 7.25	承保 2(1075)~承保 3(1076) 承暦 1(1077)~承暦 4(1080)	1 /=	  藤原資清(前司任終年)/源公盛(当任)
	応徳 2(1085) 7.20	永保 1(1081)~応徳 1(1084)		源公盛(前司任終年)/平時範(当任)
	宽治 2(1088) 8. 3	応徳 2(1085)~寛治 2(1088)		平時範(前司任終年)/清原定俊(当任)
	夏治 7(1093) 8.19	応認 2(1065)~見行 2(1066) 寛治 3(1089)~寛治 6(1092)		清原定俊(前司任終年)/橘頼里(当任)
	嘉保 1(1094)11.12	寛治 7(1093) 寛治 7(1093)		橘頼里(任終年)か
越後	承暦 2(1078) 9.17	承保 1(1074)・承保 2(1075)		源頼仲(当任)
越饭	承暦 4(1080) 7.19	承保 3(1074)~承保 2(1075) 承保 3(1076)~承暦 3(1079)		源賴仲(当任)
	寛治 2(1088)12.20	承暦 4(1080)~応徳 1(1084)		源賴仲(前司任終年)/高階為章(当任)
	嘉保 1(1094) 9. 2	応徳 2(1085)~寛治 6(1092)		高階為章(前司任終年)/藤原国明(当任)
	嘉保 1(1094)11.12	寛治 7(1093)		藤原国明(任終年)
丹波	寛治 1(1087) 8.16	承暦 1(1077)~永保 3(1083)		藤原顕綱(前司任終年)/藤原顕季(当任)
)1102	寛治 7(1093) 2.10	応徳 2(1085)~寛治 6(1092)		源顕仲(当任)
丹後	承暦 2(1078) 8.29	承保 1(1074)~承保 3(1076)		高階経成(当任)
7,172	応徳 1(1084) 4.28	承暦 2(1078)~永保 3(1083)		藤原仲実(当任)
	応徳 1(1084) 5.5	承暦 1(1077)		高階経成(任終年、藤原仲実の前司)
	寛治 4(1090)12.26	応徳 1(1084)~寛治 1(1087)		藤原仲実(前司任終年)//藤原師信(当任)
	寛治 5(1091) 1.21	寛治 2(1088)・寛治 3(1089)		藤原師信(当任)
播磨	永保 1(1081) 9.20	承保 2(1075)~承暦 4(1080)		高階為家(当任)か
1田/石	永保 2(1082) 6.20	承保 1(1074)・永保 1(1081)		原唱為家(ヨロル)  藤原経平(前司任終年)か/高階為家(当任)
<b></b>	永保 1(1081) 3.16	承保 1(1074)~承暦 2(1078)		大江匡房(当任)
~ IP	寛治 7(1093) 8.—	承暦 3(1079)~寛治 1(1087)		大江匡房(前司任終年)か/源清長(当任)
周防	永保 1(1081) 3.16	承保 3(1076)		源顕仲(当任)か
701197	応徳 2(1085) 7.20	承暦 4(1080)~永保 3(1083)		藤原通宗(前司任終年)/藤原某(当任)
	嘉保 1(1094)11.12	寛治 2(1088)~嘉保 1(1094)		藤原敦基(前司任終年)/藤原経忠(当任)
紀伊	応徳 1(1084)11.6	承保 3(1076)~永保 3(1083)		某(前司任終年)/小槻孝信(当任)
かいげ	寛治 7(1093)12.27	応徳 1(1084)~寛治 5(1091)		小槻孝信(前司任終年)/藤原仲実(当任)
	嘉保 1(1094)11.12	寛治 6(1092)~嘉保 1(1094)		藤原仲実(前司任終年)/藤原朝輔(当任)
阿波	寛治 1(1087) 7. 7	永保 2(1082)~応徳 2(1085)		藤原良綱(前司任終年)/藤原行家(当任)
讃岐	東西 1(1087) 7. 7 承暦 4(1080)12.25	承保 1(1074)~承保 3(1076)		某(前司任終年)/藤原顕季(当任)
唄叹	東暦 4(1080)12.25 寛治 2(1088) 3. 6	承暦 1(1074)~承保 3(1076) 承暦 1(1077)~応徳 1(1084)		藤原顕季(前司任終年)/藤原顕綱(当任)
(冊字,	嘉保 1(1094) 9. 2	寛治 3(1089)~寛治 6(1092)	4年	藤原敦家(前司任終年)か/藤原顕季(当任)
伊予		見冶 3(1089)~見冶 6(1092) 「永保 1(1081)~永保 2(1082) 〕	4 平	瘀/小头冬(則可)
	嘉保 1(1094)11.26	応徳 1(1084)~寛治 1(1087)	6年	藤原定綱(前司任終年)/高階為家(当任)
1.11	応徳 1(1084)12.17	承暦 2(1078)~永保 3(1083)	6年	中原師平(当任)
上化	心心 1(1084)12.17	丹眉 2(1010) ~ 水体 3(1083)	υ 4-	下水叫十(日江)

<sup>\*</sup> 国司の在任期間は宮崎康充編『国司補任』を参照した。⑫は閏 12 月。嘉保 1=寛治 8

# Ⅳ 「東大寺封戸文書書上」と公文勘済、受領功過

### はじめに

本報告書Ⅲで、藤原行房の美濃守任期を承暦3年(1079)~応徳3年(1086)とした。その根拠の一つとして「東大寺封戸文書書上」にみえる東大寺封戸惣返抄の発給状況をあげた。この文書は作成年月日が未詳であるが、東大寺が承保2年(1075)から嘉保元年(1094)までに発給した20ヶ国の封物返抄類をほぼ発給年月日順、目録状に記載している。それによるとまず封物の一部の納入に対して仮返抄が発給され、完済されると惣返抄が発給された。

この文書自体は、11世紀後半における納官封家済物の納入状況を示す史料として、封戸制の実態や崩壊とかかわって多くの研究でとりあげられきた(II)。惣返抄の発給状況については、ほぼすべての国で共通して数年度分が一括して後年に発給され、しかも4年ないし8年分を一括している例が多い。大石直正氏は、国司の任期を反映していると指摘したが②、具体的にどのように関係しているかは検討されていない。この点について本報告書Ⅲで述べたように、受領功過定を前提とした公文勘済と深く関係しているのである。本章では改めて各国ごとに、受領の任期、公文勘済の状況、受領功過定、東大寺封戸惣返抄の関係を検討した結果を示す。

### 1. 伊賀国

伊賀国惣返抄は、次の2通が記載されている。

- A 承暦3年(1079)~応徳3年(1086)8ヶ年分(寛治2年(1088)3月6日発給)
- B 寛治元(1087)~8年(1094)の8ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094) 11月12日発給)

## A 承暦3年(1079)~応徳3年(1086)8ヶ年分(寛治2年(1088)3月6日発給)

承暦4年(1080)4月22日に藤原清家が伊賀守に任じられたとみられ(3)、寛治元年(1087)11月3日まで見任である(4)。寛治2年(1088)6月から寛治8年(嘉保元年、1094)4月まで小槻祐俊が伊賀守として見任である(5)。ただし寛治2年3月16日付「伊賀国司庁宣案」のみに「大介源朝臣〈在判〉」がみえる(6)。藤原清家の後任としてこの源某が任じられたとしても、半年足らずで小槻祐俊に交替していることになる。いずれにせよ、惣返抄Aは前司任終年(承暦3年(1079))と藤原清家当任7ヶ年(承暦4年(1080)~応徳3年(1086))の計8ヶ年分となる。

## B 寛治元(1087)~8年(1094)の8ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094) 11 月 12 日発給)

寛治8年(1094)7月13日に、小槻祐俊に替わって惟宗孝言が伊賀守に任じられ、承徳元年(1097) 閏正月3日に辞している(以上『中右記』)。したがって惣返抄Bは前司藤原清家任終年(寛治元年(1087))と小槻祐俊当任7ヶ年(寛治2年(1088)~8年(1094))の計8ヶ年分となる。

小槻祐俊は永長2年 (承徳元年、1097) 正月28日に伊賀の受領功過定を受けている (『中右記』)。

## 2. 駿河国

駿河国惣返抄は次の3通が記載されている。

- A 永保2年(1082)~応徳2年(1085)4ヶ年分(応徳3年(1086)6月20日発給)
- B 応徳3年(1086)~寛治3年(1089)4ヶ年分(寛治3年(1089)12月26日発給)
- C 寛治4年(1090)~7年(1093)4ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)9月2日発給)

#### A 永保2年(1082)~応徳2年(1085)4ヶ年分(応徳3年(1086)6月20日発給)

惣返抄Aに対応する国司は不明である。

#### B 応徳3年(1086)~寛治3年(1089)4ヶ年分(寛治3年(1089)12月26日発給)

寛治4年(1090)11月4日に藤原経忠が駿河守としてみえるが(『伊勢勅使部類記』江記逸文)、翌 寛治5年(1191)正月28日に源師隆が駿河守に任じられている(『江記』)。

なおこの時期、藤原経忠という人物は少なくとも3人存在する。まず寛治3年(1089)正月6日に周防守に任じられた藤原経忠は、永長2年(承徳元年、1097)に周防守を得替し兵部大輔に任じられ、その後天治元年(1124)には非参議で従三位に叙せられ、保延4年(1138)に中納言で死去する人物であり、藤原道隆の子隆家の子孫である(7)。また寛治2年(1088)3月23日の石清水臨時祭の陪従に兵部丞藤経忠とみえる藤原経忠は(8)、寛治7年(1093)10月3日の白河上皇日吉御幸においても兵部丞経忠とみえ(9)、藤原則経の子(10)であり別人である。寛治4年(1090)に駿河守としてみえる藤原経忠はこれらとは明らかに別人で、『尊卑分脉』によると大納言藤原経任の子だが「実ハ遠江守高階経重三男、経任卿自\_初日\_為」子改姓」だという(11)。

藤原経忠が駿河守に任じられた年は不明であるが、惣返抄Bは藤原経忠の当任3ヶ年分(寛治元 (1087)年~寛治3年(1089))を含むとみてよいのではないだろうか。

## C 寛治4年(1090)~7年(1093)4ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)9月2日発給)

嘉保2年(1095)正月28日に伴広貞が駿河守に任じられている(『魚魯愚鈔』)ので、それまでは寛治5年(1091)に任じられた源師隆が駿河守だと思われる。惣返抄Cは前任者藤原経忠任終年(寛治4年(1090))と源師隆当任3ヶ年(寛治5年(1091)~7年(1093))の計4ヶ年分になる。

## 3. 上総国

上総国の惣返抄は次の1通が記載されている。

承保3年(1076)・承暦元年(1077)2ヶ年分(永保元年(1081)8月29日発給)

承暦4年(1080)に橘宗季が上総介としてみえ(12)、翌年永保元年(1081)12月29日に橘宗季の上総公文が政にかけられている(『帥記』)。8月にはすでに(姓欠)兼宗が上総介としてみえる(13)ので、橘宗孝は承暦4年(1080)には任終を迎えていたと考えられる。逆算すれば承暦元年(1077)は橘宗季の任初年、承保3年(1076)は橘宗季の前任者(人物は特定できない)の任終年と考えることができる。

### 4. 近江国

近江国の惣返抄は次の2通が記載されている。

- A 承暦元年(1077)・2年(1078) 2ヶ年分(寛治2年(1088)12月27日発給)
- B 寛治2年(1088)~5年(1091)4ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)11月26日発給)

### A 承暦元年(1077)・2年(1078) 2ヶ年分(寛治2年(1088)12月27日発給)

橘俊綱が、承暦元(1077)年正月に近江守に任じられ(『勘例』)、承暦2年(1078)にも近江守として見任であるが(14)、承暦3年(1079)には但馬守としてみえる(15)。したがって惣返抄Aは橘俊綱当任分のうち2ヶ年となる。

### B 寛治2年(1088)~5年(1091)4ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)11月26日発給)

寛治3年(1089)に藤原敦家と相博して伊予守から近江守に遷任したのが高階為家である。藤原敦家は応徳3年(1086)10月(16)から寛治3年(1089)正月まで近江守として見任であり(17)、寛治4年(1090)8月10日藤原敦家死欠によりに藤原顕季が伊予守に任じられている(『中右記』)。後述する伊予国惣返抄A(永保元年(1081)~寛治元年(1087))について「為家朝臣任」と記され、寛治2年(1088)が伊予守任終年だと考えられる。したがって寛治3年(1089)に藤原敦家と高階為家が伊予守と近江守を相博したとみてよい。

高階為家は、寛治7年(1093)8月27日、春日社神人に対し濫妨を行ったことにより興福寺大衆の 嗷訴にあい(18)、解却されて土佐に配流された(19)。かわって近江守に橘俊綱が再任された(20)。高階 為家の近江守任期は寛治3年(1089)~寛治7年(1093)となる。

惣返抄Bは、前司藤原敦家任終年(寛治2年(1088))と高階為家当任3ヶ年(寛治3年(1089)~5年(1091))分となる。

## 5. 上野国

上野国の惣返抄は次の4通が記載されている。

- A 承保2年(1075)1年分(承保3年(1076)4月9日発給)
- B 承保3年(1076)1年分(承保3年(1076)10月11日発給)
- C 承暦元年(1077)~応徳元年(1084) 8ヶ年分(応徳2年(1085) 8月5日発給)
- D 寛治3年(1089)~6年(1092)4ヶ年分(嘉保元年(1094)11月2日発給)

## A 承保2年(1075) 1年分(承保3年(1076) 4月9日発給)

## B 承保3年(1076) 1年分(承保3年(1076) 10月11日発給)

『朝野群載』巻26諸国公文中に承保3年(1076)12月15日付の上野国減省官符が収録されている。これは源良基任終の康平4年(1061)、橘雅行任の康平5年(1062)~治暦元年(1065)、高階順業任の治暦2年(1066)~延久5年(1073)、当任の承保元年(1074)・2年(1075)の計15ヶ年間の公廨・雑稲毎年332,095束の減省を、上野国承暦(承保カ)2年7月25日解により申請され、認可されたものである(21)。当任国司名が記されていないが、応徳2年(1085)10月付の上野国減省続文(22)により承保3年(1076)が藤原定俊の任終年とされているので、承保元年(1074)~3年(1076)の上野介が藤原

定俊であることが判明する。A、B、減省申請はいずれも藤原定俊の公文勘済の一環であるとみてよい。

### C 承暦元年(1077)~応徳元年(1084) 8ヶ年分(応徳2年(1085) 8月5日発給)

惣返抄Cが発行された2月後、応徳2年(1085)10月付で上野国減省続文が主税寮によって発行されている。藤原定俊任終の承保3年(1076)、源頼盛任の承暦元年(1077)、当任の承暦2年(1078)~応徳元年(1084)の計9ヶ年間の正税、公廨、雑稲について毎年32,095束の減省を、上野国からの申請にもとづいて、主税寮が各年度の税帳と比校して勘申したものである(23)。この続文には当任国司名が記されていないが、『水左記』承暦4年(1080)5月6日条、『後二条師通記』応徳元年(1084)4月11日条に上野介家宗がみえるので、源家宗であることが判明する。

したがって惣返抄Cも、前任者の源頼盛任中(任終)分(承暦元年)(24)と源家宗当任分(承暦2年~応徳元年)となる。応徳2年に源家宗が上野介の任終にあたって惣返抄を請け、減省を申請したりして公文勘済を進めていたのである。

### D 寛治3年(1089)~6年(1092)4ヶ年分(嘉保元年(1094)11月2日発給)

この惣返抄については、「高階業房任」と記されている。嘉保元年(寛治8年、1094)2月22日に藤原邦宗が上野介に任じられ(『除目大成抄』)、同年12月27日に高階業房の上野公文が審査にかけられている(『中右記』)。寛治7年(1093)が高階業房の任終年になるので、この惣返抄は前任者任終分(寛治3年)と高階業房当任分(寛治4年~6年)4ヶ年分と解してよい。高階業房の前任者は源家宗の後任で、応徳3年(1086)~寛治3年(1089)がその任期だったことになる。

この惣返抄が発給されたのは嘉保元年(1094)11月2日であるが、翌12月27日に上野公文が審査 にかけられているので(『中右記』)、任中の惣返抄を請けたことは公文勘済のためだったとみてよい。

### 6. 下野国

下野国の惣返抄は次の1通が記されている。

承保元年(1074)~4年(承暦元年、1077) 4年分(承暦3年(1079)11月23日発給)

『水左記』承暦元年(1077)11月26日条に、源義綱が下野守としてみえる。永保元年(1081)10月14日条では源義綱は前下野守とされる。また『水左記』承暦元年(1077)10月13日条に源義家が前下野守とみえ、『扶桑略記』延久2年(1070)8月1条には源義家は下野守とみえる。これ以上、源義綱の任期を絞り込むことはできないが、惣返抄は源義綱の任期にかかるものであることは確かである。

『参議要抄』によると、永保3年(1083)正月29日に、後述する美作の大江匡房、出雲の源経仲、若狭の源政長とともに受領功過定をうけたが、次のように任日が注されていなかったことが問題にされている。

件帳不」注\_義綱任日」。被\_尋問\_之処。件任日雖」注=載申文」。所司失錯所\_書洩\_者。被」定了云々。 於,無\_年月字\_者。猶可,被,尋歟。於\_日字許\_者随,宜歟。

惣返抄の発給が承暦3年(1079)なので、他の受領と同様に功過定をうけるために公文勘済を進める中で請けたものとみてよい。そうすると承保元年(1074)が前任者(25)の任終年で、承保2年(1075)~

承暦2年(1078)が源義綱の任期とすることができる。

### 7. 若狭国

若狭国の惣返抄は次の1通が記されている。

「四箇年料」、承暦4年(1080)11月16日発給

この「四箇年」とは具体的に何年度のものだろうか。承暦3年(1079)以前分についてみると、仮納返抄の記載はみられないが、承暦4年以降分については仮納返抄はみられても惣返抄の発行記載はみえない。この承暦4年は源政長の若狭守任終年で、翌永保元年(1081)正月に藤原通宗が若狭守に任命され(26)、永保3年(1083)正月29日に源政長の若狭国功過申文が審議されている(27)。以上からすると、この惣返抄は承保3年(1076)~承暦3年(1079)の4ヶ年分で、前任者任終1年分(承保3年)と源政長当任3年分(承暦元~3年)としてよいのではないだろうか。

### 8. 越中国

越中国の惣返抄は次の6通が記載されている。

- A 延久5年(1073)・承保2年(1075)・3年(1076) 3ヶ年分(承暦元年(1077)閏12月20日発 給)
- B 承暦元年(1077)~承暦4年(1080)4ヶ年分(永保元年(1081)7月25日発給)
- C 永保元年(1081)~応徳元年(1084)4ヶ年分(応徳2年(1085)7月20日発給)
- D 応徳2年(1085)~寛治2年(1088) 4ヶ年分(寛治2年(1088) 8月3日発給)
- E 寛治3年(1089)~6年(1092) 4ヶ年分(寛治7年(1093) 8月19日発給)
- F 寛治7年(1093) 1ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094) 11月12日発給)

### A 延久5年(1073)・承保2年(1075)・3年(1076)3ヶ年分(承暦元年(1077)閏12月20日発給)

承暦元年(1077)に藤原資清が越中守として見任である(28)。藤原資清の前任者は不明である。後述するように、承暦3年(1079)以降は源公盛が越中守として見任で、永保元年(1081)11月29日に死去している。源公盛は、永保元年が越中守任終年と考えられるので、承暦2年(1078)に任じられた。したがって承暦元年は藤原資清の任終年になる。惣返抄のうち承保2年(1075)・3年(1076)が藤原資清の当任分で、延久5年(1073)分は藤原資清以前の国司任終年分とみてよい。

『水左記』承暦元年(1077)閏12月24日条には、「勘出前司(源)良宗、(豊原)奉季等注\_公文」とあり、詳細は不明だが藤原資清の前司源良宗と豊原奉季分について勘出宣旨を得ている。勘出は正税帳の不適切な支出、未填を書き出して補填対象とするものであるが、前任者以往の税帳の未填分を勘出して保留とすることにより、自身分のみの勘済が認められた。そのために勘出宣旨を得ることが必要な手続きだった。惣返抄Aを請けたのが勘出宣旨の出される直前の閏12月20日であることを考えると、このとき藤原資清が公文勘済を進めていたことを示しているとみられる。おそらく年末に公文勘済が審査にかけられたのではないだろうか。

豊原奉季は『扶桑略記』治暦3年(1067)10月7日条によると、宇治橋造橋の功により越中守を延任になっている(29)。源良宗が越中守に任じられた時期は不明だが、豊原奉季と藤原資清の間、延久2年(1070)~5年(1073)に入り、豊原奉季、源良宗、藤原資清の順になる可能性がある。

承保元年(1074)分の惣返抄が抜けているのは、あるいは「東大寺封戸文書書上」が承保2年の美作国・周防国の仮納返抄の記載からはじまっているので、それ以前に発給されていたため記載されなかったのかもしれない。

### B 承暦元年(1077)~承暦4年(1080)4ヶ年分(永保元年(1081)7月25日発給)

承暦3年(1079)以降源公盛が見任で(30)、永保元年(1081)11月29日に越中で55歳で死去している(31)。この惣返抄が発給されたのがその同年7月25日であり、9月17日には勘出が下されている(『水左記』)。任終年を迎えて公文勘済を進めていたことを示している。その最中に死去したものであろう。

この惣返抄は、前任者の藤原資清任終年分(承暦元年)と源公盛当任分(承暦2年~承暦4年) 3ヶ年となる。

### C 永保元年(1081)~応徳元年(1084) 4ヶ年分(応徳2年(1085)7月20日発給)

永保元年 11 月 29 日の源公盛死去のあとを受けて越中守に任じられたのが平時範である。『為房卿記』永保 2 年(1082) 3 月 13 日条に越中に進発したとみえるのは、平時範のことであろう(32)。応徳3 年(1086) 2 月に清原定俊が越中守に任じられているので(『勘例』)、平時範の越中守任期は永保 2 年(1082) ~応徳 2 年(1085) となる。したがって、この惣返抄は前任源公盛任終年分(永保元年(1081)) と平時範当任 3 年分(永保 2 年~応徳元年) 計 4 ヶ年となる。なお平時範が越中の受領功過定を受けるのは寛治元年(1087) 12 月 12 日である(『本朝世紀』)。

### D 応徳2年(1085)~寛治2年(1088) 4ヶ年分(寛治2年(1088) 8月3日発給)

応徳3年(1086)2月に清原定俊が越中守に任じられ(『勘例』)、寛治4年(1090)に橘頼里が越中守に任じられている(33)。清原定俊の任期は応徳3年(1086)~寛治3年(1089)である。したがってこの惣返抄は前任者平時範任終年(応徳2年(1085))と清原定俊当任3年分(応徳3年(1086)~寛治2年(1088))となる。

惣返抄が発給された寛治2年(1088)は清原定俊の任終前年である。清原定俊は主税助を兼ねていたこともあり(34)、任終年の前年に必要な惣返抄を請けるという迅速な処理をはかったのであろう。

### E 寛治3年(1089)~6年(1092)4ヶ年分(寛治7年(1093)8月19日発給)

### F 寛治7年(1093) 1ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094) 11月12日発給)

寛治4年(1090)には橘頼里が越中守に任じられたので、惣返抄Eは前任者清原定俊任終年(寛治3年(1089))と橘頼里当任3年(寛治4年(1090)~6年(1092))分になる。橘頼里は重任されている(35)。惣返抄Fは重任任期中の発給である。

### 9. 越後国

越後国の惣返抄は次の5通が記載されている。

- A 承保元年(1074)・2年(1075)2ヶ年分(承暦2年(1078)9月7日発給)
- B 承保3年(1076)~承暦3年(1079)4ヶ年分(承暦4年(1080)7月19日発給)

- C 承暦4年(1080)~応徳元年(1084)5ヶ年分(寛治2年(1088)12月20日発給)
- D 応徳2年(1085)~寛治6年(1092)8ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)9月2日発給)
- E 寛治7年(1093) 1ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094) 11月12日発給)

### A 承保元年(1074)・2年(1075) 2ヶ年分(承暦2年(1078)9月7日発給)

### B 承保3年(1076)~承暦3年(1079)4ヶ年分(承暦4年(1080)7月19日発給)

延久 5 年 (1073) 正月 30 日に源頼仲が越後守に任じられ(『為房卿記』)、永保元年 (1081) 正月 26 日 に高階為章が越後守に任じられている (36)。したがって延久 5 年 (1073) ~承暦 4 年 (1080) の重任 8 ヶ年が源頼仲の任期となり、惣返抄 A ・ B ともに頼仲任中のものとなる。

源頼仲の受領功過は永保3年(1083)正月29日に審議されている(『参議要抄』)。その前提となる公文勘済が任終年の承暦4年(1080)に進められている。『朝野群載』巻26諸国公文中所収の同年10月3日付班符宣旨は、7月10日の越後国雑掌秦成安解状により、前司橘為仲任終の延久4年(1072)から当任源頼仲の承暦3年(1079)まで8ヶ年の租帳について勘出して勘済とする旨が下されている(37)。惣返抄A・Bの年度はこの公文勘会の8ヶ年のなかに含まれ、惣返抄Bが発給された7月19日は租帳について越後国から申請された直後である。惣返抄Bは源頼仲が越後の公文勘済を進めているなかで発給されており、公文勘済に必要なものであることがここでも指摘される。しかし功過定においては「件帳交替欠。格率分同\_証帳」。仍、有\_其難\_不、被、定、功云々」と、功を定められなかったとされている(『参議要抄』)。

### C 承暦 4年(1080)~応徳元年(1084) 5ヶ年分(寛治 2年(1088) 12月 20日発給)

永保元年(1081)に越後守に任じられた高階為章は、応徳3年(1086)2月3日に但馬守に遷任しているので(38)、惣返抄Cは前任源頼仲任終年(承暦4年(1080))と高階為章当任4年分(永保元年(1081)~応徳元年(1084))計5ヶ年分になる。

惣返抄Cが発給された寛治2年(1088)末は高階為章の但馬守3年目、任終前年である。前任但馬とあわせて受領功過を見越して越後国の惣返抄を確保しようとしたのであろうか。結果的には、重任または延任により寛治6年まで但馬守をつとめた後、越後・但馬2国分の受領功過を受けたと考えられ(39)。

### D 応徳2年(1085)~寛治6年(1092)8ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)9月2日発給)

寛治2年(1088)以降越後守としてみえるのが藤原国明で(40)、寛治7年(1093)7月16日に藤原季綱が越後守に任じられている(41)。藤原国明が越後守を重任しているとすれば、高階為章の後任として応徳3年(1086)に越後守に任じられたことになる。惣返抄Dは高階為章任終年(応徳2年(1085))と藤原国明任(応徳3年(1086)~寛治6年(1092))7年の計8年分の可能性が高い。

惣返抄D発行翌年の嘉保2年(1095)正月5日に藤原国明は越後の受領功過定をうけている(『中右記』)。ここでも公文勘済、受領功過定と惣返抄の関係が指摘できる。

### E 寛治7年(1093) 1ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094) 11月12日発給)

寛治7年(1093)7月 16 日に越後守に任じられた藤原季綱は永長元年(1096)末に重任が認められ

ている(42)。物返抄Eは藤原国明任終年分として発給されたとみられる。

### 10. 丹波国

丹波国の惣返抄は次の2通が記載されている。

- A 承暦元年(1077)~永保3年(1083)7ヶ年分(寛治元年(1087)8月16日発給)
- B 応徳2年(1085)~寛治6年(1092)8ヶ年分(寛治7年(1093)2月20日発給)

### A 承暦元年(1077)~永保3年(1083)7ヶ年分(寛治元年(1087)8月16日発給)

承暦元年(1077)から2年(1078)にかけて丹波守として藤原顕綱が見任であり(43)、承暦2年(1078)6月19日に藤原顕季が讃岐守から丹波守に、藤原顕綱が丹波守から讃岐守に遷任している。藤原顕季は応徳元年(1084)12月26日に尾張守に遷任した(44)。

惣返抄Aは、藤原顕綱任終分と当任藤原顕季分の計7ヶ年になる。藤原顕季はその後も寛治4年 (1090) 8月に伊予守(45)、嘉保元年(1094) 2月に播磨守(46)、康和3年(1101) 7月に美作守(47)と、受領への再任を連続し、「受領三十年相続不断」といわれた(48)。惣返抄Aが発給された寛治元年(1087) 8月は尾張守任期3年目である。丹波と尾張をあわせて勘済して受領功過をうけようとしたのだろうか。結局、丹波の受領功過定をうけたのは寛治7年(1093)10月18日のことである(『中右記』)。

### B 応徳2年(1085)~寛治6年(1092)8年分(寛治7年(1093)2月20日発給)

応徳2年(1085)に源顕仲が藤原顕季後任の丹波守に任じられた(49)。源顕仲は寛治7年(1083)2月に得替となり(50)、源季房が新しい丹波守に任じられている(51)。したがって惣返抄Bは源顕仲任期中のすべてとなる。

寛治7年(1093)2月7日に源顕仲は公事を弁済しないまま刑部卿に任じられた(52)。『朝野群載』巻28所収の天永年間の主計大勘文は、長治元年(1104)~天仁元年(1108)に再度丹波守をつとめた源季房の受領功過の勘文であるが、寛治7年(1093)~永長元年(1096)の初度の丹波守時の功過についても記されている。それによると源季房は自身当任分のほか、前々司藤原顕季任終年の応徳元年(1084)、前司源顕仲任中8ヶ年(応徳2年(1085)~寛治6年(1092))とあわせて12ヶ年分の公文を勘済している(53)。こうした事情を考える際に参考になるのが、源顕仲をめぐる人間関係である。

源顕仲は右大臣源顕房の子であり、顕仲が国守だったときの丹波国は「右丞相之御沙汰」(54)とされるように、父源顕房の知行国だったと考えられる(55)。しかも顕仲の丹波守重任は「右大臣源朝臣顕房。殊募\_勧賞」。所\_営作\_也」(56)とあるように、源顕房による東寺五重塔の造営の功によるものだった。そして『尊卑分脉』によると顕仲の弟雅兼の子、つまり源顕房の孫とされるのが季房である。『今鏡』や『北畠系図』などの系図のなかには季房を顕房の子とするものもある。季房が丹波守に任じられたとき 15 歳以下だったと考えられ、ひきつづき顕房の知行国だったとみてよい(57)。永長元年(1096)11 月8日に「従」院相博事可」有\_御定」、加賀守季房・丹波守為章也」(58)とあるように高階為章と相博して加賀守に遷任したのも、「為章者。白河法皇龍遇之人也。于」時因幡守藤原隆時。同為\_近臣」。世語\_龍臣\_者。称\_此二人\_而已」(59)とされるような高階為章を近臣にもつ白河院が、嘉保元年(1094)の顕房死去(60)のあとをうけて行った人事であろう。

源顕仲任期中の8ヶ年の惣返抄Bは季房着任直後の寛治7年(1093)2月に発給されている。こう

した顕房・顕仲・季房の関係からすると、惣返抄Bは知行国守顕房が実質的に請けたが、その死去により、結局顕仲分をあわせて季房が勘済していくことになったと考えられる。

### 11. 丹後国

丹後国の惣返抄は次の5通が記載されている。

- A 承保元年(1074)~承保3年(1076)3ヶ年分(承暦2年(1078)8月29日発給)
- B 承暦元年(1077) 1ヶ年分(応徳元年(1084) 5月5日発給)
- C 承暦2年(1078)~永保3年(1083)6ヶ年分(応徳元年(1084)4月28日発給)
- D 応徳元年(1084)~寛治元年(1087)4ヶ年分(寛治4年(1090)12月26日発給)
- E 寛治2年(1088)~寛治3年(1089)2ヶ年分(寛治5年(1091)正月21日発給)

### A 承保元年(1074)~承保3年(1076)3ヶ年分(承暦2年(1078)8月29日発給)

承暦元年(1077)に高階経成が丹後守として見任で(61)、承暦2年(1078)正月に藤原仲実が丹後守に任じられている(62)。高階経成が丹後守に任じられた時期は、一任4ヶ年とすれば、さかのぼって承保元年(1074)になる。したがって惣返抄Aは高階経成当任分とみられる。

- B 承暦元年(1077) 1ヶ年分(応徳元年(1084) 5月5日発給)
- C 承暦2年(1078)~永保3年(1083)6ヶ年分(応徳元年(1084)4月28日発給)

藤原仲実は丹後守を重任し、応徳2年(1085)に藤原師信に替わっている(『魚魯愚抄』)。惣返抄Cは藤原仲実任初から任終前年の6年間の惣返抄になり、任終年の4月28日に発給されている。続いて5月5日付で承暦元年(1077)分惣返抄Bが発給された。前任高階経成任終年のものである。惣返抄B・Cあわせて藤原仲実の公文勘済に使われたのであろう。なお藤原仲実は丹後守任命時には15歳であり、父の権中納言藤原実季が知行国守だったと考えられる(63)。

- D 応徳元年(1084)~寛治元年(1087)4ヶ年分(寛治4年(1090)12月26日発給)
- E 寛治2年(1088)~寛治3年(1089)2ヶ年分(寛治5年(1091)正月21日発給)

応徳2年に丹後守に任じられた藤原師信は、寛治5年(1091)正月 28 日に播磨守に遷任している (『江記』)。したがって藤原師信の任期は応徳2年(1085)~寛治4年(1091)となる。

惣返抄D・Eは、前任藤原仲実任終年(応徳元年(1084))と藤原師信当任5ヶ年分(応徳2年(1085) ~寛治3年(1089))となる。播磨守への遷任直前に惣返抄を請けたのである。なお藤原師信は播磨 守任中の寛治8年(嘉保元年、1094)正月10日に死去している(『中右記』)。

### 12. 播磨国

播磨国の惣返抄は次の2通が記載されている。

- A 承保2年(1075)~承暦4年(1080)6ヶ年分(永保元年(1081)9月20日発給)
- B 承保元年(1074)・永保元年(1081) 2ヶ年分(永保2年(1082) 6月20日発給)

承保3年(1076)から永保元年(1081)までは高階為家が播磨守見任である(64)。前任者は藤原経平で 承保元年がその任終年と考えられる(65)。また伊予国の永保元年(1081)~寛治元年(1087)(永保3 年を除く) 6 ヶ年の惣返抄が「為家朝臣任」とされているので、高階為家は永保 2 年 (1082) には伊予守に遷任している。すなわち高階為章の任期は承保 2 年 (1075) ~永保 2 年 (1082) である。したがって惣返抄 A ・ B は前任者藤原経平任終分(承保元年 (1074))と高階為家当任分(承保 2 年 (1075) ~永保元年 (1081))計8年となる。

高階為家は、寛治8年(嘉保元年、1094)) 11月26日付で、伊予国惣返抄A(永保元年(1081)~ 寛治元年(1087)6ヶ年分)と近江国惣返抄B(寛治2年(1088)~5年(1091))を同時に発給されている。高階為家は近江守在任中の寛治7年(1093)春日社神人に対し濫妨を行ったことにより興福寺大衆の嗷訴にあい(66)、見任を解却されて土佐に配流されたが(67)、嘉保元年(1094)6月5日の非常赦により、6月8日に召還され、翌嘉保2年(1095)9月30日に本位に復している(以上『中右記』)。永長元年(1096)12月22日に、播磨・伊予・近江3国まとめて受領功過定にかけられている(『中右記』)。寛治8年(嘉保元年、1094)11月は配流先から召還された後であり、受領への再任をにらんで受領功過を受けるため、公文勘済に入ったなかで、まだ惣返抄を得ていなかった伊予・近江分を東大寺に請けたのである。

### 13. 美作国

美作国の惣返抄は次の2通が記載されている。

- A 承保元年(1074)~承暦2年(1078)5ヶ年分(永保元年(1081)3月16日発給)
- B 承暦3年(1079)~寛治元年(1087)8ヶ年分(寛治7年(1093)8月(日付欠)発給)

### A 承保元年(1074)~承暦2年(1078)5ヶ年分(永保元年(1081)3月16日発給)

美作守には承保元年(1074)正月 28 日に大江匡房が任じられ、承暦 4年(1080) 8月 22 日に権左中弁への遷任にともなって任を離れた(68)。惣返抄Aは大江匡房任中分であり、惣返抄が発給された永保元年(1081)の 12月 29日には大江匡房の美作公文が審議され(『帥記』)、永保 3年(1083)正月 29日に受領功過定にかけられている(『参議要抄』)。したがって惣返抄Aは離任後に任中の公文勘済のために請けたものである。ただし他の例のように前任者任終年からの返抄にはなっていない。

なお大江匡房の美作受領功過定は『参議要抄』によると次のような状況だった。

永保三年正月廿九日除目初夜。美作匡房任。功過申文。不¸注:載封租抄并税帳年付」。仍召\_左中弁匡房」。民部卿〈経信〉。被\_尋問\_之処。匡房朝臣従¸本無\_封租抄」。又更申\_無¸誤之由\_者。随,宜被,定了。而後日匡房与\_頭弁通俊\_民部卿不¸被,知\_案内\_之由。被\_嘲哢\_云々。

封租税帳事等。官続文定皆有、之歟。〈端続歟〉

後日内々有\_件沙汰\_云々。惣諸国功過定文〈仁〉不」可\_入\_封租抄\_之由。先年称,被\_下\_宣旨\_之由\_云々。為」尋=問件宣旨\_事。民部卿雖」遣=呼大夫史祐俊宿禰。未\_来向\_之由戸部所」被」語也。又通俊所」謂云々。件宣旨事。匡房悪」之故。所\_通俊相謀\_也云々。甚奇惟事歟。可」謂\_非常。

### B 承暦3年(1079)~寛治元年(1087)8ヶ年分(寛治7年(1093)8月(日付欠)発給)

大江匡房の後任で承暦4年(1080)8月22日に美作守に任じられたのが源清長で(『水左記』)、『中右記』『本朝世紀』寛治元年(1087)11月17日条にも美作守としてみえる。寛治3年(1089)正月に藤

原忠教が美作守に任じられているので(69)、寛治2年(1089)末までが源清長の任期だったと考えられる。惣返抄Bは、大江匡房任終年分とみなされた承暦3年(1079)と源清長任任中分(承暦4年(1080)~寛治元年(1087))計8ヶ年となる。

惣返抄Bは寛治7年(1093)8月に発給されているが、源清長の受領功過定は永長元年(1096)正月24日に行われた。「有\_種々難\_、年限不」同事等頻被」問\_諸司」」という状況だったが、定が通った(『中右記』)。『中右記』永長元年8月19日条には「済公文」とされている。

### 14. 周防国

周防国の惣返抄は次の3通が記載されている。

- A 承保3年(1076)1年分(永保元年(1081)3月16日発給)
- B 承暦4年(1080)~応徳元年(1084)4年分(応徳2年(1085)7月20日発給)
- C 寛治2年(1088)~寛治8年(1094)7年分(寛治8年(嘉保元年、1094)11月12日発給)

### A 承保3年(1076) 1年分(永保元年(1081) 3月16日発給)

承暦元年(1077) 10月3日に源顕仲が周防守から尾張守に遷任し、かわって藤原通宗が周防守に任じられている(『水左記』)。永保元年(1081) 正月に藤原通宗は若狭守に遷任する(70)。藤原通宗の任期は承暦元年(1077) 10月~承暦4年(1080)末までとなる。したがって惣返抄Aは前任者源顕仲分(承保3年)である。

惣返抄Aは永保元年(1081) 3月 16日に発給されており、次に述べるように若狭守遷任後の藤原通宗が請けたものとみられる。また藤原通宗任中分の惣返抄は「東大寺封戸文書書上」にはみえない。これらの事情を考えるうえで参考になるのが、永保元年(1081) 6月 21日「若狭守藤原朝臣通宗解」である(71)。

藤原通宗が、承暦元年(1077)の周防国納官封家の見色米穀は、准絹等一疋を米一石分に宛てて、色代で弁済することを申請したものであるが、注目したいのは、承暦元年(1077)10月に周防守に任じられた藤原通宗は初任年を承暦2年(1078)からとする計歴宣旨を請け、承暦2年(1078)分から勘済を進めていたが、承暦4年(1080)12月30日官符で「五箇年公文」を済するように命じられたという点である。つまり当初は承暦元年(1077)を前司源顕仲任終年、承暦2年(1078)を自身の任初年として公文勘済を進めていたが、承保3年(1076)を源顕仲任終年、承暦元年(1077)以降を藤原通宗任中分として勘済することが求められたと解すことができる。惣返抄Aはそうした状況をうけて、とりあえず源顕仲任終年分として承保3年(1076)分のみを、藤原通宗が自己分の勘済のために請けたものではないだろうか。承暦元年(1077)~3年(1079)分の惣返抄が「東大寺封戸文書書上」にみえないのは、その後のこの6月21日付の申請と関係するのかもしれない。

### B 承暦 4 年 (1080) ~永保 3 年 (1083) 4 年分 (応徳 2 年 (1085) 7 月 20 日発給)

永保元年(1081)正月に藤原通宗は若狭守に遷任し、応徳2年(1085)に藤原敦基が周防守に任じられている(『魚魯愚抄』)。その間の周防守は、永保2年(1082)12月日付「陽明門院庁下文」(72)の位署書に「別当周防守藤原朝臣」とみえる人物であるが、特定できない。惣返抄Bは、前任者藤原通宗任終年(承暦4年(1080))と藤原某任中分(永保元年(1081)~3年(1083))の計4年分となる。

### C 寛治2年(1088)~寛治8年(1094)7年分(寛治8年(嘉保元年、1094)11月12日発給)

寛治3年(1089)正月6日に藤原経忠が周防守に任じられ、重任の後承徳元年(1097)正月29日に得替となり(73)、藤原孝清に交代している(74)。惣返抄Cは、前任者藤原敦基任終年分(寛治2年)と藤原経忠当任6ヶ年分(寛治3年~8年)の計7ヶ年分となる。

### 15. 紀伊国

紀伊国惣返抄は次の3通が記載されている。

- A 承保3年(1076)~永保3年(1083)8ヶ年分(応徳元年(1084)11月6日発給)
- B 応徳元年(1084)~寛治5年(1091)8ヶ年分(寛治7年(1093)12月27日発給)
- C 寛治6年(1092)~8年(1094) 3ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094) 11月 12日発給)

### A 承保3年(1076)~永保3年(1083) 8ヶ年分(応徳元年(1084)11月6日発給)

『水左記』承暦元年(1077)12月21日条に「紀伊守孝信、明日下三向任国」。罷申」とあるので、承暦元年(1077)に小槻孝信が紀伊守に任じられ下向したことがわかる。『水左記』承暦元年9月17日条に「前紀伊守藤永綱、卒云々」とみえる藤原永綱が前任者である可能性がある。永保元年(1081)にも小槻孝信は紀伊守見任であり、応徳2年(1085)に藤原仲実が紀伊守に任じられている(『魚魯愚抄』)ので、承暦元年(1077)~応徳元年(1084)の紀伊守は小槻隆信だったことになる。したがって惣返抄Aは、前司任終分と小槻孝信当任分となる。任終年の応徳元年中に早々と惣返抄を請けているのは、公文勘会を担当する主計頭を兼ねていた立場によるものであろうか。

### B 応徳元年(1084)~寛治5年(1091)8ヶ年分(寛治7年(1093)12月27日発給)

応徳2年(1085)に丹後守から紀伊守に遷任した藤原仲実は重任のうえ寛治6年(1092)に秩満となり任を離れた(75)。したがって惣返抄Bは、前任者小槻孝信任終年(応徳元年(1084))と藤原仲実当任7年(応徳2年(1085)~寛治5年(1092))となる。

寛治7年(1093)2月5日に宮内権大輔に任じられた時点で「藤仲実紀伊国得替之年、雖<sub>」</sub>不<sub>」</sub>済<sub>2</sub>公文\_、任\_宮内権大輔\_」とあり(『中右記』)、公文はまだ勘済されていなかった。惣返抄Bが発給されたのは同年12月27日であるが、受領功過をいつ受けたかは不明である。

### C 寛治6年(1092)~8年(1094)3ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)11月12日発給)

藤原仲実に替わって紀伊守に任じられたのが藤原朝輔である。嘉保元年(1094) 3月 11 日 (『摂関 詔宣下類聚』) から承徳元年(1097) 10月 20日 (『時範記』) まで見任であり、藤原朝輔の任期は寛治 7年~康和2年の重任8ヶ年だと考えられる。

惣返抄Cは、前任者藤原仲実任終分(寛治6年(1092))と藤原朝輔当任分(寛治7年(1093)・8年(1094))であり、藤原朝輔任中分の一部になる。「東大寺封戸文書書上」では同様に寛治8年に、任の途中で惣返抄が発給されている国が多い。

### 16. 阿波国

阿波国の惣返抄は次の1通が記載されている。

永保2年(1082)~応徳2年(1085)4年分(寛治元年(1087)7月7日発給)

永保3年(1083)2月1日に藤原行家が阿波守に任じられている(76)。『後二条師通記』応徳3年(1086)10月7日条によると藤原行家は延任したらしいが、『中右記』寛治元年(1087)11月22日条には阿波前司とみえるので、結局4年余で任を離れている。前任者は『帥記』永保元年(1081)11月21日条に阿波守見任である藤原良綱だと考えられる。

惣返抄は前司藤原良綱任終年(永保2年(1082))と藤原行家当任3年分(永保3年(1083)~応徳2年(1085))の計4ヶ年分となる。離任と前後して惣返抄を請けたと考えられる。

### 17. 讃岐国

讃岐国の惣返抄は次の2通が記載されている。

- A 承保元年(1074)~3年(1076)3年分(承暦4年(1080)12月25日発給)
- B 承暦元年(1077)~応徳元年(1084) 8年分(寛治2年(1088) 3月6日発給)

### A 承保元年(1074)~3年(1076)3年分(承暦4年(1080)12月25日発給)

承保2年(1075)正月28日に藤原顕季が讃岐守に任じられ、承暦2年(1078)6月19日に丹波守に 遷任している(77)。前任者は不明である。惣返抄Aは、前任者任終1年(承保元年(1074))と藤原 顕季当任2年分(承保2年(1075)・3年(1076))の惣返抄となる。

丹波国の項でも述べたように藤原顕季はその後も受領の遷任を続けていく。丹波の受領功過は寛治7年(1083)に受けているが、讃岐の受領功過を受けたかは不明である。

### B 承暦元年(1077)~応徳元年(1084)8年分(寛治2年(1088)3月6日発給)

承暦2年(1078)6月19日に藤原顕季と丹波守を相博して讃岐守に任じられたのが藤原顕綱で、承暦3年(1079)に見任である(78)。永保2年(1082)12月日「陽明門院庁下文」(79)に別当としてみえる讃岐守藤原朝臣、応徳元年(1084)11月7日「讃岐国司庁宣」(80)にみえる大介藤原朝臣も同じ藤原顕綱と思われる。応徳3年(1086)以降は高階泰仲が見任なので(81)、藤原顕綱の任期は承暦2年(1078)~応徳2年(1085)の重任8ヶ年だと考えられる。惣返抄Bは、前任者藤原顕季任終年(承暦元年(1077))と藤原顕綱当任7年(承暦2年(1078)~応徳元年(1084))計8ヶ年となる。

### 18. 伊予国

伊予国の惣返抄は次の2通が記載されている。

- A 永保元年(1081)・2年(1082)・応徳元年(1084)~寛治元年(1088)6ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)11月26日発給)
- B 寛治3年(1089)~6年(1092)4ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)9月2日発給)

### A 永保元年(1081)・2年(1082)・応徳元年(1084)~寛治元年(1087)6ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)11月26日発給)

惣返抄Aには「為家朝臣任」と記されている。『水左記』承暦4年(1080)4月 14 日条で藤原定綱

が伊予守としてみえ、『為房卿記』永保元年(1081)11 月3日条で高階為家は播磨守としてみえる。 高階為家は永保2年(1082)に伊予守に遷任したと考えられる。また高階為家は『大饗部類記』寛治3年(1089)正月22日条に伊予守としてみえるが、『中右記』寛治3年12月22日条には近江守としてみえる。一方『天皇御元服諸例』寛治3年正月5日条に近江守としてみえた藤原敦家だが、『中右記』寛治4年8月10日条によると、その日の除目で藤原敦家死欠により藤原顕季が伊予守に任じられている。つまり、寛治3年に高階為家が近江守に遷任し、藤原敦家が近江守から伊予守に遷任したがすぐに死去し、替わって藤原顕季が伊予守に任じられたのである。したがって、高階為家の伊予守任期は永保2年(1082)~寛治2年(1088)と考えられる。

惣返抄Aは前任者藤原定綱任終年(永保元年(1081)) と高階為家当任分(永保2年(1082)~寛治元年(1087)) となる。永保3年がなぜ抜けているかは不明である。

寛治8年(嘉保元年、1094) 11 月 26 日にこの伊予国惣返抄Aと近江国惣返抄B(寛治2年(1088)5年(1091)) を同時に発給されている。その事情については播磨国の項で述べた。

### B 寛治3年(1089)~6年(1092)4ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)9月2日発給)

惣返抄Bには「顕季朝臣任」として寛治3年(1089)~6年(1092)4年分惣返抄が作成されている。藤原顕季は寛治3年8月10日に藤原敦家死欠により伊予守に任じられ、寛治8年(嘉保元年、1094)2月20日に播磨守に遷任している(82)。したがってその任期は寛治4年(1090)~寛治7年(1093)と計歴されたと考えられる。

惣返抄Bは、前任者(高階為家か藤原敦家)任終分(寛治元年(1087))と藤原顕季当任3年(寛治4年(1090)~6年(1092)) 計4  $\pi$ 年分となる。

### 19. 土佐国

土佐国の惣返抄は次の1通が記載されている。

承暦2年(1078)~永保3年(1083)6年分(応徳元年(1084)12月17日発給)

『地下家伝』によれば、中原師平が承暦2年(1078)正月20日に土佐守に任じられ、応徳元年(1084) 正月に得替となったとする。前任者は源長季で『水左記』承暦元年(1077)10月26日条に土佐守見任である。中原師平の任期は承暦2年(1078)~永保3年(1083)となる。惣返抄は任期とまったく一致するが、前司任終分が含まれていない。

### 20. 美濃国

美濃国惣返抄は次の2通が記載されている。

- A 年度不明 (承暦2年(1078)12月24日発給)
- B 承暦2年(1078)~応徳2年(1085)8ヶ年分(寛治5年(1091)8月29日発給)

### B 承暦2年(1078)~応徳2年(1085)8ヶ年分(寛治5年(1091)8月29日発給)

ここまで検討してきた他の 19 ヶ国と同様に考えれば、承暦3年(1079)~応徳3年(1086)の重任8ヶ年が藤原行房の任期で、惣返抄Bは前任藤原定房任終分(承暦2年(1078))と藤原行房当任分

(承暦3年(1079)~応徳2年(1085)) とみてよい。惣返抄Bが発給された寛治5年(1091)の9月には藤原行房の美濃国不堪佃田が奏上されていることから、藤原行房が美濃の公文勘済を進めていたとみられる。

### A 年度不明(承暦2年(1078)12月24日発給)

年度が不明であるが、承暦2年(1079)分以降は惣返抄Bになること、前任者藤原定房の任終年が 承暦2年でその年に発給されていることから、惣返抄Bは承暦元年以前の藤原定房任中のものとみ てよい。

以上、美濃国の惣返抄については、本報告書Ⅲで論じたことの結論をここに再び掲げた。

### おわりに

以上、「東大寺封戸文書書上」にみえる東大寺封戸惣返抄の発給状況と受領の任期、公文勘済の状況、受領功過定との関係を各国ごとに示した。そのうちの惣返抄年度と受領との対応関係を一覧に整理したものが表Ⅲ-2である。

多くの場合、前司任終年と当任任終前年までの4ヶ年、8ヶ年となっており、受領功過定に必要な公文勘済の条件に合致している。また惣返抄の発給を受けた時期に、実際に公文勘済を進めている史料が見出されるケース、その後に受領功過定を受けている史料が見出されるケースが少なからずみられた。このことは11世紀後半の東大寺封戸惣返抄は、受領の公文勘済と功過定に対応して発給されていることを示している(83)。

従来、返抄の発給状況から、封戸物の納入状況と、それに基づく封戸制の変容がさまざまに論じられてきた。しかし本章で明らかになったことは、返抄の発行状況から封戸物の納入状況を単純には論じることができないことであり、これまでの研究を見直し、受領功過の観点から封戸物の納入、封戸制度とその変容を捉えなおす必要性である。今後の課題として提示しておきたい。

### 注

- (1) 代表的な研究をあげると、大石直正「平安時代後期の徴税機構と荘園制」(『東北学院大学論集人文科学』1、1970年)、勝山清次「平安時代後期の封戸制」(『中世年貢制成立史の研究』塙書房、1995年、初出1978年)、守田逸人「院政期の有封寺社と国家」(『歴史学研究』825、2007年)などがある。
- (2) 大石直正前掲注(1)論文。
- (3) 柳原本『水左記』。宮崎康充編『国司補任』(国書刊行会、1989-1991年)参照。
- (4) 寬治元年(1087)11月3日「伊賀国司庁宣案」(内閣文庫所蔵伊賀国古文書、『大日本古文書 東大寺文書5』82-11号、『平安遺文』1257号)。
- (5) 寬治2年(1088)6月23日「伊賀国司庁宣案」(内閣文庫所蔵伊賀国古文書、『大日本古文書 東大寺文書5』82-9号、『平安遺文』1262号)、寛治2年(1088)7月13日「伊賀国司庁宣案」(内閣文庫所蔵伊賀国古文書、『大日本古文書 東大寺文書5』82-8号、『平安遺文』1263号)、寛

治8年(1094)4月20日「伊賀守小槻祐俊書状案」(内閣文庫所蔵伊賀国古文書、『大日本古文書 東大寺文書5』82-14号、『平安遺文』1330号)など。

- (6) 村井敬義氏本東大寺文書、『平安遺文』1259号。
- (7) 『公卿補任』天治元年(1124)条、および『尊卑分脉』『系図纂要』。
- (8) 『石清水文書』『寛治二年記』。
- (9) 『時範記』 寛治7年(1093)10月3日条。
- (10) 『尊卑分脉』では、則経―経忠の系譜が、藤原長良孫の惟忠の子孫と(新訂増補国史大系『尊卑分脉』第2編 p152~p153)、時長孫の公則の子孫(新訂増補国史大系『尊卑分脉』第2編 p316 ~p317) の2ヶ所にみえる。前者は「経忠」を「時忠 イ経―」としている。
- (11) 新訂増補国史大系『尊卑分脉』第2編 p9。藤原経任は『尊卑分脉』によると、太政大臣藤原為 光の子斉信の子とされるが、「実中納言懐平子」である。経任一経忠は、『尊卑分脉』では為光公 孫(国史大系『尊卑分脉』第1編 p394) と実頼公孫(国史大系『尊卑分脉』第2編 p9) の二ヶ所 に記されている。
- (12) 『水左記』 承暦 4年(1080) 閏 8 月 25 日条。
- (13) 『水左記』永保元年(1081) 8月14日条。(姓欠) 兼宗について『平安人名辞典―康平3年―上』 は姓不明者に分類しながらも、源頼清の子で康平2年(1059)に六位蔵人から左衛門尉に任じられ た源兼宗と同一人物の可能性をあげている。
- (14) 『朝野群載』巻3文筆下「橘俊綱等歌合祭文」(大江匡房作) に「維承暦二年歳次戊午三月十九日癸巳。正四位下行修理大夫兼近江守橘朝臣俊綱等廿二人」とある。
- (15) 『為房卿記』承暦3年(1079)3月25日条。
- (16) 『後二条師通記』応徳3年(1086)10月5日条。
- (17) 『天皇御元服諸例』 寛治3年(1089)正月5日条。
- (18) 『百錬抄』 寛治7年(1093)8月26日条。
- (19) 『扶桑略記』 寛治7年(1093) 8月27日条、『百錬抄』 寛治7年(1093) 8月28日条。
- (20) 『中右記』 寛治7年(1093)10月18日条。
- (21)『朝野群載』巻 26 諸国公文中 減省官符

### 太政官符 民部省

応<sub>→</sub>減三省前司守源朝臣良基任終康平四。次介橘朝臣雅行任同五六七。治曆元。次介高階朝臣順業任同二三四。延久元二三四五。当任承保元二。并十五个年間。公廨。雑稲。毎年卅三萬二千九十五束事。

公廨廿五萬二千九十五束

### 雑稲八萬束

興福寺料二萬東 勧学院学生料萬東 池溝料四萬東 俘囚料萬東 右得\_上野国承暦二年七月廿五日解\_偁。謹検\_案内\_此国式数。正税。公廨。雑稲。并百九萬 三百十五東也。而見挙七十五萬八千二百廿東。内正税卌萬東。公廨四萬七千九百五東。雑稲 卅一萬三百十五束之残。公廨廿五萬二千九十九束。雑稲八萬束。內俘囚料一萬束。池溝料四 萬東。興福寺料二萬東。勧学院学生料萬東等。并卅三萬二千九十五束。往古以来。本稲已失。 久為\_無実\_。仍代々之間。言\_上此由\_。已蒙\_減省符\_。其来尚矣。望請 官裁。因\_准先例\_。 早被\_裁許\_。将,省\_勘済之煩\_者。右大臣宣。奉 , 勅依,請者。省宜\_承知\_。符到奉行。

右中弁藤原朝臣 右少史菅野朝臣

承保三年十二月十五日

(22)『朝野群載』巻 26 諸国公文中 減省続文

主税寮

勘\_上野国解文 事

請<sub>、</sub>被<sub>下</sub>因三准先例」。減量省前々司介藤原朝臣定俊任終承保三。次介源朝臣頼盛任承曆元。当任同二三四。永保元二三。応徳元。并九个年間。正税。公廨。雑稲。毎年三萬二千九十五束、状

承保三年税帳注〈勘定〉

正税本穎四十萬束

利稲十二萬束

定納官租穀〈不注〉

雑填納穎三千六百九十束

去年帳遺〈無〉

并十二萬三千六百九十束

用十二萬三千六百九十束

例用七萬二百十一束

依\_例交易 為\_進\_絁五十疋 。直四千五百束、、、 、、、 、、、

依\_民部省延暦十九年十一月符旨 春夏釈奠、、、

,,,,,

臨時用五萬三千四百七十九束

依\_内蔵寮申請 紅花調布。直二千二百九十八束

依\_太政官天延三年七月日符。賀茂斎院用途紅花、、、

依左弁官同年月日宣旨。修-造高陽院

相折遺〈無〉

同三年税帳注〈未勘〉

正税本穎四十萬束

利稲十二萬束

定納官租穀〈不注〉

雑填。納穎。三千六百九十束

去年帳遺〈無〉

并十二萬三千六百九十束

用八萬二千二百五十九束

例用七萬二百十一束〈色目同前〉

臨時用萬二千卌八束

依\_内蔵寮申請 紅花、、、

相折遺四萬千四百卅一束

承暦元年税帳注〈未勘〉

正税本穎卌萬束

利稲十二萬束

定納官租穀〈不注〉

雑填納穎三千六百九十束

去年帳遺四萬千四百卅一束

并十六萬五千百廿一束

用八萬二千二百五十九束

例用、、、〈色目同前〉

臨時用萬二千卌八束

依\_内蔵寮申請 丶、丶

相折去年遺八萬二千八百六十二束

同二年料税帳〈未勘〉

1111

1111

右官宣。件国正税。利稲。定納官租穀。雑填納穎。并年中例用。臨時用。相折定之由。宜 $_{-}$ 勘申者。彼国年々税帳。所 $_{+}$ 注 $_{-}$ 件如。仍勘申。

応徳二年十月 日

算師惟宗

頭兼侍医丹波権守丹波朝臣

権少属飯高

権少允神服

- (23)前掲注(22)。
- (24) なお拙稿「家司受領藤原行房と出雲国正税返却帳」表1において、この上野国返抄において「藤原定経か源頼盛(前司任終年)/源家宗(当任)」としてあるが、「源頼盛(前司任終年)/源家宗(当任)」と訂正しておく。
- (25)源義家の可能性がある。
- (26) 永保元年(1081) 6月27日若狭守藤原通宗解

従四位上行若狭守藤原朝臣通宗解 申請 天裁事

請<sub>。</sub>被<sub>,</sub>殊蒙<sub>。</sub> 天裁\_任\_諸司納物例\_裁\_許色代\_以\_准絹壹疋\_宛<sub>中</sub>米壹石周防国<sub>上</sub>去承暦元年納官封家見色米穀等状

右通宗謹檢\_案内。。去承曆元年十月三日拝\_任周防守」。為 命\_進発」。且遣\_前使」之処。前司源朝臣顕仲目代。前使未\_到着\_之以前。恣行\_検田収納之務。。微\_納当年□□。皆悉随身上道既畢。抑八月以後臨時拝除之吏自\_明年」。被\_計歴」。先蹤多存。仍且被 礼\_返前司目代徵□□米」。且任\_先例 可 被\_計歴 之由。経\_奏聞 之日。対 決前後司 。依 道理 以\_同二年 可 為 初任 之被 下 宣旨 了。但案 先例 。前司徵 収官物 卒去之国。後司必蒙 計歷宣旨。。被 免 除彼年之済物 。承前之例也。而前司顕仲雖 □存者 。目代等徵 納官物 上道者。不 異 前司卒去之国 。因 之言 上子細 之処。勝 於傍国国 。蒙 計歴 宣旨 之間。自 同二年 欲 勘 資公文 。経 三箇年 之間。同四年十二月卅日官符偁。可 命 済 五箇年公文 者。忽披 \_符旨 驚歎尤深。故何者。彼国已去年遇 風難 。不熟之愁無 為方 。応 輪官物不 済 十分之

一」。仍年輸済物多以「停滞」。况於「承曆元年分」者。本自忘」支度 之上。更廻」何術「哉。然間。以今年正月遷」任若狭守」者。去、任旧国之公事難、施」治術「者也。縦励」私力、雖、企」弁済」。豈可、得」見米之実、乎。就中雖、経、任限四箇年」。於「初後之二箇年」者。全無、力」弁済」。沈淪之基只在「此事」。倩案「事情」。縁海之国。調絹一疋代。或米一石五斗。或宛「米一石」弁済。諸国之例也。望請 天裁。任」諸司済例」。以「色代」被「裁許」。以「准絹一疋」宛「米壱石」。不」別「納官封家諸司」被「令」弁済」者。将「備」公文之勤」。弥仰。 朝恩之貴」。仍勒「事状」。謹解。

永保元年六月廿七日

従四位上行若狭守藤原朝臣通宗

(『続左丞抄』所収、宮内庁書陵部壬生新写古文書、『平安遺文』1185 号、『山口県史 史料編古代』(山口県、2001年) にも所収される)。

(27)『参議要抄』上 年中 に次のようにみえる。

永保三年正月廿九日除目初夜。美作匡房任。(中略) 政長〈若狹〉。

件帳神社仏寺条。仮令。本数十今修造十三者。相違掲焉。雖,然被,定了云々。

- (28) 藤原資清が越中守であることは、『水左記』承暦元年(1077)10月2日条、11月4日条、閏12月16日条、閏12月23日条、閏12月24日条などにみえる。
- (29) 治暦 3年(1067) 10月5日~7日に後冷泉天皇が宇治橋を渡って宇治平等院に行幸している(『扶 桑略記』治暦3年(1067) 10月5日条、10月7日条)。宇治橋造営はそれにあわせたものである。
- (30) 源公盛が越中守であることは、『為房卿記』承暦3年(1079)2月20日条、『水左記』承暦4年(1080)正月13日条、10月9日条、永保元年(1081)9月17日条などにみえる。
- (31) 『水左記』永保元年(1081)12月11日条、『帥記』永保元年(1081)12月11日条。
- (32) 『兵範記』保元2年(1157)8月21日条に永保3年越中守とみえる。
- (33) 『中右記』 承徳 2年(1098) 5月 10 日条。
- (34) 清原定俊が主税助あるいは主税権助であったことは、承暦2年(1077)12月30日付で出雲国正税返却帳に主税助として自署し、応徳3年(1086)に越中守に任じられたときには主税助・助教で元大外記とされ(『勘例』)、康和元年(1099)8月28日付で藤原忠実に出された内覧宣旨の奉宣者に大外記兼博士主税権助播磨介としてみえること(『朝野群載』巻7摂籙家)などから知られる。
- (35) 『中右記』 承徳 2年(1098) 5月 10 日条。
- (36) 『本朝世紀』 康和5年(1103)12月20日条。
- (37) 『朝野群載』巻 26 諸国公文中 承暦 4年(1080) 10月 3日班符宣旨

班符宣旨〈付省奉行〉

応<sub>下</sub>班符未<sub>▶</sub>下間暫置<sub>□</sub>勘出<sub>□</sub>。勘<sub>□</sub>済前司橘朝臣為仲任終延久四。当任同五。承保元二三。承曆元二三。并八箇年租帳<sub>→</sub>事

右得\_越後雜掌秦成安去七月十日解状\_偁。謹檢\_案内\_。此国校田授口帳。合期勘造。進\_官已了。爰相\_待報符\_之間。空送\_年月\_。方今件租帳。請\_官省外題\_。勘済之処。主税寮勘返云。班符未\_下之間。租帳非\_蒙\_宣旨\_。輙難\_勘済\_者。雑掌徒抱\_公文\_。辛\_苦寮底\_。望請 官裁。因\_准先例\_。被\_下\_宣旨於所司\_。班符未\_下之間。暫置\_勘出\_。勘\_済件年々租帳\_。将\_省\_勘\_済公文 之煩」者。権左中弁大江朝臣匡房伝宣。権中納言源朝臣経信宣。依,請者。

承暦四年十月三日

奉行

大輔藤原朝臣 右少史小野

権大輔源朝臣

小録紀行職申〈同年同月十四日〉

少輔源朝臣 大丞藤原

菅原朝臣

少永藤原

- (38) 『本朝世紀』 康和5年(1103)12月20日条。
- (39) 寺内浩「受領功過制度の解体」(『受領制の研究』、塙書房、2004、初出1997)。
- (40) 『寛治2年高野御幸記』 寛治2年(1088)2月22日条など。
- (41) 『中右記』 寛治7年 (1093) 7月16日条。藤原国明と藤原季綱が備前と越後を相博している。
- (42) 『後二条師通記』永長元年(1096)12月29日条。
- (43) 承暦元年(1077) の『法勝寺供養記・諸寺諸堂供養記』、『内裏歌合』承暦 2 年(1078) 4 月 28 日など。
- (44) 藤原顕季の受領経歴は、『公卿補任』長治元年(1104)藤原顕季条。
- (45) 『中右記』 寛治 4年(1090) 8月 10 日条。
- (46) 『公卿補任』長治元年(1104) 藤原顕季条。
- (47) 『殿暦』 康和 3年(1101) 7月 7日条。
- (48) 『中右記』長治元年(1104)正月 29 日条に「修理大夫顕季朝臣敍従三位〈造宮賞、受領卅年相続不断〉」と記される。
- (49)『朝野群載』巻28所収天永年間の主計大勘文。
- (50) 『中右記』 寛治7年(1093)2月7日条。
- (51)『朝野群載』巻28所収天永年間の主計大勘文。
- (52) 『中右記』 寛治7年(1093) 2月7日条に「是丹波得替之年也、仍雖、不、済、公事、所、被、成勲」 と記されている。
- (53)『朝野群載』巻28 諸国功過 主計大勘文

**主計**客

勘\_前丹波守正四位下源朝臣季房歴\_四箇年\_所済功過\_事〈康和六年任〉

功

請調庸惣返抄四箇年 前司任終一年〈康和五〉

年輸調小許春羅。太皇太后宮職御季料一疋。中宮職御季料一疋。納官一疋。両面錦二条院御季料一疋。太皇太后宮職御季料一疋。納官三疋。一窠綾七疋。二窠綾中宮職御季料二疋。納官三疋。七窠綾太皇大后宮職御季料二疋。納官三疋。緑帛十疋。帛絹。春季仁王会料卅疋。二条院御季料廿疋。中宮職御季料卅疋。納官百四十疋。白絹五十疋。庸韓櫃漆塗着鏁五合。白木卅七合。米修理職六十斛。木工寮百斛。中男作物黒葛百斤。黄皮。二条院御季料七十斤。御服料七十一斤。納官二百五十九斤。漆三升。紙八百張。搗栗一斛四斗。平栗八斗。蜀椒子三斛。正税交易白絹十二疋。赤絹。二条院御服料卅疋。太皇太后宮職御季料卅疋。中宮職御季料卅疋。賀茂斎院禊祭料廿三疋。納官四百卅七疋。糸七百五十約。鹿革十張。苅安五百圍。曝葛廿斤。生栗卅斛。干柏百十俵。油三斛。檜皮

四尺三百圍。三尺二百圍。二尺五寸二百圍。年料別貢墨二百挺。掃墨一斛。斐麻百斤。穀麻七十斤。兵庫寮雜工戸米十八斛二斗三升三合。采女日置明子養白米四十斛。仕丁二人。修理職容作児功絹五十疋三丈二尺。山国松徭稲四百束。民部省干柏卅俵。草薬典薬寮四十三種。施薬院卅六種。授薬師料。絹。大学寮一疋九尺。典薬寮一疋九尺。官地子交易油三斛。絹九疋。墨十挺。黒米二百三斛。依\_永宣旨\_進納。内裏御祈願料米三百斛。油四斛。勝楽院仏聖供料。白米卅五斛。黒米卅五斛。正税交易油。法成寺一斛五斗。延曆寺持明院七斗。法勝寺一斛五斗。尊勝寺一斛五斗。円宗寺法華会料米五十五斛。油四斗。法性寺灯油一斛陸升。中宮職御服料薪六百九十六斤。件調庸中男作物交易雜役等。守季房依、数進納。請\_惣返抄\_已畢。

当任三箇年〈長治元二。嘉承元〉

雑米惣返抄五箇年〈康和五。長治元二。嘉承元二〉。

前司任終一年〈康和五〉 当任四箇年〈長治元二。嘉承元二〉。

### 一勘済公文

大帳十二箇年

前々司守源朝臣季房任終一年〈嘉保二〉 次守高階朝臣為章任八箇年〈永長元。承徳元二。康和元二三四五〉

当任三箇年〈長治元二。嘉承元〉

調帳十二箇年〈同上〉 朝集帳十二箇年〈同上〉 義倉帳十二箇年〈同上〉

渦

前司任終康和五年雑米抄帳事

前々司守源朝臣季房歴\_三箇年 〈寛治七年任〉

功 請 調 惣返抄三箇年

前司任終一年〈寛治六〉 当任二箇年〈同七。嘉保元〉

雜米惣返抄三箇年〈寛治七。嘉保元二三 当任〉

一勘済公文

大帳十二箇年

前々司守藤原顕季卿任終一年〈応徳元〉 次守源顕仲卿八箇年〈同二三。寛治元二三四五六〉 当任二箇年〈同七嘉保元〉

調帳十二箇年〈同上〉 朝集帳十二箇年〈同上〉 義倉帳十二箇年〈同上〉

過無

右官 宣。件季房朝臣。任中所, 済功過。宜\_勘申者。検\_文簿。所, 注如, 件。仍勘申。

天永 年 月 日 算師息長

修理左宮城判官頭兼大外記助教播磨権介中原朝臣師遠

権少允紀

権少属佐伯

- (54) 天仁 2年(1109) 7月 10日「丹波国在庁官人解案」、東寺百号文書と、『平安遺文』 1707号。
- (55) 寺内浩「知行国制の成立」(『受領制の研究』、塙書房、2004年、初出2000年)
- (56) 『扶桑略記』応徳3年(1086)10月20日条。
- (57) 寺内浩「知行国制の成立」(前掲注(55) 論文)。
- (58) 『後二条師通記』永長元年(1096) 11 月 8 日条
- (59) 『本朝世紀』 康和 5年(1103)12月20日条(高階為章卒伝)。
- (60) 『中右記』 嘉保元年(1094) 9月5日条。
- (61) 『法勝寺供養記』 『諸寺塔供養記』 承暦元年(1077)12月18日条など。
- (62) 『公卿補任』 寛治 6年(1092) 藤原仲実条。
- (63) 寺内浩「知行国制の成立」(前掲注(55)論文)。
- (64) 承保 3 年 (1076) 9 月 3 日 「関白左大臣家政所下文案」 『平安遺文』 1132 号、 『帥記』 永保元年 (1081) 3 月 20 日条など。
- (65) 『公卿補任』長治元年(1104) 藤原顕季条には、承保2年(1075) 正月28日「甥播磨守経平朝臣以 坊官賞譲与」により讃岐守に任じられたとある。
- (66) 『百錬抄』 寛治7年(1093)8月26日条。
- (67) 『扶桑略記』 寛治7年(1093) 8月27日条、『百錬抄』 寛治7年(1093) 8月28日条。
- (68) 『公卿補任』 寛治 2 年(1088) 大江匡房条。
- (69) 『公卿補任』 康和2年(1100) 藤原忠教条。
- (70) 永保元年(1081) 6月21日付「従四位上行若狭守藤原朝臣通宗解」(前掲注(26))。
- (71) 永保元年(1081) 6月21日付「従四位上行若狭守藤原朝臣通宗解」(前掲注(26))。
- (72) 東大寺文書 4-1、『平安遺文』1198号。
- (73)以上、藤原忠教の経歴は『公卿補任』天治元年(1124)藤原忠教条。
- (74) 『中右記』承徳元年(1097) 正月 30 日条。
- (75) 『中右記』 寛治 7年(1093) 正月 1日条。
- (76) 『勘仲記』 弘安 11 年(正応元年、1288) 正月 5 日条。
- (77) 『公卿補任』長治元年(1104) 藤原顕季条。
- (78) 『為房卿記』承暦3年(1078)4月11日条、4月21日条。
- (79)前掲注(72)。
- (80) 東寺百号文書あ、『平安遺文』1221号。
- (81) 『後二条師通記』応徳3年(1086) 閏2月10日条ほか。
- (82) 『公卿補任』長治元年(1104) 藤原顕季条。
- (83) もちろん、公文勘済のために惣返抄の発給をうけているのであり、実際に封戸物が規定どおりに東大寺に納入されたかどうかは別問題である。実際の納入状況は別に検討する必要がある。

### 凡例

- が認められる場合には、その項目番号をとばして表記した。
  一各項の上部に項目番号を付した。他年度帳と比較して、明らかに項目の脱落
- る場合の行間は再現されていない。 
  二 改行、字下げは原本の様態を可能な限り再現した。ただし一項目二行にわた
- 紙継目上にその行が記されていることを示すものであり、その行のどの部分に三 紙継目も原本に従ってその位置を示したが、行に紙継目を重ねてある場合、
- 文字は極力原本に従ったが、異体字については正字体に改めた場合がある。

継目がかかっているかを必ずしも正確に示しているわけではない。

- 失部についても、他年度帳によって補うことが可能であってもそのままとした。五 各年度帳の状態を示すために、明らかな誤字、脱字も一切訂正を加えず、欠
- 本翻刻には明示しなかったが、図I‐4を参照されたい。

六 各年度帳とも、全体に印面不明の朱印が認められる。朱印の位置については

# (1) 延久二年帳

21

	生 10- 19	-38 紙 18		17	16	15	5 14	13	12	11	. 10	0	9	8	7	6	5	4	(	(巻 10 3	⊢39 組 2	1	
太政官同年五月廿七日符従五位下伴宿袮連正位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升	太政官司年五月廿七日符従五位下藤原朝臣永道位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升	太政官同年五月廿七日符正四位下源朝臣憲定位禄料肆佰参拾壹斛柒升伍合	柒斗肆升		太政官長保五年五月廿七日符従四位下源朝臣顕定位禄穀参佰陸拾斛玖斗	官符用	2.1.1 類別萬玖仟肆束壹把陸分玖毛捌リ	穀萬捌仟伍佰柒斛玖斗捌合貮合壹才	長保五年勘出穀穎貮拾柒萬肆仟捌拾參東貮把伍分壹毛玖リ	精	新		動用	不動	- 教教	合應填納穀穎	右從今年 月 日至于十二月 日経計上日足参分之貮	正六位上行	中	柒拾柒箇年	國	主税寮解 申正税返却帳事	
41	40	(巻 39	10–37 38	紙) 37	36	35		34		33	32		31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	
穎萬捌仟柒佰柒拾束參把	別納租穀參仟貮佰玖拾柒斛柒斗捌升	長保四年勘出穀頴肆萬仟柒佰肆拾捌束壹把	穎捌萬陸仟肆佰柒拾貮束壹把陸分玖毛捌リ	動用穀貮佰捌拾陸斛壹斗伍升陸合貮夕玖才	別納租穀年年充遺陸佰陸拾玖斛捌斗貮升柒合壹夕	不動穀肆仟貮佰陸拾斛	担保を担保を担保を担保を担保を担保を担保を担保を担保を担保を担保を担保を担保を担	太政官同四年四月十九日符造進襲芳舎一宇料穀穎貮拾參萬	東	蔵人所同五年三月十三日御帖進上麻布參拾段料穎玖佰参拾玖	蔵人所同四年八月十日御帖進上水精佰丸料穎捌佰拾参束	穎柒佰捌拾束	左弁官同年六月十四日同年四月廿三日兩度宣旨造営内裏所用途米佰斛料	太政官同年五月廿七日符従五位下藤原朝臣美子位禄陸拾柒斛参斗陸升	太政官同年五月廿七日符外従五位下吉志宿袮成兼位禄料陸拾貮斛伍斗參升	太政官同年五月廿七日符従五位下藤原朝臣清子位禄料佰陸拾柒斛参斗陸升	太政官同年五月廿七日符従五位下伊勢朝臣有子位禄料佰陸拾柒斛參斗陸升	太政官同年五月廿七日符従五位下藤原朝臣友子位禄料佰陸拾柒斛參斗陸升	太政官同年五月廿七日符従五位下藤原朝臣實秀位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升	太政官同年五月廿七日符従五位下平朝臣伊高位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升	依太政官同年五月廿七日符従五位下源朝臣高位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升	太政官同年五月廿七日符従五位下橘朝臣爲信位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升長,	<b>丰</b> 十

太政官同年五月廿七日符従五位下藤原朝臣弘道位禄料貮佰拾肆斛柒斗

		左弁官同年四月六日宣旨造調豊受大神寶并御装束用途料交易進上	63
不動穀貮仟捌佰	83	蔵人所同年三月十三日御帖交易進賀茂祭修理唐鞍用途料佰貮拾柒束	62
穀捌仟貮佰陸拾肆斛陸斗壹合	82	*************************************	2 61
長保二年勘出穀穎拾貮萬仟貮佰貮束玖把貮分壹毛捌リ	81	文字	Ĺ
柒斗肆升		蔵人所同四年十二月廿日御交易進賀茂祭用途料手作布拾段料稲陸佰拾參束	60
太政官長保三年四月十二日符従五位下源朝臣幸門子當年位禄料貮佰拾肆斛	80	稲参仟佰參拾束	
太政官長保三年四月廿一日符祭礼度勤行大封穎伍佰伍拾束伍分伍毛柒リ	79	左弁官同三年壬十二月廿九日宣旨交易東三条院御法會料麻布佰段料	(巻 59
肆升	(巻	太政官同年四月十日符従五位下當麻貞子位禄料穀佰陸拾柒斛參斗陸升	10-36 58
太政官長保三年五月廿一日符従五位下惟宗朝臣守邦當年位禄貮佰拾肆斛柒斗太政官長保三年五月廿一日符従五位下惟宗朝臣守邦當年位禄貮佰拾肆斛柒斗	10–35 78	太政官同年四月十日符従五位下藤原朝臣嚴子位禄料佰陸拾柒斛參斗陸升	5紙) 57
太政官長保三年四月十二日符従五位下藤原朝臣元轉當年位禄貮佰拾肆斛	紙) 77	太政官同年四月十日符従五位下紀朝臣保子位禄料穀佰陸拾柒斛參斗陸升	56
	76	太政官同年四月十日符従五位下源朝臣貞子位禄料穀佰陸拾柒斛參斗陸	55
、	5 75	太政官同年四月十日符従五位下藤原朝臣幸子位禄料穀佰陸拾柒斛參斗陸升	54
肆升	5	太政官同年四月十日符従五位下藤原朝臣番子位禄料穀佰陸拾柒斛參斗陸升	53
太政官同年五月廿一日符従五位下紀朝臣國保當年位禄料貮佰拾肆斛柒斗	74	太政官同年四月十日符従五位下荒木田神主利方位禄穀貮佰拾肆斛柒斗肆升	52
太政官同年五月廿一日符従五位下紀朝臣平子位禄料佰陸拾柒斛參斗陸升	73	太政官同年四月十日符従五位下藤原朝臣保昌位禄料穀貮佰拾肆斛柒斗肆升	51
太政官同年五月廿一日符従五位下橘朝臣爲章位禄料穀貮佰拾肆斛柒斗肆升	72	太政官同年四月十日符従五位下藤原朝臣循政位禄料穀貮佰拾肆斛柒斗肆升	50
太政官同年五月廿一日符従五位下源朝臣親平位禄料穀貮佰拾肆斛柒斗肆升	71	太政官同年四月十日符従五位下美那臣直節位禄料穀貮佰拾肆斛柒斗肆升	49
太政官同年五月廿一日符従五位下大江朝臣長保二年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升	70	肆升	
太政官同年五月廿一日符従四位下秀順位禄料參佰陸拾斛玖斗陸升	69	太政官同年四月十日符従五位下藤原朝臣有家位禄料榖貮佰拾肆斛陸斗	48
		太政官同年四月十日符従五位下但波朝臣行衡位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升	47
太政官長保三年七月廿一日符従四位下大江朝臣貞雅位禄料参佰陸拾斛	68	太政官同年四月十日符従五位下安倍朝臣吉平位禄穀貮佰拾肆斛柒斗肆升	46
官符用	67	太政官同年四月十日符従五位下内蔵朝臣爲政位禄料穀貮佰拾肆斛柒斗肆升	45
穎伍佰伍拾束伍把伍毛陸リ	66	太政官同年四月十日符従五位下平朝臣信忠位禄料穀貮佰拾肆斛陸斗肆升	44
別納租穀貮仟捌佰貮拾壹斛玖斗肆升	65	<b>                                      </b>	
長保三年勘出穀穎貮萬捌仟柒佰陸拾玖束肆把伍毛陸リ	64	太政官長保四年四月十日符従四位下安倍朝臣晴明位禄料穀參佰陸拾	43
		<b></b>	4

42

官符用

麻布貮佰段料稲陸仟貮佰陸拾束

104	103	102	10	1	100	99		(着 98	≸ 10- 97	-34 紐	96	95	94	93	!	92	91	90		89	88	87	86	85	84
不動穀穎貮萬玖仟束前前司源朝臣文雅任中叅筋穀貮仟	穎參萬玖佰玖拾陸束柒把壹分壹毛捌リ	穀陸仟貮佰參拾壹斛伍斗陸合	太政官長徳匹年十二月十八日符造立出雲神殿玉垣料穎玓萬家任家佰	段料稲陸仟貮佰陸拾束	左弁官長保二年二月七日宣旨交易進上東条院御賀料麻布貮佰	左弁官長保二年六月廿一日宣旨進上水精貮佰丸行稲捌佰拾參束	拾參束參把	左弁官長保二年正月廿一日宣旨交易進上莚參拾枚料稲參佰捌	左弁官長保二年七月一日宣旨造伊勢大神宮料綿拾伍屯稲佰參東玖把	陸升	太政官長保工年五月廿三日符従五位下伊勢朝臣有子位禄佰陸拾柒斛参斗-	太政官長保二年五月廿三日符従五位下藤原朝臣弘道貮佰拾肆斛柒斗肆升	太政官長保二年五月十三日符従五位下源朝臣爲文位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升	太政官長保二年五月十二日符従五位下平朝臣孝明位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升		太政官長保二年五月十三日符従五位下伴宿袮連正當年貮佰拾肆斛柒斗肆升	太政官長保二年五月十二日符正四位下源朝臣賃遠當年位禄肆伯參拾壹斛柒升伍	太政官長保二年五月十二日符従五位下荒木田神主利方位禄貳伯拾肆斛柒斗肆升	陸升	太政官長保一年五月十二日符従四位下安倍朝臣晴明當年位禄科参伯隆哲斛玖斗	動用稲參萬柒仟伍佰伍拾陸束玖把壹分壹毛捌リ	不動底敷稲仟束	穎參萬捌仟伍佰伍拾陸束玖把壹分壹毛捌リ	動用參仟肆佰參拾壹斛伍斗陸合	別納租穀貮仟參拾參斛玖升伍合
125 12	4 12	3 122	121	120	119	118		(巻 10 117	)–33	紙) 116		115	1	14	1	113	112	111	110	109	108	3 10	7 10	6 10	)5
依太政官同年四月十三日符国覓忌公明當年位禄料佰貮拾伍斛陸升玖合依太政官同年四月十三日符天筰教道五置年位祾米佰貮拾任解陸斗玫升参召陸	文元文子引三司——三十年六晋 医肾上节 医十二氏疗法 计算人大大学 不是一位人 医胃白色 医月三日系统 五位丁丽原日子省名 化卷米作陶光彩角多多陶子	文 (文字司) 1990年1997年1997年1997年1997年1997年1997年1997年	依太政官同年四年三日符平朝臣忠明去應和元年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升	依太政官同年四月三日符従五位下安倍朝臣忠所當年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升	依太政官同年人月十五日符旨從五位下源朝臣連當年位禄料貳伯拾肆斛柒斗肆升	依太政官同年七月十九日符従五位下源朝臣子兼當年位禄料穀貳伯拾肆斛柒斗肆升	肆升	依太政官康保四年七月十九日符従五位下仲明王當年位禄穀貳佰拾肆斛柒斗	柒斗肆升	依太政官康保四年七月廿二日符従五位下藤原朝臣佐時當年位禄穀貳伯拾肆斛	肆斛柒斗肆升	依政官同四年十一月一日符従五位下橘朝臣料當年位禄料穀貮佰拾	化三丁气质化自含气化二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	衣太改言秉杲四手言守廿一日守送四立下正衣當丰立录斗毀參百幸合久,有五字。	在1777,从在一名1777,2017年代,2	依太政官康保四年五月十三日符従四位下左頼王當年位禄料穀參佰陸	康保四年勘出所注官符用穀陸仟伍佰拾捌斛伍斗伍升捌合	穎貮萬玖仟玖佰玖拾陸束柒把壹分壹毛捌リ	長保元年貮仟陸佰肆拾參斛玖合	同四年佰玖斛捌斗捌升陸合	同三年肆拾斛伍斗捌升參合貳夕	長徳二年陸作奓拾拐斧貮升柒合拐夕	秦多什是任多投责角任刘宧合	更月年素図直展在多個指頁另多拼毫之毫手拔工	か月頁及唇鳥車子を与る犬ぎな可愛分憂さ削り捌佰斛穎仟束

142	141	140	139	138	137	(≹ 136	ጅ 10−32 糸 135	€	134		133	132		131	130	129	128	127	126
依太政官同年六月十六日符国覓伊美吉位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合升。	依太政官同年五月十六日符従五位下橘時春當年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆肆分	依太政官同年五月廿八日符従五位下藤原朝臣恒利當年位禄料貮佰拾肆从武官司年五月廿八日符従五位下藤原朝臣恒利當年位禄料貮佰拾	依太政官同年五月廿八日符従五位下源朝臣隆重當年位禄料貮佰拾年人	依太政官同年五月廿八日符従五位下藤原朝臣清高當年位禄料貮佰拾年以下,與第二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	依太政官同年五月廿八日符従五位下平朝臣忠時當年位禄料貮佰拾佐太政官同年五月廿八日符従五位下平朝臣忠時當年位禄料貮佰拾	依太政官同年五月廿九日符従五位下藤原遠里當年位禄料貮	<ul><li>(依太政官同年五月廿八日符従五位下藤原元轉去天徳三年位禄</li></ul>	佰拾肆斛柒斗肆升壹合	依太政官同年五月廿八日符従五位下在原義行當年位禄料貮	<b>斛柒斗肆升壹</b> 合	依太政官同年五月廿八日符従五位下惟宗公方當年位禄料貮佰拾肆	依太政官同年三月廿八日符従五位下藤原顕猷當年位録料貮佰	肆斛柒斗肆合壹	依太政官康保三年三月廿八日符従五位下小野奉持當年位禄料貮佰拾	穎参佰伍拾柒束玖	穀貮仟陸佰捌拾参斛捌斗陸升貮合伍夕	同三年勘出穀穎貳萬柒仟佰玖拾陸束伍把貳分伍毛	安和二年交替見無實穀貮仟貮拾柒斛柒斗伍合玖夕	應和二年交替無實穀仟陸佰捌拾斛参斗伍升参合肆夕夕
159	158	157	156	155	154	153	152	(巻 15	10-31 1	1 紙) 150		149	148	147	146	5 145	5	144	143
依太政官同年五月廿八日符従五位下文室宿祢清平位禄料貮佰拾肆斛柒肆大	依太政官同年五月廿八日符従五位下述職王當年位禄料穀貮佰拾肆斛柒斗壹合	依太政官同年五月廿八日符従五位下藤原惟實位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升依太政官同年五月廿八日符従五位下藤原惟實位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升	依太政官同年五月廿八日符従五位下内蔵朝臣有興営年位禄貮佰拾肆斛柒斗依太政官同年五月廿八日符従五位下内蔵朝臣有興営年位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	依太政官同年五月廿八日符従五位下内蔵朝臣時合去天暦五年位禄貮依太政官同年五月廿八日符従五位下内蔵朝臣時合去天暦五年位禄貮	依太政官同年五月廿八日符従五位下平朝臣忠明當年位禄穀貮佰肆升壹合	依太政官同年五月廿八日符従五位下清方王當年位禄貮佰拾肆斛柒斗	依太政官同年五月廿八日従五位下藤原有述位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹召4年,4年升壹召4年,1988年,1988年,1988年,1988年,1988年,1988年,1988年,1988年,1988年,1988年	依太政官同年五月廿八日符従五位下源満仲當年位荷彩貮任拾肆解柒	そこでで引きにして、下がによって、下げっては、下げりますが、再介書は、下げりのでは、「「「「「「「」」」では、「「「」」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「	依太政官同年五月廿八日符従五位下藤原是重位禄料穀貮佰拾	升捌合	依太政官同年五月十一日符従四位下正清王當年位禄料参佰陸拾斛玖斗陸陸大政官同年五月十一日符従四位下正清王當年位禄料参佰陸拾射入	依太政官同年五月十一日符従四位下古王當年位禄料参佰陸拾斛玖斗	穎貮仟貮佰捌拾玖束伍把	穀参仟捌佰参拾伍斛陸斗捌升伍夕	同二年戡出穀頴肆萬陸佰肆拾陸束参把伍毛		依太政官同年四月七日符権醫師出雲清明當年秋冬季禄参佰	4、水政官同年四月五日符従五位下藤原朝臣楚姫子位禄料佰柒斛参

穀貮仟伍佰貮斛参斗柒升肆合	195	依太政官同年四月十九日符従五位下藤原朝臣位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升	178
天徳二年勘出穀穎貳萬捌仟貮佰肆拾伍束肆把肆分	194	依太政官同年四月十九日符従五位下有清位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	177
穎萬参仟肆佰伍拾貮束貮把肆分伍毛捌リ	193	依太政官同年四月十九日符従五位下蔵人有興位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	176
正税穀佰玖拾斛肆斗柒升玖合陸才	192	依太政官同年四月十九日符従五位下藤原正信位禄料貮伯拾肆斛柒斗肆升壹□	175
恩詔賑給料穀穎萬伍仟参佰伍拾柒束肆分壱毛捌リ	191	依太政官同年四月十九日符従五位下伴有時貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	174
柒斗肆升壹合		柒斗肆升壹合	
依太政官同年三月廿六日符従五位下権守伴師相位禄貮佰拾肆斛	190	依太政官同年四月九日符従五位下藤原朝臣信凡位禄料貮佰拾肆斛	173
斗肆升壹合		□太政官同年四月十九日符従四位下清忠王料参佰陸拾斛玖斗陸升捌合	172
依太政官同年七月八日符従五位下介嶋田公望位禄料貮佰拾肆斛柒	189	<b>斗陸升捌合</b>	2
柒斗肆升壹合		依太政官應和四年四月廿一日符従四位下橘朝臣用惟位禄料参佰陸拾斛玖	171
依太政官同年七月廿九日符従五位下橘奉胤位禄料貮佰拾肆斛	188	穎萬参仟肆佰伍拾貮束貮把肆分伍毛捌リ	170
柒升伍夕		第五个个个队才 多角色之更全队之	) 1
依太政官同年四月廿三日符従五位下小野生子位禄料佰柒斛参斗	187	段津午五百 <b>座</b> 冷参 <u>料</u> 壹升武合陸才	.69
伍□		同元年勘出穀穎伍萬玖仟捌拾貮束参把陸分陸毛肆リ	168
依太政官同年四月十九日符従五位下平楚子位禄料佰柒斛参斗柒升	186	依□政官同年五月廿八日符権醫師出雲清明位禄正税貮佰伍拾肆束	(巻 167
肆升壹合		<b>伍把</b>	<u></u> †10−
依太政官同年四月十九日符従五位下舩木利用位禄料貮佰拾肆斛柒斗	185	依太政官同年五月廿八日符権守伴宿袮師相位禄正税貮仟参拾伍束	30 紙 166
肆升壹合	(巻		165
依太政官同年四月十九日符従五位下文宿祢清平位禄料貮佰拾肆斛柒斗	₹10-2 184	伍夕	5
肆升壹合	9紙	依太政官同年五月廿八日符従五位下若湯坐若子位禄料佰柒斛参斗柒升	164
依太政官同年四月十九日符従五位下平朝臣忠明位禄料貮[]]	183		1
依太政官同年四月十九日符述職王位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	182	依太政官同年五月廿八日符従五位下小野公子當年位禄料佰柒斛参斗柒升	163
肆升壹合		斗肆合升壹合	
依太政官同年四月十九日符従五位下尾張能頼位禄料貮百拾肆斛柒斗	181	依太政官同年五月廿八日符従五位下源傅子當年位禄料貮佰拾肆斛柒	162
肆升壹合		肆斛柒[  ]	
依太政官同年四月十九日符従五位下藤原朝臣公宗位禄貮百拾肆斛柒斗	180	依太政官同年五月廿八日符従五位下伴宿袮是子當年位禄料貮佰拾	161
升壹合		肆升壱合	
依太政官同年四月十九日符従五位下藤原清高料貮佰拾肆斛柒斗肆	179	依太政官同年五月廿八日符従五位下膳利茂位禄貮佰拾肆斛柒斗	160
		斗肆升壹合	

21	9 2	18 2	217	216	215	214	213	212	211	210	209	208	207	206	205	204	(巻 10 203	-28 紙) 202 201	200	199	198	197	196
贫王亿丁 查房草臣总催信年 位裕米秦寅 化抬起 佛茅乡 悬子 毫之	自己 医垂直自分管原名 化农米素真化书具 医多名 医力气管	75.4、沙里里是10.4分,14.3.4分	従五位下原朝五奉時司年立禄科貮百烚肆斛柒斗肆升壹合	従五位下水宿祢方盛天暦十一年位禄料稲貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	守従五位下浅井宿袮守行賑物料稲佰柒拾伍束	言上解文修造神社料稲陸仟拾玖束捌把肆分伍毛	穎萬貮仟参佰捌拾伍束肆把壹分陸毛玖リ	穀仟柒佰拾柒束玖把貮分捌毛	天徳□年[ ]食料貮萬玖仟伍佰陸拾肆束陸把玖分陸毛玖リ	守従五位下多治真人文正同年位禄料稲貮仟参拾伍束伍把	外従五位下久知宿袮遠平同年位禄料稲仟佰捌拾陸束貮把	外従五位下池田舎人安子同年位禄料穀陸拾貮斛伍斗参升	従五位下伊勢朝臣内子同年料佰柒斛参斗陸升伍夕	従五位下橘朝臣家子天慶十年位禄料穀佰柒斛参斗陸升伍夕	□□位下十□宿祢有宗當年位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下藤原朝臣除茂元同年位禄料榖貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下在原朝臣忠國同年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下水宿袮方盛當年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下藤原清正同年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下内蔵朝臣玄茂同年位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	□□位下懷古同年位禄料穀参佰陸拾斛玖斗陸升捌合	従四位下大江朝臣朝望同年位禄榖参佰陸拾斛玖斗陸升捌合	穎参仟貮佰貮拾壹束柒把
242	241	240	239	238	3 237	7 236	5 235	5 234	1 23	3 23	2 23	1 23	0 22	9 22	8	227	226	225	224	巻 10- 223	27 紙) 222	221	220
糒参仟貮佰陸拾陸斛陸斗貮升柒合	□擧□□□萬肆仟佰肆束	別納租穀仟柒佰玖拾壹斛肆斗柒升捌合参夕捌才	穎陸萬陸仟玖佰玖拾束陸把陸分陸毛陸リ	穀萬佰拾斛貮斗参合陸夕捌才	延長六□□出穀穎拾陸萬捌仟玖拾貮束柒把参毛肆リ	糒玖拾萬肆仟貮佰捌拾束捌分陸毛	穎玖拾貮萬肆仟貮佰拾捌束陸毛陸リ	穀貮萬陸仟貮佰伍拾陸斛肆斗伍升壹合陸夕玖才	天慶八年趙辻絜穎佰拾捌萬陸仟柒佰捌拾貮束伍把貮分参毛伍リ	新什菜作指多束陸把	製作任作貢飾珠斗壹升	同三年□□穀籍萬路仟路侄母束染把	□ 幸爱追欠請妻 稚素買作題指玛角麥召募夕買才	了图: (4) 介绍于14.64 2014 45 (4) 4.64 4.64 4.64 4.64 4.64 4.64 4.64 4.	(1) 新聞 新聞 新聞 新聞 新聞 新聞 新聞 新聞 新聞 新聞 新聞 新聞 新聞	造熊野天神宮料稲貮仟柒佰拾壹束柒分壹毛玖リ言上支度料	介外従五位下小智宿袮延年位禄料稲仟捌拾柒□□□伍分	守外従五位下浅井宿袮守行天慶十年位禄稲仟佰捌拾柒束貮把 伍束	□□権介従五位下家原朝臣保實叙従五位下天暦五年位禄料仟貮佰	従五位下藤原朝臣勲子同年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下大和時用同年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹□	從五位下□由同年位祿料穀貳佰拾肆[]]	従五位下源朝臣同年料穀貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合

265	264 2	263 2	262	261	260	259	258	257	256	5 25 <del>8</del>	5 25	4 253	252	2	251	250	249	248	247	24		₹10-2 245	6 紙) 244	243
従五位下源朝臣公輔去承平三年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下宮路高風當年位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	□無符充用諸大夫位禄穀仟貳佰拾玖斛玖斗参升貳合	誤注不舉定挙为正棁伍萬肆仟佰肆束	例交易赤絹直萬仟捌佰捌拾柒束陸把陸毛柒厘	未納穎萬肆仟陸佰陸拾肆東貮把陸分捌毛参リ	不舉正税伍萬肆仟佰肆束	別納租穀仟貮佰拾玖斛玖斗参升貮合	天慶四年□□□穎玖萬貮仟捌佰伍拾伍束壹把玖分伍毛	設不進納官交易赤絹貮佰参拾柒疋肆丈肆尺直萬仟捌佰捌	従五位下有忠王去年位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	外従五位下鴨縣主是則當年位襑陸拾貮解伍斗参升	外従五位下神主春廣當年位禄陸拾貮斛伍斗参升	従五位下平朝臣齊章志茂平奇位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合		従五位下依智秦宿袮有茂天慶二年位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升	[ ]方古王當年位禄参佰陸拾斛玖斗陸升捌合	誤無符注充用諸大夫位禄仟佰参拾斛貮斗伍升壹合	正税萬仟捌佰捌拾陸束陸把陸分柒毛	別納租穀仟佰参拾斛貮斗伍升壹合	天慶五年勘出穀穎貮萬参仟佰八十玖束壹把柒分柒毛		誤不進納例交易赤絹貮佰参拾柒疋肆丈肆尺直萬仟捌佰捌拾	誤無符充用諸兵粮参仟貮佰陸拾斛陸斗貮升	誤無符充用諸大夫位禄仟柒佰玖拾壹斛肆斗柒升捌合参夕
287	286	(巻 10- 285	-24 刹 284		282	281	280		279	278	277	2	76 2	275	274	273	272	271		270	269	(巻 268	10–25 267	紙) 266
誤過充轉讀般若経奉幣各神料参拾伍束壹把	同元年勘出穎参仟肆佰貮拾柒束壹把	従五位下伴宿袮春行當年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下高向朝臣利主延長三年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従四位下源朝臣安幹當年位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	從四位下橘朝臣国倒去年位禄参佰□拾□玖□□□□□	誤無符充用諸大夫位禄仟伍斛伍斗玖升貮合肆才	同二年勘出穀仟伍斛伍斗玖升貮合肆才	直萬仟捌佰捌拾陸束陸把陸毛柒リ	□□□□税交易赤絹貮佰参拾柒疋肆丈肆尺	穎陸萬伍仟参佰参拾束参把玖分壹毛	穀参仟伍斛玖斗□升陸合	参東	具斤主它爱它巨月发们主诱助这恶符没真久离千家百久合鼠了了。	誤住不舉論定領陸萬束	誤無符注未納穎萬参仟玖佰拾貮束壹把肆分壹毛貮リ	穎	榖	天慶三年勘出穀	直萬仟捌佰捌拾陸束陸把陸毛柒厘	誤不進交易赤絹貮佰参拾柒疋肆丈肆尺	誤無符注當年未納穎萬肆仟陸佰陸拾肆束貮把柒分捌毛参厘	従五位下伴宿袮典職去承平六年位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従四位下木景行王位禄参佰陸拾斛玖斗陸升捌合	従五位下藤原朝臣當年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合

311	310	309	308	307	(巻 10 306	)-23 糸 305	氏) 304	303	302	301	300	299	298	297	296	295	294	293	292	291	290	289	288
誤漏乗田壹段(地子稲陸束)	租穀貮仟肆佰参拾陸斛参斗参升壹合	誤過損田仟陸佰貮拾肆町貮段捌拾柒分	誤過充国司公廨田参町 地子稲玖拾貮束	穎貮仟肆佰陸拾参□	穀貮仟肆佰肆拾斛肆斗伍升捌合肆夕陸才	同元年勘出穀穎貮萬陸仟捌佰陸拾柒束伍把捌分肆毛陸リ	租穀仟捌佰伍拾捌斛貮斗伍升	誤加注符外不堪佃田仟貮佰参拾捌町佰貮拾歩	誤過充国司公廨田肆段 地子稲佰玖拾束肆把陸分	誤漏□□壹町壹段地子稲肆拾玖束捌把陸毛陸リ	同二年勘出穀穎貮萬陸佰玖拾束肆把貮分玖毛陸リ	誤過充国司公廨田肆町肆段地子稲佰玖拾玖束肆把陸分柒リ	可収品田参拾陸町(地子稲貮仟参佰肆束)	租穀仟柒佰陸拾柒斛伍斗貮升参夕参才	誤加注符外不堪佃田仟佰捌拾肆町参段貮佰歩	誤漏乗田壹段地子稲陸束	穎貮仟伍佰玖束肆把陸分柒毛	穀仟柒佰陸拾柒斛伍斗貮升参夕参才	同三年勘出穀穎貮萬佰捌拾肆束柒把	誤加注酒壹斛肆斗壹升	誤漏納官料加充料加充封戸家租穀陸佰参拾玖斛伍合捌夕肆才	承平七年勘出	誤不収品田位田伍拾参町地子稲参仟参佰玖拾貮束
335	334	333	332	331	330	329	328	(巻 10 327	0-22 糸 326	氏) 325	324	323	322	321	320	319	318	317	316	315	314	313	312
可収位田参拾肆町(地子貮仟柒佰束)	雑稲萬柒仟陸拾束	□□□萬柒仟玖佰束	公廨柒萬仟陸佰拾束	論定伍萬陸仟玖佰)	誤所注交替无實拾肆萬陸仟伍拾束	地子稲貮佰拾束	雑稲伍佰貮拾壹束	公廨貮萬仟肆佰捌拾参束	正税萬陸仟陸佰肆拾束	延長七年勘出穎肆萬陸仟肆佰陸拾束	可収位田参拾陸町(地子稲貮仟柒佰肆拾束)	租穀貮仟伍佰参拾柒斛伍斗伍升貮合伍才	□□注過分損田仟陸佰玖拾壹町捌段佰貮拾柒歩	誤立用収養在路飢病百姓料肆佰束	誤無符未納穎萬陸仟参佰拾玖把	誤過注四王寺修法料稲貮拾束	穎貮萬捌仟玖佰陸拾陸束陸把玖分玖毛	穀貮仟伍佰参拾陸斛伍斗伍升伍合貮夕伍才	□長八年勘出穀穎貮萬捌仟捌佰参拾陸束肆把貮分伍毛	誤加給驛馬秣壹束	誤漏租穀肆斛壹斗貮升柒合肆夕陸才	可収品田参拾陸町(地子貮仟参佰肆束)	誤漏采女田壹町 地子陸拾束

358	357	356	355	354	353	352	2 35	1 35			-21 紙 8 34		6 34	5 344	343	342	341	340	0	339	338	337	336
定肆町捌段地子稲貮佰陸拾捌束	除二分不堪佃田壹町貮段	誤割闕郡司職田加注口分田陸町	誤不注七分品乗田佰貮拾壹町陸段伍拾貮歩地子稲陸佰肆拾陸束貮把	定仟佰肆拾肆町陸段参佰拾捌分應輸租穀貮仟佰陸斛	□□□□□陸佰拾貮町参拾歩	誤注過分不堪佃田貮仟佰柒町陸段参佰拾壹歩	雑稲萬捌仟佰束	《願決萬捌仟柒拾束》	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	新· 1977年 1977年 14 14 15 15 16 17 18 17 17 17 18 17 17 18 17 18 17 18 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	1957年1957年1957年1957年1957年1957年1957年1957年		了崔琦·Lishet 1978 47 17 2 2 厘 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	《译文·诗·广传·百川·李公·京地子稻肆仟貮佰拾伍束陸把壹分	租穀参仟陸佰陸拾壹斛参斗伍合	正税萬捌仟束	頴拾玖萬伍仟肆拾貳束捌把壹分 	穀参萬陸仟参佰玖拾玖斛陸斗伍升壹合貳夕参才	表 :	□長六年勘出穀穎参拾五萬玖仟参拾玖束参把貮分貮毛	誤加注四王寺修法料稲貮束	誤以不用馬位死馬貮疋 直陸拾束	誤加注延長七年検損田使食料貮拾肆束
382	381	380	379	378	377	376	375	374	373	372	371	(着 370	∮ 10−2 369	0 紙) 368	367	366	365	364	363	362	361	360	359
正税拾捌束柒把肆分壹毛肆リ	延長四年勘出穎伍仟玖佰貮拾柒束壹把伍分伍毛肆リ	誤率見奉公廨雑稲不堪佃延喜十八年延長元年四箇年未納	誤加用買立駅馬陸疋(内稲伍拾束	誤无口注未納柒萬参佰柒拾伍束玖把	定肆町捌段	□二分不堪佃田壹町貮段	誤割闕郡司職田加口分陸町	誤不注七分乗田佰拾壹町柒段佰拾歩地子稲柒仟陸佰肆拾陸束	誤加注過分損田玖佰貮町柒拾伍歩租穀貮仟参佰伍拾肆斛貮斗	除□分損田陸佰拾貮町参拾歩租穀貮仟参佰拾柒斛参斗	誤加注過分不堪佃貮佰陸町陸段参佰拾壹分	□□□田参拾肆町地子稲貮仟貮佰参拾束	雑稲肆萬参仟玖佰参拾束	公廨捌萬捌仟参佰玖拾束	誤不舉公廨雑稲参萬貮仟貮佰玖拾束	□納柒萬参仟佰柒拾束参把	地子租□仟肆拾参束壹把陸リ	□穀参仟陸佰柒拾壹斛参斗伍合肆夕壹才	雑稲肆萬参仟玖佰貮拾束	公廨捌萬捌仟参佰玖拾束	頴参拾貮萬貮仟参佰捌拾参束参把陸リ	穀捌仟参佰肆拾貮斛捌斗肆合肆夕壹才	延長五□□□穀頴肆拾萬伍仟捌佰拾壹束参把伍分肆毛柒リ

																-19 紙							
406 zr	405	404	403	402	401	400	399	398	397	396	395	394	393	392	391	390	389	388 zī£	387	386	385	384	383
延長二年勘出穎伍仟玖拾玖束陸把	誤不加納延長二年檢損田使勘發田地子参仟拾玖束陸把	誤漏自租帳地子稲伍佰玖拾貮束貮把	誤過驛使已下傳使已上単柒拾貳人料伍拾陸束陸把参毛	誤□□祓使鈴負貮人食料陸束玖把玖分玖厘	□過充主水司衣服料肆佰貮拾捌斛肆升柒合	誤過充高年賑給穎肆仟束	誤割田口分田加注権任国司公廨田陸段租穀貮斛肆斗	可収位田参拾肆町(地子稲貮佰参拾束)	誤□口分行権醫師公廨田陸段租穀玖斗	□給料柒仟束	地子稲伍仟肆佰陸拾壹束貮厘	酒参斗	□廨萬玖仟参佰参拾肆束柒把	租穀伍斛肆斗陸升伍合柒夕貮才	正□佰貮拾参束捌把参分参毛	穎参萬玖仟柒佰束玖把玖分五毛玖リ	□□佰参拾陸斛捌斗壹升貮合柒夕貮才	延長三年勘出穀穎肆萬肆仟陸拾玖束壹把貮分参毛壹リ	誤過充正税交易絹并路粮陸束肆把壹分肆毛	誤可収混合正税闕郡司職田地子稲参仟佰貮拾束	誤過充四年寺修法僧供料稲貮束	可収位田参拾肆町(地子貮仟肆佰束)	□□稲参拾并参佰捌拾束

	教清原真人「定俊」	従五位上行大外記兼助助教清原真人「定俊」	
正六位上行権少允中原朝臣「盛口」			
正六位上行権少允菅野朝臣「政経」			
正六位上行権少允神服宿禰「是□」	<b> 陸雄江三藍朝臣</b> [	正五位下行権助兼益博士播磨権介二義朝臣「名長」	
正六位上行権少允紀朝臣「惟□」			
正六位上行権少允紀朝臣	没生产发誓 雅忠	正四位上行頭兼典繁寶在醫异波権于丹波朝臣	
従五位下権少允惟宗朝臣「親隆」			
正六位上行権少属息長宿禰「国経」	凡 月「参拾」日」	承暦「貮」年「拾貮」月「参拾」日」	
	付 返却以解	□□□穎爲徴物勘出即付	
<b>上應</b>	年正税帳依例勘畢作	「以前附件人所進延久貮年正税帳依例勘畢但應	415
拾玖束柒把柒分	誤加充国司巡行郡内単佰伍拾捌合伍拾玖束柒把柒分	誤加充国司巡行	414
	来捌把参分	誤漏地子肆拾伍束捌把参分	413
	台	酒壹斛参升肆合	(巻 412
	<b>位束貮把柒分</b>	穎仟捌佰参拾伍束貮把柒分	10-18 411
		穀伍斗	紙) 410
伍毛	一勘出穀穎仟捌佰肆拾肆束貮把壱分伍毛	延長□□勘出穀穎仟捌□	409
参仟拾陸束陸把	□延長二年検損田使勘發田地子稲参仟拾陸束陸把	□□延長二年檢	408
	地子貮仟捌拾束	可収田貮拾玖町	407

後 欠

## (2) 延久三年帳

前

欠

220	2 9	218	217	216	215	214	213	212	211	210	209	208	207	206	205	204	(≹ 203	∳ 9–35 202	紙) 201	200
従五位下源朝臣同年料穀貮佰拾肆斛柒斗壹合	從五位下菅原朝臣魚倫同年位禄料榖貮佰拾肆斛柒斗肆升壹令	従五位下小野朝臣公望同年位禄料榖貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下源朝臣奉時同年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下水宿袮方盛天曆十一年位禄料稲貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	守従五位下浅井宿袮守行賑物料稲佰柒拾伍束	言上解文修造神社料稲陸仟拾玖束捌把肆分伍毛	穎萬貮仟参佰捌拾伍束肆把壹分陸毛玖リ	穀仟柒佰拾柒束玖把貮分捌毛	天徳元年検田使食料貮萬玖仟伍佰陸拾肆束陸把玖分陸毛玖リ	守従五位下多治真人文正同年位禄料稲貮仟参拾伍束伍把	外従五位下久知宿袮遠平同年位禄料仟佰捌拾陸束貮把	外従五位下池田舎人安子同年位禄料穀陸拾貳斛伍斗参升	従五位下伊勢朝臣内子同年料佰柒斛参斗陸升伍夕	従五位下橘朝臣家子天慶十年位禄料穀佰柒斛参斗陸升五夕	従五位下十市宿祢有宗當年位禄貮拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下藤原朝臣除茂元同年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下在原朝臣忠国同年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下水宿袮方盛當年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下菅原朝臣行仁同年位禄料榖貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下藤原清正同年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹台
(巻9-33		241	240 (	220 (	220	227	226	225 (	224	222 (	) ) ) )		220 (	220 (	200	99	7 99	ഭാവ	5	224
243	242 2	241 :	240 :	239 2		237 : zət	236 2	235 2	234	233 2 <del></del>	232 2		230	229 2	228	22	7 22	6 22	D	224

)																			(港	£9−34	1紙)
241	240	239	238	237	236	235	234	233	232	231	230	229	228		227	226	225	224	223	222	221
不舉正税伍萬肆仟佰肆束	別納租穀仟柒佰玖拾壹斛肆斗柒升捌合参夕捌才	穎陸萬陸仟玖佰玖拾束陸把陸分陸毛陸リ	穀萬佰拾斛貮斗参合陸夕捌才	延長六年勘出穀穎拾陸萬捌仟玖拾貮束柒把参毛肆リ	糒玖拾萬肆仟貮佰捌拾束捌分陸毛	穎玖拾貮萬肆仟貮佰拾捌束陸毛陸厘	穀貮萬陸仟貮佰伍拾陸斛肆斗伍升壹合陸夕玖才	天慶八年勘出穀穎佰拾捌萬陸仟柒佰捌拾貮束伍把貮分参毛伍リ	穎仟柒佰拾参束陸把	穀仟伍佰貮斛柒斗壹升	同三年勘出穀穎萬陸仟陸佰肆拾束柒把	誤率数過分諸封租穀貮佰肆拾玖斛参合柒夕貮才	天暦九年勘出	稲貮萬伍仟束之内	造熊野天神宮料稲貮仟柒佰拾壹束柒分壹毛玖リ言上支度料	介外従五位下小智宿袮延年位禄料稲仟捌拾柒束貮把伍分	守外従五位下浅井宿袮守行天慶十年位禄稲仟佰捌拾柒束貮把伍分佰伍束	留京権介従五位下家原朝臣保實叙従五位下天暦五年位禄料仟貮	従五位下藤原朝臣勲子同年位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下大和時用同年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下栗田同年位禄料穀貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合

糒参仟貮佰陸拾陸斛陸斗貮升柒合

誤無符充用諸大夫位禄仟柒佰玖拾壹斛肆斗柒升捌合参夕

巻 9- 265	-32 紙 264	G	263	262	261	260	259	258	257 天慶		256	255	254	253	252	;	251	250	249	248	247	246 天慶			24
従五位下源朝臣公輔去承平二年位禄料貮佰拾肆斛柒斗	従五位下宮道高風當年位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	貮合	誤無符充用諸大夫位禄穀仟貮佰拾玖斛玖斗参升	誤注不舉定内正税伍萬肆仟佰肆束	例交易赤絹直萬仟捌佰捌拾柒束陸把陸毛柒厘	未納穎萬肆仟陸佰陸拾肆束貮把陸分捌毛参り	不挙正税伍萬肆仟佰肆束	別納租穀仟貮佰拾玖斛玖斗参升貮合	天慶四年勘出穀穎玖萬貮仟捌佰伍拾伍束壱把玖分伍毛	捌拾柒束陸把陸分陸毛	誤不進納官交易赤絹貮佰参拾柒疋肆丈肆尺直萬仟捌佰	従五位下有忠王去年位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	外従五位下鴨縣主是則當年位禄陸拾貮斛伍斗参升	外従五位下神主春廣當年位禄陸拾貮斛伍斗参升	[ 脱落 ]	肆升壹合	従五位下依智秦宿袮有茂天慶二年位禄貮佰拾肆斛柒斗	従四位下方古王當年位禄参佰陸拾斛玖斗陸升捌合	誤無注充用諸大夫位禄仟佰参拾斛貮斗伍升壹合	正税萬仟捌佰捌拾陸束陸把陸分柒毛	別納租穀仟佰参拾斛貮斗伍升壹合	天慶五年勘出穀穎貮萬参仟佰捌拾玖束壹把柒分柒毛	陸束陸把陸分陸毛陸リ	誤不進納例交易赤絹貮佰参拾柒疋肆丈肆尺直萬仟捌佰捌拾	<b>言葉名ラ月言上米で不見不及す角形です</b>
(≹ 287	巻 <b>9-3</b> 286 同	1 紙) 285	284	1 283	3 282	2 281	280		279	278	277		276	275	274	273	272			270	269	268	267	266	i
誤過充轉讀般若經奉幣各神料参拾伍束壹把	2元年勘出穎参仟肆佰貮拾柒束壹把	従五位下伴宿袮春行當年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	從五位下高向朝臣利主延長三年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹召	従五位下源朝臣安幹當年位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹品	従四位下橘朝臣国倒去年位禄参佰陸拾斛玖斗陸升捌合	誤無符充用諸大夫位禄仟伍斛伍斗玖升貮合肆才	_	]	誤未進正税交易赤絹貮佰参拾柒疋肆丈肆尺	穎陸萬伍仟参佰参拾束参把玖分壹毛	穀参仟伍斛玖斗玖升陸合	参東	誤所注天慶元年用残加注寮勘返無符穀穎玖萬仟参佰玖拾	誤注不學論定穎陸萬束	誤無符注未納穎萬参仟玖佰拾貮束壹把肆分壹毛貮リ	穎	穀	天慶三年勘出穀	直萬仟捌佰捌拾捌陸束陸把陸毛柒厘	誤不進交易赤絹貮佰参拾柒疋肆丈肆尺	誤無符注當年末納穎萬肆仟陸拾肆束貮把柒分捌毛参厘	従五位下伴宿袮典職去承平六年位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹	従四位下木景行王位禄参佰陸拾斛玖斗陸升捌合	従五位下藤原朝臣當年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	

311 誤漏乗田壹段 地子稲陸東	310 租穀貮仟肆佰参拾陸斛参斗参升壱合	130 誤過損田仟陸佰貮拾肆町貮段捌拾柒分	巻 36 誤過充国司公廨田参町 地子稲玖拾貳束	穎貮仟肆佰陸拾参束		同元年		30. 誤加注符外不堪佃田仟貳佰参拾捌町佰貳拾步			同二年勘出穀穎貮萬陸佰	]		租穀仟柒佰陸拾	誤加	295 誤漏乗田壹段地子稲陸束	294 類貮仟伍佰玖束肆把陸分柒毛	293 穀仟柒佰陸拾柒斛伍斗貮升参夕参才	28 同三年勘出穀穎貮萬佰捌拾肆束柒把			29 誤漏納官料加充料加充封戸家租穀陸佰参拾玖斛伍合捌夕	289 承平七年勘出	28 誤不収品田位田伍拾参町地子稲参仟参佰玖拾貮束
;	335	334	333	332	331	巻 9-2 330	9 紙) 329	328	327	326	325 延	324	323	322	321	320	319	318	317	316	315	314	313	312
	可収位田参拾肆町  地子貮仟柒佰束	雑稲萬柒仟陸拾束	論定伍萬柒仟玖佰束	公廨柒萬仟陸佰拾束	論定伍萬陸仟玖佰束	誤所注交替无實拾肆萬陸仟伍拾束	地子稲貮佰拾束	雑稲伍佰貮拾壹束	公廨貮萬仟肆佰捌拾参束	正税萬陸仟陸佰肆拾束	延長七年勘出穎肆萬陸仟肆佰陸拾束	可収位田参拾陸町 地子稲貮仟柒佰肆拾束	租穀貮仟伍佰参拾柒斛伍斗伍升貮合伍才	誤加注過分損田仟陸佰玖拾壹町捌段佰貮拾柒歩	誤立用収養在路飢病百姓料肆佰束	誤無符未納穎萬陸仟参佰拾玖把	誤過注四王寺修法料稲貮拾束	穎貳萬捌仟玖佰陸拾陸束陸柒把玖分玖毛	穀貮仟伍佰参拾陸斛伍斗伍升伍合貮夕伍才	延長八年勘出穀穎貮萬捌仟捌佰参拾陸束肆把貮分伍毛	誤加給驛馬秣壹束	誤漏租穀肆斛壹斗貮升柒合陸才	可収品田参拾陸町  地子貮仟参佰肆束	誤漏采女田壹町 地子陸拾束

359	358	357	356	355	3		9-28 # 353	紙) 352	351	350	349	348	347	346	345	344	343	342	341	340	339	338	337	336
延長五年勘出穀頴肆拾萬伍仟捌佰拾壹束参把伍分肆毛柒リ	定肆町捌段地子稲貮佰陸拾捌束	除二分不堪佃田壹町貮段	誤割闕郡司職田加注口分田陸町	誤不注七分乗田佰貮拾壹町陸段伍拾貮歩地子稲陸佰肆拾陸東貮把	参斗肆升貳合	定仟佰肆拾肆町塗設参佰拾捌分應輸租穀貮仟佰塗斛	除二分損田陸佰拾貮町参拾歩	誤注過分不堪佃田貮仟佰柒町陸段参佰拾壹歩	雑稲萬捌仟佰束	公廨柒萬捌仟柒拾束	論定陸萬仟陸佰拾束	誤所注交易无實不舉正税公廨稲拾萬束	誤上未納貮萬陸佰参拾貮束肆把貮分参厘	雑稲伍萬肆佰参拾束	公廨貮萬仟肆佰捌拾参束	地子稲肆仟貮佰拾伍束陸把壹分	租穀参仟陸佰陸拾壹斛参斗伍合	正税萬捌仟束	頴拾玖萬伍仟肆拾貮束捌把壹分	穀参萬陸仟参佰玖拾玖斛陸斗伍升壹合貮夕参才	延長六年勘出穀穎参拾五萬玖仟参拾玖束参把貮分貮毛参リ	誤加注四王寺修法料稲貮束	誤以不用馬位死馬貮疋  直陸拾束	誤加注延長七年検損田使食料貮拾肆束
383	382	381 延	380	379	378	377	( 376	巻 9-2 375			373	372	371	370	369	368	367	366	365	364	363	362	361	360
地子稲参拾并参佰捌拾束	正税拾捌束柒把肆分壹毛肆リ	延長四年勘出穎伍仟玖佰貮拾柒束壹把伍分伍毛肆リ	誤率見奉公廨雑稲不堪佃延喜十八年延長元年四箇年未納	誤加用買立驛馬陸疋 内稲伍拾束	誤无符注未納柒萬参佰柒拾伍束玖把	定肆町捌段地子稲貮佰陸拾捌束	除二分不堪佃田壹町貮段	誤割闕郡司職田加口分陸町	誤不注七分乗田佰拾壹町柒段佰拾歩地子稲柒仟陸佰肆拾陸束	貫斗	誤加注過分損田玖佰貮町柒拾伍歩租穀貮仟参佰伍拾肆斛	除三分損田陸佰拾貮町参拾歩租穀貮仟参佰拾柒斛参斗	誤加注過分不堪佃貮佰陸町陸段参佰拾壹歩	可収位田参拾肆町地子稲貮仟貮佰参拾束	雑稲肆萬参仟玖佰参拾束	公廨捌萬捌仟参佰玖拾束	誤不舉公廨雑稲参萬貮仟貮佰玖拾束	未納柒萬参仟佰柒拾束参把	地子租肆仟肆拾参束壹把陸リ	租穀参仟陸佰柒拾壹斛参斗伍合肆夕壹才	雑稲肆拾萬参仟玖佰貮拾束	公廨捌萬捌仟参佰玖拾束	頴参拾貮萬貮仟参佰捌拾参束参把陸リ	穀捌仟参佰肆拾貮斛捌斗肆合肆夕壹才

407 可収田貮拾玖町 地子貮仟捌拾束	406 延長二年勘出穎伍仟玖拾玖束陸把	46 誤不加納延長二年檢損田使勘発田地子参仟拾玖束陸把	44 誤漏田租帳地子稲伍佰玖拾貮束貮把	403 誤過驛使已下傳使已上単柒拾貮人料伍拾陸束陸把参毛	402 誤加注祓使鈴負貮人食料陸束玖把玖分玖リ	401 誤過充主水司衣服料肆佰貮拾捌斛肆升柒合	400 誤過充高年賑給穎肆仟束	399 誤割田口分田加注権任国司公廨田壹町陸段租穀貮斛肆斗	巻 398 可収位田参拾肆町 地子稲貮佰参拾束	a6 397 誤割口分行権醫師公廨田陸段租穀玖斗	96	395 地子稲伍仟肆佰陸拾壹束貮厘	394 酒参斗	393 公廨萬玖仟参佰参拾肆束柒把	392 租穀伍斛肆斗陸升伍合柒夕貳才	391 正税佰貮拾参束捌把参分参毛	390 穎参萬玖仟柒佰束玖把玖分五毛玖リ	389 穀肆佰参拾陸斛捌斗壹升貮合柒夕貮才	38 延長三年勘出穀穎肆萬肆仟陸拾玖束壹把貮分参毛壹リ	387 誤過充正税交易絹并路粮陸束肆把壹分肆毛	386 誤可収混合正税闕郡司職田地子稲参仟佰貮拾束	385 誤過充四年寺修法僧供料稲貮束	38 可収位田参拾肆町地子貮仟肆佰束
			(三行分程度余白)	正六位上行権少属紀朝臣「□□」	正六位上行権少属飯高朝臣	正六位上行権少属小野朝臣「盛□」	従五位上行大外記兼助助教清原真人「定俊」 正五位下行権少属文屋朝臣□□	正六位上行権少允中原朝臣「盛□」	正六位上行権少允菅野朝臣「政経」	正五位下行権助兼益博士播磨権公主義朝臣。名民,一正六位上行権少允神服宿禰「是口」	正六位上行権少允紀朝臣「惟□」	《 正四位下行望兼典繁酒得醫丹波権5丹波朝臣 雅忠 正六位上行権少允紀朝臣		紙    承暦「貮」年「拾貮」月「参拾」日 正六位上行権少属息長宿禰「国経」	填納穀穎爲徵物勘出即付返却以解」	415「以前附件人所進延久参年正税帳依例勘畢但應	44 誤加充国司巡行郡内単佰伍拾捌合伍拾玖束柒把柒分	413 誤漏地子肆拾伍束捌把参分	412 酒壹斛参升肆合	411 穎仟捌佰参拾伍東貳把柒分	410 穀伍斗	40 延長元年勘出穀穎仟捌佰肆拾肆束貮把壹分伍毛	48 誤漏延長二年検損田使勘発田地子稲参仟拾玖束陸把

# ③ 延久四年帳

28 同三年勘出穀穎貮萬柒仟佰玖拾陸束伍把貮分伍毛

127	126			0–48 124	紙) 123	122	121	. 13	20	119	118	117	7	116		115	i	114	l	113	11:	2 1		0–49 <del>/</del> 110	紙) 109		
安和二年交替見無實穀貮仟貮拾柒斛柒斗伍合玖夕	應和二年交替無實穀仟陸佰捌拾斛参斗伍升参合肆夕	依太或官院40万十二月农国夏忌夕即省年代将米促貢我存角险于302600000000000000000000000000000000000	文文学司官司引一二十分影響文学月香草之家平石代李元平等十人子達司	依太政官同年四月十二百符文宿祢道正當生位禄料佰貳拾伍斛陸斗玖升参召陸夕	依太政官同年四月二日符従五位下藤原田子當年位禄料佰陸拾柒斛参斗陸□	依太政官同年四月廿八日符従五位下平朝臣壹子當年位禄料佰隓拾柒斛参斗陸□	依太政官同年四年二日符平朝臣忠明去應和元年位禄料貮佰拾肆斛柒肆升	化乙亚宝尼全贝芬二三人名 人名英格兰人姓氏 人名米里尔特里的变形 医电子反应 医电子反应 医电子反应 化苯甲代苯基苯甲苯基苯甲苯基甲基苯甲基甲基苯甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲		依太政官同年八月十五日符目徒五位下源朝臣連章毕位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆□	依太政官同年柒月十九日符従五位下源朝臣子兼當年位禄料貳伯拾肆斛柒斗肆升	依太政官康保厄年七月十九日符従五位下仲明王置年位禄穀貳伯拾肆斛柒斗肆□	柒斗肆升	依太政官康保四年七月廿三符従五位下藤原朝臣佐時當年位禄穀貮佰拾□		依太政官同四年十一月一日符従五位下橘朝日實料當年位禄料穀貳伯拾肆柒斗□	<b>斗陸升</b>	依太政康保四年官符廿一日符従四位下正依當年位禄料穀参佰陸拾斛玖	<b>射</b> 玖斗陸升	依太政官康保四年五月十三日符従四位下佐頼王當年位禄穀参佰陸□	康保匹年勘出所注官符用穀陸仟伍佰拾捌斛伍斗伍升捌合	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	頽武萬玖仟玖百玖拾陸束柒把壹分別リ	長保元年貮仟陸佰肆拾参斛玖合	同四年佰玖斛捌斗捌升陸合	[前欠]	
	143		( <del>)</del> 142	巻 10-	-47 糸 141	€	140		139		138		137		136		135		134		133		132	2	131	130	129
柒升伍合	依太政官同年四月五日符従五位下藤原朝臣楚姫子位禄料佰柒斛参斗	壹之口	依太政官同年六月十六日符国竟伊美吉位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升	肆升壹合	依太政官同年五月十六日符従五位下橘時春當年位禄料貮佰拾肆斛柒斗	柒斗肆升壹合	依太政官同年五月廿八日符従五位下藤原朝臣恒利當年位禄料貮佰拾肆□	斗肆升壹合	依太政官同年五月廿八日符従五位下源朝臣隆重當年位禄料貮佰拾肆斛柒	斗肆升壹合	依太政官同年五月廿八日符従五位下藤原朝臣清高富年位禄料貮佰拾肆斛□	肆升壹合	依太政官同年五月廿八日符従五位下平朝臣忠時當年位禄料貮佰拾肆斛柒□		依太政官同年五月廿九日符従五位下藤厚遠里营年位禄料貳伯招肆斛柒斗肆升□	柒斗肆升壹合	依太政官同年五月廿八日符従五位下藤原元轉去天徳二年位禄料貮佰拾肆□	肆升壹合	依太政官同年五月廿八日符従五位下在原義行當年位禄料貮佰拾肆斛柒□	肆升壹合	依太政官同年五月廿八日符従五位下惟宗公方當年位禄料貮佰拾肆斛柒□	肆升壹合	依太政官同年三月廿八日符従五位下藤原顕猷當年位録料貮佰拾肆斛柒□	柒斗肆升壹合	依太政官康保三年三月廿八日符従五位下小野奉持當年位禄料貮佰拾肆斛	穎参佰伍拾柒束玖把陸毛陸厘	穀貮仟陸佰捌拾参斛捌斗陸升貮合伍夕

(巻 1 160	.0-46	紙) 159		158		157		156	155	15	54 1	.53	152	}	151	150		149		148	147	146	14		4
依太政官同年五月廿八日符従五位下膳利茂位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	斗肆升壹石	依太政官同年五月廿八日符従五位下文室宿祢清平位禄料貮佰拾肆斛柒		依太政官同年五月廿八日符従五位下述職王當年位禄料穀貮佰拾肆斛	壹乙口	依太政官同年五月廿八日符従五位下藤原惟實位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升	柒斗肆升壹合	依太政官同年五月廿八日符従五位下内蔵朝臣有興當年位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	依太政官同年五月廿八日符従五位下内蔵朝臣時合去天暦五年位禄貮伯拾肆斛	化プ 呼信用名 ユチナノ 日常 行五位 コマ 思明 省名 (仏) 参東貢作 お裏角 劣さ 裏	文/文字司三二十十八日子在二方/文字司雪三万表文文/百字集斗字/上集一个"",一个"",一个"",一个"",一个"",一个"",一个"",一个"",	衣太攻官司宇五月廿八日符従五立下青方王置宇立禄武百合肆斛朱斗建升壹一	依太政官同年五月廿八日符従五位下藤原有述位禄料貳伯羟肆斛柒斗肆圱壹合	壹合	依太政官同年五月廿八日符従五位下源満仲當年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升肆升宣合	依太政官同年五月廿八日符従五位下藤原是重位禄料穀貮佰拾肆斛柒斗	<b>斗陸升捌合</b>	依太政官同年五月十一日符従四位下正清王當年位禄料参佰陸拾斛玖	斗陸升捌合	依太政官同年五月十一日符従四位下懐古王當年位禄料参佰陸拾斛玖	穎貮仟貮佰捌拾玖束伍把	穀参仟捌佰参拾伍斛陸斗捌升伍夕	同二 年 勘 出 穀 疑 肆 萬 陸 佰 肆 拾 陸 束 参 把 伍 毛	依太政官同年四月七日符權醫師出雲清明當年利冬季複参佰任□	
177		176		175	174	:	173	172	171	170	169		168 ==	167	166	1	165		164		163	1	62	161	
依太政官同年四月十九日符従五位下藤原有清位禄貮佰拾肆斛柒斗	升壹合	依太政官同年四月十九日符従五位下蔵人有興位禄貮佰拾肆斛柒斗□	肆升壹合	依太政官同年四月十九日符従五位下藤原正信位禄料貮佰拾肆斛柒斗	依太政官同年四月十九日符従五位下伴有時貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	壹爻日	依太政官同年四月九日符従五位下藤原朝臣信凡位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆□	依太政官同年四月十九日符従四位下清忠王料参佰陸拾斛玖斗陸升捌合位大政官同年四月十九日符従四位下清忠王料参佰陸拾斛玖斗陸升捌合	依太政官應和四年四月廿八日符従四位下橘朝臣用惟禄料参佰陸拾斛玖斗	穎萬参仟肆佰伍拾貮束貮把肆分伍毛捌リ	穀肆仟伍佰陸拾参斛壹升貮合陸拾才		同元年勘出穀穎伍萬玖仟捌拾貮束参把陸分陸毛肆リ	依太政官同年五月廿八日符權醫師出雲明位禄正税貮佰伍拾肆束	依太政官同年五月廿八日符権守伴宿袮師相位禄正税貮仟参拾伍束伍把		依太政官司年五月廿八日符従五位下粟田宿称明子位禄科佰柒斛参斗柒升伍夕		依太政官同年五月廿八日符従五位下若湯坐若子位禄料佰柒斛参斗柒升伍夕	伍夕	依太政官同年五月廿八日符従五位下小野朝臣公子當年位禄料佰柒斛参斗柒升	化二重信在 三十十十名化三个一次化二个名 化花米夏化书具角含含具于	人工人员 计记录分子 化化溶液 医二种二种 医二种 医二种 医二种 医二种 医二种 医二种 医二种 医二种 医	株大政官同年五月廿八日符従五位下伴宿袮是子當年位禄料貮伯拾肆斛柒斗	

194 天	193	192	191	19	0	189		188	187	186	18	:5	184		183	182	18	1	180		(巻 1 179	17	
天徳二年勘出穀穎貮萬捌仟貮佰肆拾伍束肆把肆分	穎萬参仟肆佰伍拾貮東貮把肆分伍毛捌リ	正税穀佰玖拾斛肆斗柒升玖合陸才	恩詔賑給料穀穎萬伍仟参佰伍拾柒束肆分壱毛捌リ	依太政官后年三月廿八日祭衍王位下楮与伯郎林位将貮侂挌鼎衡桀斗鼎□		依太政官同年七月八日符従五位下介嶋田公望位禄料貮佰拾肆斛柒斗	喜公口	依太政官同年十月廿九日符従五位下橘奉胤位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆□	依太政官同年四月廿三日符従五位下小野生子位禄料佰柒斛参斗柒升伍合	依太政官同年四月十九日符従五位下平楚子位禄料佰柒斛参斗柒升伍夕	做太或官同年匹月十九日		依太政官同年四月十九日符従五位下文宿祢清平位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升	柒斗肆升壹合	依太政官同年四月十九日符従五位下平朝臣忠明位禄料貮佰拾肆斛	依太政官同年四月十九日符述職王位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	依太或官同年匹月十九日符领五位下尾張能載位複彩 貮音抬肆無柒		依太政官同年四月十九日符従五位下藤原朝臣公宗位禄貮百拾肆斛	升壹合	依太政官同年四月十九日符従五位下藤原清高料貮佰拾肆斛柒斗肆壹台	(M) (M) (M) (M) (M) (M) (M) (M) (M) (M)	またでは、 は、
218	(巻 217	÷10−4 216		214	213	212	211	210	209	208	207	206	205	204	203	202	201	200	(巻 199	10-4 198	4 紙) 197	196	195
従五位下小野朝臣公望同年位禄料榖貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下源朝臣奉時同年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下水宿袮方盛天曆十一年位禄料稲貮佰拾肆斛柒斗肆升壹□	守従五位下浅井宿袮守行賑物料稲佰柒拾伍束	言上解文修造神社料稲陸仟拾玖束捌把肆分五毛	穎萬貮仟参佰捌拾伍束肆把壹分陸毛玖リ	穀仟柒佰拾柒束玖把貮分捌毛	天徳元年検田使食料貮萬玖仟伍佰陸拾肆束陸把玖分陸毛玖リ	守従五位下多治真人文正同年位禄料貮仟参拾伍束伍把	外従五位下久知宿祢遠平同年位禄料稲仟佰捌拾陸束貮把	外従五位下池田舎人安子同年位禄料穀陸拾貮斛伍斗参升	従五位下伊勢朝臣内子同年料佰柒斛参斗陸升伍夕	従五位下橘朝臣家子天慶十年位禄料穀佰柒斛参斗陸升五夕	従五位下十市宿袮有宗當年位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下藤原朝臣除茂元同年位禄料穀貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下在原朝臣忠国同年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下水宿祢方盛当年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹拾	従五位下菅原朝臣行仁同年位禄料穀貮佰拾肆斛柒斗陸升壹合	従五位下藤原清正同年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下内蔵朝臣玄茂同年位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従四位下懐古同年位禄料穀参佰陸拾斛玖斗陸升捌合	従四位下大江朝臣望同年位禄穀参佰陸拾斛玖斗陸升捌合	穎参仟貮佰貮拾壹束柒把	穀貮仟伍佰貮斛参斗柒升肆合

241 不舉正税伍萬肆仟佰肆束 241 不舉正税伍萬肆仟佰肆束 241 不舉正税伍萬肆仟佰肆車, 241 不舉正稅伍萬肆仟百專 (25) 延長六年勘出穀釋拾陸萬捌仟取拾貳車柒把参毛肆リ	7 236 235	23	232 穎仟柒佰拾束陸把 231 穀仟伍佰貮斛柒斗壹升	同三	229 誤率数過分諸封租穀貮佰肆拾玖斛参合柒夕貮才228 天曆九年勘出	武萬伍仟束之內22 造熊野天神宮料稲貮仟柒佰拾壹束柒分壹毛玖リ言上支度料稲		25 守外従五位下浅井宿袮守行天慶十年位禄稲仟佰捌拾柒束貮把伍分料仟貮佰伍束	224 留京権介従五位下家原朝臣保實叙位従五位下天暦五年位禄223 従五位下藤原朝臣勲子同年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	222 従五位下大和時用同年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	22 従五位下栗田同年位禄料穀貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	22 従五位下源朝臣同年料穀貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	29 従五位下菅原朝臣魚倫同年位禄料榖貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合
263 262 261 260 2	(巻 10-41 紙) 259 258 25	7 256	255 254	253 2	252	251 250	249	248 247		245	244	243	242
誤無符充用諸大夫位禄穀仟貮佰拾玖斛肆斗貮升柒合貮夕誤注不舉定舉内正税伍萬肆仟佰肆束例交易赤絹直萬仟捌佰捌拾柒束陸把陸毛柒厘	不舉正兇伍萬肆仟佰肆束別納租穀仟貮佰拾玖斛玖斗参升貮合天慶匹年勘出穀穎玖萬貮仟捌佰伍拾伍束壹把玖分伍毛	誤不進納官交易赤絹貮佰参拾柒疋肆丈肆尺直萬仟捌佰捌拾	従五位下有忠王去年位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合外従五位下鴨縣主是則當年位禄陸拾貮斛伍斗参升	外従五位下神主春廣當年位禄陸拾貳斛伍斗参升	従五位下平朝臣齊章志茂平奇位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合壹合	従五位下依智秦宿袮有茂天慶二年位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升従四位下方古王當年位禄参佰陸拾斛玖斗陸升捌合	誤無符注充用諸大夫位禄仟佰参拾斛貮斗伍升壹谷	正税萬仟捌佰捌拾陸束陸把陸分柒毛別納租穀仟佰参拾斛貮斗伍升壹合	天慶五年勘出穀穎貮萬参仟佰捌拾玖束壹把柒分柒毛陸把陸分陸毛陸厘	誤不進納例交易赤絹貮佰参拾柒疋肆丈肆尺直萬捌佰捌拾束	誤無符充用諸兵粮参仟貮佰陸拾斛陸斗貮升	誤無符充用諸大夫位禄仟柒佰玖拾壹斛肆斗柒升捌合参夕	糒参仟貮佰陸拾陸斛陸斗貮升柒合

285	284	283	282	(巻 281	280	)紙)	279	278	277	276	275	274	273	272	271		270	269	268	267	266	265	264
従五位下伴宿袮春行當年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下高向朝臣利主延長三年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下源朝臣安幹當年位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従四位下橘朝臣国倒去年位禄參佰陸拾斛玖斗陸升捌合	誤無符充用諸大夫位禄仟伍斛伍斗玖升貮合肆才	同二年勘出穀仟伍斛伍斗玖升貮合肆才	直萬仟捌佰捌拾陸束陸把陸毛柒リ	誤未進正税交易赤絹貮佰参拾柒疋肆丈肆尺	穎陸萬伍仟参佰参拾束参把玖分壹毛	榖参仟伍斛玖斗玖升陸合	誤所注天慶元年用殘加注寮勘返無符穀穎玖萬仟参佰玖拾参束	誤注不舉論定穎陸萬束	誤無未納穎萬参仟玖佰拾貮束壹把肆分壹毛貮リ	穎	穀	天慶三年勘出穀	直萬仟捌佰捌拾陸束陸把陸毛柒厘	誤不進交易赤絹貮佰参拾柒疋肆丈肆尺	誤無符注當年末納穎萬肆仟陸佰陸拾肆東貮把柒分捌毛参厘	従五位下伴宿袮典職去承平六年位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従四位下木景行王位禄参佰陸拾斛玖斗陸升捌合	従五位下藤原朝臣當年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下源朝臣公輔去承平三年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下宮道高風當年位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合
308	307	306	305 同	304	(巻 303	10–17 302	無) 301		— 300 同	299	298	297	296	295	294	293	292 同	291	290	289 承	288	287	286
誤過充国司公廨田参町(地子稲玖拾貮束)	穎貮仟肆佰陸拾参束	穀貮仟肆佰肆拾斛肆斗伍升捌合肆夕陸才	元年勘出穀穎貮萬陸仟捌佰陸拾柒束伍把肆毛陸リ	租穀仟捌佰伍拾捌斛貮斗伍升	誤加注符外不堪佃田仟貮佰参拾捌町佰貮拾歩	誤過充国司公廨田肆段(地子稲佰玖拾束肆把陸分)	誤漏乗田壹町壹段(地子稲肆拾玖束捌把陸毛陸リ)		二年勘出穀穎貮萬陸佰玖拾束肆把貮分玖毛陸リ	誤過充国司公廨田肆町肆段(地子佰玖拾玖束肆把陸分柒リ	可収品田參拾陸町地子稲貮仟參佰肆束	租穀仟柒佰陸拾柒斛伍斗貮升參夕參才	誤加注符外不堪佃田仟佰捌拾肆町參段貮佰歩	誤漏乗田壹段地子稲陸束	穎貮仟伍佰玖束肆把陸分柒毛	穀仟柒佰陸拾柒斛伍斗貮升参夕参才	三年勘出穀穎貮萬佰捌拾肆束柒把	誤加注酒壹斛肆斗壹升	誤漏納官料加充料加充封戸家租穀陸佰參拾玖斛伍合捌夕肆才	承平七年勘出	誤不収品田位田伍拾參町地子稲參仟參佰玖拾貮束	誤過充轉讀般若經奉幣各神料參拾伍束壹把	同元年勘出穎参仟肆佰貮拾柒束壹把

3	32 331	330	329	328	327	326	325	巻 10- 324	-16 紙 323	322	321	320	319	318	317	316	315	314	313	312	311	310	309
	公廨柒萬千壺百合末論定伍萬陸仟玖佰束	誤所注交替无實拾肆萬陸仟伍拾束	地□稲貮佰拾束	雑稲伍佰貮拾壹束	公廨貮萬仟肆佰捌拾参束	正税萬陸仟陸佰肆拾束	延長七年勘出穎肆萬陸仟肆佰陸拾束	可収位田参拾陸町(地子稲貮仟柒佰肆拾束)	租穀貮仟伍佰参拾柒斛伍斗伍升貮合伍才		誤立用収養在路飢病百姓料肆佰束	誤無符未納穎萬陸仟参佰拾玖把	誤過注四王寺給陸料稲貮拾束	穎貳萬捌仟玖佰陸拾陸束陸把玖分玖毛	穀貮仟伍佰参拾陸斛伍斗伍升伍合貮夕伍才	□長□□勘出穀穎貮萬捌仟捌佰参拾陸束肆把貮分伍毛	誤□□驛馬秣壹束	誤漏租穀肆斛壹斗貮升柒合肆尺陸才	可収品田参拾陸町(地子貮仟参佰肆束)	誤漏采女田壹町 地子陸拾束	誤漏乗田壹段 地子稲陸束	租穀貮仟肆佰参拾陸斛参斗参升壹合	誤過損田仟陸佰貮拾肆町貮段捌拾柒分
356	355	354	353	352	351	350	349	348	(巻) 347	10–15 346	紙) 345	344	343	342	341	340	339	338	337	336	335	334	333
誤割闕郡司職田加注口分田陸町	誤不注七分品乗田佰貮拾壹町陸段伍拾貮歩地子稲陸佰肆拾陸束貮把肆不注七分品乗田佰貮拾壹町陸段伍拾貮歩地子稲陸佰肆拾陸京貮把	定仟佰肆拾肆町陸段参佰拾捌分應輸租穀貮仟佰陸斛□□	除二分損田陸佰拾貮町参拾歩	誤注過分不堪佃田貮仟佰柒拾町陸段参佰拾壹歩	雑稲萬捌仟佰束	□廨柒萬捌仟柒拾束	論定陸萬仟陸佰拾束	誤所注交易无實不舉正税公廨稲拾萬束	言上未納貮萬陸佰参拾貮束肆把貮分参厘	雑稲伍萬肆佰参拾束	公廨貮萬仟肆佰捌拾参束	地子稻肆仟貮佰拾伍束陸把壹分	租□参仟陸佰陸拾壹斛参斗伍合	□税萬捌仟束	頴拾玖萬伍仟肆拾貮束捌把壹分	穀参萬陸仟参佰玖拾玖斛陸斗伍升壹合貮夕参才	延長六年勘出穀穎参拾五萬玖仟参拾玖束参把貮分参毛	誤加注四王寺修法料稲貮束	誤以不用馬位死馬貮疋 直陸拾束	誤加注延長七年検損田使食料貮拾肆束	可収位田参拾肆町 地子貮仟柒佰束	雑稲萬柒仟陸拾束	論定伍萬柒仟玖佰束

380 誤率	379 誤加	378 誤无	377	376	375 誤割	374 誤不	373 誤加	372 除	371 誤加	370	巻 10- 369 雑	368	367	366 未納	365 地子	364 租穀	363 雑稲	362	361	360 穀	359 延長五年	358	35
誤率見奉公廨雑稲不堪佃延喜十八年延長元年四箇年未納	誤加用買立驛馬陸疋(内稲伍拾束)	誤无符注未納柒萬参佰柒拾伍束玖把	定肆町捌段地子稲貮佰陸拾捌束	除二分不堪佃田壹町貮段	誤割闕郡司職田加口分陸町	誤不注七分乗田佰拾壹町柒段佰拾歩地子稲柒仟陸佰肆拾陸束	誤加注過分損田玖佰貮町柒拾伍歩租穀貮仟参佰伍拾肆斛貮斗	除分損田陸佰拾貮町参拾歩租穀貮仟参佰拾柒斛参斗	誤加注過分不堪佃貮佰陸町陸段参佰拾壹歩	可収位田参拾肆町地子稲貮仟貮佰参拾束	雑稲肆萬参仟玖佰参拾束	公廨捌萬捌仟参佰玖拾束	舉公廨雑稲参□萬貮仟□□玖拾束	未納柒萬参仟佰柒拾束参把	地子租肆仟肆拾参束壹把陸リ	租穀参仟陸佰柒拾壹斛参斗伍合肆夕壹才	雑稲肆萬参仟玖佰貮拾束	公廨捌萬捌仟参佰玖拾束	頴参拾貮萬貮仟参佰捌拾参束参把陸リ	穀捌仟参佰肆拾貮斛捌斗肆合肆夕壹才	延長五年勘出穀頴肆拾萬伍仟捌佰拾壹束参把伍分肆毛柒リ	定肆町捌段地子稲貮佰陸拾捌束	<b>防二分不堪伯田壹町[二]</b>
404	403	402	401	400	399	398	397	396	395	394	393	(巻 392	10-13 391	3 紙) 390	389	388	387	386	385	384	383	382	38
誤漏自租帳地子稲伍佰玖拾貮束貮把	誤過驛使已下傳使已上単柒拾貮人料伍拾陸束陸把参毛	誤加注祓使鈴負貮人食料陸東玖把玖分玖厘	誤過充主水司衣服料肆佰貮拾捌斛肆升柒合	誤過充高年賑給穎肆仟束	誤割田口分田加注権任國司公廨田壹町陸段租穀貮斛肆斗	可収位田参拾肆町 地子稲貮佰参拾束	誤割口分行権醫師公廨田陸段租穀玖斗	賑給料柒仟束	地子稲伍仟肆佰陸拾壹束貮厘	酒参斗	公廨萬玖仟参佰参拾肆束柒把	租穀伍斛肆斗陸升伍合柒夕貮才	正税佰□拾参束捌把参分参毛	穎参萬玖仟柒佰束玖把玖分伍□□□毛玖リ)		延長三年勘出穀穎肆萬肆仟陸拾玖束壹把貮分参毛壹リ	誤過充正税交易絹并路粮陸束肆把壱分肆毛	誤可収混合正税闕郡司職田地子稲参仟佰貮拾束	□過充四年寺修法僧供料稲貮束	可収位田参拾肆町地子貮仟肆佰束	地子稲参拾并参佰捌拾束	正税拾捌束柒把肆分壹毛肆リ	延長 四年 善比 報任 仟 珍 佰 貮 拾 沫 末 壹 把 任 分 任 毛 肆 リ

(巻10-12紙) 414 413 412 411 410 415 409 408 407 406 405 延長二年勘出穎伍仟玖拾玖束陸把 以前附件人所進延久肆年正税帳依例勘畢但應 延長元年勘出穀穎仟捌佰肆拾肆束貮把壹分伍毛 正五位上行権助兼算博士播磨権介:萋朝臣「為長」正六位上行権少允神服育称「是口」 正四位下行頭兼典薬習程醫科波種「科波朝臣「雅忠」 従五位上行大外記兼助助教清原真人「定俊」 填納穀穎爲徵物勘出即付 承暦貮年拾貮月参拾日 誤漏延長二年検損田使勘發田地子稲参仟拾玖束陸□ 可収田貮拾玖町 地子貮仟捌拾束 誤不加納延長二年検損田使勘發田地子参仟拾玖束陸把 誤加充国司巡行郡内□□□□捌合伍拾玖束柒把柒分 誤漏地子肆拾伍束捌把参分 穀伍斗 酒壹斛参升肆合 穎仟捌佰参拾伍束貮把柒分 (異却以解 正六位上行権少允中原朝臣「盛□ 正六位上行権少允紀朝臣 正五位下行権少属文屋朝臣□□ 正六位上行権少允菅野朝臣「政経」 正六位上行権少允紀朝臣「惟□ 従五位下権少允惟宗朝臣 正六位上行権少属息長宿□□□

[ 一行欠 ]

正六位上行権少属飯高朝臣正六位上行権少属小野朝臣。

## (4) 承

19 太政官同年五月廿七日符従五位下藤原朝臣永道位禄料貮佰拾肆 解柒升伍合	18 太政官同年五月廿七日符正四位下源朝臣憲定位禄料肆佰参拾壹	17 太政官同年五月廿七日符従五位下良峯朝臣英俊位禄料貮佰 家作图指角式斗图子	26 太政官長保五年五月廿七日符従四位下源朝臣顕定位禄穀	15	14 穎捌萬玖仟肆束壹把陸分玖毛捌厘	13 穀萬捌仟伍佰柒斛玖斗捌合貳夕壹才	玖リ	12 長保五年勘出穀貮拾柒萬肆仟捌拾参束貮把伍分壹毛	11 精	10 類	9. 重月	助用	8 不動	7 穀	6 合應填納穀穎	5 右従今年 月 日至于十二月 日経計上日足参分之□	4 正六位上行	3 衍去延長元年至于承保元年并作拐拾染筐年(年別返去帳)		學 2 出雲国承保元年正税帳壹巻	「紙 1 主税寮解 申正税返却帳事				4) 承呆元丰長
34	33 蔵	32	31	30 太		29 太		28 太		27		26 太		25 太		24		23		22 太		21	(巻 9	-23 細 20 太·	5)
太政官同四年四月十九日符造進襲芳舎壹宇料穀穎	玖束藏人所同五年三月十三日御帖進上麻布参拾段料穎玖佰参拾	蔵人所同四年八月十日御帖進上水精佰丸料穎捌佰拾参束佰斛拾束	左弁官同年六月十四日同年四月廿三日両度宣旨造内裏所用途米		でで引き にープ コーチュニケー 薬気用 三宝子 でまから 真角伍斗参□	太政官同年五月廿七日符外従五位下吉志宿袮成兼位禄料陸拾	参斗陸升	太政官同年五月廿七日符従五位下藤原朝臣清子位禄料佰陸拾柒斛	参斗陸升	太政官同年五月廿七日符従五位下伊勢朝臣有子位禄料佰陸拾柒斛	参斗陸升	太政官同年五月廿七日符従五位下藤原朝臣友子位禄料佰陸拾柒斛	解柒斗肆□	太政官同年五月廿七日符従五位下藤原朝臣實秀位禄料貮佰拾肆	柒斗肆升	太政官同年五月廿七日符従五位下平朝臣伊高位禄料貮佰拾肆斛	まり、 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	依太政官司年五月廿七日符従五位下原朝至高位禄枓貮佰拾肆斛柒斗	斗津升	太政官同年五月廿七日符従五位下橘朝臣為信位禄料貮佰拾肆斛柒	<b>斛柒斗肆升</b>	太政官同年五月廿七日符従五位藤原朝臣弘道位禄料貮佰拾肆	斛柒斗肆升	太政官同年五月廿七日符従五位下伴宿祢連正位禄料貮佰拾肆	<b>斛柒斗肆升</b>

## 貳拾参萬捌仟陸佰参拾貳束参□

37

動用穀貮佰捌拾柒斛壹斗伍升陸合貮夕玖才

54

太政官同年四月十日符従五位下藤原朝臣幸子位禄料穀佰

53

太政官同年四月十日符従五位下藤原朝臣番子位禄料穀佰□

陸拾柒斛参斗陸升

52

升柒合壱夕

35 36

不動穀肆仟貮佰陸拾斛

別納租穀年年充遺萬陸佰陸拾玖斛捌斗貮

51		50		49		48		47		46		45		44		43	42	41	(巻 4	9–22 )	紙) 39	38
太政官同年四月十日符従五位下藤原朝臣保昌位禄料榖貮佰拾	柒斗肆升	太政官同年四月十日符従五位下藤原朝臣循政位禄料穀貮佰拾肆斛	佰拾肆斛柒斗肆升	太政官同年四月十日符従五位下美那朝臣直節位禄料穀貮	拾肆斛柒斗肆升	太政官同年四月十日符従五位下藤原朝臣有家位禄料穀貮□	肆斛柒斗肆升	太政官同年四月十日符従五位下但波朝臣行衡位禄料貮佰□	斛柒斗肆升	太政官同年四月十日符従五位下安倍朝臣吉平位禄料穀貮佰拾肆	斛柒斗肆升	太政官同年四月十日符従五位下内蔵朝臣為政位禄料穀貮佰拾肆	肆升	太政官同年四月十日符従五位下平朝臣信忠位禄榖貮佰拾肆斛陸斗	陸拾斛玖斗陸升	太政官長保四年四月十日符従四位下安倍朝臣晴明位禄料榖参佰	官符用	穎萬捌仟柒佰柒拾束参把	另系和豪参仁真信玛拉芬角芬兰 拐手	1为主要45年入3年14日十月十	長呆四年勘出穀頡津萬仟柒百肆拾別束壹吧	穎捌萬陸仟肆佰柒拾貮束壹把陸分玖毛捌リ
67	66	65	64		63		62		61		60		59		58		(巻: 57	9–21	紙) 56		55	
官符用	穎伍佰伍拾束伍把伍毛陸リ	別納租穀貮仟捌佰貮拾壹斛玖斗肆升	長保三年勘出穀類穎貮萬捌仟柒佰陸拾玖束肆把伍毛陸リ	料交易進上麻布貮佰段料稲陸仟貮佰陸拾□	左弁官同年四月六日宣旨造調豊受大神寶并御装束用途	拾柒束	蔵人所同年三月十三日御帖交易進賀茂祭修理唐鞍用途料佰貮	<b>壹</b> 東肆把	太政官同年四月二日符正五位下源朝臣忠規位禄料稲貮仟陸佰参□	陸佰拾参東玖把	蔵人所同四年十一月廿日御交易進賀茂祭用途料手作布拾段料稲	麻布佰段料稲参仟佰参拾□	左弁官同三年壬十二月廿九日宣旨交易東三条院御法會料	柒斛参斗陸升	太政官同年四月十日符従五位下當麻貞子位禄料穀佰陸拾	拾柒斛参斗陸升	太政官同年四月十日符従五位下藤原朝臣厳子位禄料佰陸	<b>斛参</b> 斗陸升	太政官同年四月十日符従五位下紀朝臣保子位禄料穀佰陸拾柒	柒斛参斗陸升	太政官同年四月十日符従五位下源朝臣貞子位禄料佰陸拾	陸拾柒斛参斗陸升

太政官同年四月十日符従五位下荒木田神主利方位禄料榖貮佰拾 肆斛柒斗肆□

拐仟貳佰陆		81 長保二年勘出穀額拾80 太政官長保三年		79 太政官長保三年			79 78 77 76 75		79 78 77 76 75 74 73	79 78 77 76 75 74 73 72	79 78 77 76 75 74 73 72 71	79 78 77 76 75 74 73 72 71	79 78 77 76 75 74 73 72 71 70	79 78 77 76 75 74 73 72 71 70 69	79 78 77 76 75 74 73 72 71 70 69
场什貮佰陞抬县解陞斗壹号	穀別仟貮佰陸恰肆斛陸斗壹合 4 甚占慕崭拊貢舊仟貳何五段	□年勘出穀額拾貮萬仟貮佰貮束玖把貮分壹毛捌リ□年勘出穀額拾貮萬仟貮佰貮束玖把貮分壹毛捌リ□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		年四月廿一	太政官長保三年四月廿一日符祭礼度勤太政官長保[    ]日符従五位下太政官長保三年四月十二日符従五位下	在政官長保三年四月廿一日符祭礼度勤行大封穎伍佰伍拾束太政官長保三年四月十二日符従五位下擁宗朝臣守邦當年位禄料太政官長保三年四月十二日符従五位下擁宗朝臣元轉當年位禄料太政官長保三年五月廿一日符従五位下濂朝臣閉當年位禄貮佰拾肆升太政官長保三年五月廿一日符祭礼度勤行大封穎伍佰伍拾東升	太政官長保三年四月廿一日符從五位太政官長保三年五月廿一日符從五位太政官長保三年四月十二日符從五位太政官長保三年四月十二日符從五位太政官長保三年四月廿一日符從五位太政官長保三年四月廿一日符祭礼度	大政官長保三年四月廿一日符從五位下紀朝臣國保當年位禄計五政官長保三年四月十二日符從五位下源朝臣別當年位禄武在政官長保三年四月十二日符從五位下源朝臣別當年位禄武任太政官長保三年四月十二日符從五位下源朝臣別當年位禄武任太政官長保三年四月十二日符從五位下線朝臣元輪當年位禄武任太政官長保三年四月十二日符從五位下紀朝臣國保當年位禄武任太政官長保三年四月廿一日符從五位下紀朝臣國保當年位禄武任太政官長保三年四月廿一日符從五位下紀朝臣國保當年位禄武任太政官長保三年四月廿一日符從五位下紀朝臣國保當年位禄武任太政官長保三年四月廿一日符從五位下紀朝臣國保當年位禄武任太政官長保三年四月廿一日符從五位下紀朝臣國保當年位禄武任	<ul> <li>「佐倉肆 解染 斗肆 升</li> <li>大政官 同年 五月 廿一日 符従 五位下 紀朝臣 平子 位禄 料 佰陸 拾 柒 射 太政官 同年 五月 廿一日 符従 五位下 紀朝臣 國保 當年 位禄 計 武 佰 拾 肆 所 柒 斗 肆 升 太政官 長 保 三 年 四月 十 二 日 符従 五位 下 犯朝 臣 関 當 年 位 禄 貳 佰 拾 肆 解 柒 斗 肆 升 太政官 長 保 三 年 四月 十 二 日 符従 五位 下 源朝 臣 閉 當 年 位 禄 貳 佰 拾 肆 解 柒 斗 肆 升 太政官 長 保 三 年 四月 十 二 日 符従 五位 下 渡 朝 臣 閉 當 年 位 禄 貳 佰 拾 肆 解 柒 斗 肆 升 太政官 長 保 三 年 四月 十 二 日 符従 五位 下 権 宗朝臣 守 邦 當 年 位 禄 貳 佰 拾 肆 解 柒 斗 肆 升 太政官 長 保 三 年 四月 廿 一 日 符 榮 礼 皮 丁 下 撤 財 臣 閉 當 年 位 禄 貳 佰 拾 肆 解 柒 斗 肆 升 太政官 長 保 三 年 四月 廿 一 日 符 榮 礼 皮 丁 下 額 臣 同 培 監 中 は 京 付 お 車 付 を 対 す は す は す ま か す に な ま か す す す す</li></ul>	上	太政官同年五月廿一日符従五位下源朝臣親平位禄料穀貳 大政官同年五月廿一日符従五位下橘朝臣為章位禄料穀貳 太政官同年五月廿一日符従五位下紀朝臣平子位禄料佰陸拾太政官同年五月廿一日符従五位下紀朝臣平子位禄料佰陸拾太政官長保三年四月十二日符従五位下紀朝臣國保當年位禄料貳太政官長保三年四月十二日符従五位下紀朝臣國保當年位禄料貳太政官長保三年四月十二日符従五位下縣原朝臣元爚當年位禄貳五政官長保三年四月十二日符従五位下縣原朝臣元韓當年位禄貳五政官長保三年四月廿一日符統五位下縣原朝臣元韓當年位禄貳太政官長保三年四月廿一日符統五位下縣原朝臣元韓當年位禄貳太政官長保三年四月廿一日符統五位下據京朝臣帝邦當年位禄貳五政官長保三年四月廿一日符祭礼度勤行大封穎伍佰伍拾東科柒斗肆升太政官長保三年四月廿一日符統五位下撤朝臣司韓国中公禄料款工政官長保三年四月廿一日符祭礼度勤行大封穎伍佰伍拾東太政官長保三年四月廿一日符系礼度勤行大封穎伍佰伍拾東科柒斗肆	局年五月廿一日符従五位下短局年五月廿一日符従五位下短局年五月廿一日符従五位下短局年五月廿一日符従五位下四局年五月廿一日符従五位下四局年五月廿一日符従五位下四局年五月廿一日符従五位下四局年五月廿一日符従五位下四局年五月廿一日符従五位下四局年五月廿一日符従五位下四局年五月廿一日符従五位下四局年五月廿一日符從五位下四局年五月廿一日符終礼四	及政官同年五月廿一日符従五位下大江朝臣長保二年位禄料武太政官同年五月廿一日符従五位下橋朝臣為章位禄料穀武石政官同年五月廿一日符従五位下橋朝臣為章位禄料穀武太政官同年五月廿一日符従五位下紀朝臣親平位禄料設武太政官同年五月廿一日符従五位下紀朝臣平子位禄料强武太政官局年五月廿一日符従五位下紀朝臣政保當年位禄料而陸拾柒太政官長保三年四月十二日符従五位下紀朝臣政保當年位禄料面营行建州柒斗肆升太政官長保三年四月十二日符従五位下解朝臣元韓當年位禄武石政官長保三年四月十二日符従五位下権宗朝臣守邦當年位禄武石政官長保三年四月十二日符従五位下海朝臣別當年位禄武石政官長保三年四月廿一日符従五位下淮朝臣保當年位禄武石政官長保三年四月廿一日符祭礼度勤行大封穎伍佰伍拾東科武石大政官長保三年四月廿一日符祭礼度勤行大封穎伍佰伍拾東科武石大政官長保三年四月廿一日符祭礼度勤行大封穎伍佰伍拾東科武石大国工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	及政官同年五月廿一日符從四位下秀順位禄料参佰陸拾斛玖斗太政官同年五月廿一日符從五位下大江朝臣長保二年位禄料貳 太政官同年五月廿一日符從五位下祝朝臣親平位禄料穀貳佰太政官同年五月廿一日符從五位下紀朝臣親平位禄料穀貳佰太政官同年五月廿一日符從五位下紀朝臣平子位禄料穀貳佰太政官同年五月廿一日符從五位下紀朝臣平子位禄料報貳五政官長保三年四月廿二日符從五位下紀朝臣平子位禄料報重年位禄武百年五月廿一日符從五位下紀朝臣平子位禄料福陸拾集太政官長保三年四月廿二日符從五位下縣原朝臣元轉當年位禄貳石太政官長保三年四月廿二日符從五位下條明臣別當年位禄貳百百十十二日符從五位下條原朝臣元轉當年位禄貳百五章長保三年四月廿一日符祭礼度勤行大封穎伍佰伍拾東 北政官長保三年四月廿一日符祭礼度勤行大封穎伍佰伍拾束 本政官長保三年四月廿一日符祭礼度勤行大封穎伍佰伍拾束 本政官長保三年四月廿一日符祭礼度勤行大封穎伍佰伍拾束	局年五月廿一日符従五位下海局年五月廿一日符従五位下海局年五月廿一日符従五位下海局年五月廿一日符従五位下海局年五月廿一日符従五位下海局年五月廿一日符従五位下海局年五月廿一日符従五位下海局年五月廿一日符従五位下海局年五月廿一日符従五位下部局保二年四月十二日符従五位下部局保二年四月廿二日符従五年長保二年四月廿一日符終礼部
長保二年勘出穀穎拾貮萬仟貮佰貮束玖把貮分壹毛捌リ長保二年勘出穀穎拾貮萬仟貮佰貮束玖把貮分壹毛捌リ	<b>鸟千代百代柱久巴代分壹兵</b>	月十二日符従五位下源朝臣伍分伍	月廿一日符祭礼度勤行大封	] 日符従五位下惟宗朝	 	月廿一日符従五位下燫宗朝月十二日符従五位下藤原朝月十二日符従五位下藤原朝	一 日符従五位下和氣朝臣元月廿一 日符従五位下和氣朝臣元月廿一 日符従五位下濂原朝月十二 日符従五位下藤原朝 貮	一日符従五位下紀朝臣國保 一日符従五位下和氣朝臣元 一日符従五位下和氣朝臣元 一日符従五位下源朝臣 一日符従五位下藤原朝 一日符従五位下藤原朝 一日符従五位下藤原朝 武	一日符従五位下紀朝臣平子一日符従五位下紀朝臣國保 一日符従五位下和氣朝臣國保 一日符従五位下和氣朝臣元 一日符従五位下和氣朝臣元 一日符従五位下源朝臣元 一日符従五位下藤原朝 百拾肆斛 百拾肆斛 貳貳	一日符従五位下橘朝臣為章一日符従五位下紀朝臣平子一日符従五位下紀朝臣國保一日符従五位下紀朝臣國保一日符従五位下和氣朝臣一日符従五位下和氣朝臣元十二日符従五位下和氣朝臣元十二日符従五位下縣原朝日十二日符従五位下縣則 盾針	一日符従五位下源朝臣親平 一日符従五位下橋朝臣為章 一日符従五位下紀朝臣平子 一日符従五位下紀朝臣平子 一日符従五位下紀朝臣平子 一日符従五位下和氣朝臣平子 一日符従五位下和氣朝臣 后拾肆斛 后拾肆斛 百拾肆斛 百拾肆斛 貳 貳	一目符従五位下源朝臣親平 一目符従五位下編朝臣為章 一目符従五位下紀朝臣 何拾肆斛 一目符従五位下和氣朝臣國保 一目符従五位下和氣朝臣國保 一目符従五位下和氣朝臣國保 一目符従五位下和氣朝臣 自拾肆斛 百拾肆斛 重前 頭甲	一月符従五位下大江朝臣長 一月符従五位下總朝臣為章 一月符従五位下總朝臣為章 一月符従五位下紀朝臣親平 一月符従五位下紀朝臣親平 一月符従五位下紀朝臣國保 一月符従五位下和氣朝臣國保 一月符従五位下和氣朝臣國保 一月符従五位下紀朝臣國保 一月符従五位下和氣朝臣司 治肆 后拾肆斛 二世一月符従五位下惟宗朝 百拾肆斛 二世一月符従五位下惟宗朝 百拾肆斛	一目符従四位下秀順位禄料一目符従五位下大江朝臣長一目符従五位下標朝臣為章一目符従五位下編朝臣為章一目符従五位下紀朝臣國是一目符従五位下和氣朝臣之一日符従五位下和氣朝臣要十二日符従五位下和氣朝臣元十二目符従五位下經朝臣報籍十二日符従五位下離朝臣元十二日符従五位下經朝臣過保計。11日符(五位下海朝臣副保持。11日符(五位下海朝臣制度)。11日符(五位下海朝臣制度,11日符(五位下海,11日符(五位下海,11日符(五位下海,11日符(五位下海,11日符(五位下海,11日)。11日,11日,11日,11日,11日,11日,11日,11日,11日,11日	一日符従四位下秀順位禄料 一日符従五位下大江朝臣長 一日符従五位下紀朝臣親平 一日符従五位下紀朝臣親平 一日符従五位下紀朝臣親平 一日符従五位下紀朝臣 一日符従五位下紀朝臣 一日符従五位下紀朝臣 一日符従五位下紀朝臣 一日符従五位下紀朝臣 一日符従五位下紀朝臣 一日符従五位下紀朝臣 一日符従五位下紀朝臣 一日符従五位下紀朝臣 一日符徒五位下紀朝臣 一日符徒五位下紀朝臣 一日符战五位下紀朝臣 一日符战五位下紀朝臣 一日符起 一日符徒五位下紀朝臣 一日符起 一日符徒五位下紀朝臣 一日符起 一日符徒五位下紀朝臣 一日符起 一日符徒五位下紀朝臣 一日符起 一日符徒五位下紀朝臣 一日符起 一日符述五位下紀朝臣 一日符起 一日符述五位下 一日符起 一日符述五位下紀朝臣 一日符述 一日符述五位下紀朝臣 一日符起 一日符述五位下 一日符述 一日符述五位下 一日符述 一日符述五位下 一日符述 一日符述五位下 一日符述 一日符述五位下 一日符述 一日符述五位下 一日符述 一日符述五位下 一日符述 一日符述五位下 一日符述 一日符述五位下 一日符述 一日符述五位下 一日符述 一日符述五位下 一日符述 一日符述五位下 一日符述 一日符述五位下 一日符述 日子 日子 日子 日子 日子 日子 日子 日子 日子 日子 日子 日子 日子
世東の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の	世代分享毛別ノ田代子が表現代は伝統。田代の伝毛柒リ田代子が開日幸門子當年代にいる。	<b>医茧行大卦新任作任托</b>	日符後五位下惟宗朝臣守邦當年位禄		<b>貳佰拾肆</b>	位方藤原朝臣元轉當年之位下濂朝臣閉當年位禄之位下濂原朝臣兄轉當年之位禄之	拾肆斛柒斗肆升 何拾肆斛柒斗肆升 何拾肆斛柒斗肆升 位下源朝臣閉當年位禄貮 位下藤原朝臣元轉當年位 位下藤原朝臣元轉當年位	村里 村里 村里 村里 村里 村里 村里 村 東 村 東 村 東 村 東 村 大 中 大 大 中 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	值拾肆斛柒斗肆升 紀朝臣平子位禄料佰陸公 記朝臣國保當年位禄料 於肆 和氣朝臣元倫當年位禄料 伯拾肆斛柒斗肆升 佰拾肆斛柒斗肆升 任於肆斛柒斗肆升 任於肆斛柒斗肆升	情報臣為章位禄料穀貳 何拾肆斛柒斗肆升 和朝臣平子位禄料佰陸 紀朝臣平子位禄料佰陸 紀朝臣可子位禄料佰陸 紀朝臣國保當年位禄料 后拾肆斛柒斗肆升 上 行拾肆斛柒斗肆升 任於肆斛柒斗肆升 任於肆斛柒斗肆升	原朝臣親平位禄料榖貮佰 信拾肆斛柒斗肆升 佰拾肆斛柒斗肆升 佰拾肆斛柒斗肆升 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	牌里 無射柒斗肆升	及 原朝臣親平位禄料 課期臣親平位禄料穀武 原朝臣親平位禄料穀武 信拾肆斛柒斗肆升 信拾肆斛柒斗肆升 在拾肆斛柒斗肆升 一后拾肆斛柒斗肆升 一后拾肆斛柒斗肆升 一百拾肆斛柒斗肆升 一百拾肆斛柒斗肆升 一百拾肆斛柒斗肆升 一百拾肆斛柒斗肆升 一百拾肆斛柒斗肆升 一百拾肆斛柒斗肆升 一百拾肆斛柒斗肆升	秀順位禄料参佰陸拾斛市 深朝臣 長保二年位禄科 建斛柒斗肆升 大江朝臣 長保二年位禄科 建斛柒斗肆升 協朝臣為章位禄料穀貳佐 后拾肆斛柒斗肆升 后拾肆斛柒斗肆升 一后拾肆斛柒斗肆升 一百拾肆斛柒斗肆升 一百拾肆斛柒斗肆升 一百拾肆斛柒斗肆升 一百拾肆斛柒斗肆升 一百拾肆斛柒斗肆升 一百拾肆斛柒斗肆升 一百拾肆斛柒斗肆升	於順位禄科参佰陸拾斛玖斗陸升 於順位禄科参佰陸拾斛玖 大江朝臣長保二年位禄科 東斛柒斗肆升 「福朝臣親平位禄料穀貳后 「福朝臣為章位禄料穀貳后 「福朝臣一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
是任治束 是任治束 建斛柒斗肆□	                         	伝拾束	· 影斗事十 7.當年位禄	1解柒斗肆升	附	対象   対象   対象   対象   対象   対象   対象   対象	() () () () () () () () () ()	中 一 中 一 中 一 一 中 一 一 中 十 一 位 禄 武 后 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	##   操   操   操   操   操   操   操   操   操   操		(持 ) (持 ) (持 ) (持 ) (持 ) (持 ) (持 ) (持 )	一、建一、 一、	在	上	# 在
103 102 101			100 99	(差	∲9−19 紙) 98 97										
稱参萬玖百玖拾陸束柒把壹分 穀陸仟貳佰参拾壱斛伍斗陸合	穀陸仟貮佰参拾	太政官長徳四年十二月十八日符造立出雲神殿玉垣料穀穎玖太政官長徳四年十二月十八日符造立出雲神殿玉垣料穀穎玖	左弁官長保二年二月七日宣旨交易進上東三条院御賀料麻布貮□左弁官長保二年六月廿一日宣旨進上水精貮佰丸料稲捌佰拾参束		参把左弁官長保二年正月廿一日宣旨交易進上莚参拾枚料稲参佰捌拾参束左弁官長保二年七月一日宣旨造伊勢大神宮料綿拾伍屯稲佰参東玖把	参把左弁官長保二年正月廿一日宣旨交易進上莚参拾枚料稲参佰捌拾参束左弁官長保二年七月一日宣旨造伊勢大神宮料綿拾伍屯稲佰参束玖把、大政官長保三年五月廿三日符従五位下伊勢朝臣有子位禄佰陸拾粊斛参	参把太政官長保二年正月廿一日宣旨交易進上莚参拾枚料稲参佰捌拾参東太政官長保二年五月廿三日符従五位下伊勢朝臣有子位禄佰陸拾柒斛参大政官長保三年五月廿三日符従五位下伊勢朝臣有子位禄佰陸拾柒斛参大政官長保二年五月廿三日符従五位下藤原朝臣弘道貮佰拾肆斛柒斗肆升太政官長保二年五月十三日符従五位下源朝臣為文位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升太政官長保二年五月十三日符従五位下源朝臣為文位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升	参把太政官長保二年正月廿一日宣旨交易進上莚参拾枚料稲参佰捌拾参束太政官長保二年五月廿三日符従五位下源朝臣為文位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升太政官長保二年五月廿三日符従五位下伊勢朝臣有子位禄佰陸拾柒斛参太政官長保二年五月廿三日符従五位下伊勢朝臣有子位禄佰陸拾柒斛参上,建五年七月一日宣旨造伊勢大神宮料綿拾伍屯稲佰参東玖把左弁官長保二年七月一日宣旨造伊勢大神宮料綿拾伍屯稲佰参東玖把左弁官長保二年五月廿二日符従五位下平朝臣孝明位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升	参把 大政官長保二年五月十三月符従五位下伴宿袮連正當年貮佰拾肆斛柒斗肆升 太政官長保二年五月十三月符従五位下源朝臣為文位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升 太政官長保二年五月廿三月符従五位下源朝臣為文位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升 太政官長保二年五月廿三月符従五位下孫原朝臣引送武佰拾肆斛柒斗肆升 太政官長保二年五月廿三月符従五位下伊勢朝臣有子位禄佰陸拾柒斛参 大政官長保二年五月廿三月符従五位下伊勢朝臣有子位禄佰陸拾柒斛参 大政官長保二年五月廿三月符従五位下伊勢朝臣有子位禄佰陸拾柒斛参 大政官長保二年正月廿一日宣旨变易進上莚参拾枚料稲参佰捌拾参東 全弁官長保二年正月廿一日宣旨で易進上莚参拾枚料稲参佰捌拾参東 参把	解玖斗陸升 大政官長保二年五月廿二日符従五位下帶不由神主利方位禄貳伯拾肆斛柒斗肆 大政官長保二年五月廿二日符従五位下伊勢朝臣有子位禄佰拾肆斛柒斗肆 大政官長保二年五月廿二日符従五位下源朝臣為文位禄貳佰拾肆斛柒斗肆 大政官長保二年五月廿二日符従五位下源朝臣為文位禄貳佰拾肆斛柒斗肆 大政官長保二年五月廿二日符従五位下源朝臣為文位禄貳佰拾肆斛柒斗肆 大政官長保二年五月廿二日符従五位下蔣朝臣為文位禄貳佰拾肆斛柒斗肆 大政官長保二年五月廿二日符従五位下蔣朝臣為文位禄貳佰拾肆斛柒斗肆 大政官長保二年五月廿二日符従五位下伊勢朝臣有子位禄佰陸拾柒糾 小陸升 左弁官長保二年正月廿一日宣旨交易進上莚参拾枚料稲参佰捌拾参東 少と 大政官長保二年正月廿日日宣旨交易進上延参拾枚料稲参佰捌拾参東 本政官長保二年正月廿日日宣旨交易進上延参拾枚料稲参佰捌拾参東 小陸升 大政官長保二年正月廿日日宣旨交易進上延参拾枚料稲参佰捌拾参東 本対官長保二年正月廿日日宣旨で易進上延参拾枚料稲参佰捌拾参東 本対官長保二年正月廿日日宣旨で易進上延参拾枚料稲参佰捌拾参東 大政官長保二年正月廿日日宣旨で易進上延参拾枚料稲参佰捌拾参東 大政官長保二年正月廿日日宣旨で易進上延参拾枚料稲参佰捌拾参東 大政官長保二年正月廿日日宣旨であませ、 本村官長保二年正月廿日日宣旨であませ、 本村官長保二年正月廿日日宣旨であませ、 本村官長保二年正月廿日日宣旨であませ、 本村官長保二年正月廿日日宣旨であませ、 本村官長保二年正月廿日日宣旨であませ、 本村官長保二年正月廿日日宣旨であませ、 本村日本は 本村日本は 本村日本	太政官長保二年五月十三日符従五位下荒木田神主利方位禄貳伯岩肆斛柒斗肆升太政官長保二年五月十三日符従五位下洪木田神主利方位禄貳伯岩肆斛柒斗肆升太政官長保二年五月十三日符従五位下洪朝臣為文位禄貳伯拾肆斛柒斗肆升太政官長保二年五月十三日符従五位下源朝臣為文位禄貳伯拾肆斛柒斗肆升太政官長保二年五月廿三日符従五位下源朝臣為文位禄貳伯拾肆斛柒斗肆升太政官長保二年五月廿三日符従五位下源朝臣為文位禄貳伯拾肆斛柒斗肆升太政官長保二年五月廿三日符従五位下蔣朝臣為文位禄貳伯拾肆斛柒斗肆升太政官長保二年五月廿三日符従五位下伊勢朝臣有子位禄佰陸拾柒斛参太政官長保二年七月一日宣旨造伊勢大神宮料綿拾伍屯稲佰参東玖把左弁官長保二年七月一日宣旨造伊勢大神宮料綿拾伍屯稲佰参東玖把左弁官長保二年七月一日宣旨造伊勢大神宮料綿拾伍屯稲佰参東玖把左弁官長保二年七月一日宣旨造伊勢大神宮料綿拾伍屯稲佰参東玖把	大政官長保二年五 大政官長保二年五月 大政官長保三年五月 大政官長保三年五月 大政官長保三年五月 大政官長保三年五月 大政官長保三年五月 大政官長保三年五日 大政官長保三年五日 大政官長保三年五日	不動底敷稲仟東 太政官長保二年五月 太政官長保二年五月士 太政官長保三年五月士 太政官長保三年五月士 太政官長保三年五月士 太政官長保三年五月士 太政官長保三年五月士 太政官長保三年五月士 太政官長保三年五月士	和	動用参仟肆佰
領参萬の百の合陸東柒把壹分壹毛別リ穀陸仟貮佰参拾壱斛伍斗陸合	拾壱斛伍斗陸合	萬参仟参佰拾貮束参把壹分壹毛捌リ年十二月十八日符造立出雲神殿玉垣 段料稲陸仟貮佰陸	二月七日宣旨交見六月廿一日宣旨進		正月廿一日宣旨悉	正月廿一日宣旨悉七月一日宣旨悉	方十三日符従五 五月廿三日符従五 五月廿三日符従五 五月廿三日符従五 五月廿三日符従五 五月廿三日符従五 五月廿二日符従五	月十三日符従五位	了十二日符従五位 月十三日符従五位 月十三日符従五位 月十三日符従五位 五月廿三日符従五位 五月廿三日符従五位 五月廿三日符従五位 五月廿三日符従五位 五月廿三日符従五位	了二三符從五位 月十三日符從五位 月十三日符從五位 月十三日符從五位 月十三日符從五位 五月廿三日符從五位 五月廿三日符從五位 五月廿三日符從五位 五月廿三日符從五位 五月廿三日符從五位	五月十三日符從五位 月十三日符從五位 月十三日符從五位 月十三日符從五位 月十三日符從五位 月十三日符從五位 五月廿三日符從五位 五月廿三日符從五位 五月廿三日符從五位 五月廿三日符從五位	官長保二年五月十三日符従五位下荒木田神主利方位 官長保二年五月十三日符従五位下荒木田神主利方位 官長保二年五月十三日符従五位下供宿祢連正 官長保二年五月十三日符従五位下伴宿祢連正 官長保二年五月十三日符従五位下伴宿祢連正 官長保二年五月十三日符従五位下碑朝臣善明位 官長保二年五月十三日符従五位下藤原朝臣 官長保二年五月廿三日符従五位下藤剛臣 官長保二年五月廿三日符従五位下藤郎朝臣 官長保二年五月廿三日符従五位下部 京朝臣 官長保二年七月一日宣旨造伊勢大神宮料綿 官長保二年七月一日宣旨造伊勢大神宮料綿	任東 在月十三日符徒五位本 十二日符徒五位本 月十三日符徒五位 日十二日符徒五位	不動底敷稲仟束 不動底敷稲仟束 動用稲参萬柒仟伍佰陸束玖把壹分壹毛捌助用稲参萬柒仟伍佰陸束玖把壹分壹毛捌助用稲参萬柒仟伍佰陸束玖把壹分壹毛捌政官長保二年五月十三日符従五位下伴宿祢連政官長保三年五月廿三日符従五位下伴宿祢連政官長保三年五月廿三日符従五位下课朝臣為政官長保三年五月廿三日符従五位下平朝臣孝明政官長保三年五月廿三日符従五位下伊勢朝政官長保三年五月廿三日符従五位下伊勢朝政官長保三年五月廿三日符従五位下伊勢朝政官長保二年七月一日宣旨交易進上莚参弁官長保二年七月一日宣旨交易進上莚参	動用参任肆佰参拾壹斛伍斗陸合参萬捌仟伍佰伍拾陸東玖把壹分参萬捌仟伍佰伍拾陸東玖把壹分不動底敷稲仟東  「長保二年五月十二日符従五位下官長保二年五月十二日符従五位下二長保二年五月十二日符従五位下官長保二年五月十二日符従五位下官長保二年五月十二日符従五位下官長保二年五月十二日符従五位下官長保二年五月十二日符従五位下官長保二年五月十二日符従五位下官長保二年五月十二日符従五位下官長保二年五月十二日符従五位下官長保二年五月十二日符従五位官長保二年五月十二日符従五位官長保二年五月十二日宣旨を易
<b>青</b>	一参担電グ電子も	参巴氢分氢毛刚儿造立出雲神殿玉垣料穀段料稲陸仟貳佰陸拾束	選上水精貮佰4		交易進上莚参公	交易進上遊餐	在下源朝臣為文 位下源朝臣為文 位下源朝臣為文 五位下伊勢朝記 五位下伊勢朝記 五位下伊勢朝記 五位下伊勢 朝記 五位下伊勢大神宮料記 交易進上遊参公	位下源朝臣孝明位 位下源朝臣為文 位下源朝臣為文 五位下伊勢朝記 五位下伊勢朝記 一五位下伊勢朝記 一五位下伊勢朝記	位下伴宿祢連山位下伴宿祢連山市連門中勢大神宮科は一大神宮科は一大神宮科は一大神宮科は一大神宮科は一大神宮科は一大神宮科は一大神宮科は一大神宮科は一大神宮科は一大神宮科は一大神宮科は一大神宮科は一大神宮神宮	一荒木田神主利方 位下伴宿祢連正位下 中朝臣 妻明位 下 平朝臣 妻明位 下 平朝臣 妻明位 下 平朝臣 妻明位 下 平朝臣 妻明位 下 李朝臣 為 至 一五位下 藤原朝臣 一五位下 伊勢朝臣 一方 一方	四位下安倍朝四位下安倍朝四位下安倍朝四位下安倍朝四位下安倍朝四位下接原朝四位下挪朝臣参明四位下藤原朝四位下广建朝臣参明四位下,一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	把壹分壹毛捌品四位下安倍朝品位下保宿祢連品位下保宿祢連品位下源朝臣差明位于	把壹分壹毛捌品位下货倍朝品位下货倍朝品位下货倍纳品位下货倍纳品位下货售票品位下货票的总量。	壹分壹毛捌リ 門位下安倍朝品 四位下安倍朝品 一二二位下伊勢朝品 一位下伴宿祢連正 一位下伴宿祢連正 一位下伴宿祢連正 一位下佛原朝品 一个等原朝品 一个等原朝品 一个等原朝品 一个等原朝品	臺分壹毛捌リ 壹分壹毛捌リ 四位下安倍朝品 四位下安倍朝品 位下伊育纳里 位下伊育纳里 位下伊宁纳明品 一个学行亦連出 一个学行亦連出 一个学行亦連出 一个学行亦連出 一个学行亦連出 一个学行亦連出 一个学行亦連出 一个学行亦連出 一个学行亦連出 一个学行亦連出 一个学习,但 一个学习,但 一个学习,但 一个学习,但 一个学习,是 一个学 一个学 一个学 一个学 一个学 一个学 一个学 一个学 一个学 一个学
毛別リ把壹分壹手	捌り	<b></b>	不院御賀料稲捌		<b>分拾枚料稲参</b> 好綿拾伍屯稲	\$P\$	学的人名英格兰人名英格兰人名英格兰人名英格兰人名英格兰人名英格兰人名英格兰人名英格兰	位禄料貮佰拾牌文位禄贰佰拾牌艺机道貮佰拾	定當年貳佰拾 位禄料貳佰拾 受位禄貳佰拾 受位禄貳佰拾 等臣弘道貳佰拾 等臣有子位禄伍	方位禄貳伯拾肆定常年貳佰拾肆定者子位禄貳佰拾肆定禄貳佰拾肆定禄貳佰拾肆定禄貳佰拾肆	为臣晴明當年位 对臣晴明當年位 科武伯拾肆 正當年貳佰拾肆 正當年貳佰拾肆 正當年貳佰拾肆 正當年貳佰拾肆 正當年貳佰拾肆 正為料貳佰拾肆 正為料貳佰拾肆	初り 財臣晴明當年位禄料参 朝臣晴明當年位禄料参 新五清后拾肆斛柒斗 是正當年貳佰拾肆斛柒斗 是正當年貳佰拾肆斛柒斗 是正當年貳佰拾肆斛柒斗 是正當年貳佰拾肆斛柒斗 是正當年貳佰拾肆斛柒斗 是正當年貳佰拾肆斛柒斗 是正當年貳佰拾肆斛柒斗 是正當年貳佰拾肆斛柒斗 是正當年貳佰拾肆斛柒斗 是正當年貳佰拾肆斛柒斗 是正當年貳佰拾肆斛柒斗 是一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	新臣晴明當年位 對臣晴明當年位 對臣晴明當年位 對臣就道貳佰拾肆 定當年貳佰拾肆 定為對重有子位禄佰 對臣私道貳佰拾肆	》 学位禄式信拾肆 一种政 一种政 一种政 一种政 一种政 一种政 一种政 一种政	》 学位禄貳佰拾畢 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
毛別リ		報 第	展 岩			<b>差 浬                                    </b>	<b>泛 涅                                   </b>	活 岩 岩 碁 <b>基</b>		看	看	宿 宿 宿 搖 攝 攝 攝 類 茲 位	看 居 居 基 基 基 基 <del>基 </del>	看 岩 岩 基 基 基 基 <del>基 </del>	看 智 格 基 基 基 基

122	121	120	119	118	( 117	巻 9-18 紙) 116	115	114		113	112	111	110	109	108	107	106	105
依太政官同年四月廿八日符従五位下平朝臣壹子當年位禄料佰陸拾柒	康升 依太政官同年四年三日符平朝臣忠明去應和元年位禄料貮佰拾肆斛柒斗	依太政官同年四月三日符従五位下安倍朝臣忠所當年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆□	依太政官同年八月十五日符旨従五位下源朝臣連當年位禄料貮佰拾肆斛柒□	依太政官同年七月十九日符従五位下源朝臣子兼當年位禄料穀貮佰拾肆斛、斗肆升	依太政官康保四年七月十九日符従五位下仲明王當年位禄穀貮佰拾肆斛柒	依太政官康保四年七月廿三日符従五位下藤原朝臣佐時當年位禄穀貳佰拾肆	按政官同四年十一月一日符従五位下橘朝臣實料當年位禄料穀貮佰拾肆□	依太政官康保四年官符廿一日符従四位下正依當年位禄料穀参佰陸拾斛	陸拾斛玖斗陸升	依太政官康保四年五月十三日符従四位下左頼王當年位禄料榖参□	康保四年勘出所注官符用穀陸仟伍佰拾捌斛伍斗伍升捌合	穎貮萬玖仟玖佰玖拾陸束柒把壹分捌リ	長保元年貮仟陸佰肆拾参斛玖合	同四年佰玖斛捌斗捌升陸合	同三年肆拾斛伍斗捌升参合貮合	長徳二年陸佰参拾捌斛貮升柒合捌夕	穀参仟肆佰参拾壹斛伍斗陸合	動用穎穀陸萬肆仟参佰拾貮束参把壹分壹毛捌リ────────────────────────────────────
140	139	138	137	(巻 9-17 紙 136	) 135	134	133	132	131	130	129	128	127	7 126	5 12	5	124	123
依太政官同年五月廿八日符従五位下藤原朝臣恒利當年位禄料貮佰肆升壹合	依太政官同年五月廿八日符従五位下源朝臣隆重當年位禄料貮伯拾肆斛柒□解柒斗肆升壹□	依太政官同年五月廿八日符従五位下藤原朝臣清高當年位禄料貮佰拾□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	依太政官同年五月廿八日符従五位下平朝臣忠時當年位禄料貮伯拾肆斛柒斗	依太政官同年五月廿九日符従五位下藤原遠里當年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆□	依太政官同年五月廿八日符従五位上藤原元轉去天徳二年位禄貳伯拾肆斛柒斗肆□	依太政官同年五月廿八日符従五位下在原義行當年位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合壹合	依太政官同年五月廿八日符従五位下惟宗公方當年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆□柒斗肆升壹合	依太政官同年三月廿八日符従五位下藤原顕猷當年位録料貮佰拾肆斛拾肆斛柒斗肆升壹合	依太政官康保三年三月廿八日符従五位下小野奉持當年位禄料貮佰	穎参佰伍拾柒束玖把	穀貮仟陸佰捌拾参斛捌斗陸升貮合伍夕		安和二年交替見無實穀貮仟貮拾柒斛陸斗伍合玖夕	_	函		依太政官同年四月十三日符天宿袮道元當年位禄料佰貮拾伍斛陸斗玖□	<ul><li>依太政官同年四月三日符従五位下藤原田子當年位禄料佰陸拾柒斛参</li></ul>

依太政官應利四年四月廿一日祭役四位丁橘草田用惟袴料参倌階□	17	柒斗肆升壹合	
《文子集句目》 1————————————————————————————————————	1 17	依太政官同年五月廿八日符従五位下内蔵時合去天暦五年位禄貮佰拾肆□	155
	70	<b>斛柒斗肆升壹合、</b>	
穀肆仟伍佰陸拾参斛壹升貮合陸拾才	169	依太政官同年五月廿八日符従五位下平朝臣忠明當年位禄穀貮佰拾肆	154
同元年勘出穀穎伍萬玖仟捌拾貮束参把陸分陸毛肆リ	168	柒斗肆升壹□	
肆束		依太政官同年五月廿八日符従五位下清方王當年位禄貮佰拾□	153
依太政官同年五月廿八日符権醫師出雲清明位禄正税貮佰伍□	167	斗肆升壹合	
<b>伍把</b>		依太政官同年五月廿八日符従五位下藤原有述位禄料貮佰拾肆斛□	152
依太政官同年五月廿八日符権守伴宿袮師相位禄正税貮仟参拾伍□	166	柒斗肆升壹合	
升伍夕		依太政官同年 [ ] 符従五位源満仲當年位禄料貮佰拾肆□	151
依太政官同年五月廿八日符従五位下粟田明子位禄料佰柒斛参斗□	165	柒斗肆升□	
斗柒升伍夕		依太政官同年五月廿八日符従五位下藤原是重位禄料穀貮佰拾□	150
依太政官同年五月廿八日符従五位下若湯坐若子位禄料佰柒斛□	164	斗陸升捌合	
柒升伍夕		依太政官同年五月十一日符従四位下正清王當年位禄料参佰陸拾□	149
依太政官同年五月廿八日符従五位下小野公子當年位禄料佰柒斛参□	163	斗陸升捌合	
斗肆合升壹□		依太政官同年五月十一日符従四位下懐古王當年位禄料参佰陸拾斛□	148
依太政官同年五月廿八日符従五位下源傅子當年位禄料貮佰拾肆斛□	162	穎貮仟貮佰捌拾玖束伍把	147
柒斗肆升壹□		· 豪参仟拐倌参拾伍角陷斗拐チ侄夕	14
依太政官同年五月廿八日符従五位下伴宿袮是子當年位禄料貮佰拾肆□	161	安全上列首会会员科查上列上员工	16
合		同二年勘出穀頴肆萬陸佰肆拾陸束参把伍毛	145
依太政官同年五月廿八日符従五位下膳利茂位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升□	160	柒束玖把	
升壹合		依太政官同年四月七日符権醫師出雲清明当年秋冬季禄参佰伍□	144
依太政官同年五月廿八日符従五位下文室清平位禄料貮佰拾肆斛柒斗□	159		1
柒斗肆升壹□		依太政官同年四月五日符従五位下藤原朝臣楚姫子位禄料佰柒□	143
依太政官同年五月廿八日符従五位下述職王當年位禄料穀貮佰拾肆□	158	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
斗肆升壹合		依太政官同年六月十六日符国覓伊美吉位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升	142
依太政官同年五月廿八日符従五位下藤原惟實位禄料貮佰拾肆斛柒	(巻: 157	肆升壹合	2
肆升壹合	9–16	依太政官同年五月十六日符従五位下橘時春當年位禄料貮佰拾肆斛柒斗	141
依太政官同年五月廿八日符従五位下内蔵有興當年位禄貮佰拾肆斛柒斗	紙) 156	拾肆斛柒斗肆升壹台	

189	188	187	186	18	5	184		183	182	181	180	179	9	178		177	176	5	(巻 <sup>)</sup> 175	9-15糸 174	į.	173	172
株太政官同年七月八日符従五位下介嶋田公望位禄料貮佰拾肆斛柒斗 (本本)	依太政官同年七月廿九日符従五位下橘奉胤位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆□	依太政官同年四月廿三日符従五位下小野生子位禄料佰柒斛参斗柒升伍夕	依太政官同年四月十九日符従五位下平楚子位禄料佰柒斛参斗柒升伍□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	依太政官同年匹月十九日符従五位下船木利用位禄料貮百拾肆觧柒斗肆升		依太政官同年四月十九日符従五位下文宿袮清平位禄料貮百拾肆斛柒斗□	肆升壹□	依太政官同年四月十九日符従五位下平朝臣忠明位禄料貮百拾肆斛柒□	依太政官同年四月十九日符述職王位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	依太政官同年四月十九日符従五位下尾張能頼位禄料貮百拾肆斛柒斗肆升□	依太政官同年四月十九日符従五位下藤原朝民公宗位禄或百名肆斛宋斗肆升壹□	依太政官同年匹月十九日符従五位下藤原清高料貮佰拾肆斛柒斗肆□	柒斗肆升壹台	依太政官同年四月十九日符従五位下藤原朝臣位禄料貮佰拾肆□	斗肆升壹□	依太政官同年四月十九日符従五位下藤原有清位禄貮佰拾肆斛□	依太政官同年四月十九日符従五位下蔵人有興位禄貮佰拾肆斛柒斗	斗肆升壹□	依太政官同年四月十九日符従五位下藤原朝臣正信位禄料貮佰拾肆斛□	依太政官同年四月十九日符従五位下伴有時貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	肆升壹合	依太政官同年四月九日符従五位下藤原朝臣信凡位禄料貮佰拾肆斛柒斗	依太政官同年四月十九日符従四位下清忠王料参佰陸拾斛玖斗陸升捌□
212	211	210	209	208	207	206	205	204	203	202	201	200	199	198	197	(巻 196	9-14 195	紙) 194	193	192	191		190
穀仟柒佰拾柒束玖把貮分捌毛・ジリー・ジャー・ジャー・ジャー・ジャー・ジャー・ジャー・ジャー・ジャー・ジャー・ジャ	天徳元年検田使食料貮萬玖仟伍佰陸拾肆束陸把玖分陸毛	守従五位下多治真人文正同年位禄料稲貮仟参拾伍束伍把	外従五位下久知宿祢遠平同年位禄料稲仟佰捌拾陸束貮把	外従五位下池田舎人安子同年位禄料穀陸拾貮斛伍斗参升	従五位下伊勢朝臣内子同年料佰柒斛参斗陸升伍夕	従五位下橘朝臣家子天慶十年位禄料穀佰柒斛参斗陸升伍夕	従五位下 [ ] 袮有宗當年位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹□	従五位下藤原朝臣除茂元同年位禄料穀貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下在原朝臣忠国同年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹□	従五位下水宿袮方盛當年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下菅原朝臣行仁同年位禄料穀貮佰拾肆斛柒斗陸升壹□	従五位下藤原清正同年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下内蔵朝臣玄茂同年位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従四位下懐古同年位禄料穀参佰陸拾斛玖斗陸升捌合	従四位下大江朝臣朝望同年位禄榖参佰陸拾斛玖斗陸升捌合	穎参仟貮佰貮拾壹束柒把	穀貮仟伍佰貮斛参斗柒升肆合	天徳二年勘出穀穎貮萬捌仟貮佰肆拾伍束肆把肆分	穎萬参仟肆佰伍拾貮束貮把肆分伍毛捌リ	正税穀 [ ] 拾斛肆斗柒升玖合陸才	恩詔賑給料穀穎萬伍仟参佰伍拾柒束肆分壱毛捌リ	肆升壹□	依太政官同年三月廿六日符従五位下権守伴師相位禄貮佰拾肆斛柒□

4	233	232	231	230	229	228	8	227	226	225	22	24 2	23 2	222	221	220	219	218	217	7	216	(巻 9 215	─13 組 214	
参毛伍リ	天慶八年勘出穀頛佰拾捌萬痓仟柒佰捌拾貮束伍把□分	穎仟柒佰拾参束陸把	穀仟伍佰貮斛柒斗壹升	同三年勘出穀穎萬陸仟陸佰肆束柒把	誤率數過分諸封租穀貮佰肆拾玖斛参合柒夕貮才	天曆九年勘出	度料稲貮萬伍仟東之内	造熊野天神宮料稲貮仟柒佰拾壹束柒分壹毛玖リ言上□	介外従五位下小智宿袮延年位禄料稲仟捌拾柒束貮把伍分	守外従五位下浅井宿袮守行天慶十年禄稲仟佰捌拾柒束[  ]	智方林// 符丑位丁 3 原草目 传覧条行五位丁 7 曆 3 年 位 补	留京雀介送五立下家京朝互呆實议送五立下天曆五丰立禄名三任三月川青丰重三日至 化养料真石井县食艺艺县为真己	送五立下寨京朝至飲子司;宇立禄斗貮百合津 <u>鲜</u> 柒斗津升壹□	従五位下大和時用同年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下栗田同年位禄料穀貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下源朝臣同年料穀貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	従五位下菅原朝臣魚倫同年位禄料穀貮佰拾肆斛柒斗肆升	従五位下小野朝臣公望同年位禄料榖貮佰拾肆斛柒斗肆升壹谷	従五位下源朝臣奉時同年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	肆升壹合	従五位下水宿袮方盛天曆十一年位禄料稲貮佰拾肆斛柒斗	守従五位下浅井宿袮守行賑物料稲佰柒拾伍束	言上解文修造神社料稲陸仟拾玖束捌把肆分五毛	
255	(巻 254	9–11 ; 253	紙)	252		251	250	249	248	247	246		245	244	243	242	241	240	239	238	237	(清 236	拳 9-12 235	2 紙) 234
従五位下有忠王去年位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	外従五位下鴨縣主是則當年位禄陸拾伍斗参升	従五位下神主春廣當年位禄陸拾貮伍斗参升		従五位下平朝臣齊章志茂平奇位禄貮佰拾肆斛柒斗							天慶五年勘出穀穎貮萬参仟百捌拾玖束一把柒分柒毛———————————————————————————————————													

誤所注天慶元年用残加注寮勘返無符穀穎玖萬仟参	誤注不舉論定穎陸萬束	誤無符注未納穎萬参仟玖佰拾貮束壱把肆分壹毛貮リ	穎	穀	天慶三年勘出穀	直萬仟捌佰捌拾陸束陸把陸毛柒厘	誤不進交易赤絹貮佰参拾柒疋肆丈肆尺	捌毛参厘	誤無符注當年未納穎萬肆仟陸佰陸拾肆東貮把柒□壹合	従五位下伴宿袮典職去承平六年位禄貮佰拾肆斛柒斗肆□	従四位下木景行王位禄参佰陸拾斛玖斗陸升捌合	従五位下藤原朝臣當年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆[    ]	従五位下源朝臣公輔去承平三年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆□	ATTENTAL CONTROL OF THE PROPERTY OF THE PROPE	送五立下,写道高虱當,手立禄武,百合津,科柒斗津升壹合	誤無符充用諸大夫位禄穀仟貮佰拾玖斛玖斗参升貮合	誤注不舉定舉内正税伍萬肆仟佰肆束	例交易赤絹直萬仟捌佰捌拾柒束陸把陸毛柒厘	未納穎萬肆仟陸佰陸拾肆束貮把陸分捌毛参□	不[  ]萬肆仟佰肆束	別納租穀仟貮佰拾玖斛肆斗貮升陸合貮夕	天慶四年勘出穀穎玖萬貮仟捌佰伍拾伍束壹把玖分伍毛	捌拾柒束陸把陸分陸毛
297	296	295	294	ł 293		9–9 紙 2 291	i	290	289	28	8 28'	7 286	285		284	- 283	s 282	2 28:	1 280	)	279	278	27
租穀仟柒佰陸拾柒斛伍斗貮升参夕参才	誤加注符外不堪佃田仟佰捌拾肆町参段貮佰歩	誤漏乗田壹段地子稲陸束	穎貮仟伍佰玖束肆把陸分柒毛	穀仟柒佰陸拾柒斛伍斗貮升参夕参才				誤漏納官料加充料加充封戸家租穀陸佰参拾[    ]	承平七年勘□	誇不収品田位田伍拾参町地子稲参仟参佰玓拾貮束	14: X 1 = 1:	同元年勘出穎参仟肆佰貮拾柒束壹把	従五位下伴宿袮春行當年位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升壹合	壹合	従五位下高向朝臣利主延長三年位禄料貮佰拾肆斛柒[  ]		従四位下橘朝臣国倒去年位禄参佰陸拾斛玖斗陸升捌合			]	誤未進正税交易赤絹貮佰参拾柒疋肆丈肆尺	穎陸萬伍仟参佰参拾束参把玖分壹毛	秦参行任角玛兰玛チ陷合

佰玖拾参束

256

誤不進納官交易赤絹貮佰参拾柒疋肆丈肆尺直萬仟捌佰

321	320	319	318	317	316	315	314	(着 313	∳9–8 312	紙) 311	310	309	308	307	306	305	304	303	302	301	300	299	298
誤立用収養在路飢病百姓料肆佰束	誤無符未納穎萬陸仟参佰拾玖把	誤過注四王寺修法料稲貮拾束	。 穎貳萬捌仟玖佰陸拾陸束陸把玖分玖毛	穀貮仟伍佰参拾陸斛伍斗伍升伍合貮夕伍才	3. 延長八年勘出穀穎貮萬捌仟捌佰参拾陸束肆把貮分伍毛	□ □ 驛馬秣壹束	誤漏租穀肆斛壹斗貮升柒合肆夕陸才	可収品田参拾陸町(地子貮仟参佰肆束)	誤漏采女田壹町 地子陸拾束	誤漏乗田壹段(地子稲□□	租穀貮仟肆佰参拾陸斛参斗参升壹合	誤過損田仟陸佰貮拾肆町貮段捌拾柒分	□□充国司公廨田参町 地子稲玖拾貮束	新 類貳萬貳仟肆佰陸拾参束	穀貮仟肆佰肆抬斛肆斗伍升捌合肆夕陸才	3 同元年勘出穀穎貮萬陸仟捌佰陸拾柒束伍把肆毛陸リ	租穀仟捌佰伍拾捌斛貮斗伍升	誤加注符外不堪佃田仟貮佰参拾捌町佰貮拾歩	誤過充国司公廨田肆段(地子稲佰玖拾束肆把[ ]	誤漏乗田壹町壹段地子稲肆拾玖束捌把陸毛陸リ	同二年勘出穀穎貳萬陸佰玖拾束肆把貳分玖毛陸リ	誤過充国司公廨田肆町肆段地子稲佰玖拾玖束肆把陸分柒リ	可収品田参拾陸町 地子稲貮仟参佰肆束
345	344	343	342	341	340	339	338	337	(\? 336	全 多-7 335	紙) 334	333	332	331	330	329	328	327	326	325	324	323	322
公廨貮萬仟肆佰捌拾参束	□子稲肆仟貳佰拾伍束陸把壹分	租穀参□陸佰陸拾壹斛参斗伍合	正税萬捌仟束	頴拾玖萬伍仟肆拾貮束捌把壹□	穀参萬陸仟貮佰玖拾玖斛陸斗伍升壹台貮夕参才	延長六年勘出穀穎参拾伍萬玖仟参拾玖束参把貮分貮毛参□	誤加注四王寺修法料稲貮束	誤以不用馬位死馬貮疋 直陸拾束	誤加注延長七年檢損田使食料貮拾肆束	可収位田参拾肆町  地子貮仟柒佰束	雑稲萬柒仟陸拾束	論定伍萬柒仟玖佰束	公廨柒萬仟陸佰拾束	論定伍萬陸仟玖佰束	誤所注交替无實拾肆萬陸仟伍拾束	地子稲[  ]束	雑稲伍佰貮拾壹束	公廨貳萬仟肆佰捌拾参束	正税萬陸仟陸佰[  ]	延長七年勘出穎肆萬陸仟肆佰陸拾束	可収位田参拾陸町(地子稲貮仟柒佰肆拾束)	租穀貮仟伍佰参拾柒斛伍斗伍升貮合伍才	[ ] 過分損田仟陸佰玖拾壹町捌段佰貮拾柒歩

353 352 351 350 349 348 347 346

論定陸萬仟陸佰拾束

誤所注交易无實不舉正税公廨稲[

誤上未納貮萬陸佰参拾貮束肆把貮分参厘

雑稲伍萬肆佰参拾束

公廨柒萬捌仟柒拾束

誤注過分不堪佃田貮仟佰柒町陸段参佰拾壹歩雑稲萬捌仟佰束

除貮分損田陸佰拾貮町参拾歩

後

欠

(34)

34	33	32	2	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	(巻 17	10-11 16	15			(5)
太政官同四年四月十九日符造進襲芳舎一宇料穀穎貮拾参萬捌仟陸佰	蔵人所同五年三月十三日御帖進上麻布参拾段料穎玖佰参拾玖束	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	東東	左升官同年六月十四日同年四月廿二日両度。邑晃岩内裏所用途米伯斛料類柒伯捌拾	太政官同年五月廿七日符従五位下藤原朝臣美子位禄料佰陸拾柒斛参斗陸升	太政官同年五月廿七日符外従五位下吉志宿袮成兼位禄料陸拾貮斛伍斗参升	太政官同年五月廿七日符従五位下藤原朝臣清子位禄料佰陸拾柒斛参斗陸升	太政官同年五月廿七日符従五位下伊勢朝臣有子位禄料佰陸拾柒斛参斗陸升	太政官同年五月廿七日符従五位下藤原朝臣友子位禄料佰陸拾柒斛参斗陸升	太政官同年五月廿七日符従五位下藤原朝臣實秀位禄貮佰拾肆斛柒斗□□	太政官同年五月廿七日符従五位下平朝臣伊高位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升	太政官同年五月廿七日符従五位下源朝臣高位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升	太政官同年五月廿七日符従五位下橘朝臣為信位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升	太政官同年五月廿七日符従五位下藤原朝臣弘道位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升	太政官同年五月廿七日符従五位下伴宿袮連正位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升	太政官同年五月廿七日符従五位下藤原朝臣永道位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升	太政官同□□□□日符正四位下源朝臣憲定位禄料肆佰参拾壹斛柒升伍合	太政官同年五月廿七日符従五位下艮峯朝臣英俊位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升	太政官長保五年五月廿七日符□□□□□原朝臣顕定位禄穀参佰陸拾斛玖斗陸升	官符用	[前欠]		某年帳
(巻 58	10–9 57	紙) 56	<b>5</b> 5	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39 <b>E</b>	(巻 1 38	10–10 3 37	紙) 36	35
太政官同年四月十日符従五位下當麻貞子位禄穀佰陸拾柒斛参斗陸升	太政官同年四月十日符従五位下藤原朝臣嚴子位禄料佰陸拾柒斛参□□□	太政官同年四月十日符従五位下紀朝臣保子位禄料穀佰陸拾柒斛参斗□□	太政官[]子位禄料穀佰陸拾柒斛参斗陸升	太政官同年四月十日符従五位下藤原朝臣幸子位禄料穀佰陸拾柒斛参斗陸升	太政官同年四月十日符従五位下藤原朝臣番子位禄料穀佰陸拾柒斛参斗陸升	太政官同年四月十日符従五位下荒木田神主利方位禄料絜貳伯拾肆斛柒斗肆升	太政官同年四月十日符従五位下藤原朝臣保昌位禄料穀貮佰拾肆斛柒斗肆升	太政官同年四月十日符従五位下藤原朝臣循政位禄料穀貮佰拾肆斛柒斗肆升	太政官同年四月十日符従五位下美那朝臣直節位禄穀貮佰拾肆斛柒斗肆升	太政官同年四月十日符従五位下藤原朝臣有家位禄料穀貮佰拾肆斛陸斗肆升	太政官同年四月十日符従五位下但波朝臣行衡位禄料貮佰拾肆斛柒斗肆升	太政官同年四月十日符従五位下安倍朝臣吉平位禄料榖貮佰拾肆斛□□□□	太政官同年四月十日符従五位下内蔵朝臣為政位禄料穀貮佰拾肆斛柒斗□□	太政官同年四月十日符従五位下平朝臣信忠位禄料穀貮佰拾肆斛陸斗肆升	太政官長任而年四月十日符従四位下安倍朝臣晴明位禄料穀参伯降好斛玖斗陸升	官符用	穎萬捌仟柒佰柒拾束参把	別納租穀参仟貳佰玖拾柒斛柒斗捌升	長保四年勘出穀頴肆萬仟柒佰肆拾捌束壹把	穎捌萬陸仟肆佰柒拾貮束壹把陸分玖毛捌リ	動用穀貮佰捌拾陸斛壹斗伍升陸合貮夕玖才	別納租穀年年充遺萬陸佰陸拾玖斛捌斗貮升柒合壹夕	不動穀肆仟貮佰陸拾斛

左弁官長保二年七月一日宣旨造伊勢大神宮料綿拾伍屯稲佰参東玖	97	太政官長保三年四月十二日符従五位下藤原朝臣元轉當年位禄料貮佰拾肆	(巻 10-8 77
太政官長保二年五月廿二日符従五位下伊勢朝臣有子位禄伯陸拾柒斛参斗陸升肆升	96	本政官長保三年五月廿一日符従五位下源朝臣閉當年位禄貮佰拾肆斛柒□	76
太政官長保三年五月廿三日符従五位下藤原朝臣弘通貮佰拾肆斛柒斗	95	<b>肆升</b> 太政官同年五月廿一日符従五位下和気朝臣 元倫當年位禄貮佰拾肆解柒斗	75
太政官長保二年五月十三日符従五位下源朝臣為文位禄貮佰拾肆斛柒斗肆升	94		5 74
太政官長保二年五月士二日符従五位下平朝臣孝明位禄料貮伯拾肆斛柒斗肆升	93	太政官同年五月廿一日符従五位下紅朝臣平子位祠料佰陸拾柒解参斗陸升	. 73
太政官長保二年五月十三日符従五位下伴宿袮連正當年貳佰拾肆斛柒斗肆升	92	こくて 引き ユー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
太政官長保。年五月十一日於正四位下源朝臣葛臺富年位禄建伯亥拾壹解柒升伍合	91	太政官同年五月廿一日符従五位下橘朝臣為章位禄料穀貮佰拾肆斛柒斗	72
太政官長保。年五月士二日符従五位下荒木田神主利方位禄貳伯拾二二二二二二	90	太政官同年五月廿一日符従五位下源朝臣親平位禄料穀貮佰拾肆斛柒斗肆升	71
		太政官同年五月廿一日符従五位下大江朝臣長保一年位禄料貮伯招肆斛朱斗肆升	70
太政官長保二年五月十三日符従四位下安倍朝臣晴明當年位禄料参□□□□	89	太政官同年五月廿一日符従匹位下秀順位禄料参佰陸拾解玖斗陸升	69
動用稲参萬柒仟伍佰伍拾陸束玖把壹分捌リ	88	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	)
不動底敷稲仟束	87	太政官長保三年七月十一日符従四位下大江朝臣貞雅位禄料参佰陸拾斛玖斗	68
穎参萬捌仟伍佰伍拾陸束玖把壹分壹毛捌リ	86	官符用	67
動用参仟肆佰参拾壹斛伍斗陸合	85	穎伍佰伍拾束伍把伍毛陸リ	66
別納租穀貮仟参拾参斛玖升伍合	84	別納租穀貮仟捌佰貮拾壹斛玖斗肆升	65
不動穀貮仟捌佰束	83	長保三年勘出穀穎貳萬捌仟柒佰陸拾玖束肆把伍毛陸リ	64
穀捌仟貮佰陸拾肆斛陸斗壹合	82	麻布貮佰段料稲陸仟□□陸拾束	
長保二年勘出穀穎拾貮萬仟貮佰貮束玖把貮分壹毛捌リ	81 長	左弁官同年四月六日宣旨造調□□□□實并御装束用途料交易□□	63
<ul><li>本政官長保三年四月十二日符従五位下源朝臣幸子當年位禄料貮佰拾</li></ul>	80	蔵人所同年三月十三日御帖交易進賀茂祭修理唐鞍用途料佰貮拾柒束肆人所同年三月十三日御帖交易進賀茂祭修理唐鞍用途料佰貮拾柒束肆把	62
<ul><li> 、</li></ul>	79	太政官同年四月二日符正五位下源朝臣忠規位禄料稲貮仟陸佰参拾壹束束政官同年四月二日符正五位下源朝臣忠規位禄料稲貮仟陸佰参拾壹束	61
「別ですんごをごり」   一名名ごん!   小笠肩目をすばを 付着ししし	,	蔵人所同四年十一月廿日御交易進賀茂祭用途料手作布拾段料稲陸佰拾参行。	60
太政官長呆三年五月廿一日符従五位下准宗朝至守邦當年位禄二二二斛柒斗二二	78	子与\$P\$14 左弁官同三年壬十二月廿九日宣旨交易東三条院御法會料麻布佰段料稲参	59

		依太政官康保四年七月廿三日符従五位下藤原朝臣佐時當年位禄穀貮佰	116
		柒斗肆升	
	**	依太政官同四年十一月一日符従五位下橘朝臣實料當年位禄料穀貮佰拾肆を太政官同四年十一月一日符従五位下橘朝臣實料當年位禄料穀貮佰拾肆	115
		至今斗久上至十	
		依太政官康保四年官符廿一日符従四位下正依當年位禄料穀参佰	114
		陸恰軒玖斗陸升	
		依太政官康保四年五月十三日符従四位下佐頼王當年位禄料穀参佰	113
		康保四年勘出所注官符用穀陸仟伍佰拾捌斛伍斗伍升捌合	112 <b>=</b>
		穎貮萬玖仟玖佰玖拾陸束柒把壹分壹毛捌リ	111
		長保元年貮仟陸佰肆拾参斛玖合	110
		同四年佰玖斛捌斗捌升陸合	109
		同三年肆拾斛伍斗捌升参合貮夕	108
		長徳二年陸佰参拾捌斛貮升柒合捌夕	107
[後欠]		穀参仟肆佰参拾壹斛伍斗陸合	106
依太政官同年四月十三日符文宿袮道元當年位禄料佰貮拾伍斛陸斗玖合陸夕依太政官同年四月三日符文宿袮道元當年位禄料佰貮拾伍斛陸斗郑合陸为	— 124 12	□用穎穀陸萬肆仟参佰拾貮束参把壹分壹毛捌リ穀貮仟捌佰斛穎仟束	105
	3 12	不動穀穎貮萬玖仟束前前司源朝臣文雅任中参筋料	104
	2 12	穎参萬玖佰玖拾陸束柒把壹分壹毛捌リ	103
	1	穀陸仟貳□□□壹斛伍斗陸合	102
依太政官同年四月三日符従五位下安倍朝臣忠所當年位禄料貮佰拾肆斛柒□肆升	120	参佰拾貮束参把壹分壹毛捌リ太政官長徳四年十二月十八日符造立出雲神殿玉垣料穀穎玖萬参仟	101
依太政官同年八月十五日符旨従五位下源朝臣連當年位禄料貮佰拾肆	119	左弁官長保二年二月七日宣旨交易進上東三条院御賀料麻布□□□□	100
依太政官同年七月十九日□符従五位下源朝臣子兼常年位禄料榖貳伯拾肆斛柒斗县,	(巻 118	左弁官長保二年六月廿一日宣旨進上水精貮佰丸料稲捌佰拾参束束弁官長保二年六月廿一日宣旨進上水精貮佰丸料稲捌佰拾参末	(巻 10 <sup>-</sup> 99
依太政官康保四年七月十九日符従五位下仲明王當年位禄穀貮佰拾肆斛依太政官康保四年七月十九日符従五位下仲明王當年位禄穀貮佰拾肆斛柒斗肆升	∮10−6 紙) 117	左弁官長保二年正月廿一日宣旨交易進上莚参拾枚料稲参佰捌拾参押。	-7 紙) 98